

14.5-443



14.5

43



始



512

ET4N1Z



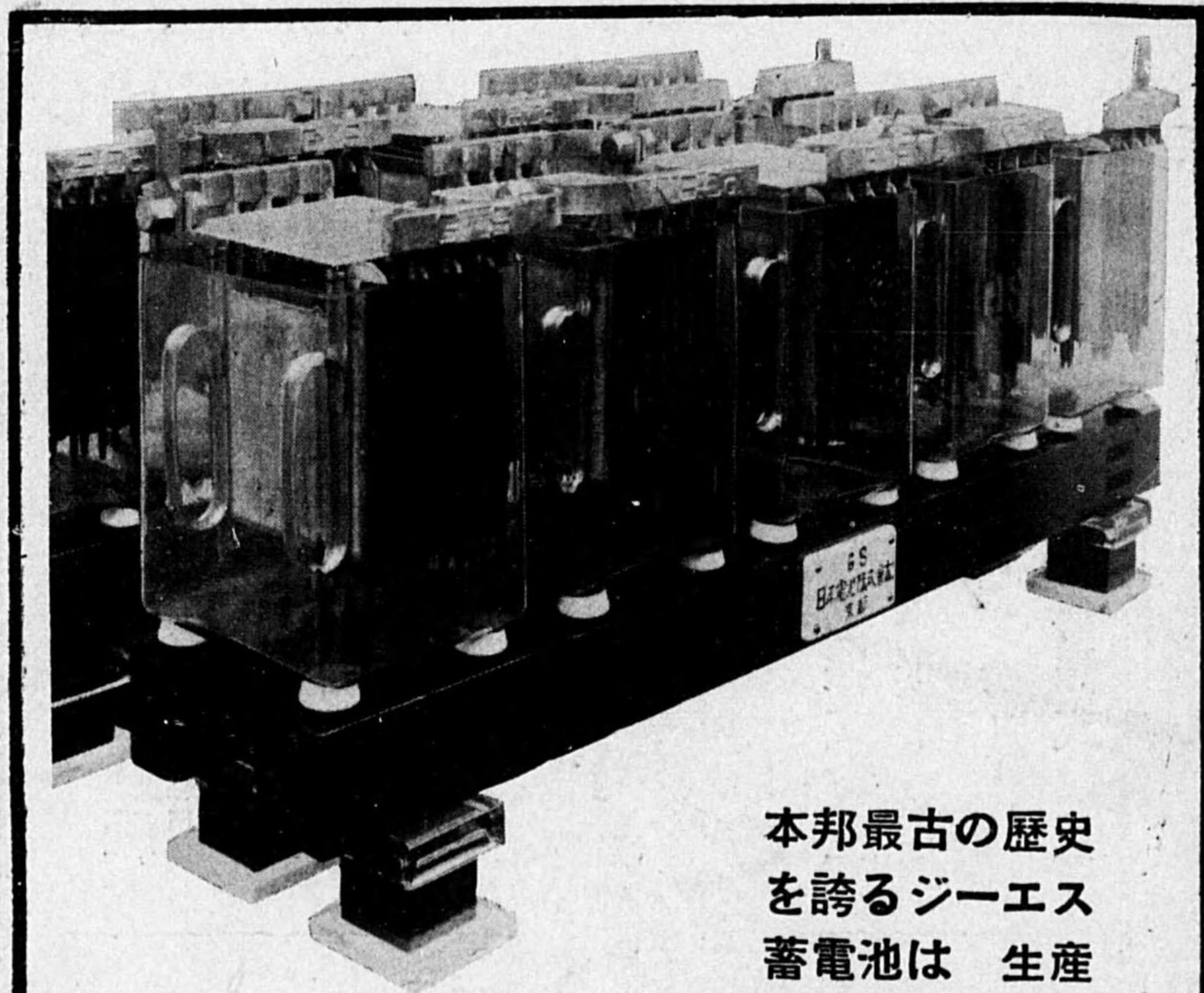
裸銅線及合金銅線
各種絕緣電線電纜
電線電纜接續用品

藤倉電線株式會社

本社 東京市深川區平久町一丁目
販賣店 出張所 大阪、名古屋、福岡、上海、大連
代理店 三井物產株式會社

北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、支那、暹羅、印度、南洋、他諸外國

NO. 76



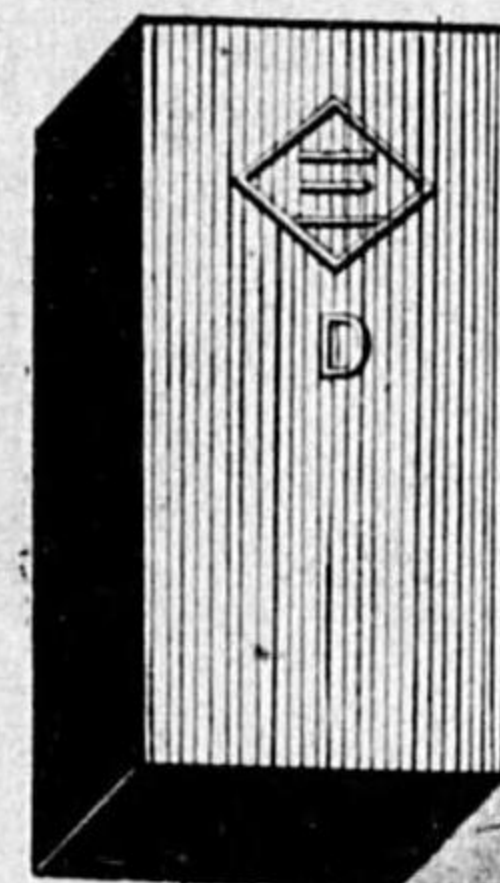
本邦最古の歴史
を誇るジーエス
蓄電池は生産
高日本一 全國
的御愛用を辱す

★ 容量豊大 ★ 耐久無比

ジーエス蓄電池

日本電池株式會社

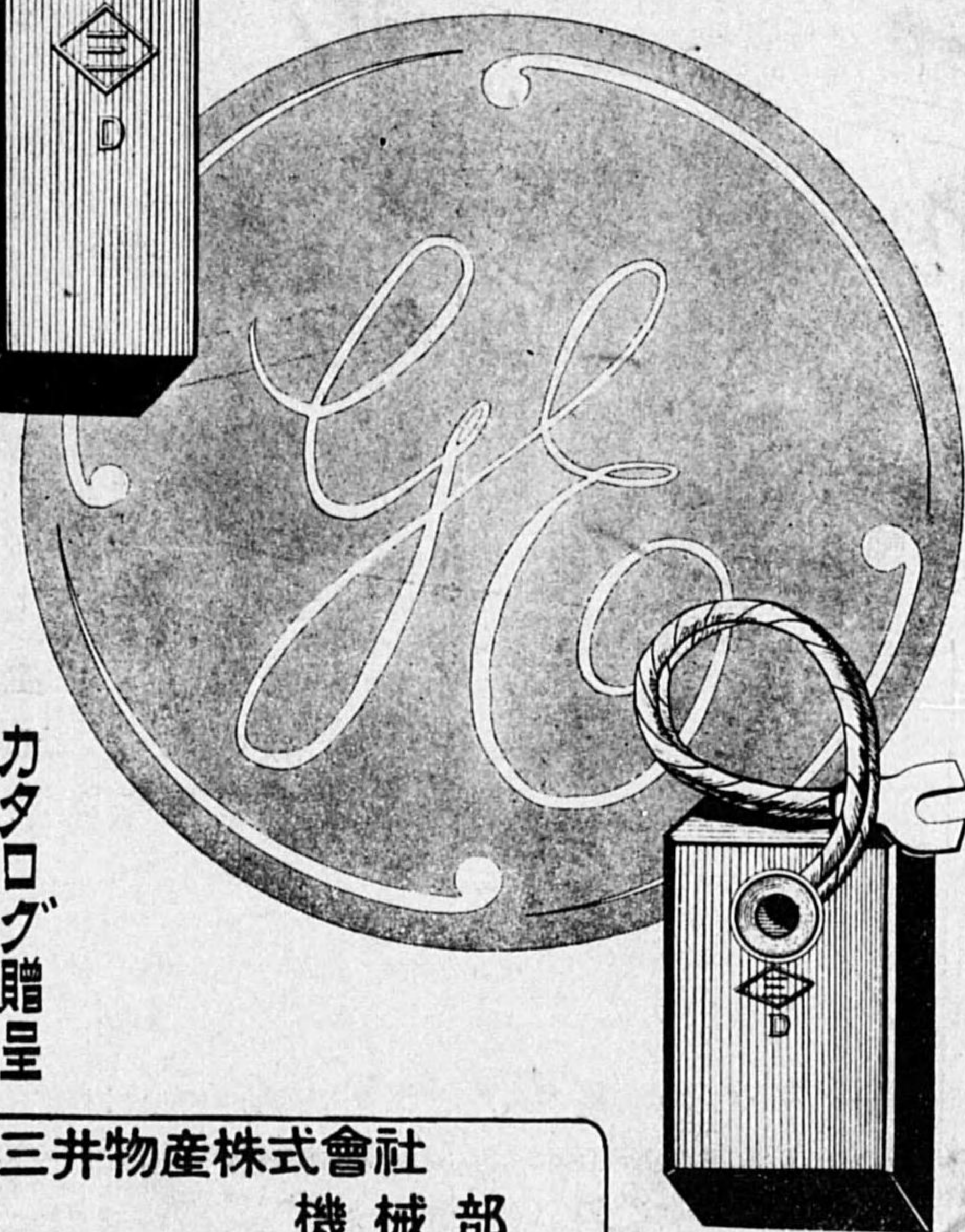
米國ゼネラルエレクトリック會社 標準炭素刷子



カタログ贈呈

三井物産株式會社 機械部

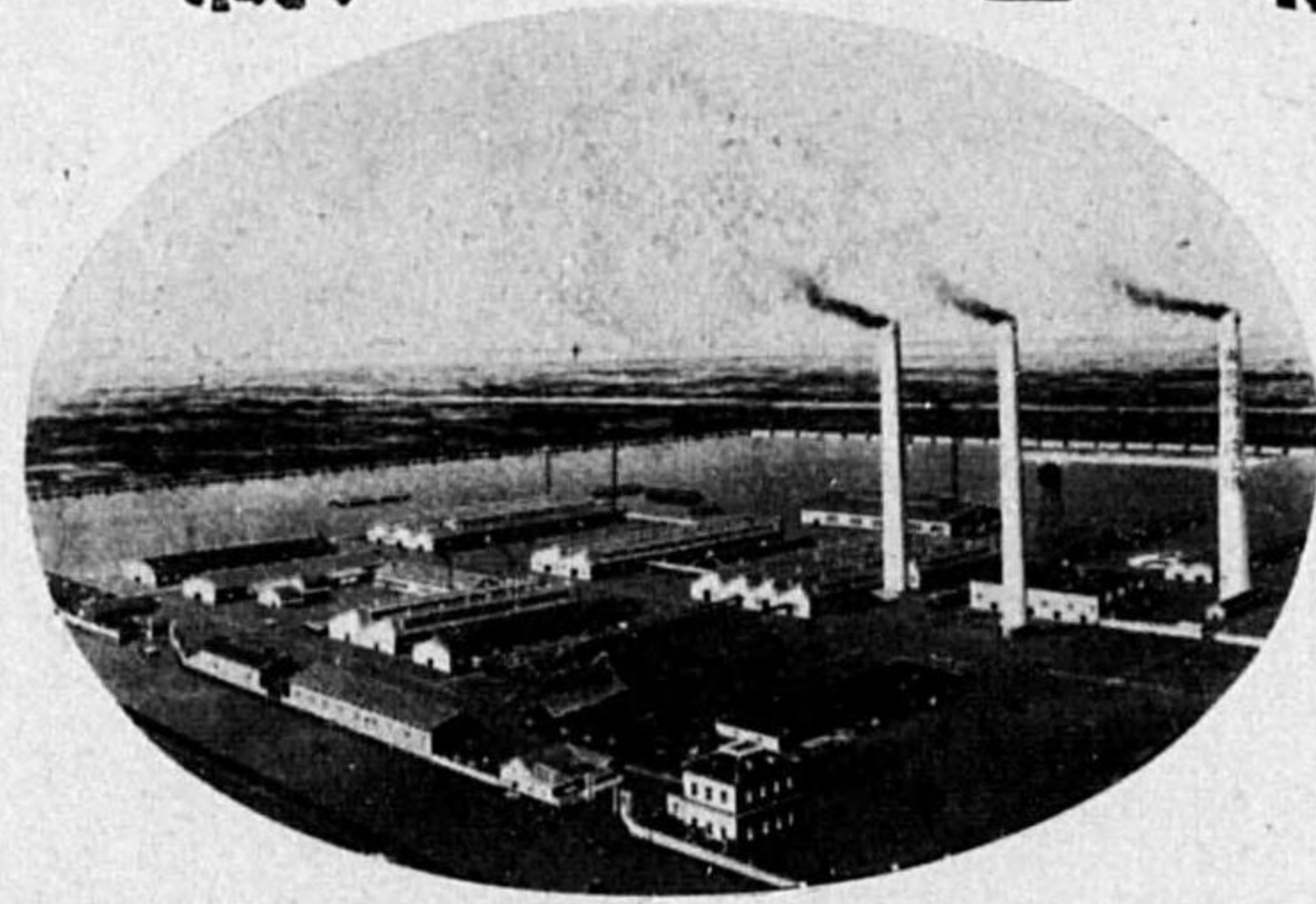
東京市・日本橋區・室町
支店及出張所 大阪・神戸・小樽・札幌・函館
金澤・横濱・横須賀・舞鶴
廣島・吳・門司・八幡・大牟田
長崎・佐世保・臺北・高雄
京城・釜山・大連・奉天・新京其他



多數在庫アリ廉價且迅速

御用命ニ
應ジマス

電 線 電 纜



川崎第一工場全景

東京製線株式會社

東京丸ノ内三ノ一〇 電話丸ノ内 {自3491 至3495}

海内無比最新式
 豎型被鉛機据付完成
 製品特長
 シームレス(繼目無) 強度均等
 停止點稀少 針孔皆無

出張所 大阪北區絹笠町九大江ビル 電話 北 {3369 4574}
 第二工場 川崎市古川通 電話川崎 {3585 3586}
 第三工場 川崎市新川通 電話川崎 2150
 代理店所在地 {仙臺、札幌、名古屋、横須賀、吳、門司、佐世保、
 舞鶴、臺北、京城、大連、新京、哈爾濱、鞍山、
 吉林、チチハル、錦州}



松下電器産業株式會社

輸出及輸入一般

松下電器貿易株式會社

大阪市此花區大開町二ノ二五

朝日・岡田乾電池・電氣時計及マートツ
 電氣扇發賣元

松和電器商事株式會社

大阪市西區江戸堀北通五ノ三四

ナシヨナル受信機及部分品

松下無線株式會社

大阪市外京阪沿線門真

ナシヨナル乾電池及ランプ類

松下乾電池株式會社

大阪市外北河内郡三郷村

配線器具及コンジツト

松下電器株式會社

大阪市外京阪沿線門真

ナシヨナル電熱器

松下電熱株式會社

大阪市東淀川區野中南通リ一

金屬製品類

松下金屬株式會社

大阪府北河内郡三郷村

官公署納入専門

松下電器直賣株式會社

東京市日本橋區江戸橋三ノ五

大阪市外京阪沿線門真
 電器具製造

日本電器製造株式會社

明石市東王子町二丁目

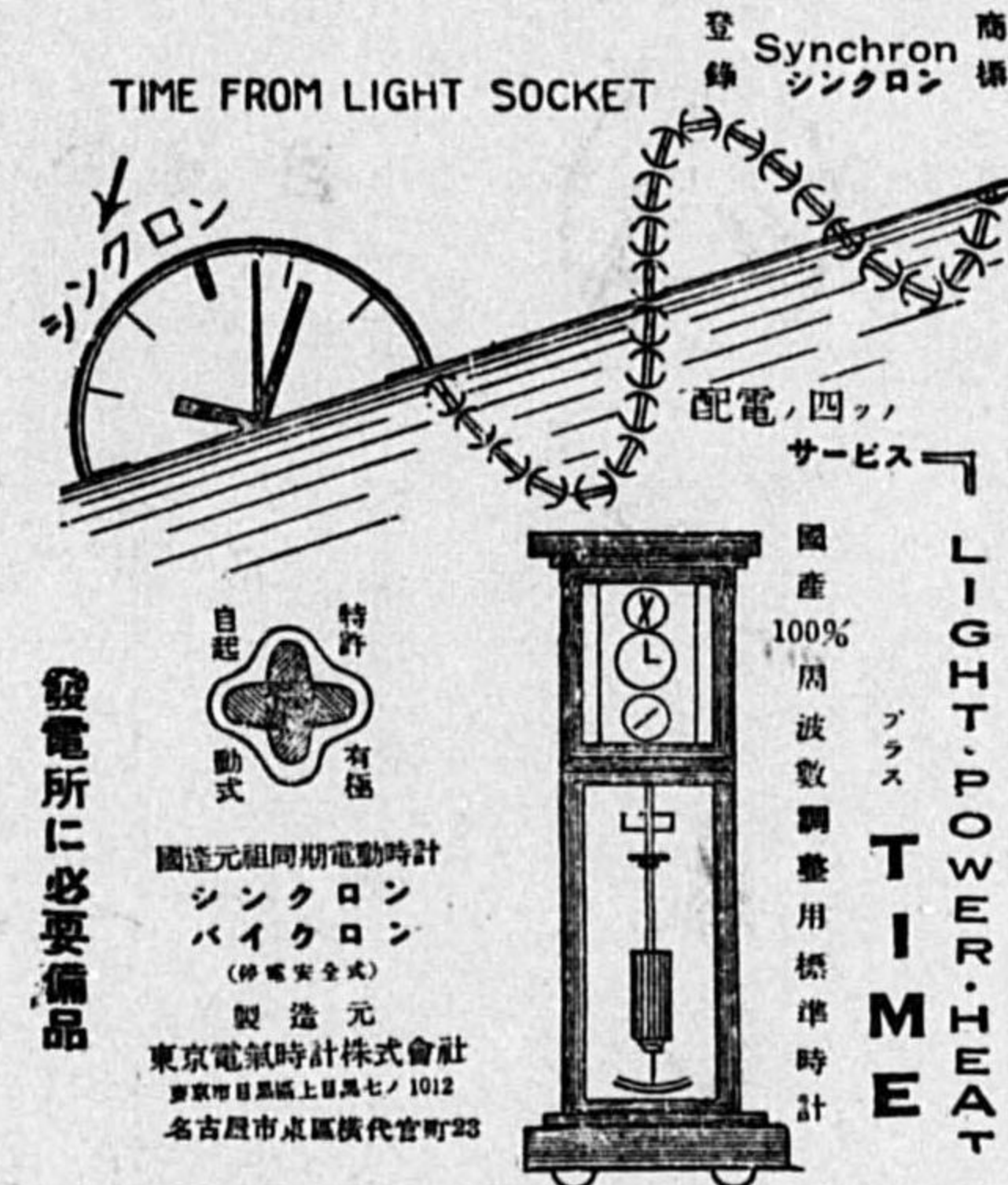
滿 庵 製 煉

株式會社 ナシヨナル 滿庵製煉所

大阪府北河内郡三郷村

東京銀座六丁目

シンクロン 元電機株式会社



發電所に必要備品

親時計主要納入先	周波数	臺數
東電本社配給司令所	50	5
東電吾妻川變電所	50	5
東電鹿瀬變電所	50	5
東電鬼怒川變電所	50	5
東電尾久變電所	50	5
富士水電菅沼發電所	50	5
函館水電株式會社	50	5
滿洲電氣株式會社(大連)	50	5
滿洲電氣株式會社(奉天)	50	5
滿洲電氣株式會社(撫順)	50	5
滿洲電氣株式會社(長春)	50	5
滿洲電氣株式會社(營口)	50	5
鐵道省川崎火力發電所	50	5
熊本電氣津留發電所	50	5
中部電力八帖變電所	50	5
伊豫鐵道電氣株式會社	50	5
東京市電芝浦火力發電所	50	5
靜岡市電氣局川合發電所	50	5
釜山電氣瓦斯株式會社	50	5
大同電力春日出第二發電所	50	5
靜岡市電氣局川邊變電所	50	5
中法民權天津專管居留地發電所	50	5
京都市電氣局	50	5
金剛山電氣株式會社	50	5
青島膠澳電氣股份有限公司	50	5
滿洲電氣株式會社(安東)	50	5
大興電氣株式會社	50	5
以上納入順、其他略		

シンクロン 元電機株式会社 伊藤喜商店

大阪東區平野町



株式會社

東京石川島造船所

營業種目

- 一、艦船ノ建造及修理、船渠業
- 一、陸船用汽機、汽罐ノ製作並ニ修理
- 一、陸船用「タービン」製作及「マーグギヤ」
- 一、起重機並ニ運炭装置ノ製作一式
- 一、橋桁、建築、鐵管等一般鐵工業

本社 東京市京橋區佃島五十四番地
 大阪出張所 大阪市北區中之島三ノ五三井ビル内
 大連出張所 大連市山縣通り三井物産支店內

主要製品 電話機・交換機
有線・無線電信・電話機
電氣時計



東京市麹町區丸ノ内(東京海上ビル新館)
沖電氣株式會社

支店及出張所 大阪、大連、福岡、名古屋、札幌、熊本、廣島、神戸、奉天、新京
代理店 大倉商事株式會社、京城、臺北、ハルビン

主要製造品目

特殊新製品

電線、電纜、鉛管、鉛板、エポナイト製品
 D.G. フォーマ線——耐燃、耐油、耐熱性接續用電線
 大日フオーマ線——耐燃、耐油、耐熱性絶縁電線
 エポナイト電線——高度耐油、耐酸、耐電蝕性絶縁電線
 オールエポナイト電線——高度耐油、耐酸、耐電蝕性電線
 金屬補強入キヤプタイマーケーブル——特殊高壓ゴム線
 水道用大日合金鉛管——鍍裝電車線



大日電線株式會社

本社並工場 尼崎市東向島西之町八
 販賣店 東京市丸之内一丁目帝國生命館内
 出張所 名古屋市中西區西瓦町一三
 同 福岡市片土居町四一
 滿洲駐在員 大連市山縣通八〇出光商會内
 代理店所在地 横須賀、仙臺、金澤、舞鶴、吳、佐世保、臺北、高雄、京城、大連、奉天、新京、ハルビン、チ、ハル



Y.E.W. ELECTRICAL INSTRUMENTS

營業課目概要

携帶用・配電盤用各種計器
積算電力計・各種溫度計
ブリッジ・オッシログラフ・電位差計
電氣廻轉計・航空計器類
フローメーター・CO₂レコーダー
高周波用測定器及装置・各種抵抗器
物理測定用計器及装置

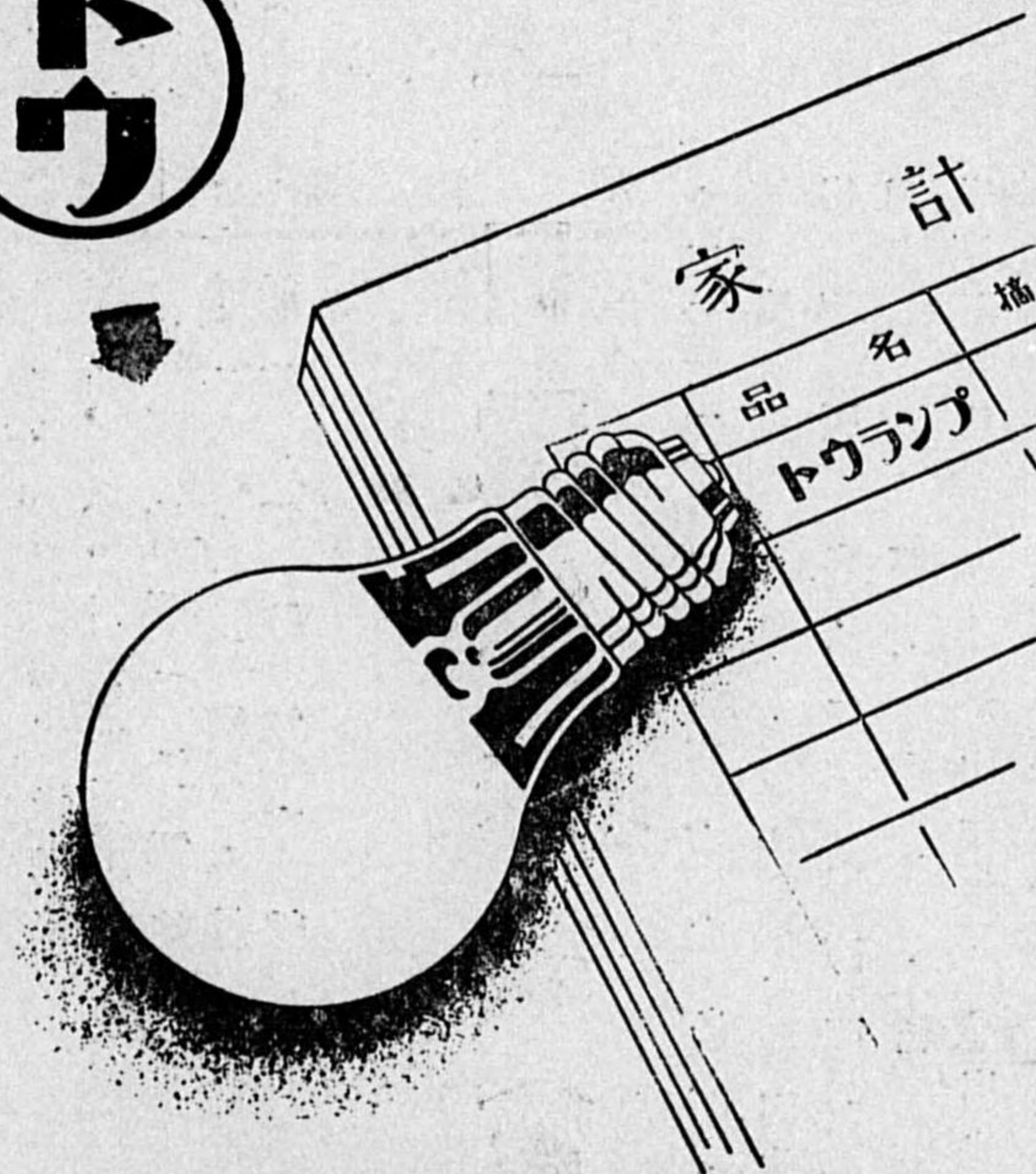
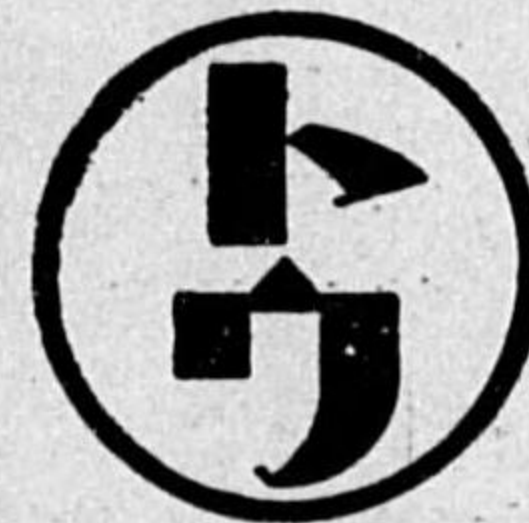
YEW

株式 横河電機製作所
會社
東京市丸ノ内1/2

今や照明は

トウランプ

時代



東西電球株式会社

本社 東京丸ノ内 営業所 (札幌・仙台・名古屋
支社 東京・大阪 支店 (広島・福岡・京橋)

日立製作所



主要製品概目

發電用機械 船舶用機械
 鐵道用機械 礦山用機械
 建築用機械 工場用機械
 土木用機械 家庭用電氣品

株式會社 日立製作所

東京・丸の内

大阪營業所 大阪市西區土堀通一ノ一
九州營業所 福岡市博多片土居町四一
大連營業所 大連市紀伊町八五番地
新京出張所 新京豐樂路六一二
奉天出張所 奉天沱沱町一二

京城營業所 京城府古市町四三
名古屋販賣所 名古屋市中區南大津町一ノ一〇
札幌販賣所 札幌市南二條西一三ノ三一九



都鄙に普おし
 テレヒア
 ラヂオ

ラヂオと無線

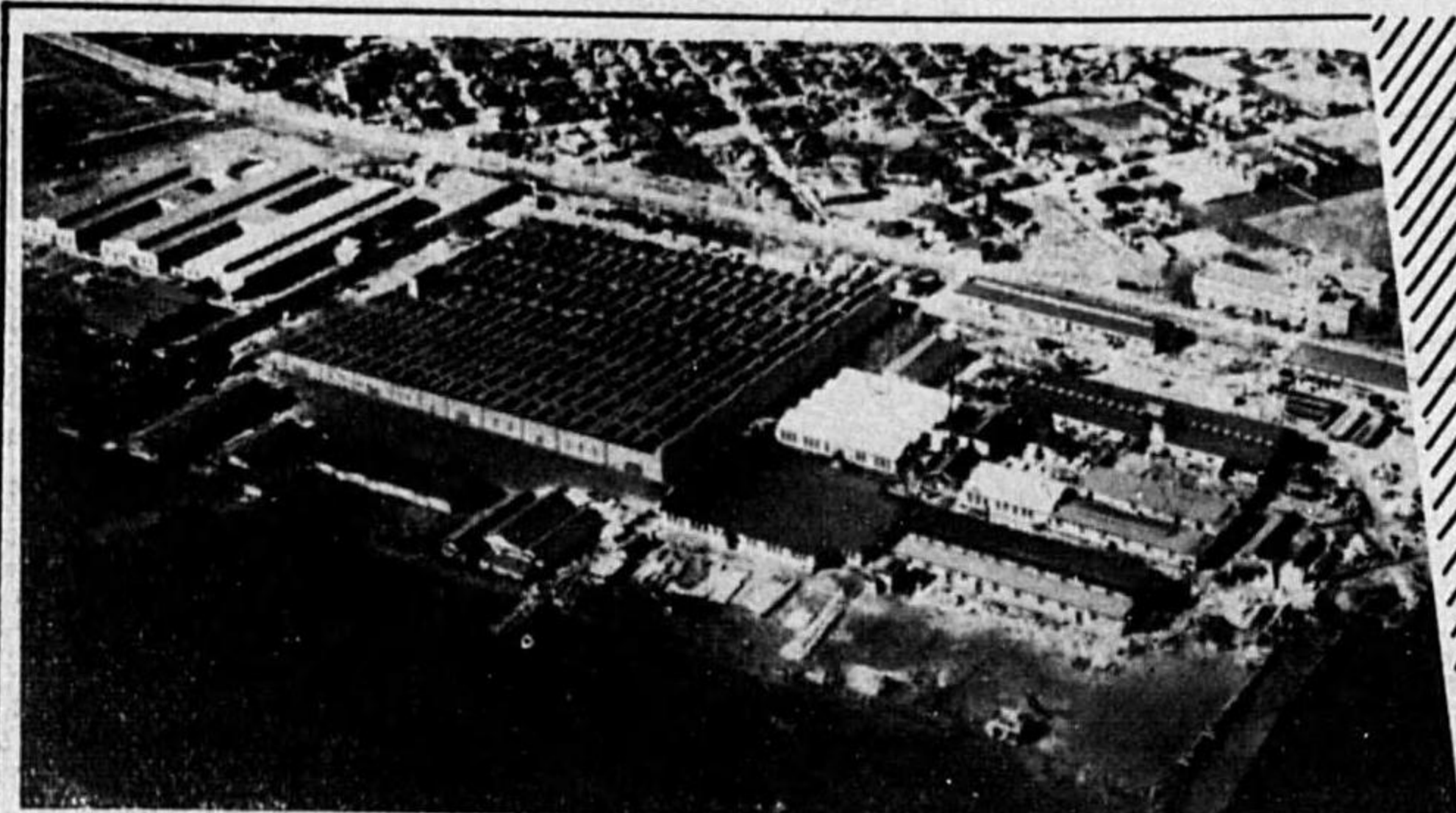
古き歴史と絶えざる研究は
 常に新鮮潑刺の製品を供給す
 權威ある無線科學の専門工場

(カタログ進呈)

東京 山中電機株式會社 大森

東京市下谷區御徒町三ノ六
 名古屋市中區船屋町一六
 福岡市博多下吳服町
 京城府本町三丁目三〇
 金澤市石浦町五三番地
 新京特別市興安大路(石橋ビル)

大阪市西區靱上通一ノ二一
 札幌市南三條西四丁目
 廣島市上流川町一六
 奉天加茂町五番地
 大連市若狹町一四番地



(川崎工場全景)

—營業品目—

- 其他各種通信機器類
- 傳送機器一式
- 家庭用簡易電話機
- 各種電話交換裝置及電話機
- 富士通信機**
- 其他各種強弱電機器類
- 熱經濟計器類、流量計
- 各種精密測定裝置
- 電鐵及船用電機類
- 各種工業用電動機類
- 電氣事業設備一切
- 富士電機**

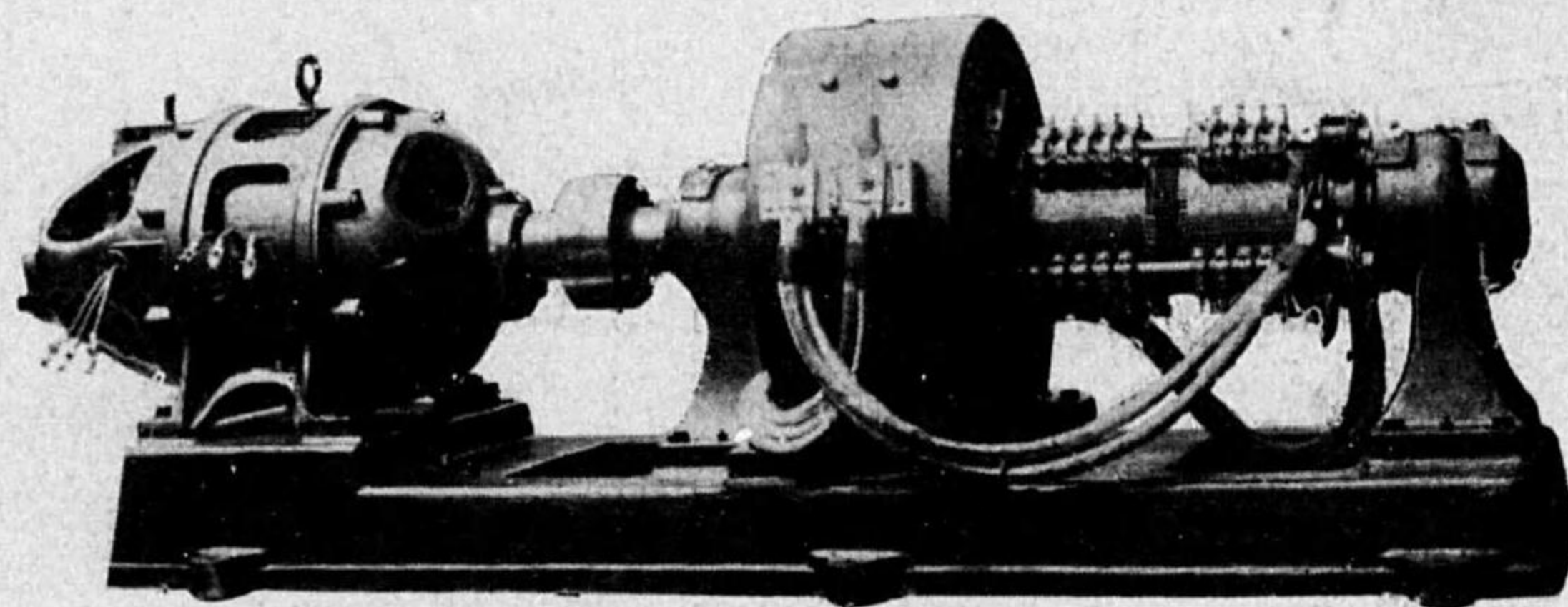
(製品型錄進呈)

富士電機製造株式會社
富士通信機製造株式會社

東京市芝區新橋三丁目一八番地
地方營業所 大阪 門司 名古屋 京都 神戶
工場 台北 神奈川 川崎



電動發電機



日本電氣工業株式會社殿へ三基納入

品名	電壓	電流	容量	廻轉數	摘要
直流發電機	40	750	30KW	750	
三相誘導電動機	200	139	50HP	750	三菱電機株式會社製

營業概況 { 電動機
發電機
モーターサイレン
配電盤

合資社 精工社製作所

東京市芝區新橋三丁目一八番地
電話芝(43)一〇四六番

THE YEAR BOOK OF
ELECTRICAL INDUSTRY OF JAPAN

Published by the Denki Shimpo Sha, Tokyo.

電 氣 年 報

昭和十一年版

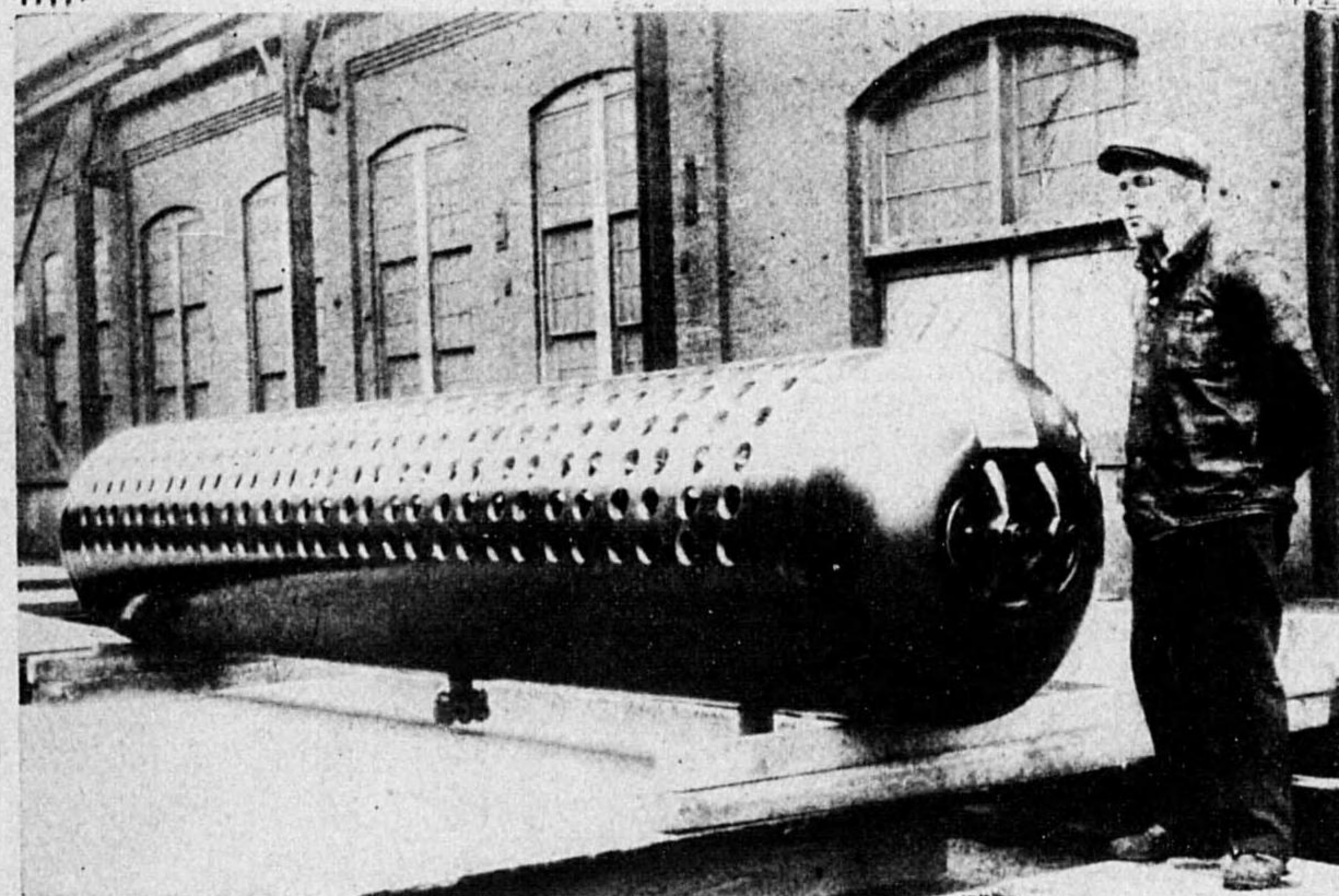


株式會社 電 氣 新 報 社

東京 大 阪



バブコック フュージョン ウエルド製
ボイラー ドラム



≡ 銲接より銲接へ ≡

銲接は既に過去の産物となり、いよいよ銲接時代へと入りました。本銲接に依るボイラー・ドラムは既に 2000 基餘製作供給され、優秀なる成績を示して居ります。詳細は当社へ御尋ね下さい。

東洋バブコック株式會社

横濱市磯子區磯子町一番地

THE YEAR-BOOK OF
ELECTRICAL INDUSTRY OF JAPAN

1936

Published by the Denki Simpo Sya, Tokyo.

電 氣 年 報

昭和十一年版



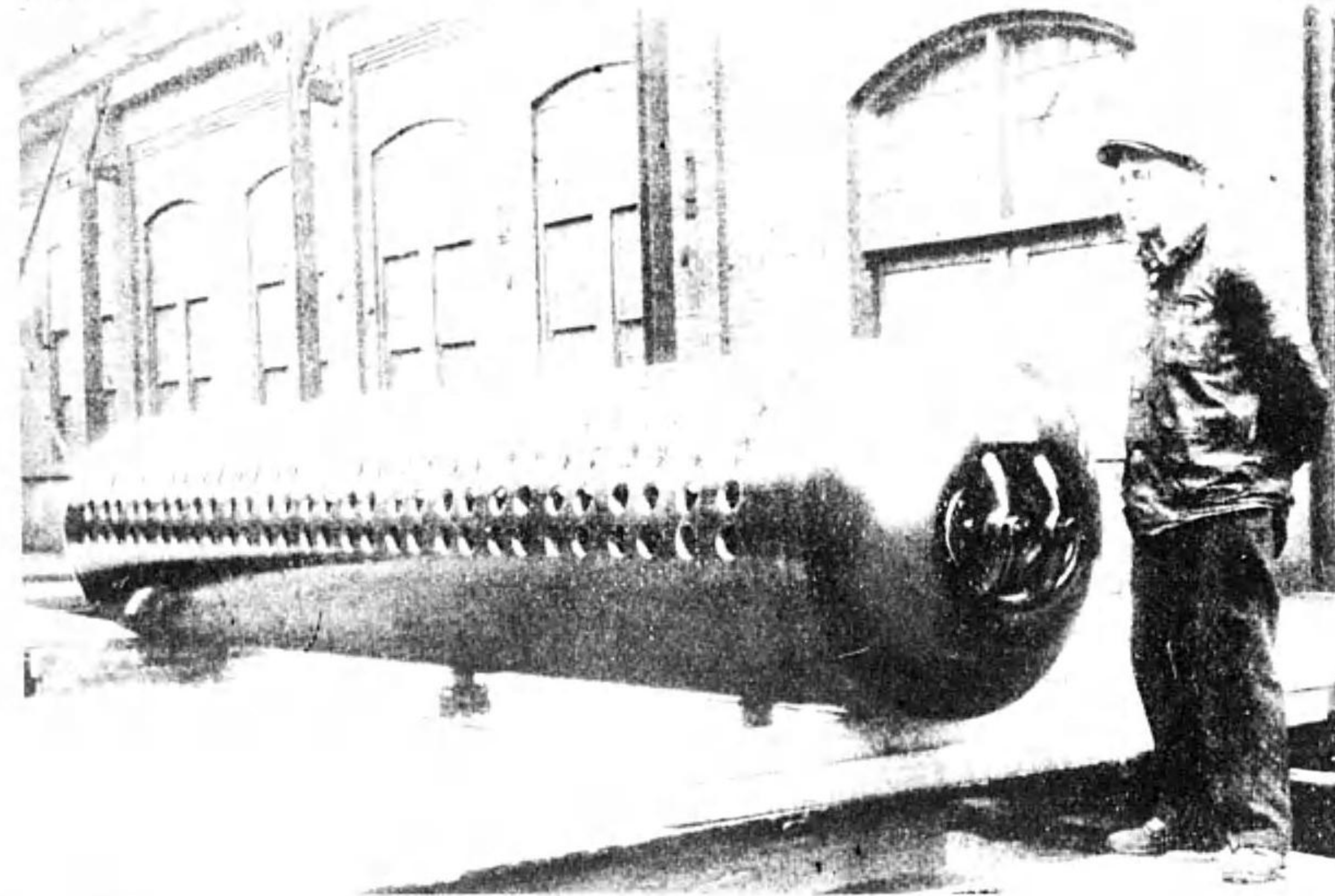
株式會社 電 氣 年 報 社

東京 六 版



製 造 者 ウエルド フューション コック

ドラム ボイラー



銲接より銲接へ

銲接は既に過去の産物となり、いよいよ銲接時代へと入りました。本銲接に依るボイラー・ドラムは既に2000基餘製作供給され、優秀なる成績を示して居ります。詳細は当社へ御尋ね下さい。

東洋バブコック株式會社

地 番 一 町 磯 子 區 磯 子 市 濱 横

14.5-44?

緒言

電氣關係諸事業は昭和七、八年以來の我國經濟界の一般的活況に照應して何れも好調を示し、就中電燈電力供給事業に於ては電力需要の健實なる増加、事業各社の積極的財務整理の進捗、外債負擔の輕減等の諸好條件に恵まれて好轉の跡特に著しく過去に於て我國電力界を苦境のどん底に陥れた餘剩電力處分難は完全に一掃された上、尙且つ電力不足を現出し事業各社は再び往年の發送電設備建設時代を迎へたのであつた。また内債整理に依る負擔輕減の結果、資金コストは一般に低下せられ、外債の買入償還の進捗に依り、電力界多年の桎梏たる所謂外債難も大いに緩和せらるる等電力界稀にみる繁榮期を實現した。また電力界の恢復と歩調を共にし、それと直接的聯關に立つ電機製作工業、電氣化學工業の活況も目覺ましいものがあつた。即ち電機製作工業界は發送電設備の擴張新設、配電設備の膨脹に伴ひ製品の引合陸續として相繼ぎ、受註高は累増し各社の資本回轉率は一齊に上昇した。特に發送電設備にあつては近來運轉能率上の見地よりして設備單一容量が巨大となり、設計仕様が次第に高度化される傾向にあり、製作技術界の向上進歩と相俟つて幾多の世界記録的製品の完成をみ、我國產重工業界の聲威を汎く國際的に宣揚した事實は特記すべきであらう。電氣化學工業界の隆昌は主として電化製品需要の増加、價格昂騰の側面より誘致せられたるものといへ、また他面豊富低廉なる電力の供給に依る電力原料化への理想を一部實現したるものとして意義が深い。以上に比し事業經營の上に比較的恵まれざる立場に立つたものは電鐵事業であらう。即ち近時自動車運輸の發達、國鐵電化の進捗に伴ひ地方私鐵の運輸業務は漸次これらに挾撃されると共に、過去に於ける私鐵自らの放漫經營に禍されて業績は一般に伸び悩みの状況にあつたが、昭和九、十年に於ては私鐵業者の自主的な經營合理化運動起り、監督官廳の統制助長策と共に漸次立て直りの様相を呈してゐる。電力需要の急増に比し電燈の増加は比較的緩慢ではあつたが電球需要の趨勢にはさしたる變化がなかつた。我國電球工業界はかつての爆發的な盛況振りを失つたといへ、その足取りは漸次健實となり、特

に昭和九年末内地向共販會社たる東西電球會社の設立をみてより電球工業界は過去の無統制を清算し、また輸出向電球の統制に關しても官民相協力して方策の樹立に努力した。電氣通信及び放送事業の發達もまた特記すべきであらう。即ち逓信省は我國電信電話通信網の整備擴充策に關し各種の計畫案を立て通信事業特別會計實施と相俟つて案の實行に進んだ。放送事業に於ても聴取加入者の増加著しく聴取料の値下げが斷行された結果としてその普及率の向上には特に目覺ましいものがあつた。

以上我國電氣關係諸事業は全般的に好調の時代を迎へ、水力電氣資源に富む我國としては定に祝福すべき實情にあるが、また外地及び滿洲國に於ても電氣關係諸事業の繁榮大いにみるべきものあり、内地のそれと相呼應して未曾有の躍進期を迎へてゐる。

本年報はこれら電氣關係事業の各部門に互り主として昭和十年中に於けるその動態を判然たらしめ以て我國電氣界の諸般に對して一般の理解を深め、また事業關係者に對しては常に座右に在りて以てその業務上の參考資料たらんことを期し編纂したものである。即ち電氣關係事業界は年と共に愈々廣汎なる領域に分岐されてゆき、各々分業に従ひてその専門部門に活動しつつあるが、かかる傾向はともすると専門部門の事情にのみ深くして事業界全般の綜合的認識に於て缺くる場合なしとしない。然しながら素より電氣關係諸事業は一として各獨立遊離して存立するものではなくして、各専門部門は相互に緊密なる關聯を有し全體として經濟活動を營むものであるから、この意味に於て電氣界百般を網羅するところの綜合的記録の必要なことはいふまでもない。本年報の編纂刊行がその幾多の困難にも拘らず敢て企圖せられ實行に移されたる所以であるが、年々版を重ねるにつれて内容漸く整備され理想の一端が實現されつつあることは、嘗に我々編纂發行の業務に携る者のみの喜びたるに止らず、從來この種の綜合的年史の記録を有たなかつた電氣界に齎す利便は決して尠くないと考へる。

我國 現在國內的にも國際的にも重大非常時局下にありといはれてゐる。即ち政治經濟文化の各般に於て非常時局の意識は漸次昂揚されつつあるものの如くであるが電氣關係諸事業界もそれに例外をなすものではない。即ち全產業界への動力供給源としての電力事業、また社會生活の神經ともいはれる電氣通信事業、近代科學の尖端であり最新ニュース機關として重要性を

加へつつある放送事業、直接軍需工業と關聯する機械製作工業、電氣化學工業、重要輸出品として「メード・イン・ジャパン」の盛名を全世界に喧傳する日本製電球等々、電氣關係諸事業こそ定に非常時日本の全事業界をリードする第一線の花形といふも過言でなからう。我々は譬へば現時世論を喚起しつつある電力國策問題の如きに關心せざるを得ない。即ち非常時日本の重要國策の一として電力國家管理案が取り上げられたことは決して偶然ではなく、改正電氣事業法に據る電力民營統制の過去の實績に關しては各人各様の異論ありとするも、既に國家が電力事業國家管理の必要を認め世論またこれに和するに於ては電氣界に直接間接の關係を有する者は一應問題の依て來れる基調について考へざるを得ない。本年報の編纂が着手せられし當時に在ては該問題の重要性は左程切實でなかつたため、電力國營問題については特に大なる紙面が費されてはゐないが、然し二百數十頁に亙る本文第一編電燈電力の全内容は我國電力界の現況を示すに萬遺漏なきを期し、その歸趨を明らかならしめんがためには全幅の努力を傾注しあれば、現在電力問題の重要性必然性の全き理解は充分これに依て得られるものと信ずる。

本年報の編纂に際しては逓信省、鐵道省、商工省、内務省、其他各民間各事業團體、學術團體、商工業團體等の當局者より熱誠なる激勵を受け、資料の提供其他利便を與へられたこと多大であつた、我々の深く感謝するところである。尙編纂は第一、三、四、七編は北久一が、第二、五、六編は高橋賢二郎が各擔當し、其他の各編は適宜分擔し、編纂部總員注力完結したものである。

「電氣年報」編纂部

凡例

1. 本年度版は主として自昭和十年一月至同十二月末の一年間に
いて記述せるも、特に重要な問題は編纂締切期限まで延長し
昭和十一年四月中旬にまで記述を伸した。また昭和十年以前の
事項についても特に必要と思はれるものに關しては出来るだけ
詳細に記述し一般の理解に便ならしめた。
2. 本年度版は前年度版に比し編別を増加し、従来の編別九を十九
に増加した。即ち新たに電氣化學工業、滿洲國電氣事業、國際
會議、世界電氣事業概況、學術技術、發明特許、各種試驗、新
聞雜誌出版等の諸編を加へ、また電氣通信と放送の二編を獨立
せしむる等、編纂の體系を整へた。
3. 組版體裁を變改し第一編より第十六編までを八ポイント三段組
第十七編より第十九編までを八ポイント四段組とした。これに
依り總字數は前年度版に比し約二倍となり、内容の充實を期し
4. 統計表は主として官廳統計に據り、然らざるものはその出所を
出来る丈は闡明にし正確を期した。資料は出来るだけ廣範圍に
蒐集網羅したが、特に新聞記事の場合は數紙を比較對照し尙且
つ正確を期し難き場合は放棄するに吝かでなかつた。
5. 第十九編業者一覽の作成には特に意を用ひ、全國の關係事業者
に調査票を送り記入返送し來れるものを整理したのであるが、
極く少數の返送し來らざるものについては止むなく前年度版を
再掲した。
6. 叙述は努めて一方的に偏せず中正を旨としたことは勿論である
が、特に時間的順序を重んじ記述に前後なきやう努めた。
7. 本年報は毎年六月發行する、編纂其他に不滿の點お氣付あらば
御教示を乞ふ。一般の御支援の下に本年報をして逐年完璧のも
のにしてゆき度いといふのが我々の念願である。

電氣年報 昭和十一年版 總目次

第一編 電 燈 電 力	(總頁二五一)
第一節 總 觀	一
電力需要の増加	三
發電所の建設	四
電力統制	六
電氣料金値下問題	七
電力國營問題	九
起債條件の好轉	二
社債低利借替運動	三
電力外債問題	六
第二節 電氣事業概況	三
一、電氣事業の發達	三
二、事業社及發電力の彙類	四
三、事業社及發電力の増加	六
四、電 燈	七
五、電 力	八
六、電氣鐵道	九
七、資本及利益	一〇
八、電氣機器類	一〇
九、電氣化學工業	一〇
十、發電水力	一三
第三節 電氣事業發達の趨勢	一三
1、事業者數と資本金	一三
2、資本金と配當率	一四
3、發電力	一五
4、發電所	一六
5、電線路	一六
6、運轉費	一七
7、發電々力量と固定資産	一七
8、燃料費	一八
9、電力需要單位容量	一八
10、電氣鐵道	一九
11、收 入	一九
12、都市と地方	二〇
13、未點燈世帯	二〇
第四節 電力需用實績	二〇
發電電力量	二〇
平均電力	二〇
平均最大發電電力	二〇
前年同月に對する増加	二〇
第五節 昭和十年電氣事業異動	二〇
新設事業	二〇
開業事業	二六
供給區域擴張及軌道延長	二六
新設發電所	二六
落成發電所	二六
發電所出力變更	二六
發電所廢止	二六
受電	二六
水利使用許可報告	二六
合併讓渡認可	二六
合併讓渡終了	二六
資本の増減	二六
準用事業認定	二六
法規	二六
雜	二六
第六節 資源局、商工省、逓信省調査	二六
發電電力量、發電電力量指數	二六
工場鑛山使用電力量指數	二六
第七節 昭和十年電氣事業界年誌	二六
一、月	二六
電力外債の買入償還に關し大藏省不 許可方針を發表	二六
出雲電氣松江火力發電所新設認可	二六
東邦日電の水力連繫	二六
高岡電燈下井澤水力發電所新設認可	二六
宇部徳山間送電擴張に就き起債認可	二六
滿洲電業会社の電氣料低下方針	二六
電氣協會、發電水力法の研究に着手	二六

中部電力、矢作水力兩社、對豐田織機給電をめぐる再度の係争始る……… 六五
 岩手縣電化計畫……… 六五
 大同電力の關西小賣進出阻止さる……… 六六
 東邦電力の公稱資本金二億圓に増資……… 六六
 大同電力職制變更……… 六六
 東部電力送電網の整理完成……… 六六
 六地帶發電送電豫定計畫審議可決……… 六六
 九州共同火力發電會社設立認可さる……… 六七
 屋久島調査隊現地に向け出發……… 六七
 東電對八王子市の報償契約成立……… 六七

二 月

放送電源の確立方を要求……… 六八
 多摩川水力と東電の需給契約……… 六八
 電力聯盟發電計畫を討議可決……… 六八
 電力聯盟、南鮮電氣統制を目論み炭礦開發に着手す……… 六九
 測水所無き十河川の流量調査完成……… 六九
 東邦名古屋火力擴張工事完成……… 六九
 青森縣電氣局の送電統制……… 七〇
 宮城縣營水力電氣事業計畫……… 七〇
 東北振興策に關し電氣協會東北支部が陳情……… 七〇
 金約款無効確認され六電力の不安解消す……… 七〇
 日本電力の堺送電線……… 七〇
 東信電氣、新郷第一發電開發に着手……… 七〇
 阪神電鐵と神戸市の報償契約成立……… 七〇
 四國新居濱を中心とする電力網計畫……… 七〇

靜岡市の水利權申請……… 七二
 三 月

帝國電力の山形電氣合併に紛争起る……… 七二
 朝鮮電氣興業會社設立要綱成る……… 七二
 關西共火起債問題起り加盟會社間の内紛暴露……… 七二
 青森縣電の買収第二期計畫……… 七二
 東部電力の日橋川發電所の改造案成り、着手……… 七二
 東電、京成兩社の千葉區域讓渡不認可となる……… 七二

四 月

東京電燈職別制變更建設部を新設……… 七三
 關西共同火力起債一千万圓發行に決る……… 七三
 尼崎埋立地供給に關し日電、阪神電鐵が競願……… 七三
 泰阜發電工事に魚族補殖問題起る……… 七三
 關東州附屬地電氣事業令公布さる……… 七三
 滿洲電業會社の事業豫算發表……… 七三
 原町第一發電所工事施行認可……… 七三
 愛岐水力會社創立認可さる……… 七三
 三陸送電會社解散、分轄所有……… 七三
 福澤桃介氏水力開發に關し遞信省に進言……… 七三

五 月

電氣協會、東北地帶發電所送電線建設豫定計畫を決定……… 七三

遞信省第三次水力調査の豫算編成に着手……… 七四
 新潟電力、伊南川筋開發を開始……… 七四
 兵庫縣水利使用料を新徴收……… 七四
 北海水力豐平川藻岩發電所認可……… 七四
 京都電燈會社宮津火力發電所建設……… 七四
 廣瀬川水利權拵裝電に認可……… 七四

六 月

日本拓業會社の電氣事業經營許可さる……… 七五
 共同作業所中樞作業所の配電施設補助方針決る……… 七五
 電氣化學工業會社の電力自給策成る……… 七五
 大同電力建設部長に森忠藏氏就任……… 七五
 農林省農事電化の具體策を講ず……… 七五
 宇治電證券株式會社設立さる……… 七五
 電力聯盟石炭共同購入量決定……… 七五
 高瀬川寶電問題三社間に解決……… 七五
 京都市電氣局職制變更さる……… 七五
 東北振興調査會六委員長決定……… 七五

七 月

二本松電氣小玉川發電所出力増認可……… 七六
 電力國策官民懇談會流會……… 七六
 祖山發電所讓渡認可……… 七六
 京濱、梓川兩電力會社間調整池問題で紛糾起る……… 七六
 東京電燈人事異動……… 七六
 姫川電力會社新發電所建設……… 七六
 石川電氣會社創立……… 七六

魚沼水電、保倉川電氣兩會社合併申請……… 一〇三
 大同三浦貯水池建設部長就任……… 一〇三
 電氣協會九州地帶發電建設豫定計畫を決定發表……… 一〇三
 朝鮮總督府電氣課が鮮内電力需要調査を發表……… 一〇三
 電氣事業法の改正方を電氣協會當局に陳情……… 一〇三
 三浦貯水池建設認可……… 一〇三
 愛岐水力會社創立總會……… 一〇三
 四國中央電力會社新居濱第二火力……… 一〇三
 富山縣和田川發電工事着手……… 一〇三
 鬼怒川水力電氣會社營業繼續認可……… 一〇三
 長津江水電貯水開始……… 一〇三
 東邦、中部兩社間電力融通契約變更……… 一〇三
 金澤市電七尾送電線讓渡……… 一〇三
 昭和肥料の五萬キロ東電賣電を中止……… 一〇三
 臺灣電力起債に際し興銀起債淨化方針を示す……… 一〇三
 水利使用稟伺手續の改正方を通牒……… 一〇三

八 月

全滿電化五ヶ年計畫發表さる……… 一〇四
 天龍川水系新水利矢作水力に認可……… 一〇四
 關西共火新發電七萬五千キロの各社割當……… 一〇四
 神戸送電線日電に認可……… 一〇四
 四分三厘起債に宇治電トップを切る……… 一〇四
 東電鶴見火力擴張認可……… 一〇四

西部共同火力發電會社設立計畫……… 一〇五
 高堰堤規則の主旨運用に關し遞信省依命通牒……… 一〇五
 群水原町發電所工事施行認可……… 一〇五
 日本電力猿飛地點開發の認可申請……… 一〇五
 東北電力、興業兩會社創立の具體案作成さる……… 一〇五

九 月

日電宇治電相互融通契約認可……… 一〇六
 熊本電氣職制改革……… 一〇六
 京濱電力島々、釜無川第三發電所建設準備……… 一〇六
 富山縣電和田川開發認可申請……… 一〇六
 東電社債借替シンジケート團結成さる……… 一〇六
 山陽水力天津發電所認可……… 一〇六
 土木會議開催……… 一〇六
 自家發電申請激増……… 一〇六
 庄川水利訴訟和解調印完了……… 一〇六
 電氣委員會東北振興電力會社設立を審議可決す……… 一〇六
 東北振興調査會總會三答申案を附議可決……… 一〇六
 中小電力會社の吸收合併續出……… 一〇六
 關西共火社長林安繁氏就任……… 一〇六
 遞信省水力課が河川洪水量測定に着手……… 一〇六

十 月

中部電力、天龍電力合併……… 一一〇
 北鮮電力五社合併……… 一一〇
 東北振興電力の發電計畫……… 一一〇
 二十二萬瓩ルト送電計畫立案……… 一一〇
 新潟電力伊南川發電所建設認可……… 一一〇
 矢作水力發電認可……… 一一〇
 北海道共同火力計畫表面化す……… 一一〇
 三浦御料地御貸下……… 一一〇

十一月

仙臺遞信局が出火災害時に於ける電氣事業者の措置を規定……… 一一一
 日本海電氣職制變更……… 一一一
 電力聯盟が送電變電所建設計畫を承認……… 一一一
 富士電力、第二富士合併……… 一一一
 四國に發電計畫相次ぐ……… 一一一
 小松電氣雄谷川水電を買収合併……… 一一一
 中京共火問題激化……… 一一一
 東邦、中部、伊那、三河四社の共同發電……… 一一一
 九州送電塚原發電認可……… 一一一
 大日本電力、東部電力兩社合併案成立假調印……… 一一一
 關西共同火力二十萬キロ發電開始……… 一一一

十二月

電力會社増配抑制風評起り業界衝動……… 一二四
 電氣委員會委員新任……… 一二四
 中京共火問題未解決で越年……… 一二五
 昭和十年中業務検査成績を遞信省發

表

- 電氣委員會東北信越方面の發送電計畫可決……………二六
- 西部共同火力設立に就き逓信省指令……………二六
- 泰阜堤壩締切……………二六
- 東邦電力料金引下發表……………二六
- 第八節 逓信省發電送電豫定計畫……………二七
- 關東、中部、近畿發電送電豫定計畫……………二七
- 中國、四國、九州發電送電豫定計畫……………二九
- 東北、北海道、信越、北陸發電送電豫定計畫……………二九
- 第九節 國立公園問題……………二九
- 第十節 電氣公營問題……………二九
- 第十一節 九州共同火力發電會社創立……………二九
- 第十二節 四國電力統制……………二九
- 第十三節 發電水力法制定準備……………二九
- 電氣協會發電水力法調査委員會設置……………二九
- 第十四節 朝鮮電力統制……………二九
- 第十五節 日月潭發電第二期計畫……………二九
- 日月潭工事の全貌……………二九
- 電力消化問題と第二期電計畫……………二九
- 第二期發電所建設後の需要豫想……………二九
- 第十六節 東北振興電力株式會社……………二九
- 東北興業會社要綱……………二九

- 東北振興電力要綱……………二九
- 金磁施設の整備……………二九
- 東北振興電力會社設立を電氣委員會審議可決……………二九
- 第十七節 東電千葉區域讓渡問題讓渡讓受申請却下……………二九
- 第十八節 風水害豫防對策調査……………二九
- 電氣工作物に關する風水害豫防對策發達電所の豫防對策……………二九
- 送電線路の豫防對策……………二九
- 電線路工作物の強化……………二九
- 發電所、水路、送電線の非常時對策電力聯盟專門委員會對策決議……………二九
- 第十九節 發電土木工事稟同手續改正……………二九
- 第二十節 有峰貯水池築造計畫……………二九
- 第二十一節 電氣協會、發電所送電線建設豫定計畫……………二九
- 關東、中部、近畿三地帶發電所送電線建設豫定計畫……………二九
- 東北地帶發電所送電線建設豫定計畫……………二九
- 九州地帶發電所送電線建設豫定計畫……………二九
- 第二十二節 鐵道省信濃川發電工事……………二九
- 第二十三節 電氣行政改革に關し……………二九

- 福澤桃介氏建議……………二九
- 第二十四節 二十二萬ボルト送電線……………二九
- 第二十五節 大井川發電所工事……………二九
- 第二十六節 未開發水利權寄附問題……………二九
- 第二十七節 東電信濃川開發……………二九
- 第二十八節 日橋川發電所改造問題……………二九
- 第二十九節 帝國電力山形電氣合併紛爭……………二九
- 第三十節 灘區域讓渡問題……………二九
- 第三十一節 周波數統一問題……………二九
- 第三十二節 電力聯盟の撫順炭炭共同購入……………二九
- 第三十三節 第三次水力調査……………二九
- 第三十四節 東江市電力自給案……………二九
- 小河内貯水池計畫……………二九
- 第三十五節 京都電燈會社宮津火力發電所建設……………二九
- 第三十六節 電燈未普及町村調査……………二九
- 全國電燈普及狀況……………二九
- 府縣別電燈未普及町村……………二九
- 第三十七節 森林治水事業全國期成同盟會……………二九

- 第三十八節 受岐水力株式會社創立……………二九
- 今渡調整發電所……………二九
- 第三十九節 大同三浦貯水池……………二九
- 第四十節 神戶送電線問題……………二九
- 第四十一節 青森縣營電氣事業第二期擴張……………二九
- 第四十二節 北海道河川法實施……………二九
- 第四十三節 屋久島水力調査……………二九
- 屋久島に於ける發電水力の調査概要……………二九
- 第四十四節 西部共同火力發電會社創立……………二九
- 日鐵對戶畑市の交渉紛糾……………二九
- 第四十五節 大同東電兩社新協約……………二九
- 兩社新協約締結……………二九
- 第四十六節 五省土木會議……………二九
- 河川部會が水害防止策を決定……………二九
- 河川法改正論議……………二九
- 第四十七節 電力聯盟發送電計畫……………二九
- 第四十八節 朝鮮電力會社創立……………二九
- 第四十九節 東北地方農村工業共同作業所に對する配電設備費助成……………二九
- 第五十節 電柱稅賦課改正問題……………二九

- 第五十一節 災害時電氣施設對策に關し電氣協會陳情……………二九
- 第五十二節 大日本電力東部電力合併……………二九
- 第二編 電氣鐵道、軌道 (總頁五六)
- 第一節 總觀……………二九
- 交通統制問題……………二九
- 交通協議會の設置……………二九
- 未成線の整理……………二九
- 大型貨切自動車取締……………二九
- 運賃割引規程の制定……………二九
- 第二節 昭和十年電氣界年誌……………二九
- 一月……………二九
- 東海道、中央線短絡計畫成る……………二九
- 電氣スピンドルの規程制限緩和とさる……………二九
- 朝鮮鐵道局の建設改良計畫……………二九
- 鐵道省電化運轉に備へ送電線路建設に着手す……………二九
- 大岩名古屋市長の斡旋で名岐愛電の合併具體化す……………二九
- 私鐵合同統制の機關設置を促進……………二九
- 二月……………二九
- 鐵道同志會總會……………二九

- 全國交通網調査成る……………二九
- 東京商工會議所の帝都交通統制計畫……………二九
- 京阪神省線電化の設備改良計畫成る……………二九
- 三月……………二九
- 東京高速對東京地下鐵新橋虎ノ門間競願問題……………二九
- 京都吹田間電化の工事準備完了す……………二九
- 阪神電鐵首腦部更迭……………二九
- 四月……………二九
- 福島米澤間電化の經濟調査に着手す……………二九
- 名古屋天龍峽間の直通運轉開始……………二九
- 富士身延鐵道の社債償還再延長……………二九
- 五月……………二九
- 新潟合同自動車白根バスを合併……………二九
- 廣島鐵道局開設準備に着手……………二九
- 帝都交通委員會が圓タク統制に着手……………二九
- 地方鐵道軌道運賃割引規程發令さる……………二九
- 電力回生機關車の公式試運轉成功……………二九
- 六月……………二九
- 國鐵工務關係改良費割當……………二九
- 電氣關係改良費指定豫算額……………二九
- 關門トンネル掘鑿準備に着手す……………二九
- 鐵道工務會議……………二九
- 全國交通統制に調査局乗り出す……………二九
- 七月……………二九
- 大阪電鐵聯合會交通統制を協議……………二九

鐵道省車輛新製……………二
 地方鐵道軌間の統一に就き名古屋商
 議陳情……………二
 京王が武蔵を合併……………三
 非常災害時に際し地方鐵道軌道運輸
 復舊對策に關する陳情……………三
 東京市電氣事業更生審議會設立……………三
 八月
 參急伊勢電の合併成る……………三
 名鐵の連絡計畫……………三
 高速鐵取締は軌道法を適用……………三
 省營バス反對運動……………三
 九月
 單鍵式電車の出現……………四
 河川法第三十二條第二項改正方陳情……………四
 十月
 大型バス取締の依命通牒を發す……………四
 道路費分擔に關し内務省通牒を發す……………五
 東京近郊の省線改良案……………五
 鐵道省がバス網協定を斡旋……………六
 第二十五回鐵道車輛研究會……………六
 梅田難波間地下鐵開通……………六
 十一月
 名古屋市が名バスを買収……………七
 米原、敦賀間電化を要望……………七
 高速路線の統制……………八
 東横電鐵が玉電株を買収……………八

交通協議會の設置……………六
 十二月
 國鐵新建設二十線鐵道會議で決定……………六
 王子電軌社長に本間利雄氏就任……………六
 第三節 國鐵電化計畫……………九
 第四節 帝都交通統制問題……………三
 第五節 名岐愛電合併問題……………三
 第六節 全國交通網調査……………六
 第七節 地方鐵道軌道運賃割引規程……………七
 第八節 各地方鐵軌懇話會……………七
 第九節 大型バス取締……………三
 第十節 東京市電更生案……………三
 第十一節 交通協議會の設置……………三
 第十二節 伊勢電整理と關西急行
 鐵道創立……………三
 第十三節 昭和十年地方鐵道異動……………三
 第十四節 昭和十年軌道異動……………三
 第十五節 地方鐵道現況……………三
 第十六節 軌道現況……………三
 第三編 電氣通信 (總頁二三)
 第一節 總觀……………一

第二節 通信網の整備、再編成……………三
 第三節 電信電話擴張計畫……………四
 第四節 電信設備の改良……………九
 第五節 電話設備の改良……………九
 第六節 日滿通信連絡……………三
 第七節 滿洲の電氣通信事業……………五
 第八節 國際電話……………七
 第九節 航空無線、テレビジョン、
 無線寫眞電送……………七
 第十節 同盟通信社の設立……………九
 第十一節 其他諸項……………三
 東京桑港間電信料一割遞減……………三
 通信線移轉費負擔問題……………三
 日滿間直通ケーブルの工事負擔額……………三
 東京名古屋間第二ケーブル及び東京
 大阪間既設ケーブル裝荷變更……………三
 我國最初の電力線用搬送電話……………三
 遞信、鐵道兩省の電話施設共有協定……………三
 新設市外電話回線の決定……………三
 名古屋大阪間長距離交換集信試驗……………三
 對外無線電信施設の移轉擴張計畫……………三
 國內無線施設……………三
 第四編 放送 (總頁二二)
 第一節 總觀……………一

第二節 聽取加入者の概要……………二
 第三節 放送施設の擴張……………六
 第四節 放送技術の進歩……………八
 第五節 放送技術の研究進歩……………八
 第六節 放送局現況……………一〇
 第七節 日本放送協會の改組……………一〇
 第八節 外地の放送事業……………一
 樺太……………一
 南洋……………一
 臺灣……………一
 朝鮮……………一
 第九節 滿洲國の放送事業……………四
 第十節 世界放送界の概觀……………六
 英國……………六
 獨逸……………七
 佛蘭西……………八
 伊太利……………九
 ソヴェート聯邦……………九
 米國……………一〇

芝浦の高速度輪轉機動力設備……………三
 東京乾電池工業組合創立……………四
 遞信型電氣淨油機市販……………四
 積算電力統制に着手……………四
 自家用火力發電の燃料調査……………四
 積算電力計の支那進出……………四
 長津江第一發電用機完成……………四
 二月
 アーク・カーボン歐洲へ逆輸出……………五
 給電管特許問題……………五
 八幡製鐵のイルグナーセット……………五
 携帶用電話機にアルマイト加工……………五
 變壓器界の活況……………五
 レントゲンの防電擊裝置完成……………五
 ナショナル蓄電池會社創立……………五
 電極會社の濫立……………六
 三菱電機の昇降機界進出……………六
 三月
 世界記録坂火力機完成……………六
 電氣機器の輸出統制……………六
 二萬キロ送油式三相變壓器……………六
 第二東海電極の創立……………六
 デイクタフオン完成……………七
 神戸電機の即用式蓄電池……………七
 昭和電機會社創立……………七
 電動推力發生裝置……………七
 ラヂオ機器商品名に關する規定……………七
 四月

金屬接合試驗にレントゲン使用……………八
 關西共火六號機三菱へ……………八
 周波數變換機に日立の記録……………八
 日立製作所笠戸工場擴張……………八
 流線型電氣機關車……………八
 五月
 內臺間寫眞電送開始……………八
 高速度用カーボン刷子の性能調査……………八
 電力回生式電氣機關車……………九
 六月
 富士通信會社創立……………九
 スタビライク電氣接合機……………九
 日本海底電線會社創立……………九
 電氣接合機試驗規格案……………九
 負荷電壓調整裝置付變壓器……………一〇
 變壓機の新輸送方法……………一〇
 七月
 遞信省無線技術の研究進む……………一〇
 高抵抗リケノーム完成……………一〇
 ソヴェート聯邦の電線購入契約……………一〇
 三十萬ボルトレントゲン裝置……………一〇
 八月
 群水原町發電用機……………一〇
 臺電第二發電用機AEGへ……………一〇
 密閉型變壓器の國産化……………一一
 明視スタンド認定規定……………一一
 蓄電池發明懸賞……………一一

第五編 電機工業 (總頁四〇)

第一節 總觀……………一
 第二節 電機製作界年誌……………三
 一月

千手發電所用機日立が受注……………三

九月

北海水力藻岩發電用機……………三

油入遮斷器短絡試驗設備……………三

電燈會社の電氣器具販賣成績……………三

電氣用品取締規則實施……………三

十月

鐘釣發電用機完成……………三

鋼板製銼接水車……………三

人絹用周波數變換機の記録……………三

澤渡發電用機芝浦に發注……………三

十一月

長津江第二發電用機……………三

アイコノスコープ完成……………三

東京電氣無線會社創立……………三

鶴見火力AEG機据付完了……………三

ラヂオゲーヂ統制會設立……………三

十二月

撫順發電所用機三菱へ……………三

三菱電機のエスカレーター……………三

我國最大同期電動機……………三

國鐵の震動發生機完成……………三

三菱電氣ミシン市販……………三

第三節 水車發電機……………三

第四節 火力發電機……………三

第五節 電力設備……………三

第六節 電氣鐵道……………三

第七節 電纜・電線……………三

第八節 送配電工事……………三

第九節 材料及器具……………三

第十節 電氣計器……………三

第十一節 電信電話……………三

第十二節 本邦電氣機器の輸出入
狀況……………三

第十三節 獨逸機の再進出……………三

第十四節 八日會……………三

第十五節 ラヂオゲーヂ統制會設立……………三

第六編 電球工業 (總頁二七)

第一節 總觀……………三

電球輸出額並に増加指數……………三

六大洲別出荷數……………三

電球統制の強化……………三

日本電球工業組合聯合會……………三

電球工聯の省令檢査……………三

昭和十年度制當表……………三

對英電球輸出組合……………三

日本電球輸出組合……………三

統制規程……………三

包裝檢査規程……………三

東西電球株式會社……………三

内地向電球統制……………三

内地訴訟は示談となる……………三

電球工場の場合……………三

第二節 蘭印輸入制限問題……………三

對フィリッパース訴訟問題……………三

タン氏輸入獨占契約……………三

蘭印政廳の輸入制限……………三

第三節 對英輸出電球取締……………三

第四節 朝鮮電球輸出組合の設立……………三

第五節 電球工聯の拔賣對策……………三

第六節 内鮮電球統制問題……………三

内地側調査團派遣……………三

交渉の顛末……………三

第七節 電球工聯統制規程の改正……………三

第八節 東西電球株式會社の創立……………三

内地共販の經緯……………三

東西電球株式會社の創立……………三

第九節 對G・E特許繫争……………三

日本側敗訴……………三

G・E社の日本製電球防遏策……………三

日本電球協會の聲明……………三

控訴審更に敗訴……………三

桑港に於ける對G・E電球特許訴訟に就て(日本電球協會)……………三

第七編 電氣化學工業 (總頁二二)

第一節 電氣化學工業製品生産高……………二

第二節 本邦電氣化學工業製品輸出入高……………二

第三節 本邦電氣化學工業用電力統計……………二

第四節 電池……………二

第五節 電氣冶金……………二

第六節 電解酸化製品……………二

第七節 電氣用カーボン……………二

第八節 電氣爐……………二

第九節 アルミニウム工業……………二

第十節 マグネシウム工業……………二

第十一節 鐵鋼……………二

第十二節 窒素工業……………二

第八編 滿洲國電氣事業 (總頁二二)

第一節 總觀……………二

第二節 サイクル統制……………二

第九編 電氣關係國際會議 (總頁一八)

第二節 電壓統制……………一

第四節 滿洲電業株式會社……………一

第五節 滿洲電氣事業の諸問題……………一

第六節 滿洲電氣事業五ヶ年計畫……………一

第七節 水力開發問題……………一

第八節 滿洲電氣大會……………一

第九節 電氣關係國際會議 (總頁一八)

大堰堤國際會議……………一

萬國高壓大送電網會議第八回大會……………一

國際電氣事業聯合會第五回大會……………一

萬國無線電信學協會……………一

國際無線通信諮問委員會……………一

第四回國際電信諮問委員會……………一

第十編 世界電氣事業概觀 (總頁一〇)

歐米重要國に於ける電力政策の近況概要……………一

一、前言……………一

二、英國……………一

第十一編 資料統計 (總頁五四)

遞信省發電送電豫定計畫……………一

發電及送電豫定計畫要綱……………一

自昭和九年度至昭和十三年度發電及送電豫定計畫(關東、中部、近畿)……………一

特定供給許可基準……………一

特定供給に關する説明書……………一

臨時電氣事業調査會に提示せられたる案……………一

電氣料金認可基準……………一

總括原價額の決定……………一

供給規程に依る電氣料金……………一

供給規程外特殊料金……………一

電氣事業者間の電氣料金……………一

電氣料金認可基準説明書……………一

個別的價計算例……………一

共同火力發電會社設立に關する遞信省試案……………一

國家經濟研究所「電氣事業統制試案」……三
 電氣事業統制の必要なる理由……三
 電氣事業の統制目標……三
 電氣事業統制案要綱……三
 北陸地方の大洪水に依る水力發電
 所の被害調査……三
 設備に關する事項……三
 運用に關する事項……三
 農業用電氣使用狀況……三
 水系別水力地點一覽表……三

第十二編 學術技術

(總頁二四)

第一節 發電所及變電所……一
 第二節 送電……一
 第三節 配電……一
 第四節 電氣鐵道……一
 第五節 電燈照明……一
 第六節 電信電話……一
 第七節 學術團體の活動……一

第十三編 電氣關係法規

(總頁二五)

關東洲及南滿洲鐵道附屬地電氣事業會……一
 發電用汽機汽罐取締規則……一
 發電用汽機汽罐取締規則第十條ノ規定ニ依ル汽機汽罐主任者技能認定ニ關スル件……一
 發電用高堰堤規則……一
 發電用高堰堤規則第八條ニ依ル堰堤主任者技能認定ニ關スル件……一
 電氣工作物規程中改正……一
 滿洲國計量法……一
 電氣試驗所分掌規程改正……一
 逕信省電氣局分掌規程改正……一
 電氣工事人取締規則……一
 電氣用品取締規則……一
 電氣計器檢定規則改正……一
 滿洲電氣事業法(案)……一
 地方鐵道軌道運賃割引規程……一

第十四編 電氣關係發明特許

(總頁二九)

電氣磁氣材料……一
 電氣傳導……一
 電氣絕緣……一

磁氣……一
 電氣機械……一
 發電及電動……一
 變電……一
 電熱器及び電氣制御……一
 送電及び配電……一
 電氣制御及び電氣調整……一
 電氣閉閉器……一
 電氣磁氣測定……一
 電氣磁氣計器……一
 電氣的及び磁氣的の測定……一
 電氣通信……一
 電信及び電話……一
 電氣信號及び電氣表示……一
 高周波電氣通信……一
 電熱應用……一
 電燈……一
 電熱……一
 電氣應用……一
 電氣鐵道……一
 電動機應用……一
 電氣化學……一
 電池……一
 電氣爐……一
 雜電氣應用……一
 電氣治療……一
 電氣雜工……一

第十五編 各種試驗

(總頁一六)

電氣事業主任技術者資格檢定試驗……一
 實業學校教員(電氣科)檢定試驗……一
 電氣工事人免許試驗……一

第十六編 電氣關係新聞雜誌出版

(總頁三三)

雜誌論文……一
 電燈電力供給事業……一
 電氣事業……一
 電氣通信事業……一
 放送事業……一
 電球工業……一
 電氣化學工業……一
 電氣物理……一
 測定及び測定器具……一
 電氣機械器具……一
 發電所及び變電所……一
 送電及び配電……一
 電燈及び照明……一
 電氣鐵道……一

總目次

第十七編 電氣關係團體

(總頁一六)

電氣協會……一
 樺太電氣協會……一
 臺灣電氣協會……一
 滿洲電氣協會……一
 日本放送協會……一
 日本放送協會局所……一
 帝國鐵道協會……一
 鐵道同志會……一
 電氣學會……一
 照明學會……一
 電信電話學會……一
 電氣普及會……一

農事電化協會……一
 電氣化學協會……一
 電信協會……一
 日本ラヂオ協會……一
 工政會……一
 日本工學會……一
 日本動力協會……一
 帝國發明協會……一
 信號會……一
 日本鐵鋼協會……一
 機械學會……一
 土木學會……一
 建築學會……一
 工業化學會……一
 化學工業協會……一
 日本電球工業組合聯合會……一
 東京輸出電球工業組合……一
 東京電球工業組合……一
 大阪輸出電球工業組合……一
 關西標準電球工業組合……一
 日本電球協會……一
 ラヂオ商工組合……一
 日本西部ラヂオ商工組合……一
 東京電氣業組合……一
 東京工務特約店組合……一
 東京市電氣局工事請負委託組合……一
 東京芝電氣機具商業組合……一
 橫濱電氣業組合……一
 大阪電氣同業組合……一
 神戸電氣業組合……一

八日會.....二六

第十八編 電氣關係官廳

(總頁一七)

- 選信省.....一
- 選信省電氣局.....二
- 選信省電氣試驗所.....三
- 電氣委員會.....四
- 電氣通信技術委員會.....五
- 電氣事業主任技術者檢定試驗委員.....六
- 無線通信士資格檢定委員.....七
- 東京選信局.....八
- 大阪選信局.....九
- 名古屋選信局.....一〇
- 廣島選信局.....一一
- 熊本選信局.....一二
- 仙臺選信局.....一三
- 札幌選信局.....一四
- 廣島鐵道局.....一五
- 商工省.....一六

第十九編 會社工場一覽

電燈電力供給業者

(總頁七二)

- 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、高知、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、樺太、朝鮮、臺灣、滿洲.....一
- 電燈業者 (總頁三九).....二
- 北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、高知、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、樺太、朝鮮、臺灣、滿洲.....三

通信事業者

(總頁七四)

- 神奈川、山梨、静岡、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島.....一
- 電機製作業者 (總頁七四).....二
- 一般電氣機械.....三
- 電氣鐵道.....四
- 工作會社.....五
- 商會社.....六
- 電氣電話.....七
- 電線.....八
- 電氣計器.....九
- 電池.....一〇
- 電極.....一一
- 電氣熔接.....一二
- 電氣材料.....一三
- 電熱.....一四
- 電球.....一五
- 理化學機器.....一六
- 電氣時計.....一七
- 照明器.....一八
- ネオン.....一九
- 無線機器.....二〇
- 電氣工事.....二一
- 電機工場商店.....二二

第一編 電力

1-251

概要目次

- 第一節 總 論.....一
- 第二節 電氣事業概況.....二
- 第三節 電氣事業發達の趨勢.....三
- 第四節 電力需用實績.....四
- 第五節 昭和十年電氣事業異動.....五
- 第六節 資源局、商工省、選信省調査發電力、電燈電力、電氣電力、工場電力、山使用電力、電氣電力指數.....六
- 第七節 昭和十年電氣事業年誌.....七
- 第八節 選信省發電送電豫定計畫.....八
- 第九節 國立公園問題.....九
- 第十節 電氣公營問題.....一〇
- 第十一節 九州共同火力發電會社創立.....一一
- 第十二節 四國電力統制.....一二
- 第十三節 發電水力法制定準備.....一三
- 第十四節 朝鮮電力統制.....一四
- 第十五節 日月潭發電第二期計畫.....一五
- 第十六節 東北振興電力株式會社.....一六
- 第十七節 東北振興電力株式會社.....一七
- 第十八節 風水害豫防對策調査.....一八
- 第十九節 發電土木工事、何手續改正.....一九
- 第二十節 有峰貯水池築造計畫.....二〇
- 第二十一節 電氣協會發電所送電線建設豫定計畫.....二一
- 第二十二節 鐵道省信濃川發電工事.....二二
- 第二十三節 電氣行政改革に關し福澤桃介氏建議.....二三
- 第二十四節 二十二萬ヴォルト送電線.....二四

- 第二十五節 大井川發電所工事.....二五
- 第二十六節 未開發水利權寄附問題.....二六
- 第二十七節 東電信濃川開發.....二七
- 第二十八節 日橋川發電所改造問題.....二八
- 第二十九節 帝國電力山形電氣合併紛爭.....二九
- 第三十節 灘區域讓渡問題.....三〇
- 第三十一節 周波數統一問題.....三一
- 第三十二節 電力聯盟の撫順炭共同購入.....三二
- 第三十三節 第三次水力調査.....三三
- 第三十四節 東京市電力自給案.....三四
- 第三十五節 京都電燈會社宮津火力發電所建設.....三五
- 第三十六節 電燈未普及町村調査.....三六
- 第三十七節 森林治水事業全國期成同盟會.....三七
- 第三十八節 愛岐水力株式會社創立.....三八
- 第三十九節 大同三浦貯水池.....三九
- 第四十節 神戶送電線問題.....四〇
- 第四十一節 青森縣電氣事業第二期擴張.....四一
- 第四十二節 北海道河川法實施.....四二
- 第四十三節 屋久島水力調査.....四三
- 第四十四節 西部共同火力發電會社創立.....四四
- 第四十五節 大同東電兩社新協約.....四五
- 第四十六節 五省土木會議.....四六
- 第四十七節 電力聯盟發電計畫.....四七
- 第四十八節 朝鮮電力會社創立.....四八
- 第四十九節 東北地方農村工業共同作業者に對する配電設置費助成.....四九
- 第五十節 電柱稅賦改正問題.....五〇
- 第五十一節 非常災害時電氣施設對策に關し電氣協會陳情.....五一
- 第五十二節 大日本電力東部電力合併.....五二

八日會

第十八編 電氣關係官廳

總頁一七

- 渡信省電氣局
- 渡信省電氣試驗所
- 電氣委員會
- 電氣通信技術委員會
- 電氣事業主任技術者檢定試驗委員
- 無線通信士資格檢定委員
- 東京渡信局
- 大阪渡信局
- 名古屋渡信局
- 廣島渡信局
- 熊本渡信局
- 仙臺渡信局
- 札幌渡信局
- 關門隧道技術專門委員會
- 東京鐵道局
- 名古屋鐵道局
- 大阪鐵道局
- 門司鐵道局
- 仙臺鐵道局
- 札幌鐵道局
- 廣島鐵道局
- 商工省

- 商工省特許局
- 內務省
- 農林省
- 大藏省
- 臺灣總督府交電局
- 關東廳渡信局
- 樺太廳
- 警視廳保安部
- 朝鮮總督府渡信局
- 東北振興調查會
- 內閣東北振興事務局
- 東北振興電力株式會社設立委員會
- 內閣調查局

第十九編 會社工場一覽

電燈電力供給業者

總頁七

- 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、靜岡、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、樺太、朝鮮、臺灣、滿洲
- 電鐵業者 總頁三九
- 北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、

通信事業者

總頁七四

- 一般電氣機器
- 電氣鐵道
- 工作會社
- 商會會社
- 電信電話
- 電線
- 電氣計器
- 電池
- 電燈
- 電氣材料
- 電氣鑄造
- 電氣材料
- 電熱
- 電球
- 理化學機器
- 電氣時計
- 照明器
- ネオン
- 無線機器
- 電氣工事
- 電機工場商店

第一編 電力

1—251

概要目次

第一節 總 觀	一	第二十五節 大井川發電所工事	一九〇
第二節 電氣事業概況	三	第二十六節 未開發水利權寄附問題	一九三
第三節 電氣事業發達の趨勢	三五	第二十七節 東電信濃川開發	一九三
第四節 電力需用實績	三五	第二十八節 日橋川發電所改造問題	一九四
第五節 昭和十年電氣事業異動	五九	第二十九節 帝國電力山形電氣合併紛爭	一九五
第六節 資源局、商工省、渡信省調査發電	五九	第三十節 灘區域讓渡問題	一九五
第七節 山使用電力量指數	八〇	第三十一節 周波數統一問題	一九五
第八節 昭和十年電氣事業界年誌	八三	第三十二節 電力聯盟の撫順炭共同購入	一九七
第九節 遞信省發電送電豫定計畫	一〇七	第三十三節 第三次水力調査	一九八
第十節 國立公園問題	一〇七	第三十四節 東京市電力自給案	二〇〇
第十一節 電氣公營問題	一〇七	第三十五節 京都電燈會社宮津火力發電	二〇〇
第十二節 九州共同火力發電會社創立	一〇七	第三十六節 電燈未普及町村調査	二〇三
第十三節 四國電力統制	一〇七	第三十七節 森林治水事業全國期成同盟	二〇三
第十四節 發電水力法制定準備	一〇七	第三十八節 愛岐水力株式會社創立	二〇六
第十五節 朝鮮電力統制	一〇七	第三十九節 大同三浦貯水池	二〇六
第十六節 日月潭發電第二期計畫	一〇七	第四十節 神戶送電線問題	二〇六
第十七節 東北振興電力株式會社	一〇七	第四十一節 青森縣電氣事業第二期擴張	二〇六
第十八節 東北振興電力株式會社	一〇七	第四十二節 北海道河川法實施	二〇六
第十九節 東電千葉區域讓渡問題	一〇七	第四十三節 屋久島水力調査	二〇六
第二十節 風水害豫防對策調査	一〇七	第四十四節 西部共同火力發電會社創立	二〇六
第二十一節 發電土木工事票同手續改正	一〇七	第四十五節 大同東電兩社新協約	二〇六
第二十二節 有峰貯水池築造計畫	一〇七	第四十六節 五省土木會議	二〇六
第二十三節 電氣協會發電所送電線建設	一〇七	第四十七節 電力聯盟發電計畫	二〇六
第二十四節 豫定計畫	一〇七	第四十八節 朝鮮電力會社創立	二〇六
第二十五節 鐵道省信濃川發電工事	一〇七	第四十九節 東北地方農村工業共同作業	二〇六
第二十六節 電氣行政改革に關し福澤桃	一〇七	第五十節 電柱稅賦課改正問題	二〇六
第二十七節 介氏建議	一〇七	第五十一節 非常災害時電氣施設對策に	二〇六
第二十八節 二十二萬ヴォルト送電線	一〇七	第五十二節 關し電氣協會陳情	二〇六
		第五十三節 大日本電力東部電力合併	二〇六

第一編 電燈電力目次

第一節 總 觀	二	東京電燈の内債借替	一五
電力需要の増加	三	日本電力の内債借替	一五
關西地域販賣電力量	三	宇治川電氣の内債借替	一六
名古屋地域販賣電力量	三	大同電力の内債借替	一六
九州地域販賣電力量	三	東邦電力の内債借替	一六
逓信省調査全國增加率	四	社債淨化運動	一六
發電所の建設	四	オリーブ・エンド・モーゲージ制	一六
電力統制	四	の改革問題起る	一七
逓信省發電送電豫定計畫	六	廣島電氣の無擔保社債で起債界	一七
電氣協會發電送電線建設豫定計畫	六	無統制を曝露	一七
電力聯盟	六	東電社債四分三厘借替、第二回	一七
地方的電力統制	七	オ・エ・モ採用	一七
東北電力界	七	電力外債問題	一八
四國電力統制	七	買入れ資金の調達	一八
九州共同火力	七	昭和九年中の買入償還額	一九
西部共同火力	七	昭和九年三月末六大電力外債一覽表	一九
電氣料金値下問題	七	買入方法と買入の實際	一九
電力國營問題	九	買入の申請額と許可額	二〇
起債條件の好轉	九	買入れの實績	二〇
四分三厘パー時代を迎ふ	二	外債負擔の軽減	二〇
金利低下の實施	二	昭和十年初頭大藏省が電力外債	二〇
電氣事業者發行公社債	二	買入償還不許可を聲明	二〇
社債低利借替運動	二	六大電力外債明細表	二〇
外債擔保の次順位抵當權設定	三	1 米貨債	二一
減債基金附社債とす	三	2 英貨債	二一
五大電力會社新借替社債	四		
		第二節 電氣事業概況	二三
		一、電氣事業の發達	二三
		二、事業數及發電力の彙類	二三
		三、事業數及發電力の増加	二三
		事業數累年比較	二四
		發電力累年比較	二四
		四、電 燈	二五
		電燈需要累年比較	二五
		府縣別電燈普及狀況	二五
		全國百二十五都市及六大都市電燈	二五
		需要狀況	二六
		定額及從量別燈數各年比率累年比較	二六
		五、電 力	二六
		電力需要累年比較	二六
		電力需要內譯	二六
		定額及從量別電力需要各年比率	二六
		累年比較	二六
		用途別電力使用高	二六
		發電電力量累年比較	二六
		六、電氣鐵道	二六
		七、資本及利益	二六
		事業種類別資本及利益	二六
		資本及利益累年比較	二六
		配當別事業種類別事業者數	二六
		八、電氣機器類	二六
		電氣化學工業	二六
		昭和九年中製作高	二六
		製作高累年比較	二六
		九、發電水力	二六
		十、發電水力	二六
		府縣別水力地點表	二六

第三節 電氣事業發達の趨勢

Table of contents for Section 3, listing items 1 through 13 such as '事業者數と資本金', '發電力', '發電所', etc.

第四節 電力需用實績

Table of contents for Section 4, listing items for '發電力量' and '平均電力' across various regions.

Table of contents for '受電(一月一十二月)', '水利使用許可報告', '合併讓渡認可', etc.

第六節 資源局、商工省、逓信省調査

Table of contents for Section 6, listing '發電力量、發電電力指數', '工場鑛山使用電力指數', etc.

第七節 昭和十年電氣事業界年誌

Table of contents for Section 7, listing '電力外債の買入償還に關し大藏省不許可方針を發表', '出雲電氣松江火力發電所新設認可', etc.

第一編 電燈電力目次

Table of contents for the first part of the book, covering items like '大同電力職制變更', '東部電力送電網の整理完成', etc.

Table of contents for the second part of the book, covering items like '東部電力日橋川發電所の改造案成り', '東電、京成兩社の千葉區域讓渡不認可となる', etc.

Table of contents for the third part of the book, covering items like '電氣化學工業會社の電力自給策成る', '大同電力建設部長に森忠藏氏就任', etc.

工作物の強化	一五五
保守の勵行	一五五
鐵塔被害の檢討	一五五
普通型鐵塔	一五五
川越鐵塔	一五五
多數回線用特殊型鐵塔	一五五
可撓鐵塔	一五五
電線路工作物の強化	一五五
支持物	一五五
鐵塔	一五五
鐵柱	一五五
鐵線	一五五
得子	一五五
發電所、水路、送電線の非常時對策	一六〇
設備に關する事項	一六〇
運用に關する事項	一六〇
電力聯盟専門委員會	一六〇
豫防對策	一六〇
發電所	一六〇
送電線路	一六〇
配電線路	一六〇
通信線路	一六〇
應急處置に關する研究	一六〇
第十九節 發電土木工事稟伺手續	一六五
依命通牒	一六五
改正	一六五
第二十節 有峰貯水池築造計畫	一六六
有峰貯水池築造案	一六六
第一案に依る計畫	一六六
第二案に依る計畫	一六六
第二十一節 電氣協會、發電所	一七〇
送電線建設豫定計畫	一七〇
電氣協會發電水力開發調查委員會	一七〇
關東、中部近畿三地帶發電所送電線建設豫定計畫書	一七〇
本計畫書の説明	一七〇
水力發電所建設豫定計畫	一七〇
送電線建設豫定計畫	一七〇
計畫豫定送電線	一七〇
計畫未定線	一七〇
東北地帶發電所送電線建設豫定計畫書	一七〇
本計畫書の要旨	一七〇
發電所建設豫定計畫	一七〇
送電線建設豫定計畫	一七〇
計畫豫定送電線	一七〇
計畫未定線	一七〇
九州地帶發電所送電線建設豫定計畫書	一七〇
本計畫書の要旨	一七〇
發電所建設豫定計畫	一七〇
送電線建設豫定計畫	一七〇
計畫豫定送電線	一七〇
計畫未定線	一七〇
第二十二節 鐵道省信濃川發電工事	一七〇
第一期及第二期工事	一七〇
第三期及第四期工事	一七〇
工事概況	一七〇
本工事	一七〇
第二十三節 電氣行政改革に關し	一七〇
福澤桃介氏建議	一七〇
建議の要旨	一八三
建議書全文	一八三
近畿地方に於ける水力火力發電の比較	一八四
第二十四節 二十二萬ヴォルト	一八四
送電線	一八四
研究の主旨	一八四
研究事項	一八四
第二十五節 大井川發電所工事	一八四
大井川興業大井川開發の創立	一八四
鐵道省、大井川、東邦相互の需給關係	一八四
大井川開發の資金調達方法	一八四
昭和九年十一月起工式を舉行す	一八四
大井川の發電計畫	一八四
計畫概要	一八四
豫想收支計算	一八四
第二十六節 未開發水利權寄附問題	一八四
長野縣が未開發水利權に水利使用料徵收を目的し	一八四
電氣協會反對陳情	一八四
後藤内相及び床次選相に陳情	一八四
岡田長野縣知事に陳情	一八四
未開發々水利使用料徵收に關する再陳情	一八四
第二十七節 東電信濃川開發	一八四
第二十八節 日橋川發電所改造問題	一八四
第二十九節 帝國電力山形電氣合併	一八四

紛争	一九五
合併假調印	一九五
合併反對運動起る	一九五
帝電の山電合併挫折	一九五
第三十節 灘區域讓渡問題	一九五
第三十一節 周波數統一問題	一九六
周波數別水力發電量	一九六
周波數別火力發電量	一九六
第三十二節 電力聯盟の進路炭共同購入	一九七
内藤熊喜氏撫順炭購入に成功	一九七
共同購入に至る経緯	一九七
第三十三節 第三次水力調査	一九九
遞信省意見書提出	一九九
第三次水力調査	一九九
既成調査	一九九
第三十四節 東京市電力自給案	二〇〇
電氣事業委員會が多摩電買収を承認す	二〇〇
電力自給計畫の全貌	二〇〇
計畫案	二〇〇
工事概要	二〇〇
小河内貯水池計畫	二〇一
小河内貯水池計畫問題解決の經過	二〇一
第三十五節 京都電燈會社宮津火力發電所建設	二〇三
第一編 電燈電力目次	二〇三
第三十六節 電燈未普及町村調査	二〇三
全國電燈普及狀況	二〇三
府縣別電燈未普及町村	二〇三
第三十七節 森林治水事業全國期成同盟會	二〇六
森林治水事業促進座談會	二〇六
増田次郎氏が「水力電氣と治水」に就き意見開陳	二〇六
遞信省野口水力課長水源涵養植林の重要性を力説	二〇六
水源涵養植林一覽	二〇六
水源涵養に關する報告	二〇六
第三十八節 愛岐水力株式會社創立	二〇六
設立要綱	二〇六
今渡逆調整發電所	二〇六
第三十九節 大同三浦貯水池	二〇六
大同電力の木曾川開發	二〇六
起工式舉行	二〇六
第四十節 神戸送電線問題	二〇六
日電、宇治電の競願	二〇六
遞信省調査	二〇六
第四十一節 青森縣營電氣事業	二〇六
第二期擴張	二〇六
第二次買収認可さる	二〇六
青森公營計畫の経緯	二〇六
附帶決議	二〇六
第四十二節 北海道河川法實施	二〇六
北海道昭和九年十一月一日より河川法を實施	二〇六
北海道の電氣事業者水利使用料徵收に反對	二〇六
電氣協會の反對陳情	二〇六
第四十三節 屋久島水力調査	二〇六
屋久島に於ける發電水力の調査概要	二〇六
一般狀況	二〇六
地勢、地質	二〇六
林況	二〇六
氣象	二〇六
交通及人口	二〇六
灌漑	二〇六
電氣事業	二〇六
踏査河川の概況	二〇六
安房川	二〇六
宮ノ浦川	二〇六
一湊川	二〇六
永田川	二〇六
鯛ノ川	二〇六
鈴ノ川	二〇六
湯ノ川	二〇六
栗生川	二〇六
大川及瀬切川	二〇六
中波瀬川及小田組川	二〇六
選定水力地點	二〇六
雨量觀測所	二〇六
既設雨量觀測所	二〇六

新設雨量觀測所	三〇
水位觀測所	三〇
既設水位觀測所	三〇
新設水位觀測所	三〇
流量測定	三〇
第四十四節 西部共同火力發電會社創立	三三
設立指令發せらる	三三
日鐵對戶知市の交渉紛糾	三三
創立總會	三三
第四十五節 大同東電兩社新協約	三三
兩社爭議の歴史	三三
協約不履行兩社背反す	三三
大同東電に誠意なしとみ契約廢棄を 決意	三三
大同電力の協約破棄宣言	三三
大同大口需要者獲得の戦術に出づ	三三
重複供給區域の矛盾暴露	三三
東電對大同聲明書を發す	三三
聲明書	三三
大同聯備を固む	三三
東電の聲明に對し大同更に反駁	三三
兩社實戰を展開	三三
電力聯盟調停に乗り出す	三三
電聯顧問會の裁定に任	三三
兩社の主張益々背反大同小賣死守	三三
大同脱退を以て牽制、聯盟危機叫ば	三三
關東電力界風雲急を告ぐ	三三
裁定の實體通信省に移行	三三
遂に顧問裁定を下し兩社承服	三三
裁定書	三三
兩社新協約締結	三三
大同東京送電線全容量運轉	三三
第四十六節 五省土木會議	三三
河川部會諮問事項	三三
五省土木會議河川部會が水害防止 策を決定	三三
水害防止に關する注意事項	三三
道路、鐵道、軌道に關する事項	三三
橋梁に關する事項	三三
用水取入に關する事項	三三
林業に關する事項	三三
開墾に關する事項	三三
流木に關する事項	三三
埋立に關する事項	三三
漁獲設備に關する事項	三三
堰堤に關する事項	三三
鐵塔及電線路に關する事項	三三
採礦に關する事項	三三
建築物に關する事項	三三
河川法改正論議	三三
河川法改正と發電水力法制定に關し 内務通信兩當局討議	三三
第四十七節 電力聯盟發送電計畫	三三
計畫原則及び五ヶ年計畫決定	三三
大同東邦兩社の變電所送電線建設を 承認	三三
昭和十年以後新規發電所建設計畫更改	三三
第四十八節 朝鮮電力會社創立 (南鮮炭移入計畫)	三三
朝鮮電力會社創立	三三
創立總會	三三
三陟開發會社	三三
第四十九節 東北地方農村工業共同 作業場に對する配電設備助成	三三
電氣協會東北支部の陳情	三三
仙臺通信局通牒を發す	三三
第五十節 電柱稅賦課改正問題	三三
電柱稅賦課改正に關し電氣協會陳情	三三
秋田縣に於ける電柱稅增額計畫に 關し陳情	三三
電柱稅附加稅の不均一課稅並制限 外課稅に關し東北支部の陳情	三三
東京市の電柱稅創設計畫廢止に關 する建議	三三
第五十一節 災害時電氣施設對策 に關し電氣協會陳情	三三
天災事變に際し電線路應急施設に對 する陳情	三三
非常災害時に際し電氣工作物防護 並に急速復舊對策に關する陳情	三三
市街地屋根葺トタン板、看板、廣告 塔等構造強化に關する陳情	三三
第五十二節 大日本電力東部電力 合併	三三
兩社合併の経緯	三三

第一編 電燈、電力

第一節 總 觀

我國に於ける電氣事業界は兩三年前以來國內諸工業の活況の影響を受けて需要頗る喚起せられ、數年以來の建設工事の抑制と相俟つて需給關係の改善の跡著しく、今や各地共發電力の不足を見越されて、發電所の増設工事相踵ぐの盛況を呈じてゐる。斯くて多年に亘り業界の悩みとされた所謂過剩電力も、最近に於ては十掃せられたる形となつて、各事業者共業績の振興見るべきものがあるが、一方、再禁止以來の低金利の浸潤は莫大の社債或は借入金を擁する電氣事業者の金利負擔を輕減し、亦多額の外債を擁する大電力會社にありては、再禁止以後の對米爲替の底知れぬ低落の爲に外債負擔の過重甚だしきにより、一時は非常な苦境と前途の不安とに陥つたが、昭和八年三月の米國の再禁止に引續き、昭和九年一月末に於ける米國の平價切下げを見るに及び、一時は二十弗割に迄墜落せる對米爲替も、昭和八年頃より三十弗附近に安定を見る

第一編 電燈電力 第一節 總觀

に至り、外債關係の不安も一掃せられたる形となつてゐる。亦嘗て電氣事業者に或る程度の脅威を與へたデイヤール自家發電の問題も再禁止以後の重油市價の昂騰の爲に、屏息の狀態にあり、斯くて此の一兩年來の我が電氣事業界には好事相踵ぎ、増配或は増資等の盛況を示して居る。

電氣事業の進展に伴ひ、業界の統制、事業運営の合理化に就いて、確乎たる方策を樹立する重要性は、多年朝野の識者の認めたる所であるが、特に電氣事業にありては、斯業獨自の性質上統制を要求するに止らず、國家資源の利用厚生の見地から、亦國家産業の基本要素としての電力問題等の國家的見地から電氣事業の統制は極めて望ましくものとされ、之等の要求に基き昭和七年十一月二十一日改正電氣事業法の施行を見て、當面の電力國策の基幹が闡明せられ、此の電氣事業法に基き昭和九年一月には、發送電統制の第一次豫定計畫の原案が、逓信省電氣局に依つて作成せられて、先づ關東、中部及び近畿の三大地域に於ける昭和九年以降五箇年の需給關係統制の基礎方針を示され、其後引續き發電豫定方針と第一次豫定計畫の修正とが示さるゝに

細つた。之より先、改正電氣事業法に據る料金認可制の基礎となる電氣料金認可基準は、昭和八年六月逓信省電氣局の立案を見、續いて同年八月電氣委員會に依りて可決され、斯くて改正電氣事業法に據る當局の電氣事業に對する監督方針は着々具體化されつゝある。所謂五大電力會社に依りて、金融界有力方面の後援の下に、電力界の和平協調等を目的として昭和七年四月に設立されたる電力聯盟は、之等加盟會社間の電力統制上貢獻せる所少からざるものと認められた。最近に於ける主なる事績としては聯盟各社の發送電計畫統制の外、大同電力對東京電燈の需給契約問題に關連せる紛争を解決して、其結果昭和六年十一月竣工以來未活動の儘に放置せられたる大同の東京送電線が、昭和九年十二月一日より實際運轉に供せらるゝに至つたことが特筆されるべきで、昭和十年に入つては電力聯盟は朝鮮南部の石炭利用に關連せる電力開發計畫にも關與し、朝鮮電力會社の設立をみた。發送電豫定計畫に關しては尙電氣協會に於て、昭和八年六月斯界の權威者を網羅して、「發電水力開發調査委員會」を設置し、將來約二十箇年を目標とせる發送電計畫合理化の見地から、先づ、關東、中部、近畿の三地方の水力發電及び送電計畫に關する調査を遂げ其審議に基き發電所、送電線建設豫定計畫書を作成の上、昭和九年八月二十二日附を以て内務大臣並びに逓信大臣宛陳述したが、昭和十年に於ては更に範圍を東北及九州に擴大し綜合的計畫を樹立した。

最近電氣事業に關係ある時事問題に、農村工業化問題或は農事電化問題があり、之は農村振興策の一案として近年一部人士の間に唱導せられたるものであるが、東北地方の冷害に依る大凶作に對する東北振興問題と關連して、此の問題は政治的色彩をも加味せるかの感を生じ、東北振興調査會を母胎として東北興業及び東北振興電力兩會社の設立をみるに至り、電力界の視聽を集めた。

電力需要の増加が電氣事業界立直りの基礎的條件をなしたことは當然のことであるが、尙指摘すべきは事業各社の積極的財政整理の進捗であつた。即ち外債、内債、借入金等を以て構成される所謂外部負債の整理、その株主資本への振換へ、殊に五大電力に於ては米英貨債の擔保を第二順位とするオーブン・エンド・モーゲージ制設定による内債の低利借換へ、外債の減債基金以上の買入償還の進行、建設資金を可及的株主資本の拂込徴収、増資の手段による調達等々である。所謂インフレーション政策はその必然的結果として一般經濟界に低金利情勢を展開し、長期金融への低金利滲透を齎した。これにより長期金融に對する警戒が緩和され、社債條件は好轉した。内債九億圓と稱せられる電氣事業各社の負擔軽減運動は活潑に實行され借換債の金利は五分より四分五厘へと移行し五大電力を始め、何れも四分五厘乃至八厘の社債發行に成功したが、昭和十年に於ては更に四分三厘にまで進み、特に五大電力は借換新内債の擔保に外債社債の擔保物の餘力を利用し、これを

第二順位とするオーブン・エンド・モーゲージ制を設定し、内債の低利借換を進めて成功を収めたことは劃期的なことであつた。即ち昭和九年末までにこの方法により東電は總額一億六千萬圓、東邦總額六千萬圓、宇治電總額七千萬圓、大同總額四千七百萬圓、日電總額九千三百萬圓の借換を遂行した。以上の如き社債低利借換工作の結果は當然支拂利息の負擔緩和となつて現れ、またこの高利借入金の低利社債への借換、無擔保社債への借換は總じて外部負債の整理によるその株主資本への振換運動と、社内利益金蓄積傾向と相俟つて無利子資金が建設資金に充當される結果となり業績向上に二重三重の好影響を與へた。

この活況を反映して増配したものに東邦一分増八分、東電、日電各一分増の七分、宇治電五分復活等あり、増資の例には東邦の七千萬圓増資して資本金二億に達した、北海道電燈が大日本電力と改稱して關東以北の本州に乗り出し東部電力を合併することによつて資本金一億八百萬圓と五大電力のスケールにまで比肩するに至つた。

ため平靜に歸したが、本問題はかかる風評を別にしても新料金制の實施と共に遅かれ早かれ表面化すべき筋合にあり事業界の注視するところである。

次に電力國營問題は主として内閣調査局に於てその再検討が開始され、既に東北振興電力會社の設立をみる等往年の國營論とは趣を異にし、著しく現實的様相を示したためこれまた電力界にセンセーションを喚起したのであつたが、逓信省も部内に電氣事業調査會なる機關を特設し、妥當適切な電力國策の研究調査を開始する等國營機運の上に更に拍車をかけた。然しながらこれに對する民間側業者よりの批判的意見の發表はみるべくして遂に行はれず、電力聯盟、電氣協會等民間業者諸團體も終始沈黙を續け事態の成行きを靜觀するものの如くであつた。

電力需要の増加

逓信省「電氣事業調査資料」に示されたる我國の餘剰電力量は

Table with 2 columns: Year (昭和六年, 七年) and Surplus Power (KWH). Values range from 101,101 to 150,000.

第一編 電燈電力 第一節 總觀 (電力需要の増加)

同 八年 三、八八二 一〇〇、〇〇〇 即ち昭和六年を底として漸次餘剰電力量の減少を示したが、昭和九、十年に至りては更に軍需工業を始め各工業部門(人絹、肥料、セメント、紡績、化學工業、機械工業、鐵鋼等)の活躍と相俟つてひきつゞき著しい増加を示し來り過去數年に互つて電氣事業者を苦しめた過剰電力處分難は完全に跡を斷つに至つたのみならず、逆に京濱、阪神、中京、北九州等の工業地帯に於ける急激なる需要の増加が電力不足の現象を呈し、これと共に需給契約の新締結、更改等に際し供給者側は機會ある毎に料金の引上げを策すなど、需要増加は電氣事業回復を極めて本格的なものたらしめた。

Table showing electricity demand in thousands of kilowatt-hours for various months from February to July across the years 1936, 1937, and 1938.

Table showing electricity demand in thousands of kilowatt-hours for various months from January to July across the years 1937, 1938, and 1939.

Table showing electricity supply statistics for various months from August to December, including data for 1930 and 1931.

九州地域販賣電力量
昭和七年 同八年 同九年
千キロ時 千キロ時 千キロ時

Table showing electricity supply statistics for various months from January to December, including data for 1930 and 1931.

發電所の建設
電氣事業界不振のため數年間新發電所の建設は小規模のものゝほか殆んど影を没してゐたが、昭和八年に入るや事業界好轉と共に日本電力が先づ鐘釣發電所の建設を發表し、ついで大同電力も笠置發電所の建設に關し電力聯盟に承認を求めた。よつて電力聯盟は昭和八年八月十四日の委員會に於て大體一社一發電所主義を可決し九月七日の聯盟委員會に於て日電鐘釣(六萬五千キロ)、東電小野川(二萬六千キロ)、東邦名倉(一萬九千五百キロ)、大同笠置(三萬五千キロ)、宇治電長(八千八百五十キロ)、愛岐今渡(一萬七千キロ)、大井川(六萬二千キロ)の各發電所建設が承認されたのである。

議した。即ち東電小野川(二萬六千キロ)、東信鹽坪及び小ヶ峰(三萬四千キロ)及び二萬八千キロ、合同電氣津火力(三萬キロ)、中部電力明知川(一十八百キロ)、群馬水電原町(二

萬二千二百キロ)、東邦電力森山(二萬三千七百キロ)等が追加承認されたのである。昭和十年十二月十日の電聯委員會は更に新規發電所の左記建設計畫を承認した。

Large table listing power plants, their capacity (kW), and completion dates. Includes categories like '新規發電所 (kW)', '東電', '信濃川', '山名', '大野', '日電', '宇津川', '共同火力', '水', '火', '完成期日', and '發電所の建設'.

以上は五大電力會社のみについてみたのであるが、尙昭和十年中に逓信省が新設許可したる發電所は左の通り夥しいものであつた。

山口縣	小瀬川	八三〇
東京電燈	原町第一	三、三〇〇
梓川電力	澤渡	二、四〇〇
愛岐水力	今波	六、九〇〇
兵庫縣	安積	一、二〇〇
山陽水力	芦津	九〇〇
宮城縣	關	一、六〇〇
平電	小玉川第二	一、九〇〇
東京電燈	小野川	二、六〇〇
東信電氣	新郷	三、〇〇〇
中尺電氣	第二大谷	七、五〇〇
大井川電力	小蔵	一、四〇〇
木曾川電力	日藏	四〇〇
同	城山	五〇〇

電力統制

電力界の統制は昭和七年電力聯盟の成立及び改正電氣事業法の實施によつて軌道に乗り昭和八年に於ては前年にひきつゞき各方面に統制の手が進められ、東西電力の融通、兩サイクル地帯の設定、共同火力の設立等統制の實が擧げられた。昭和九、十兩年に於ては更に改正電氣事業法に基く逓信當局の統制力が著しく強化され、各産業部門のそれと同様に電氣事業についても國家の統制力が急速に強化された。

逓信省發送電線定計畫 逓信省の電氣事業に對する從來の監督方針は主としてこれが助長を目的とし企業者の自由なる經營に委ねてきたが、歐洲大戰を轉機として電氣事業は一變經濟界の急激なる變動に遭遇し、大いに打撃を受けまた水力地帯は漸次開發し盡され、また送電幹線の建設も地理的制約を受くるの關係より懸々制限せられてゆき、最早從來の自由主義に放置しておくことを許せない情勢となつたので、昭和二年三月まづ事業統制の基礎的調査を行ふべく、逓信省電氣局内に臨時調査部を設け、同三年九月までに調査を完了し、次で昭和四年一月臨時電氣事業調査會を設置せられ、この調査に基いて作成された電氣事業統制方針案につき諮問さるゝところあつた。この調査會はその後一年三月に互に互に原案を審議し昭和五年四月、送電所及び送電線の建設に關する許否は送電及び送電線定計畫に據りて之を決定する」と答申した。これに基き逓信省はまづ初年度に於ては關東、中部、近畿三地帯につき昭和九年より昭和十三年に至る五ヶ年間の發電及び送電線定計畫の原案作成に着手し昭和八年末成案、昭和九年一月二十二日電氣委員會の審議に附し可決された。我國の電氣事業はこれを以て建設方面に關する劃期的統制の時期に入つたのである。即ち昭和九年より同十三年に至る計畫電力を關東地帯に於て三十一萬キロ、中部地帯に於て十萬キロ、近畿地帯に於て三十萬キロ、三地帯計に於て七十一萬キロと推定され、この豫定發電力を規定した。

昭和十年一月二十一日電氣委員會は昭和十年より十四年度に至る關東、中部及近畿三地帯に關する計畫を更新すると共に中國、四國及九州三地帯の五ヶ年計畫を追加し、これで計畫地帯合計六となつたが、更に十二月十八日電氣委員會に於て東北、北海道、北陸及び信越の四地帯を加へ、茲に全國十地帯全部の計畫を完了した。

電氣設計書等に對し電力聯盟に於ても昭和九年六月六日聯盟總會に於て五大電力及びその關係會社を包括する發送電計畫を討議し、水力の開發、火力の擴張、新設等の諸問題を議した。然して前年度に於ける一社一發電所主義は更に確認せられ計畫一期間の年度を五ヶ年とし統制策を確立したが昭和十年に於ても計畫は續行せられ新計畫の樹立、既計畫の更新が行はれた。

地方的電力統制

東北電力界 東北電力界は小會社分立し電力統制上最も遅れた地域であるが、昭和九年に入ると東北送電、宮城縣電、福島電燈、山形電氣の四社による電力連繫が成立し、この有力四社による連繫の成立は東北電力界今後の統制實現に尠からず光明を與へた。また多年東北電力界に雄飛せんとの希望を抱く所謂北電興業系資本は昭和九年七月東部電力株替りに成功し、同社の支配權を掌握したことは北電系資本による東北電力界の資本的統制への第一歩を意味するものとして注目を惹いたが昭和十年に於ては更に一步を進め大日電東部兩會社の合併が成立した。また昭和十年の東北電力界に特記すべきは東北振興電力會社の設立である。本會社は半官半民の統制會社として設立をみたのであるが、將來東北の民間電氣事業とこの新設特殊會社との調整如何の問題が一般に注目されてゐる。

電氣料金値下問題

昭和六年に公布された改正電氣事業法は翌七年から實施されたが、そのうち料金の認可制度は五ヶ年の猶豫が認められてゐたので、猶豫期間は昭和十二年で満期となり、その後新たに供給規定を作り、逓信大臣の認可を得なければならぬ。この問題は現下我國の全電氣事業者に不安なる意識を充満させてゐるが、就中問題とされてゐるのは昭和八年電氣委員會が決定せる「電氣料金認可基準」中第一節「總括原價額の決定」の第四項に示されてゐる「事業の利得」を規定せる箇所の解決であるが、この規定は最も重大なる意味を有するもので事實上配當制限の機能をなすものと認められ、逓信當局のこれに對する態度は注視的となつてゐる。然るに昭和十年末王子電氣軌道會社が逓信省より改正電氣事業法第十七條の適用を受け營業免許伸長の認可條件として而も電氣料金の引下方を要求されるに至り、これは逓信省が電氣事業法に基いて懸々積極的に電氣料金の引下を許したものとみられ、一般に大衝動を與へたが、逓信省としては猶豫期間前に強ひてかゝる措置に出づる意向は全然なく、王子電軌の場合には偶々同社の營業免許期限が満了したこと、同社の埼玉縣に於ける料金が餘りに高かつたために警告を發したに過ぎないと説明した。然して逓信省電氣局内では昭和八年來施行しつゝある業務検査の結果に基き標準利得額の決定を急いでゐるが、大體部内の一一致したる意見は現在の國債利回り四分五厘が料金認可規定の發動する昭和十二年まで變動なく持續するものと假定し、有力電氣會社の標準配當を七分乃至八分とし、現在の電氣料金は全般的に幾分低下せしめる方針であるが、若し有力電氣會社の配當が割以上の場合には標準率にまで引下げられる場合もある。この場合は勿論過當銷却を警戒し、専ら料金引下げによつて配當を押し上げるのであるが、今までの業務検査のところではその結果は全般的にさしたる波瀾も生じない様子である。

第一編 電燈電力

第一節 總觀 (電力統制・電氣料金値下問題)

電力界はこゝ一兩年一般事業界の好調と電力會社自體の徹底的整理により活況を呈し、

東電の如きは去る昭和六年頃の不況時には額面五十圓拂込株式が十二圓五十錢程度の安値にまで陥落したものが、昭和十年末に至つては六十圓の高値を示現するなど各電力會社の營業成績は著しく向上するに至つた。一方需要方面においても電力會社の好成績に乗じて電力料金の値下げを根強く迫らんとする状態も窺はれる。即ち電力料金をもつと廉くせよ、電力料金を廉くしなければ特殊工業は興らない。殊に重工業を盛大ならしめるには先づ電力料金が安くなければ到底駄目であるといふ聲が起り、この問題について一番神經を失らせてゐる電氣事業各社は何れも眞剣になつて調査を開始し對策を練つた。

電氣料金を安くする方法として數へあげられてゐるものに三つの方法がある。即ち第一は低廉な發電をどんどん起し、既設の高くついでゐる建設費を平均化して電力料を安くすること、第二は配當金を制限して社内保留を多くし原價の切下げを漸次に實行する方法、第三には會社の合同に依る整理と統制に基づく經費の節約、それによつて原價を廉くしてゆく、以上三つの方法よりほかにはあり得ないとされてゐる。

而して我國電力界の既設建設費が種々の事情から相當高くついでゐることも周知の事實である。即ち今五大電力の數字を以てこれを見るに、その建設費は一キロ當り平均三百八十三圓となつてゐるが、各社の發電力、建設費は左の通りである。

東京電燈	水	力	五〇二圓
	火	力	二九三圓
計			四五六圓
東邦電力	水	力	三八五圓
	火	力	一八三圓
計			二八〇圓
大同電力	水	力	四六〇圓
	火	力	二七二圓
計			三七九圓
日本電力	水	力	四四七圓
	火	力	一六一圓
計			二七七圓
宇治川電氣	水	力	四八〇圓
	火	力	三一八圓
計			四〇六圓
五社平均	水	力	四七四圓
	火	力	二二二圓
計			三三三圓

建設費の不廉はひいては購入電力料の不廉となつて現れる。舊設備の發電建設費を新規水力の開發によつて平均化し、漸次低下せしめてゆく方法は事業者のつとに實行するところであり、陸續として著手される新發電計畫が單に供給力増加のみを目的として行はれるに非ざることが事實を證明してゐる。第三の方法として示される會社の合同に依る整理によるものも、既に電氣事業統制の初歩段階であり、實行し盡された観があり、今更事新しく説明する必要もあるまい。かくして残された唯一の方策は配當金制限に依り社内保留を増し、原價の切下げを漸次乍ら著實に行ふの一手あるのみであり、現今電力界の最高懸問題となりつゝある所以である。

電氣事業者が電氣料金その他供給條件を設定し、または變更せんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受くべし。主務大臣は公益上必要ありと認むるときは電氣事業者に對し電氣料金その他供給條件に關し必要な命令をなすことを得。更に施行法第七十四條は逓信大臣の認可を要する細目事項として左の如き認可申請書を當局に提出することを命じてゐる。

- 一、供給方法の種類(電燈電力、鐵道用電力等の細別)
- 二、供給時間
- 三、電氣料金
- 四、器具、機械類の負擔内容
- 五、工費の負擔内容
- 六、その他供給上の要項

逓信大臣は、この書類を點檢し公益阻害の恐れなきか否か、事業經營上に缺陷を生ずることなきか否かを考慮し、料金に對する認可を與へるのである。

料金値下問題の吟味 電氣原價の構成要素に關しては諸説紛岐してゐるが、大體資本費―投資資本費に對する利子及び銷却費―と營業費に分けるもの、或は利子、税金、銷却費等の固定費と營業費その他の不定費とに區別するのが代表的である。區別の方法名稱等はとも角として原價構成の實體が利子(狹義)税金、銷却費、營業諸費、利潤等の諸項目から成ることには變りはない。電氣委員會の決議による料金認可基準に依るとこれを銷却費、營業費利得(利子及び利潤)の三つに分けて

ゐる。然して現在最も重大なる意味を持つてゐるのは最後の項目であつて配當制限の機能をなすものである。即ちその意味は「事業の利得は事業財産の評価額に對し最も安全なる投資の利率に確實なる企業利潤を加味したるものにより算出する」といふのであつて、安全なる投資利率と確實なる企業利潤とは何かといふに委員會はこれを左のやうに解釋してゐる。「純利子は事業資本調達に必須の費用なれば、重要需要中心地においては、公債の利回り程度、地方電氣事業においては、その地方の地方債利回り程度を標準とす」といふのである。そしてこれに二分乃至三分の利潤を加味したるものが、總括原價の基礎としての公正なる事業利得として認容せらるべきものである、といふ譯である。そこで現在の國債利回り四分五厘が料金認可規定の變動する昭和十二年まで持續すると假定すれば、有力電氣會社の最高配當は當然七分乃至八分となる。其處へ持つてきて東邦八分、東電一分増配が開始したのだから、逓信省としても捨て置けず取りあへず法の正式發動する昭和十二年までは何らか合法的な手段を講じてこれを押へると逓信局に通牒を發したのであるが、然してこれに對する事業者側の言ひ分も大いにある。即ち東邦などでは電氣事業法は杓子定規式にやらないと屢々當局から聞かされてをり内容の良好な會社には配當率に心が加へられるものと思ふ。東邦が一分増配決算によつて銷却金を上期の五百二十萬圓から下期の三百三十萬圓に減額したとの批評は當らない

電力國營問題

一時二千六百四十萬ドルもあつた外債が三百九十萬ドルに減じたのと地下線銷却七千二萬圓が今期はなかつたので、固定資産銷却金を前期よりも約五十萬圓増加しても尙且つ銷却金が減つたのである。この堅實な決算方法は豫め各方面の了解を得て置いたことでもあり配當年八分は高率なものではないと思ふ。以上東邦の言ひ分は今後増配會社が出る度に同じやうなことを主張することだらうと思ふが問題の鍵は最高配當八分が果して妥當かどうかといふところにまでゆく。この點に關し事業各社の輿論がどう動いてゆくか逓信省は多大の關心を持つて靜觀してゐる様子である。

我國電氣事業の根本的改造案については内閣調査局の設置と共に最大急務の經濟政策なりとして鋭意具體案の調査研究を進め、頼母木逓相の就任によつて、この革新的強有力政策の實行は漸くその端緒に就くこととなり、逓相は就任以來機會あるごとに電力統制に關し重大なる聲明を發し、電力界にセンセーションを起したが、そも／＼改正電氣事業法によつて確認された電氣事業民營の原則はこれを一朝にして變改すべく餘りに長き傳統と歴史によつて確立されたものであつて、成行き如何によつては事業者側からの猛烈なる反對に逢著するかも知れず、新逓相としてもかかる畫期的な重大政策が動もすれば事務當局の實際的見地から從來の行きがかりに捉はれんとする弊風に鑑み、電力問題の解決に當つ

ては調査局案を中心に腹案を決定し、然る後當局に於て細目的に具體化せしめる方法をとるものと思はれ、電力國營論再検討は論議の焦點となつた。

内閣調査局が電力統制案の作成に着手した根本的動機を爲したものは最近「農村に於ける電力の供給を低廉にせよ」とか「工業のそれを安價にすべし」といふ聲が昂まり、農林省や商工省が電氣料金を低廉にすべし、と唱へたことに端を発し、然らば如何にして豊富低廉なる電氣を供給すべきかといふに、之には企業形態を改めて私企業を公企業に直す以外に途がないとの結論に到達したのである。私企業を公企業に直すとしても今一舉にして電力國營をやらうとしても不可能だから、先づ發電と送電の公有を斷行し、これが一應完成を告げた後に小賣までの公營をやるべしといふことになり、半官半民の大發送電會社案の作成となつた。即ち電力統制の最大眼目たる料金の合理的引下げのためには現在の電氣事業法では不十分であり、これを根本的に改造しなくては行けなくなつた。

改正電氣事業法では電氣料金は改正前の届出主義から認可主義に遷り、監督官廳の意志に依つて料金を引下げ得る建前にはなつた。然し民營主義を原則とする限り、これが實行は銷却をどしどしやらせるか、金利を低下せしむるか、配當を制限するかこれ以外に採り得る方法はなく、無暗勝手に料金を強制的に引下げさせたり、自家發電を許したりすることは事態を一層紛糾に導く以外の何物でもな

い。料金引下問題と共に自家發電問題もまた現在の電氣事業からいへば、特殊なもの以外許すべきものでなく、また原則としても電氣事業者から買ふ方が自家發電するよりも低廉な管ではあるが、實際は反對の場合が生じ、電氣事業者が思ふ所まで値下げをしないといふので自家發電を認めよとの要望が生ずる。これも一面奇態な現象であるが現在の企業形態に缺陷ありとされる論議の一つである。

然し根本的には民營主義を執る限りは銷却を制限し、金利を安くする外、低廉豊富な電氣を得る方法なく、然して現に法制の上からまた経営の事實からしてさういふ建前になつてゐる。即ち料金は今日徐々に低廉になるべき理論的根據を持つてゐる譯ではあるが、之が實際を擧げるのは未だ相當遠い將來のことではあり、一舉にして目的實現といふ譯にはゆかない。農林、商工兩省はこの點通信省の電氣行政を不満とし、早急に之を實現する爲には電氣事業法を更に改正し電力國策を立つべしとした。即ち企業形態を改めて私企業を公企業とし、電力國營の目標に向つて漸進すべしとなし、内閣調査局を動かしたのである。内閣調査局原案の要旨 電力國營論の由つて來れる所は久しいものであるが、今これが再検討を行ふに先立ち概括的に電氣供給の統制は將來如何にすべきものであるか、現實を離れた理想論ではなしに實情に則してこれを考察してみらるに凡そ左の如き種類別になるであらう。

イ、現在の私經營事業者のグループ組織
ロ、主要送電線の國有管理
ハ、半官半民組織に依る管理
ニ、國有に依る管理

右の中主要送電線の國有管理は英國に於て所謂グリッド・システムとして實行せられてゐる方式であるが、これは管理運用の方面に色々難點があり、我國では實行困難であるといはれてゐる。業者のグループ組織は金融系統が同一である場合は解決は簡單であるが、又金融系統を異にしてゐても或程度の協同は可能である。現在の電力聯盟も一歩を進めればグループ組織に編成し得るものであるが、然し業者のグループ組織は自治的統制であつて國家統制とは根本に於て原則を異にし、また私企業では資金原價の上からみても料金の値下げは困難である。かくて最後に残された方式は發送配電全般に互る國營斷行か、發送電のみに限り半官半民組織に依る管理を行ふか何れかといふことに歸著する。然して内閣調査局案として提示されてゐるものは後者、即ち發電所と送電線のみを公有にして統制管理し、配電には最初は手をつけずに置く、その骨子は左の通りである。

め特に評價委員の如きものを設け、嚴重なる評價をなし決定する。

- 一、配電については現状のままとし民間經營に委せるが、これに對する監視は強化する事とし、電力料金その他に就いて嚴重なる監督を行ふ。
- 一、國家運管による發送電氣事業は合理的の經營を企圖し適正なる發送電豫定計畫を掲げる。
- 一、未開發の水力資源については大いに積極的の開発を行ふ。
- 一、發送電豫定計畫は關東、關西、中部、九州の四ブロックに分ち、東北は東北振興方策の範圍において別途に取扱ふ。
- 一、從來同様水主火従の方針の下に水力發電を中心とし、これに配するに適宜の火力發電を以つてする事とし、右四ブロックにそれぞれ共同火力施設を設ける、即ち現在共同火力のあるところに對してはこれを強化すると共に未だ共同火力施設のないところにはこれを新設する。
- 一、現在の電氣事業法に對しては適正なる改正を行ふと同時に別個に管理法を制定する事とし右法案は次の通常議會に提案する方針とする。

起債條件の好轉

即ちその要旨は國營を加味した統制論でありこの半官半民會社の資本額は約十五億圓見當とみられてゐる。

第一編 電燈電力

第一節 總觀 (起債條件の好轉)

低金利情勢は昭和八年上期以來本格的様相

を示し、長期金融に對する一般の警戒も緩み多額の外部負債を背負ふ電氣事業界はこの機に乗じて争つてその利子軽減運動を起し、まづ借入金についてこれをみれば、手形書替期の到來毎に輕微の利子引下げを求むる方法をとつた。この結果電氣會社が使用せる借入金

の利子が一般に低下すると共にまた全電氣事業界に對し社債條件の好轉を齎す素因となつた。即ち電氣事業會社の内債は九億圓を突破し、このうち昭和九、十年に於て期限満了となるものが非常に多かつたので、金融危機を憂慮されたのであるが、事實は却つて低金利の趨勢に乘り電氣事業債の借替は容易となり、また利子も一齊に引下げられるに至つた。即ち昭和八年上期に於ては五分五厘パーへの借換が目標とされてゐたのが、同年二月の阪神電鐵が五分パーに成功したのを皮切りに陸續として五分パー社債の出現を促し、昭和九年に入るや遂に電力債四分利率へと進み四月東電の借換は四分八厘パーに成功し、また六月末「一號」社債を四分五厘パーで賣出し爲に三厘の低下に成功した。また日本電力は五月同社關東財團を擔保とし四分七厘パーの借換に成功し、宇治川電氣は三月末第一回四分八厘パー、第二回四分七厘、第三回は更に低下を希望したが、これは矢張り四分七厘で發行をみ、大同電力は七月借換四分七厘に成功、東邦電力は關西財團を擔保とする借換に於て發行限度六千五百萬圓のうち一千萬圓を四分五厘パーで發行した。その他昭和九年中に於ては京都電燈、中國合同電氣、九州水力

電氣事業者發行公社債

昭和九年

事業	金額(圓)	利率(分)
京都電燈	3,000,000	5.5

參宮急行電鐵	10,000,000	五・〇	九州送電	五,000,000	五・〇
山形電氣	20,500,000	四・〇	山形電氣	六,000,000	五・〇
旭ペンベルク絹絲	15,000,000	五・〇	王子電氣軌道	八,000,000	四・五
王子製紙	15,000,000	四・五	富士電力	13,000,000	四・五
三井物産	10,000,000	四・五	矢作電力	八,000,000	四・七
目黒蒲田電鐵	10,000,000	四・五	掛斐川電氣	五,000,000	四・七
東武鐵道	10,000,000	四・五	名岐鐵道	五,000,000	四・七
東京橫濱電鐵	10,000,000	四・五	京阪電氣鐵道	10,000,000	四・七
愛知電氣鐵道	10,000,000	四・八	神戶市電	三,000,000	四・〇
豐川鐵道	10,000,000	五・〇	同	八,000,000	四・〇
信濃電氣	10,000,000	五・〇	山陽中央水電	九,000,000	四・八
阪神急行電鐵	15,000,000	四・五	九州電氣軌道	八,000,000	四・五
京阪電氣鐵道	10,000,000	五・〇	鹿兒島市電	五,000,000	四・五
大阪電氣軌道	15,000,000	四・五	盛岡電燈	八,000,000	五・〇
日本電力	15,000,000	五・〇	福島電燈	11,000,000	五・〇
廣島電氣	10,000,000	四・八	目黒蒲田電鐵	四,000,000	四・五
山口電氣	10,000,000	四・五	富山電氣	10,000,000	四・五
同	10,000,000	四・五	東信電氣	10,000,000	四・五
東部電力	15,000,000	五・〇	日本電氣	10,000,000	四・七
青森縣	17,500,000	四・五	土佐電氣	11,000,000	四・五
合同電氣	10,000,000	五・〇	山本電氣	15,000,000	四・五
大阪電氣軌道	10,000,000	四・五	日本水電	七,000,000	四・七
大同電力	10,000,000	四・五	安藝電氣株式會社	五,000,000	五・〇
大田電氣	10,000,000	四・五	日黒蒲田電鐵株式會社	二,000,000	四・五
阪神電氣鐵道	10,000,000	四・五	宮城縣	11,000,000	四・三
山陽中央水電	15,000,000	四・五	東京橫濱電鐵株式會社	五,000,000	四・三
中國合同電氣	10,000,000	四・七	富山縣	二,000,000	四・三
九州水力電氣	10,000,000	四・七	同	11,000,000	四・三
日本窒素肥料	10,000,000	四・五	京都電燈株式會社	10,000,000	四・三
同	10,000,000	四・五	阪神電氣鐵道株式會社	15,000,000	四・三
旭ペンベルク絹絲	10,000,000	四・五	中國合同電氣株式會社	10,000,000	四・三

事業者名	金額(圓)	利率(分)	六月	富山縣	五,八八七,七〇〇	四・三
日本窒素肥料	15,000,000	四・五	同	同	二,三三〇,〇〇〇	四・三
秩父鐵道株式會社	三,000,000	四・五	七月	安藝電氣株式會社	五,000,000	五・〇
名岐鐵道株式會社	二,000,000	四・五	八月	日黒蒲田電鐵株式會社	二,000,000	四・五
沖繩電氣株式會社	100,000	七・三	九月	宮城縣	11,000,000	四・三
北越水力電氣株式會社	一,500,000	四・五	同	東京橫濱電鐵株式會社	五,000,000	四・三
上毛電力株式會社	六,000,000	四・五	同	富山縣	二,000,000	四・三
京成電氣軌道株式會社	四,000,000	五・五	同	同	11,000,000	四・三
東武鐵道株式會社	一三,000,000	五・〇	同	京都電燈株式會社	10,000,000	四・三
中國合同電氣株式會社	八,000,000	四・五	同	阪神電氣鐵道株式會社	15,000,000	四・三
山口縣	二,000,000	四・二	十月	中國合同電氣株式會社	10,000,000	四・三
大日本電力株式會社	10,000,000	四・三	十一月	日本海電氣株式會社	10,000,000	四・五
北海道炭礦汽船株式會社	六,000,000	四・五	同	神戶市	七,000,000	四・三
西武鐵道株式會社	三,000,000	四・五	同	同	1,100,000	四・〇
名岐鐵道株式會社	三,000,000	四・五	同	同	七,000,000	四・二
高知縣	六,000,000	四・二	十一月	東部電力株式會社	17,000,000	四・三
大日本電力株式會社	10,000,000	四・五	同	日本海電氣株式會社	17,000,000	四・三
愛知電氣鐵道株式會社	一,500,000	四・五	同	金澤電氣鐵道株式會社	二,000,000	四・五
南海鐵道株式會社	一五,000,000	四・三	同	名古屋鐵道株式會社	五,000,000	四・三
阪神急行電鐵株式會社	10,000,000	四・三	同	同	1,900,000	四・三
日本電力株式會社	10,000,000	四・五	同	同	二,000,000	四・三
阪神電氣鐵道株式會社	10,000,000	四・三	同	同	四,000,000	四・三
關西共同火力	10,000,000	四・五	同	同	八,000,000	四・三
發電株式會社	10,000,000	四・五	同	同	八,000,000	四・三

第一編 電燈電力 第一節 總觀 (社債低利借替運動)

昭和八年四月擔保附社債信託法が改正せられ、オリーブ・エンド・モーゲージ制による同一の擔保權を以て擔保せらるる社債を適宜數回に分ち發行する方法が認められて以來、五大電力は所謂インフレーション政策を齎した低金利時代に機會を捉へ、夫々所謂オリーブ・エンド・モーゲージ制を採用して通計五億五千百萬圓の擔保附社債發行計畫を確立し無擔保社債は借入金等を償還又は返済し長期低利の借替に成功した。

五大電力の借替社債に付て最初に擧ぐべき特徴は何れも擔保附社債となすの原則を維持した點であつた。然るに五大電力會社は既にその工場財團を擔保として一口乃至二口の外貨社債を發行してゐたので、借替内債を擔保にするに就ては特別の工夫を要した。即ち一、外貨社債の擔保物に次順位の抵當權を設立し、借換社債の擔保とした。二、借換社債の信託證書に定められた制限に從ふことを必要とした。

外債擔保の次順位抵當權設定 五大電力の内債借換は主として外貨社債の擔保物に對し、次順位の抵當權を設定したもので、即ち外貨社

換へに充當するため、關東區域工場財團を擔保として限度五千萬圓の社債發行計畫に着手した。關東區域工場財團は同社柳河原發電所東京火力發電所、東京送電線等の設備を含むもので、三月八日大阪本社に重役會を開き右計畫を可決、三月二十六日臨時株主總會にこれを付議した。即ち五月關東財團を抵當とする二千萬圓を利率年四分七厘、期限十年で發行、更に九月一千萬圓を利率年四分五厘、期限十二年、千三百萬圓を利率年四分五厘、期限十二年で發行、借換へを完了した。新舊社債の利率比較左の如し。

利 率	
舊	六、〇〇〇、〇〇〇
新	六、〇〇〇、〇〇〇
七厘、六分半、六分	
五分半、五分、四分	
七厘、四分五厘	

宇治川電氣の内債借換 宇治川電氣は昭和九年に入るや無擔保内債の低利借換、借入金の社債化に關し興銀と折衝を重ねた結果、興銀では二月十六日大體同社の資産状態その他の調査を完了し三月末左の如く發行條件を決定した。發行總額一億圓乃至一億一千萬圓、第一回發行分二千萬圓、利率四分八厘、期限二年、後置後五ヶ年、但し後五ヶ年間毎年四十萬圓以上償還、引受興銀、三菱、住友、三井各銀行、三菱、住友、各信託、更に第二回二千五百萬圓を四分七厘、期限八年で發行、第三回二千五百萬圓は會社側は第二回分が四分七厘で發行されたので、更に利率低下を希望したが銀行團の容るゝところとならず、期限を十年に延長するに止め矢張り四分七厘で四

月上旬發行、舊無擔保社債全部の低利借換へを完了した。新舊利率比較左の如し。

利 率	
舊	六、三〇〇、〇〇〇
新	六、三〇〇、〇〇〇
七分、六分、五分半	
四分八厘、四分七厘	
大同電力の内債借換	
大同電力は四月第一回	
二千七百萬圓を五分、期限七年で發行、更に	
七月二千萬圓を四分七厘、期限八年の條件で	
發行した。大同は未借換分千五百萬圓、利率	
五分五厘を以て借換へられた。新舊利率比較	
左の如し。	

東邦電力の内債借換 關西財團を擔保とする發行限度六千五百萬圓の借換は左の條件で發行、三千萬圓を利率年五分、期限十年、一千萬圓を利率年四分五厘、期限八年、新舊利率比較左の如し。

利 率	
舊	七、五〇五、〇〇〇
新	六、〇〇〇、〇〇〇
七分、六分、五分五厘	
五分、四分五厘	
東邦電力の内債借換	
關西財團を擔保とする	
發行限度六千五百萬圓の借換は左の條件で發行、	
三千萬圓を利率年五分、期限十年、	
一千萬圓を利率年四分五厘、期限八年、	
新舊利率比較左の如し。	

ト脱退問題が起つた。即ち社債の淨化、殊に擔保附、減債基金制の採用については昭和八年春、東西有力銀行、信託、保險會社の各代表者を以て組織する五日會の申合せ以來、蕭々として成果を収めつゝあつたが、金融緩漫遊資處分難の深化と共に引受銀行又は信託會社或は證券會社の威力が衰へたるに乘じ、社債淨化の運動がいつしか有名無實となり、一流銀行又は信託會社、證券會社に於て無擔保債の引受を行はざるところは絶無の有様となつた。社債の總元締格を以て任じてゐる日本興業銀行はこの傾向を苦々しく思つてゐたが、果然八月一日發行條件の決定を見た臺灣電力社債問題でこの不満が爆發し、興銀は日頃の社債淨化の主張に準じ、遂に同電力の引受團に参加を拒絶し、臺灣シンヂケート脱退を聲明し、起債市場に異常なセンセーションを巻き起した。即ち第十三回臺灣電力の發行に際して、これに擔保を付すべきか否かにつき同社債引受銀行團の幹事銀行たる臺灣銀行、臺灣電力と興業銀行との間に意見の根本的對立を來し、興銀の主張容れられず遂に引受團に訣別を告げるに至つたのであるが、結城興銀總裁は社債の淨化の根幹をなす擔保附制確立問題について次の如き決意を表明し、一般に無擔保社債排撃の決意を示した。

今日の様には社債が企業金融上極めて重要な性質を帯び、その發行高も年々増加してゐる場合には社債淨化の問題は益々重要性を加へて來る。當行としては斯る實情と、過去に於て無擔保社債の起債市場並に企業金融劍化するとともに、いよ／＼この改正は具體的な問題となつた。更に八月中旬廣島電氣の無擔保社債、更に八月中旬廣島電氣の起債界無統制を曝露、氣が初めてオーブン・エンド・モーゲージ制による發行限度完了後の借替を行ひ、しかもその借替債を敢然無擔保とすることに決定した。

同社は昭和八年十月發行限度三千五百萬圓のオーブン・エンド・モーゲージを設け第一回分一千五百萬圓を利率五分、引受野村證券受託住友信託、第二回分二千萬圓を利率四分八厘、引受野村、日興兩證券、受託住友信託で總額の發行を終つたが、第一回分の五分利債が昭和十年十月據置期限到來となるのでこれを四分三厘に借替へんとし、引受側たる野村證券に無擔保發行の交渉をし、野村もやむなく無擔保を承認するにいたつた。

これは證券業者の無統制な引受競争が招いたものだが、低金利時代の初期にあつて金融業者がオーブン・エンド・モーゲージ制施行を機會に無擔保債の擔保附化を斷行し、起債界を改革せんとした意向は金融緩漫、投資難の深刻化に伴ひ金融業者自らの腰くだけによつて蹂躪され、臺灣電力の特約無視問題、また廣電社債の無擔保借替となつたわけで、殊に廣電社債の問題はオーブン・エンド・モーゲージ發行限度滿了後における借替の最初の實例であつただけに起債界におよぼした影響は、重大なものがあつた。

東電社債四分三厘借替 東京電燈は低金利の第二回オ・エ・モ採用 波に乗り、六分利附

融上幾多の毒を流してゐる事實とに鑑みて過去數年來社債淨化のため無擔保社債は絕對に排撃して來た。たゞ滿鐵債と東拓社債だけは會社の特殊性を考慮して例外的取扱をして來たもので、また先年王子社債の發行された時も當行としては擔保付を主張したが、幹事銀行からあれば極めて短期のもので内容的には謂はゞ貸付金見たいなものであるからとの説明があり、その他種々の事情から特別扱をしたものである。しかしながら長期の社債を無擔保で發行することは社債權者に對しても不親切であるのみでなく、引受銀行としても社債權者に對する道徳上の責任を十分にはたす上にも大變支障を來たす場合がないとも限らないのである。本會社の資産は他の借入金又は社債の擔保には絕對に供しない旨の所謂「特約條項」付は一見擔保附に代る便法の如く見えるが起債會社が萬一整理を必要とする様な場合には社債權者は一般債權者と同一の取扱を受けねばならぬので「特約」條項は役に立たなくなるわけである。従つて社債權者の利益を十分に保護するだけの責任を引受者においてはたすためには、どうしても無擔保社債は排撃せねばならないと考へてゐる。

オーブン・エンド・モーゲージ制の改革問題 昭和十年八月七日トは幹事銀行たる興銀に集合し、同社の新規事業用社債八百萬圓を四分三厘、パーで發行することを決定したが、電力會社の社債で四分

三厘物は同年四月に發行して賣行不振であつた大日本電力債、本月發行された臺灣電力債など前例はあるが、五大電力においてはこの宇治電債をもつて嚆矢とする。五大電力の金融團は巨額な五大電力債の消化を考慮して會社側の社債利率引下の要望を押し四分五厘に食止めてゐたのであるが、起債市場の大勢は社債の四分三厘をもつて行過ぎとする意見が有力に唱へられてゐるにもかゝらず四分三厘債が増加し、五大電力債は利率引下において立遅れの形となつたので、この宇治電債條件決定に當つて金融團もつひに發行會社の要求を押し得ず、四分三厘債を成立せしめたものである。これによつて其後發行の五大電力債が一般に四分三厘となつたことは當然であり社債條件行過論はこれを主張した金融業者自らの手によつて破られた。

五大電力のオーブン・エンド・モーゲージ制による社債發行は昭和八年九月の日電社債が最初で當時五分五厘をもつて發行したが、宇治電の先鞭で四分三厘が可能となつた以上オーブン・エンド・モーゲージによる既發五分利債の借換要望が起つたのは當然だが、しかしながらこの借換の障害をなすものは現行擔保附社債信託法上オーブン・エンド・モーゲージによる既發行分が發行限度に達すれば、その後は既發行分の借換と雖も擔保順位が低下することに定められてゐる點で、この點を改正して純根抵當式とすべく信託協會、興銀その他關係方面よりの要望があつたが、宇治電債の成功に刺戟されて五大電力の借換要求が

圓貨組甲號社債五千三百萬圓の低利借替計畫を進め、この借替に當り右圓貨組社債の引受者であり、同時に受託會社である三井銀行と折衝の結果借替計畫は著しく進捗すると共に更に大規模のものとなつて来た。即ち東電は昭和三年六月六分利英貨債四百五十萬ポンド同米貨債七千萬ドルと同一擔保で圓貨組社債六千萬圓を發行後、昭和九年四月右同一工場財團を第二順位の擔保として總額一億七千萬圓のオープン・エンド・モーゲージ制社債を發行し、高利債の借替及建設資金に充當した。この分割發行制による社債は五回に分けて一億六千五百萬圓が實際發行され、九百五十萬圓が未發行のまま残されてゐる。

従つて圓貨組の借替を行ふに擔保は第三順位となるが、之は止むなしとなし、同一の工場財團を第三順位として別個に總額一億七千萬圓の第三回オープン・エンド・モーゲージ制社債を發行し、右六分利の圓貨組甲號五千三百萬圓及第一回オープン・エンド・モーゲージで發行したもの、内現在の金利から見ると割高となつてゐる五分利の約六千萬圓も順次低利に借替へんとした。

二、現在のオープン・エンド・モーゲージ制社債中イ、ロ、ハ各號合計九千三百五十萬圓(イ號五分利三千萬圓、ロ號五分利三千二百五十萬圓、ハ號四分八厘利三千萬圓)は借替を行ひ、四分半利ニ號およびホ號合計六千八百萬圓は存置する。三、現在のオープン・エンド・モーゲージ中未發行額九百五十萬圓は總額減額の追加信託契約を行ひ償却する。四、従つて借替豫定額は圓貨組甲號および一回、イ、ロ、ハ各號合せて一億四千二百五十萬圓で、この借替のために新たに總額一億七千萬圓のオープン・エンド・モーゲージ制を谷村および濱松工場財團第三順位擔保によつて設定する。五、右の擔保は英貨債および米貨債現存額二億一千四百七十萬圓の第一順位擔保第一回オープン・エンド・モーゲージ社債中存置豫定分六千八百萬圓の第二順位擔保第二回オープン・エンド・モーゲージ豫定總額一億七千萬圓の第三順位擔保となるが、本財團の評價は五億七千萬圓(八日末現在)擔保價格はその八掛四億五千六百萬圓に達するため、第三次までを十分にカヴァーし得る。

電力外債問題は金輪禁止後五大電力にとつて死活問題となり、各社はその對策に腐心して来たが、昭和七年末に及んで内地に取り寄せられたる電力外債に着目し、これが買入れのため資本逃避防止法第三條を適用し、政府をして外債所有者に對しその所有債を電力會社に賣渡すべきを命ぜりしめ、これが價格については評價委員會の決定に俟つべしとの案を立て電力聯盟を通じて共同戦線を張るに至つたが、これに對し外債所有者は反對を表明し政府また在内地電力外債の強制買入れに反對した。め止むを得ず、方針を變じて各社それぞれ單獨にて適當買入れを進める機運となり、昭和八年二月電力聯盟はこの方針に基き特に海外殘留品に對し個別的買入れを行ふこととなつた。然しながらこれが代金として多額のドル手當を必要とする關係上、また當時日米爲替は急騰の形勢にあり、これを押へる必要もあり、大藏省はこれが抑制策の一として電力會社側の要請を幾分容るゝを得策としたので五月遂に減債基金以上の買入れを許すこととし左の通り各社に割當てた。

東電千五百萬圓、大同五百萬圓、宇治電二百萬圓、日電百五十萬圓、東邦百五十萬圓、臺灣電百五十萬圓、他に東邦の分を合せ計四千萬圓

この買入れ期間は六ヶ月間であつたが、十一月十六日満期に於て各社が實際爲替手當を行ひたる額は總計三百五十萬圓に過ぎなかつ

た。よつて電力會社側はこれが期限延長方を大藏省に申請し、更に六ヶ月の有効期間を延期され、昭和九年へ越年したのである。

買入れ資金の調達 然して各社は買入れ資金については、それ／＼所有證券の賣却、供給區域の譲渡等の計畫を立て、東電は昭和肥料株の賣却、沼津、千葉などの營業區域譲渡の計畫を立て、大同電力も矢作水力、大同土地などの株式賣却を企てたほか、宇治川電氣は四期無配を決定し、外債の買入れ財政整理計畫を立て買入れに進んだが、買入れの實施は買入れ計畫の發表と共に外債相場の昂騰を結果し、買入れの妙味を相殺して仕舞ひ、減債契約に依るもの以上の買入れは困難を極めたのであるが、それでも各社の買入れは着々進行し利拂負擔は著しく軽減された。

昭和九年十二月末六大電力外債比較左の如し。

Table with columns: 銘柄, 發行, 昭和八年末, 昭和九年末, 昭和九年十二月末, 昭和九年十二月末の六大電力外債比較. Rows include 銘柄, 總額, 米貨債, 東京電燈, 大同電力, 東邦電力, 宇治川電氣, 臺灣電力.

第一編 電燈電力 第一節 總觀 (電力外債問題)

電力外債問題

電力外債問題は金輪禁止後五大電力にとつて死活問題となり、各社はその對策に腐心して来たが、昭和七年末に及んで内地に取り寄せられたる電力外債に着目し、これが買入れのため資本逃避防止法第三條を適用し、政府をして外債所有者に對しその所有債を電力會社に賣渡すべきを命ぜりしめ、これが價格については評價委員會の決定に俟つべしとの案を立て電力聯盟を通じて共同戦線を張るに至つたが、これに對し外債所有者は反對を表明し政府また在内地電力外債の強制買入れに反對した。め止むを得ず、方針を變じて各社それぞれ單獨にて適當買入れを進める機運となり、昭和八年二月電力聯盟はこの方針に基き特に海外殘留品に對し個別的買入れを行ふこととなつた。然しながらこれが代金として多額のドル手當を必要とする關係上、また當時日米爲替は急騰の形勢にあり、これを押へる必要もあり、大藏省はこれが抑制策の一として電力會社側の要請を幾分容るゝを得策としたので五月遂に減債基金以上の買入れを許すこととし左の通り各社に割當てた。

東電千五百萬圓、大同五百萬圓、宇治電二百萬圓、日電百五十萬圓、東邦百五十萬圓、臺灣電百五十萬圓、他に東邦の分を合せ計四千萬圓

この買入れ期間は六ヶ月間であつたが、十一月十六日満期に於て各社が實際爲替手當を行ひたる額は總計三百五十萬圓に過ぎなかつ

Table with columns: 日本電力, 宇治川電氣, 臺灣電力, 東京電燈, 東邦電力. Rows include 日本電力, 宇治川電氣, 臺灣電力, 東京電燈, 東邦電力.

百七十四萬六千弗、六分半利十萬弗、大同電力は七分利百萬三千弗、六分半利百八十三萬二千弗、東邦電力は七分利四百五十五萬弗、日本電力は六分半利三十四萬五千弗、宇治川電氣は七分利七十七萬五千弗、臺灣電力は五分半利十萬弗、英貨債に於ては東電六分利八萬八千磅、東邦一萬七千磅に及び利拂負擔は相當軽減されたのであるが、更にこのほか前記の政府の許可を得て買入れた手持額が増加したから負擔は一層軽減されたのである。即ち昭和九年十二月末六大電力會社の外債手持額、流通額、利拂額及びその邦貨換算等を左に掲ぐ。

Table with columns: 銘柄, 發行, 未償外, 持額, 差引, 流通額, 同債上規定償還年額, 邦貨換算(千圓), 規定償還年額, 流通額, 利拂額, 規定償還年額. Rows include 銘柄, 總額, 米貨債, 東京電燈, 大同電力, 東邦電力, 日本電力, 宇治川電氣, 臺灣電力.

五分半 三、八〇〇 三、九〇〇 五、〇〇〇 一、七、〇〇〇 八、七〇〇 * (10) 一七、五〇〇 六、一〇五 三、〇六三 七〇三

英貨債(千磅)..... 一志二片にて換算

東京電氣 六分 四、五〇〇 三、九二二 一、八六六 三、七五五 三、四〇〇 七三三 三、三六三 六、五三〇 四、八二一 一、二六三

東邦電力 五分 分一〇〇 一、九四〇 一、一八八 一、九四〇 一、〇〇〇 * 一、八 一、三〇四 一、七五 三、三六

備考 規定償還年額中東電六分半利は自昭和四年至十二年、大同七分利は自六年至十年、同六分半利は自十年至十五年、日電は自八年至十二年の金額。* 印は概算。

買入方法と買入の實際 いま例を東電の六分利米貨債にとつて右表を説明すれば總額七千萬弗の發行中六十萬千弗といふものを既に償還したので未償還額は五千九百三十九萬九千九百九十九弗である。然しながら更にその中政府の許可を得て海外で買入れた手持額が九百六十七萬七千九百九十九弗あるの實際に上るのだが、昭和九年年度まではこのほかに政府の許可を得て或る限度まで買入償還を行ひ、又は償還せずにして所持高として所有してゐたのである。即ち**買入の申請額と許可額** 電力聯盟は四月十九日臨時委員會を開き四月二十三日大藏省で開かれる爲替管理委員會に對し、各社の外債減債基金以上の送金手當許可に關して許可方督促を行ふことを可決したが、四社の新規許可

に對する申請額は
東電二千萬圓、東邦五百萬圓、宇治電二百五十萬圓、日電百二十萬圓
尙大同電力は前回の許可額がなほ買入れ得ない状態にあつたために許可を得なかつたのであるが、四月二十三日大藏省爲替管理委員會は四社に對する外債の減債基金以上の買入れ送金手當許可額を總額二千二百三十萬圓とし四社割當てを左の通り決定したのである。

東電	一、〇〇〇,〇〇〇圓	一、〇〇〇,〇〇〇圓
東邦	五〇〇,〇〇〇圓	五〇〇,〇〇〇圓
宇治電	二五〇,〇〇〇圓	二五〇,〇〇〇圓
日電	一、〇〇〇,〇〇〇圓	一、〇〇〇,〇〇〇圓

買入れの實際 然して昭和九年末に至る各社の買入れ實際は東邦は全部買入れを完了し、また東電、日電も殆んど使つたが、宇治電は若干を残した。大同は昭和八年年度の許可額をへ買入れ切れず二百八、九十萬圓を九年度に持ち越したが、これさへ買入れ完了するに至らなかつた。

毎年の規定償還額は全部新たに流通額から償還してもよし、或は手持額から償還所要額の全部又は一部に充當しても良いこととなるから、即ち東電の場合に於ては百二十萬圓を九百六十七萬六千弗の中から出してまた四千九百七十二萬三千弗の中からでも或は双方の中から一部宛出して良いのである。

外債負擔の軽減 以上に依つて明らかなる如く各社の外債負擔の實情をみるには先づ第一に流通額を検討しなければならぬのであるが、この點を明瞭にするために、昭和九年末に於ける流通額を爲替相場で邦貨に換算して比較すると日電が最も少く一千三百五十九萬圓、宇治電の二千八百七萬圓、大同の五千五百九十三萬圓、日電の六千二百一十一萬圓、東電の二億五千九百六十四萬圓の順になる。

更に各社負擔の輕重を流通額に對する手持額の比率にみるに、これが大きい程負擔が輕いこととなるが、この點に於て矢張り日電が第一位を占め八六・六%、次は東邦五三・五%、日電二八・二%、東電一四・八%、大同六・三%、宇治電〇・六%といふ順位となる。

以上、日電と東邦は他四社に比して外債負擔は甚しく軽減されてゐる事が看取される。

昭和十一年初頭大藏省が電力大藏省は爲替外債買入償還不許可を聲明 安による外債元利拂の負擔増大を緩和するため電力會社に對しては特にこれが買入銷却を認可し、昭和十一年度においても東電約一千五百萬圓、東邦約三百萬圓を上半期分として買入償還の認可を大藏省の爲替管理部宛申請をなしたが、大藏事務當局においては種々協議した結果、

これを認可しない事に方針を決定した。その理由は左の如くである。

- 一、昭和十一年度の國際收支は十二年一月一日償還期限の到來する滿鐵外債約一億二百五十萬圓の現金償還、北鐵買収に伴ふ約三十萬圓の外債需要等相當の支拂超過を豫想され、爲替上の軟材料多量に上電力外債の買入償還を認可すれば更に外債に對する需要が加はることとなり、爲替上の惡影響を考慮せねばならない。
 - 一、電力會社の最近の収益状態は東電の配當復活の如く餘程改善され、必ずしも外債の買入銷却を急がなくても不都合はななくなつて來て居る。
- といふにあつた。大藏當局は右の如く電力會社の營業成績向上し比較的安定した今日、而も目先爲替相場は弱材料相當累積し居るに拘らず、電力會社の優先的に外債買入を許可することは妥當を缺くとの見解の下に不許可方針を發表したのであるが、外債を巨額に擁する電力會社にとつては相當傷手であつた。
- 六大電力外債明細表** 尙は六大電力外債の興銀調査に依る明細表を左に示す。

1. 米貨債
 - イ、一番抵當六分利付米貨組社債
 - 發行額七〇、〇〇〇千弗、發行價格九〇、
 - 五弗、發行日昭和三年六月十五日、償還満期昭和二十八年六月十五日、償還方法は減債基金、昭和四年二月十五日以降、發行額の一・六%に相當する額を以て毎

第一編 電燈電力 第一節 總觀 (電力外債問題)

年買入又は抽籤償還をなす。尙何時にても六十日以上七十五日前の豫告を以て全部又は一部の償還をなすことを得。償還貨幣は發行當時の標準量目及品位を有する又はこれと同等なる米國金弗貨。元利支拂場所は紐育ギヤランチャー・トラスト商會、倫敦ラザート・トラスト商會、引受ギヤランチャー・トラスト商會、工場財團擔保第一順位三井銀行受託

ロ、元信越電力一番抵當六分半利付米貨組社債

發行額七、六五〇千弗、發行價格九三・二五弗、發行日昭和二年十二月一日、償還満期昭和二十七年十二月一日、償還方法は減債基金、毎半年(利拂日に)買入又は抽籤により左の如く償還

自昭和二年十二月三十一日	至昭和四年六月一日	毎半年期七五、〇〇〇弗
自昭和四年十二月一日	至昭和十二年六月一日	毎半年期一〇〇、〇〇〇弗
自昭和十二年十二月一日	至昭和二十年六月一日	一九二、〇〇〇弗
昭和二十七年六月一日		一八二、〇〇〇弗

尙何時にても三十日以上六十日前豫告を以て全部又は一部の償還をなすことを得。償還貨幣は前と同様、元利支拂場所は紐育ギヤランチャー・リッド商會、倫敦J.H.シムレーダー商會、發行の目的は借入金整理及建設資金、引受ギヤランチャー・リッド商會、

工場財團擔保第一順位三井信託受託 (大同電力)

- イ、一番抵當七分利減債基金付金貨社債
 - 發行額一五、〇〇〇千弗、發行價格九一・五弗、發行日大正十三年八月一日、償還満期昭和十九年八月一日、償還方法は減債基金、大正十三年十二月五日以降左の如く償還

最初の五年間毎半年期二五〇、〇〇〇弗、次の五年間毎半年期三五〇、〇〇〇弗、次の十年間毎半年期四五〇、〇〇〇弗、据置(昭和九年八月一日)後は何時にても三十日前豫告を以て全部又は一部の買入又は抽籤償還をなす事を得。償還貨幣前と同じ支拂場所紐育ギヤランチャー・リッド商會、倫敦J.H.シムレーダー商會、發行の目的は短期借入金整理及舊債借換、引受ギヤランチャー・リッド商會、工場財團擔保第一順位興銀受託

ロ、同六分半利付金貨社債

發行額一三、五〇〇千弗、發行價格八六弗、發行日大正十四年七月一日、償還満期昭和二十五年七月一日、償還方法は減債基金、最初の十年間毎半年期一五〇、〇〇〇弗、次の十五年間毎半年期三五〇、〇〇〇弗、据置後は何時にても三十日前豫告を以て全部又は一部の買入(額面以下の時價)又は抽籤償還をなすことを得。償還貨幣以前と同様、支拂場所も前と同様、發行の目的は短期借入金整理、舊債借換及設備擴張改善、引受ギヤランチャー・リッド商會、

工場財團擔保第一及第二順位興銀受託

〔日本電力〕
イ、一番抵當六分半利付金貨社債
發行額九、〇〇〇千弗、發行價格九四弗
發行日昭和三年一月二日、償還満期昭和
二十八年一月一日、償還方法減債基金、
左記率により買入償還
自昭和三年至同七年發行總額の二%
自同八年至同十二年 同 三%
自同十三年至同十七年 同 四%
自同十八年至同二十二年 同 五%
自同二十三年至同二十七年 同 六%
尙會社は定額に等しき額面の社債券を提
供し償還に充當することを得、外に三十
日前預告を以て全部又は一部を償還す
ことを得。支拂場所紐育ホズトン・チエ
リス・ハリス・ホープス、市俄古―ハリ
ス・トラスト・エンド・セービング銀行
倫敦チエリス・ハリス・ホープス商會、
チエリス・ハリス・ホープス商會、工場財
團擔保第一順位三井銀行受託

〔東邦電力〕

イ、一番抵當七分利付金貨社債
發行額一五、〇〇〇千弗、發行價格九〇。
五弗、發行日大正十四年三月十五日、償
還満期昭和三十年三月十五日、償還方法
減債基金、最初の五ヶ年(昭和五年三月
十五日迄)は毎半年期一、二五、〇〇〇弗、後
二十五年間は殘額五十期平均額二七五、
〇〇〇弗を毎半年償還、昭和五年三月以

降は六十日前預告を以て全部又は一部を
償還すことを得。償還貨幣前と同様、
支拂場所紐育ギヤランチャー・トラスト商
會、倫敦も同、發行の目的借入金整理、
引受ギヤランチャー・トラスト、リー・ヒ
ギンソン、ハリス・ホープス各商會、工
場財團擔保第三順位三井銀行受託

〔宇治川電氣〕

イ、一番抵當七分利減債基金付金貨社債
發行總額一四、〇〇〇千弗、發行價格九
一弗、發行日大正十四年三月十五日、償
還満期昭和二十年三月十五日、償還方法
減債基金、全部償還期迄には尠なくも
一〇、五〇〇、〇〇〇弗に達する額を毎
年四期に買入(額面以下の時價)又は抽
籤償還す。据置後は何時にても三十日前
預告を以て全部又は一部を償還をなすこ
とを得。償還貨幣は前と同様、支拂場所
紐育ナショナル・シチー銀行、倫敦ヒギ
ンソン商會、發行の目的借入金整理及工
事資金、引受リー・ヒギンソン商會、工
場財團擔保第一順位興銀受託

〔臺灣電力〕

イ、四十年減債基金付五分五厘利付金貨社
債
發行額二二、八〇〇千弗、發行價格九三。
五弗、發行日昭和六年七月一日、償還満
期昭和四十六年七月一日、償還方法減債
基金据置後毎半年(利拂日)に元利金合
計七二七、〇〇〇弗宛均等償還す、但し發
行後十五ヶ年は減債基金以上の償還をな

さず。償還貨幣前と同様、支拂場所紐育
正金支店、發行の目的日月潭水力電氣工
事資金、引受P・J・モルガン、クインロ
エブ、ナショナル・シチー商會、フラス
ト・ナショナル、正金各銀行、政府保證。

2. 英貨債

〔東邦電力〕

イ、五分利付英貨社債
發行額三〇〇千磅、發行價格九七磅、發
行日大正十四年七月十五日、償還満期昭
和二十年七月十五日、償還方法は毎年一
七、六四八磅宛償還、支拂場所倫敦セー
ル・フレイザー商會、發行の目的機械類
購入、引受ラザート・ブラザース商會、
尙英國 Trade Facilities Act により英
國政府保證、右保證の見返として英國政
府の爲めに其の取扱會社たる三井信託に
對し社債總額の五割増以上の時價を有す
る有價證券を預託す。

〔東京電燈〕

イ、一番抵當六分利付英貨社債
發行額四、五〇〇千磅、發行價格九〇磅、
發行日昭和三年六月十五日、償還満期昭
和二十八年六月十五日、償還方法は減債
基金、昭和四年以降發行額の一・六%に
相當する額を以て毎年買入又は抽籤償還
をなす。尙何時にても六十日以上七十五
日前の預告を以て全部又は一部を償還を
なすを得。償還貨幣は發行當時の標準量
目及品位を有する又はこれと同等なる英
國金磅貨、支拂場所倫敦ラザート・ブラ

第二節 電氣事業概況

逓信省電氣局調査
昭和十一年二月

一 電氣事業の發達

我國に於ける電氣事業は明治二十年十一月
東京電燈株式會社が東京市日本橋區に於て本
邦製七十五燈用發電機を用ひて點燈を開始せ
るを以て濫觴とし翌年三發電所を増設せり。
續いて同年九月神戸電燈株式會社、越えて明
治二十二年には大阪電燈株式會社設立せられ
次で京都、名古屋、横濱の各市に於ても電氣
供給事業の經營を見るに至り、同二十三年末
に於ける總發電力は約一千五百「キロワット」
を算せり。就中京都に於けるものは琵琶湖疏
水工事に附隨して、八十「キロワット」發電
機二臺を設備せしものにして、翌年五月其の
發電を開始せしが、これ本邦に於ける水力發
電の嚆矢なり。電氣鐵道事業に就きては明治
二十八年二月京都に於ける京都電氣鐵道株式
會社を鼻祖とし、同三十一年名古屋に於ける
名古屋電氣鐵道株式會社に次げり。

斯くして電氣事業の漸次發達すると共に、
發達設備の如きも亦其の規模を擴め、明治
三十二年には福島縣郡山市に於ける郡山絹絲
紡績株式會社は電壓一萬「ヴォルト」を以て
二十四軒の電力輸送に成功し、次で各地に計
畫せられたる事業に於ても益々使用電壓を高
むると共に輸送距離亦増加し、明治四十年末
には東京電燈株式會社の桂川水系甲州駒橋に
於ける一萬五千「キロワット」の水力發電所
の竣工を見、五萬五千「ヴォルト」の電壓を
以て東京まで八十軒の送電を達成せり。

日露戰役後諸般企業勃興の機運に促されて
各地を通じ頓に電氣事業の興隆を見るに至り
明治三十六年末に於ては落成發電力四萬四千
「キロワット」に過ぎざりしが、明治四十年
末には十一萬「キロワット」に上り、取附電
燈數七十八萬、取付電力八千「キロワット」
を算するに至れり。當時の發電設備は火力を
主としたるものにして、即ち明治三十六年末
に於ては火力發電力三萬一千「キロワット」に
對し水力發電力一萬三千「キロワット」に
止まりしが、發電水力利用の有利且有用なる
こと漸次一般の認むる所となりたるに依り、
明治四十三年には逓信大臣主管の下に臨時發
電水力調査局を設け同年後半より大正二年前
半に至る三ヶ年間に互に續續事業として、全
國に互に發電水力に關する調査を施行し所在
水力發電の施設に資する所ありたり。之が爲
大正元年に於ける發電力は火力、水力尙殆ど
相半ばしたるも、其の後水力發電の増加頓に
急激と成り、大水力地點の開發せらるゝもの

亦多く、時恰も歐洲戰役に會し諸般企業の興
隆、其の他經濟界の異常なる好況に伴ひ電力
の需要切實を加ふるに及び、茲に大資本の投
下せらるゝありて一般に更に大規模なる設備
を以て之に苴むに至り斯業の劃期的發達を致
せり。即ち大正八年末に於ては落成發電力百
十萬「キロワット」を超え、内水力七十萬餘
「キロワット」、火力四十萬餘「キロワット」
を算するに至れり。

前記第一次發電水力の調査は當時の情勢に
應じたるものと言へ、主として湧水量を標
準としたるに止まり、且水力地點も個々に有
利なるものを抽出選定したるものにて水力利
用上不經濟なるを免れず、一方其の後に於け
る水力電氣の開發は益々著しく且使用水量も
漸次増大するの傾向顯著なりしを以て、平水
量を標準とせる工業用發電水力調査を趣旨と
し大正七年再び之が調査を開始し同十一年に
及べり。其の結果二千八百二十二の選定水力
地點に對し湧水時四百七十八萬六千「キロワ
ット」、平水時最大一千五萬一千「キロワット」、
年平均八百九十萬二千「キロワット」の水力を
保有せることを明にせり。而して其の選定せ
られたる大水力地點は、今や其の大半を竣成
し主要需要地帯に向つて二百軒乃至四百軒の
長距離送電を爲すもの相踵ぐの實況にあり。
即ち大同電力の木曾川及天龍川水系に於ける
日本電力の黒部川其他北越方面に於ける、昭
和電力の庄川水系に於ける、東京電燈の甲信
及上越並に會津、阿賀野川地方に於けるもの
等は各其主要なるものとして數ふべく、其の

送電電壓も十五萬四千「ヴォルト」に昇り、各之を京濱、京阪神、名古屋地方等に向つて送電すると共に、東西を連繫し必要に應じ相融通するの途を設けたるが如き、依て以て電力供給上多大の利勢を添ふるに至れり。尙近時の大水力發電に於ては調整池、貯水池を設けて水力利用の能率を高めんとしつゝあるが一面火力發電所の建設亦著しきものあり。こは水力發電施設の大半は平水量を基準として設計せらるゝを以て渇水時に於ける之が補給の必要に基くと共に、炭價安に因る發電原價の低率も亦其の一因を爲すものと認めらる。

電氣鐵道の發達も亦著しきものあり。即ち明治三十六年末に於ては其の互長百軒餘に過ぎざりしものが、大正元年末に於て九百七十軒、大正十年末に於ては一千七百軒に及び、昭和九年末に至りては實に六千五百軒を超え其の將來に於ける發達は割目に値するものあるべし。

電氣事業の發達に伴ひ其の事業の分布亦繁多を加ふるものありと雖も、事業の性質に鑑み寧ろ之を集中的ならしむるの實際に適應するものなしとせず。之即ち事業合同の行はるゝ所以にして、従つて近年に到りては供給事業の如きは寧ろ減少の傾向あり。ただ昭和七年十二月改正電氣事業法の施行に伴ひ、自家用電氣工作物施設者の新に電氣事業者となれるものありて同年末に於ては未開業事業を合せ八百五十に上れるが、昭和九年末に至りては八百三十事業と成れり。而して自家用電氣工作物施設者は異年増加し、其の數七千九百

十六を數へ昭和九年末に於ける總事業數は八千七百四十六に上れり。而して之等を通じたる發電出力は、其の落成せるもの水力三百二十七萬「キロワット」、火力二百十八萬「キロワット」、合計五百四十五萬「キロワット」にして、未落成電力は水力百五十三萬「キロワット」、火力五十一萬「キロワット」、合計二百四十九萬「キロワット」なるを以て、總計七百四十九萬「キロワット」を以て現下事業の大勢を示すものとす。

次に事業經營の方面を見るに、總資本金は四十九億圓を、固定資本額は五十七億圓を夫々超え、本邦經濟界に於て重要な地位を占むるものとす。曩に一般經濟界の不況に累せられ、新規需要増進率の停滞並に既定需要の減退等の爲、其の収益率も亦低下し事業運營上抄からざる困難に遭遇せるも、其の間に處し事業の合同、協定其他資產並に業務の整理改善等行はれ、漸次合理的經營に向ひ歩を進めたり。然るに近時非常時局に伴ひ軍需工業の活況は爲替安其の他に依る輸出工業の隆盛と相俟ち電力需要の著しき増加を見るに至れり。電氣事業の國民經濟上重要な所以は言を俟たず。今や照明は殆ど電化し、需要の中心は電動力、電熱等の普遍的供給に向ひ、鐵道電化、家庭電化、農村電化等諸般合理化運動乃至家内工業の進展に伴ひ電力需要は一層促進せられむとするの傾向にあり。各方面に於ける電氣應用方面の擴大は本邦産業開發上將た國民文化生活上層其の緊要度を加ふるものあり。

二 事業數及發電力の彙類

昭和九年末に於ける事業數及發電力の實況を擧ぐれば左表の如し。先づ事業數に就て看るに、電氣事業總數に對する種類別各事業數の割合は、一般電氣供給事業六割四分、電氣鐵道事業二割一分、前記二事業に對し電氣を供給する事業一割、電氣供給及電氣鐵道兼營事業五分に相當す。更に之を企業形態別に就て看るに總數の八割五分は私營にして公營は一割五分に過ぎず。又私營中株式會社營は私營總數の九割六分を占め、現に未開業として掲げたるもの、如きは凡て之に屬せり。更に原動力別に之を看るときは電氣事業に就ては主として水力發電に依るもの四割一分、火力發電に依るもの八分、受電に依るもの五割一分にして自家用施設に就ては主として水力發電に依るもの一割五分、火力發電に依るもの一割四分、受電に依るもの七割一分の割合とす。

次に發電力に就て看るに、總數の八割六分は電氣事業用に就て残り一割四分は自家用のものとす。原動力別に於ては、水力は總數の六割にして四割は火力に當れり。更に細分するに電氣事業用に於ては其の六割七分を水力、三割三分を火力、自家用に於ては其の一割三分を水力、八割七分を火力に依れる實狀に在り。

事業種類別事業數 (昭和九年末)

種別	開業	未開業	計
總計	八〇四	三	八〇七

原動力別事業數 (昭和九年末)

種別	開業	未開業	計
總計	一、一〇九	一、〇〇一	二、一〇九

種別	開業	未開業	計
總計	一、〇九	一、〇〇一	二、〇九

種別	株式會社			合資會社			其他		
	計	開業	未開業	計	開業	未開業	計	開業	未開業
電氣事業合計	六二	九	五三	九	一	八	一	一	一
一般電氣供給事業(一)	四九	九	四〇	一	一	一	一	一	一
電氣鐵道事業(二)	一六	一	一五	一	一	一	一	一	一
電氣供給事業(三)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兼營事業(四)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兼營事業(五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自家用合計	七、三五	一	七、三六	一	一	一	一	一	一
總計	八、〇〇	一	七、九六	一	一	一	一	一	一

種別	開業			未開業			計		
	計	開業	未開業	計	開業	未開業	計	開業	未開業
電氣事業合計	六〇	三	五七	一	一	一	一	一	一
一般電氣供給事業(一)	四九	一	四八	一	一	一	一	一	一
電氣鐵道事業(二)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電氣供給事業(三)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兼營事業(四)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兼營事業(五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自家用合計	一、〇〇	一	一、〇〇	一	一	一	一	一	一
總計	一、〇〇	一	一、〇〇	一	一	一	一	一	一

種別	開業			未開業			計		
	計	開業	未開業	計	開業	未開業	計	開業	未開業
電氣事業合計	八〇	一	七九	一	一	一	一	一	一
一般電氣供給事業(一)	六九	一	六八	一	一	一	一	一	一
電氣鐵道事業(二)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電氣供給事業(三)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兼營事業(四)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兼營事業(五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自家用合計	七、三五	一	七、三六	一	一	一	一	一	一
總計	八、〇〇	一	七、九六	一	一	一	一	一	一

第一編 電燈電力

第二節 電氣事業概況 (一)、事業數及發電力の彙類

電力	未落成	昭和十一年	三、六〇、三六六	昭和一〇年	一、八四〇	昭和一〇年	三、五〇、三三六	昭和一〇年	一、九〇、四八三	昭和一〇年	三、一〇、六五五
		昭和十一年	一、三三、七四八	昭和一〇年	四、二七七	昭和一〇年	一、四〇、一〇八	昭和一〇年	六、九、七三六	昭和一〇年	一、四〇、三九〇
火力	未落成	昭和十一年	一、二七、四六六	昭和一〇年	三、〇〇〇	昭和一〇年	三、〇〇、四四五	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	四、〇〇、八四八
		昭和十一年	一、〇六、七五三	昭和一〇年	七、〇〇〇	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	四、〇〇、八四八
水力	未落成	昭和十一年	二、二六、一四三	昭和一〇年	一、一七五	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	四、〇〇、八四八
		昭和十一年	一、四七、七三三	昭和一〇年	一、〇〇〇	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	一、五八、九七七	昭和一〇年	四、〇〇、八四八
合計	未落成	昭和十一年	五、一六、二七二	昭和一〇年	五、九一五	昭和一〇年	五、九一五	昭和一〇年	五、九一五	昭和一〇年	五、九一五
		昭和十一年	三、三三、九一〇	昭和一〇年	三、三三、九一〇	昭和一〇年	三、三三、九一〇	昭和一〇年	三、三三、九一〇	昭和一〇年	三、三三、九一〇

火力は二倍三分、總發電力に於て二倍、五年前に比し水力は一倍三分、火力は一倍四分、總發電力に於て一倍三分に進みたり。

事業數年比較 (開業)

昭和十一年	六〇五	昭和一〇年	八五
昭和十一年	九〇	昭和一〇年	四八
昭和十一年	一七	昭和一〇年	四
昭和十一年	一七	昭和一〇年	四
昭和十一年	一六	昭和一〇年	四
昭和十一年	一六	昭和一〇年	四
昭和十一年	一六	昭和一〇年	四
昭和十一年	一六	昭和一〇年	四
昭和十一年	一六	昭和一〇年	四
昭和十一年	一六	昭和一〇年	四

三 事業數及發電力の増加

最近十年間に於ける發達の趨勢を見るに左表に示すが如し。事業數は電氣供給事業を始め其の他事業も昨年未だに比し寧ろ漸減の傾向を示すも、これは産業合理化運動に伴ひ事業の合併譲渡の行はるゝに因るものなり。然れども自家用施設は累年増加し十年前に比し一倍七分、五年前に比し一倍四分と成れり。次に發電力に就ては十年前に比し水力は一倍八分、

發電力年比較 (落成)

昭和十一年	五、九一五	昭和一〇年	六、〇三六
昭和十一年	六、二七四	昭和一〇年	六、七〇八
昭和十一年	七、〇〇〇	昭和一〇年	七、〇〇〇
昭和十一年	七、三九八	昭和一〇年	八、一六五
昭和十一年	八、四三九	昭和一〇年	八、四三九

昭和十一年	八、四	昭和一〇年	一
昭和十一年	九、三	昭和一〇年	一
昭和十一年	一、六	昭和一〇年	一
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	一
昭和十一年	三、二	昭和一〇年	一
昭和十一年	六、三	昭和一〇年	一
昭和十一年	六、三	昭和一〇年	一
昭和十一年	六、三	昭和一〇年	一
昭和十一年	六、三	昭和一〇年	一
昭和十一年	六、三	昭和一〇年	一

人口百人付五十九燈に相當するを見る。

電燈需要年比較 (定時燈)

昭和十一年	一、〇〇〇	昭和一〇年	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	昭和一〇年	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	昭和一〇年	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	昭和一〇年	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	昭和一〇年	一、〇〇〇

四 電燈

電氣利用の普及は特に電燈供給に在りては殆ど全國に及、約一萬一千六百の市町村中孰れの事業者の電氣供給區域にも屬せず又産業組合等の電氣使用區域にも屬せざる村數は昭和九年末に於て二百十九を算するのみ。而も孰れも僻島に係れり。而して其の普及漸く飽和状態となりし爲と、休廢燈の増加せるとにより増加率漸減するに至れり。最近十年間の電燈需要年比較及昭和九年末府縣別電燈普及状況左表の如くにして、昭和九年末取附燈數を十年前のものに比較するに尙一倍五分に當り之を全國現在人口に割當つるに、

昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八
昭和十一年	二、〇	昭和一〇年	九、八

第一編 電燈電力

第二節 電氣事業概況 (三、事業數及發電力の増加 四、電燈)

秋山形 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 静岡 富山 石川 福井 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 徳島 高松 岡山 広島 島根 岡山 山根

Table with 2 columns: Prefecture/City and Electricity Consumption (kWh). Lists consumption for various regions like 秋山形, 山形, 福島, etc.

電燈の普及は村落に比し都市に於て著しきものあるは多言を俟たざる所なり。今全国百二十五都市及六大都市に於けるものを示すに左表の如し。即ち全国百二十五都市に於けるものは、全国總燈数の五割五分を占め、其の内六大都市に於けるものは前記百二十五都市に屬するもの六割三分、全国總燈数に比較するも尙其の三割四分餘を占め居れり。

Table showing electricity consumption for major cities: 同神戸市, 同横濱市, 同大阪市, etc. Includes a section for '定額及従量別電燈数各年比率累年比較(%)'.

電氣利用の普及は、漸次動力を主とし更に農事又は家庭電化等にも其の重點を置くに至り、之等電力需要の増進は近時電燈に比し顯著なるものあり。最近十年間の電力需要累年比較左表の如くにして、昭和九年末電力需要

を十年前のものに比較するに二倍六分に當り内電熱需要の如きは三倍四分の増加を示せり

Table titled '電力需要累年比較' showing electricity demand from 大正十四年 to 昭和九年. Columns include year, demand, and electricity heat.

力需要各年比率累年比較及用途別電力使用高左表の如し。昭和九年末定時電力需要三、〇五一、〇〇〇「キロワット」中従量供給に依るものは二、八五〇、〇〇〇「キロワット」に上り其の大部分を占め居れり。即ち定額及従量別電力需要の推移を看るに大正十四年末に於ては、定額供給は尙總数の一割九分を示したるが、十年後の昭和九年末に至りては従量供給の九割三分に對し僅に七分を數ふるに過ぎざるに至りたるが如き電力供給制の歸趨を窺ふに足るものあり。尙定時電力需要を電動

Table titled '用途別電力使用高 (昭和九年末)' showing electricity usage by industry: 紡織工業, 機械器具工業, 窯業, etc.

〔取附キロワット数の内〕

Table showing electricity demand components: 定額, 従量, 合計. Includes a section for '定額及従量別電力需要各年比率累年比較(%)'.

尙電燈用電力を合せたる各年發電電氣力量累年比較を示せば左表の如し。即ち昭和九年のものを十年前のものに比較するに二倍四分、五年前に比較するに一倍五分を示し、特に最近産業の活況に伴ふ需要電力の増加顯著にして、昭和八年に於ては其の前年に比し三割五分の激増を、亦同九年に於ては一割餘の増加を見たり。

Table with 2 columns: Year (昭和元年 to 昭和九年) and Passenger Count (乗客数). Values range from 175 to 1,008.

六 電氣鐵道

交通機關の發達に伴ひ近時電氣鐵道の延長著しく、都市の連絡及都市近郊に施設せらるるもの、如き概ね電氣設備に依り、更に進みては國有鐵道幹線電化の實現を見つゝあり。

Table with 2 columns: Year (昭和四年 to 昭和九年) and Passenger Count (乗客数). Values range from 1,008 to 1,311,101.

七 資本及利益

昭和九年電氣事業種類別資本及利益金を示すに左表の如し。電氣事業總資本金に對する種類別各事業資本金の割合は、一般電氣供給事業四割五分、電氣鐵道事業一割三分、前記二事業に對し電氣を供給する事業七分、電氣供給及電氣鐵道兼營業事業三割四分に相當す

又社債及借入金總額は株式會社拂込資本總額の七割五分、固定資産額の四割八分を示し居り。次に電氣事業總資本金中株式會社經營のもの六百五十八事業の資本金は、四十億七千萬圓にして電氣事業總資本金の八割三分を占む。今之を全國株式會社經營各種企業二萬一千九百七十七事業、其の資本金總額百八十七億八千萬圓(商工省會社統計に據る)に比較するに、電氣事業は其の事業數に於ては僅に三分を示すに過ぎざるも、其の資本金に於ては事業種類別資本及利益 (昭和九年末)

Table with 4 columns: Category (電氣事業, 電氣鐵道, 一般電氣供給, 兼營業), Total Capital (總資本金), Fixed Assets (固定資産), and Profit (利益金). Values are in thousands of yen.

八 電氣機器類

電氣機器に就ては當初主として之を外國品の輸入に仰ぎたりしも、漸次内地製造工業の發達を見るに至り、特に歐洲戰役當時に於て其の急激なる増加を示し、却て多額なる數量を海外に輸出するに至れり。大正十四年以降十箇年間に於ける生産狀況を擧ぐれば左表の如く、最近の不況に因り生産額の著しき減退を示したるも、産業界の回復と共に昭和八年以降に至りては産額亦頗る増大したり。

Table with 2 columns: Year (大正十四年 to 昭和九年) and Production Value (生産額). Values range from 1,000 to 10,000.

九 電氣化學工業

電氣化學工業は一般産業の發達に激成せられ殊に歐洲戰亂當時に於て頗る其の産額を増大したるも、平和克復後交戰諸國の産業の回復と共に衰退の餘儀なきを見たり。其の後昭和三年、四年の間に於て著しく衰勢を挽回したるも不況に際會し再び減退を來したり。然る

Table with 2 columns: Year (昭和元年 to 昭和九年) and Production Value (生産額). Values range from 1,000 to 10,000.

第一編 電燈電力

第二節 電氣事業概況

(八) 電氣機器類

九、電氣化學工業

電力の輸送機関として電線の建設は發電力に比例して増加すべきものなり。然れどもこれを統計的數字に依りて發達の道程を窺ふことは甚だ困難なるを以て、單なる參考に資する程度として次表を擧げる。

電線路表

年次	電線路延長	支持物數	柱上變壓器
	km		KW
同十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同五十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇

前述の如く、發電力容量は年々著しく増加した。然らば、その運轉費單價は如何なる割合に變化したかを調べた結果を次表を以て現はす。

運轉費表

年次	發電所費	變電所費	送電線費
	円	円	円
同十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同五十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇

5. 電線路

6. 運轉費

KVA單位

即ち、KWに於ては水力は約八倍強、火力は八倍強、内燃力は二倍の増加であつて、依然水力が増加率も最も高いことを示して居る。又、KWHに於ても水力と火力は略同様な増加であるが、獨り内燃力は約半減したことになる。それだけ豫備機關の位置に變つたのである。

以上の事情から推して各發電所を綜合して見ると、發電所の負荷状態が、二〇年前と餘り大差のないといふことが知られる。

電氣事業に投下せられた固定資産の偉大な膨脹こそ、事業その物の發展を表徴するものとして屢々引用せられ、能く知られて居る事實であるが、今此の固定資産と發電力容量(KWH)とを相對比して見ると次表に示す如くである。

發電力容量と固定資産表

年次	發電力容量	固定資産
	KWH當	円
同十	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同二十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同三十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同四十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇
同五十	一、五八七・七〇	一、三〇〇

此表に示す値を總發電力容量(KWH)を以て除した値は次表の如くである。

昭和八年度は勘定科目の變更により、それ以前と稍々意味を異にする。

運轉費單價表

年次	發電力容量	發電所費	變電所費
	KWH當	円	円
同十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同二十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同三十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十一	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十二	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十三	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十四	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十五	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十六	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十七	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十八	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同四十九	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇
同五十	一、五八七・七〇	一、三〇〇	一、三〇〇

第一編 電燈電力 第三節 電氣事業發達の趨勢

備考 昭和八年は統計法を異にするを以て計上し得ず。

電力一KW當り年収入表

Table showing electricity consumption (KW) and annual income (1KW equivalent) from 1928 to 1936. Columns include year, electricity amount, and income per KW.

減じ居るが電力に於ては昭和四年頃迄漸増の傾向にあり、爾來再び降下の跡がある。電力と稱するものの中には電動機の外すべての電力装置を含むを以て其關係稍々複雑であつて一言にして其事情を明かにし難いが、前掲の電動機單位容量の低下といふこともその一因たることは想像し得るのである。

軌道運賃一軒當り年収入表

Table showing annual income per household for railway fares from 1928 to 1936. Columns include year, income per household, and income per person.

上述の數字はすべて全國を一丸として觀たものであるが、今、見方を轉換して都市と郡部の電燈の普及状態を調べると、近年に於ける本邦電燈の普及率の極めて高度にあることは屢々引用せられて居ることであるが、爰に平均値と同時に遍遊率と言ふことに着目することは誠に重要なことと思ふ。假りに一國の平均が高いことに依つて必ずしも文化も進んでゐるとは謂ひ難いところであらう。此意味に於て我國都市と郡部とに依りて如何に普及率を異にして居るかを探ることも必要である。

12. 都市と地方

即ち大正四年—昭和七年に於て、次の進歩があつたことが知られる。

Table showing electricity consumption and income per person in cities and rural areas from 1924 to 1937. Columns include year, city electricity consumption, city income per person, and rural income per person.

即ち此二〇ヶ年間に郡部は都市に比して人口に對しての電燈も燭光數も急激に増加した。然し一需要家に就て見れば都市より却て少ない。結局、郡部に於ては増加したといふのは未點燈區域に點火せられたことであつて、一需要家に於ての電燈は變化極めて少なく、唯だ僅かに燭光數に於て増加したといふに過ぎない。

13. 未點燈世帯

最後に全國未點燈世帯數の逐年減少せる状況を次表を以て表示する。

Table showing the number of unlit households from 1928 to 1936. Columns include year, total unlit households, and unlit households per 1000 population.

昭和九年一月より昭和十年末に至る二ヶ年間の電氣事業用電力の需用実績左の如し。(遞信省電氣局「電氣事業月報」に依り編纂す。)即ち發電電力量及び平均最大發電電力の二統計に關し「電氣事業月報」が毎月各地帯に就き調査發表せるものを地帯別に編纂し、各地帯の昭和九年に於ける需用の變動を一目瞭然ならしめたのである。尙この統計の基本たる「電氣事業月報」の調査は、全國に於ける總

第四節 電力需用実績

出力千キロワット以上の電氣事業者の全部に就き施されたもので調査に含まれてゐない總出力千キロワット以下の事業者の總發電電力量並に發電電力は事業全體の約一パーセントに過ぎないから、全體としてネグリジブル・スモールであらう。またことに電氣事業者とは電氣事業法第一條第一號(一般電燈電力供給事業)、同第二號(電氣鐵道事業)、同第三號(一般電燈電力供給事業又は電氣鐵道事業へ電氣を供給する事業)の三者を謂ひ、自家用電氣工作物施設者は含まれてゐない。尙地帯別に依る府縣名は次の通りである。

Table showing electricity consumption by region from 1928 to 1936. Columns include region, electricity consumption in 1928, electricity consumption in 1936, and total electricity consumption.

欠

2.											
昭和九年						昭和十年					
六	五	四	三	二	一	十二	十一	十	九	八	七
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一三,四〇〇	一四,八三〇	一四,九三〇	一四,四〇〇	一四,三〇〇	一三,四〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇
六四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一三,四〇〇	一四,八三〇	一四,九三〇	一四,四〇〇	一四,三〇〇	一三,四〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇	四三,一〇〇

3.											
昭和九年						昭和十年					
十九	八	七	六	五	四	十二	十一	十	九	八	七
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	—	—	—	—	—	—
三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	三六,八〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

4.											
昭和九年						昭和十年					
一	十二	十一	十	九	八	十二	十一	十	九	八	七
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
八三,四〇〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八三,四〇〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二一,八七〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇	二六,九〇〇

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

7. 東北地帯

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

8. 四國地帯

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

9. 九州地帯

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

10. 北海道地帯

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

11. 全國電燈電力

第四節 電力需用實績

1. 關東地帯
 水力、火力、合計
 「キロワット」
 0.000000

昭和十一年	昭和十年	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

昭和十一年	昭和十年	減
一月	八,700	二九
二月	八,600	七九
三月	八,500	七九
四月	八,400	七九
五月	八,300	七九
六月	八,200	七九
七月	八,100	七九
八月	八,000	七九
九月	七,900	七九
十月	七,800	七九
十一月	七,700	七九
十二月	七,600	七九
昭和十年	八,000	二九

昭和十一年	昭和十年	減
一月	二九	二九
二月	七九	七九
三月	七九	七九
四月	七九	七九
五月	七九	七九
六月	七九	七九
七月	七九	七九
八月	七九	七九
九月	七九	七九
十月	七九	七九
十一月	七九	七九
十二月	七九	七九
昭和十年	二九	二九

昭和十一年	昭和十年	減
一月	八,800	八四
二月	八,700	一〇七
三月	八,600	一〇七
四月	八,500	一〇七
五月	八,400	一〇七
六月	八,300	一〇七
七月	八,200	一〇七
八月	八,100	一〇七
九月	八,000	一〇七
十月	七,900	一〇七
十一月	七,800	一〇七
十二月	七,700	一〇七
昭和十年	八,000	一〇七

昭和十一年	昭和十年	減
一月	六〇	六〇
二月	二一	二一
三月	五四	五四
四月	八二	八二
五月	八五	八五
六月	七〇	七〇
七月	七二	七二
八月	七〇	七〇
九月	六九	六九
十月	六八	六八
十一月	六八	六八
十二月	六八	六八
昭和十年	六〇	六〇

昭和十一年	昭和十年	減
一月	三九,000	九〇
二月	三三,000	九〇
三月	三九,000	九〇
四月	三九,000	九〇
五月	三九,000	九〇
六月	三九,000	九〇
七月	三九,000	九〇
八月	三九,000	九〇
九月	三九,000	九〇
十月	三九,000	九〇
十一月	三九,000	九〇
十二月	三九,000	九〇
昭和十年	三九,000	九〇

第五節 昭和十年電氣事業異動

新設事業 (昭和十年中新に事業經營の許可を受けたもの)

一 月
九州共同火力 發起人尾形次郎外六名、特定發電株式會社 電力を三井鑛山、熊本電氣、東邦電力、東洋高壓工業に供給、供給地點 自社津發電所及東壓變電所、汽力常時四一、〇〇〇キロ、融通一四、〇〇〇キロ、資本金一五、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市日本橋區室町二丁目一ノ一

三 月
出口外二名 特定電力を小松電氣に供給、(石川縣) 供給地點小松電力相瀨變電所 水力最大三、〇六〇キロ、資本金一、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市龜町區富士見町二ノ五

五 月
石川電氣 發起人小堀定信外七名、特定電力株式會社 金を澤市に供給、供給地點自社第一發電所、水力常時八〇〇キロ、資本金五〇〇、〇〇〇圓、本社石川縣鶴來町ヲ四五

四 月
日本電氣工業 特定電力を會津電力に供給、株式會社 供給地點會津電力鶴沼川發電所、水力最大五、二〇〇キロ、資本金二、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市京橋區室町一丁目七

廣尾島電氣 發起人伊藤仁作外六名、供給區株式會社 域北海道廣尾郡廣尾村、水力最大五〇キロ、資本金一〇〇、〇〇〇圓 本社東京市日本橋區小傳馬町三丁目青葉ビル内

六 月
日本拓業 特定電力を庄川水力電氣に供給、株式會社 供給地點自社第一發電所、水力最大九、四五〇キロ、資本金五、〇〇〇、〇〇〇圓、本社富山市總出輪三九〇ノ一

七 月
廣瀨川電力 東京電燈に特定供給、供給地點株式會社 自社糸瀨川發電所、水力最大一、五〇〇キロ、資本金一、三六〇、〇〇〇圓、本社東京市龜町區丸ノ内二ノ二

八 月
愛岐水力 大同電力、東邦電力に特定供給、株式會社 供給地點自社今治發電所、水力最大一七、〇〇〇キロ、資本金五、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市龜町區丸ノ内一ノ六

十二 月
三尾川水力電氣 發起人坂本三五郎外六名、株式會社 和歌山縣東牟婁郡三尾川村に電燈電力供給、水力最大三〇キロ、資本金二萬圓、本社和歌山縣東牟婁郡三尾川村

三 月
黑瀨電燈 長崎縣西彼杵郡黑瀨村に電燈電力株式會社 供給、受電最大二〇キロ、資本金

開業事業 (昭和十年中新に事業を開始せるもの)

一 月
御嶽登山鐵道 自東京府西多摩郡三田村字瀧村大字御嶽山富士峰一七、受電常時一五〇キロ、資本金一、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市日本橋區馬喰町四ノ八

五 月
九州共同火力 三井鑛山、熊本電氣、東邦電發電株式會社 力、東洋高壓工業に特定供給、供給地點自社津發電所及東壓變電所、汽力最大二一、〇〇〇キロ、資本金一五、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市日本橋區室町二丁目一ノ一

七 月
廣瀨川電力 東京電燈に特定供給、供給地點株式會社 自社廣瀨川發電所、水力最大一、五〇〇キロ、資本金一、三六〇、〇〇〇圓、本社東京市龜町區丸ノ内二ノ二

十一 月
第二富士電力 中部電力に特定供給、供給地點

二萬圓、本社長崎縣西彼杵郡黑瀨村

株式會社 自社湯山發電所、水力最大二四、〇〇〇キロ、資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地ノ一

供給區域擴張及軌道延長

(昭和十年中供給區域擴張又は軌道延長の許可を受けたもの)

Table with columns for month (e.g., 一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月), company names (e.g., 東京電燈, 中部電力, 上井田水力), and detailed descriptions of expansion areas and projects.

Table with columns for month (e.g., 一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月), company names (e.g., 東部電力, 青森縣, 豐後電氣), and detailed descriptions of expansion areas and projects.

第一編 電燈電力 第五節 昭和十年電氣事業異動 (供給區域擴張及軌道延長)

出雲電氣	松江汽力	七、〇〇〇	揖斐川電氣	川上廣瀨川水系	常時二、九〇〇 最大二、六〇〇	東京電燈	第一町利根川水系	常時三、〇〇〇 最大二、五〇〇
出口二名	中宮雄谷川水系	常時一、八〇〇 最大三、〇〇〇	最上川水系	常時一、三〇〇 最大一、〇〇〇	東京電燈	第一町利根川水系	常時三、〇〇〇 最大二、五〇〇	
石川電氣	第一手取川水系	常時八〇〇	電鶴岡水電	落合大鳥川水系	常時一、七〇〇 最大一、五〇〇	梓川電力	澤渡信濃川水系	常時一、五〇〇 最大一、〇〇〇
五島電燈	鰯川鰯川水系	常時一、〇〇〇 合計一、九〇〇	群馬水電	川中須川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	愛岐水力	今渡木曾川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
瀧ノ上水力	濁川渚滑川水系	常時三、〇〇〇	飛越電氣	久須川水系	常時一、六〇〇 最大一、四〇〇	兵庫縣	安積川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
日本電氣	湯野上阿賀川水系	常時三、三〇〇	日本拓業	第一庄川水系	常時一、八〇〇 最大一、六〇〇	東邦電力	川上川水系	常時一、六〇〇 最大一、〇〇〇
四國水力	東濱汽力	常時一、九〇〇	日本拓業	第二庄川水系	常時一、八〇〇 最大一、六〇〇	佐渡電力	梅津川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
北海水力	漢岩豐平川	最大二、〇〇〇	飛越電氣	川第二久須川水系	常時一、六〇〇 最大一、四〇〇	電山陽	津二津川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
大日本電力	江別汽力	補給三、〇〇〇	手取川電力	白山手取川水系	常時一、八〇〇 最大一、六〇〇	宮城縣	關白武隈川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
奥尻島電氣	釣懸川水系	常時三、〇〇〇	矢作水力	豐和知野川水系	常時一、六〇〇 最大一、四〇〇	平電力	小玉川夏井川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
天龍電氣	豐岡天龍川水系	常時一、九〇〇	山口縣	小瀨川	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	中央電氣	早川早川水系	常時一、七〇〇 最大一、〇〇〇
庄川水力	大牧利賀川水系	常時一、八〇〇	木曾發電	妻籠木曾川水系	常時一、六〇〇 最大一、四〇〇	廣島電氣	堰堤太田川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
長野電燈	里島信濃川水系	常時一、〇〇〇	中部電力	阿摺矢作川水系	常時一、三〇〇 最大一、〇〇〇	熊本電氣	第二川邊川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
木曾川電力	小川木曾川水系	常時一、〇〇〇	安喜水力	森奈半利川	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	廣瀨川電力	廣瀨川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇

東京電燈	小野川	常時一、〇〇〇	木曾發電	妻籠木曾川水系	常時一、六〇〇 最大一、四〇〇	中央電氣	早川早川水系	常時一、七〇〇 最大一、〇〇〇
東京電燈	小野川	常時一、〇〇〇	廣島電氣	下山松原川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	廣瀨川電力	廣瀨川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
東信電氣	新郷阿賀川水系	最大尖頭三、〇〇〇	安喜水力	森奈半利川	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	熊本電氣	第二川邊川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
中央電氣	第二荒川水系	特殊七、五〇〇	廣瀨川電力	廣瀨川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	廣瀨川電力	廣瀨川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
大井川電力	小山大井川水系	常時一、〇〇〇	中部電力	明知川矢作川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	廣瀨川電力	廣瀨川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
木曾川電力	日義木曾川水系	常時一、〇〇〇	安喜水力	森奈半利川	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	熊本電氣	第二川邊川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
同	城山木曾川水系	特殊七、五〇〇	廣島電氣	下山松原川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	廣瀨川電力	廣瀨川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇
島電氣	直島内燃力	常時三、〇〇〇	安喜水力	森奈半利川	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇	熊本電氣	第二川邊川水系	常時一、〇〇〇 最大一、〇〇〇

第一編 電燈電力

第五節 昭和十年電氣事業異動 (落成發電所)

事業者名	發電所名	原動力	電氣力
大湊水電	大湊火力	力	常時一、〇〇〇
古河石炭	第四尾谷川	特殊ニ、五〇〇	常時一、〇〇〇
鐵	第四尾谷川	特殊ニ、五〇〇	常時一、〇〇〇
事業名	發電所名	原動力	電氣力
高岡電燈	下井澤	神ヶ首通川	常時一、〇〇〇
木曾川電力	小川	木曾川水系	常時一、〇〇〇
四國水力	東濱汽力	力	常時一、九〇〇
安曇電氣	第二川	親澤、黒川	最大六、六〇〇
因幡水力	來見野	千代川水系	常時一、〇〇〇
四國中央	新居濱	汽力	常時一、〇〇〇

東京横濱電鐵	東京電燈	高知縣	伊豫鐵道電氣	球磨川電氣	北海電力電氣	盛岡電燈	東京電燈	小松電氣	平電力	日立電力	目黒蒲田電鐵	東京横濱電鐵
東京電燈	東京電燈	岩屋川電氣	岩屋川電氣	日本水電	王子製紙	大日本電力	廣瀬川電力	出口外二名	二本松電氣	小玉川第一	東京電燈	東京電燈
常	常	常	常	常	常	常	特	最	常	最	常	常
500	500	5,000	2,000	5,000	1,000	1,500	1,400	1,500	2,500	1,500	200	1,000
中部電力	湯山電力	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣
湯山電力	湯山電力	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣	九州電力電氣
常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常
2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
多摩川電氣	三信鐵道	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力
多摩川電氣	三信鐵道	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力	東邦電力
常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常
1,500	1,500	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

其ノ四(當該月中受電廢止のもの)
 一 月 事業者名 供給事業者 電氣力 (キロワット)
 大日本電力 王子製紙 補 三〇〇
 二月 事業者名 供給事業者 電氣力 (キロワット)
 大日本電力 王子製紙 補 三〇〇

同	同	同	東京電燈	東邦電力	廣島電氣	東邦電力	平電力	中部電力	東邦電力	長野電燈
金澤市羽咋變	金澤市中島變	金澤市穴水變	安藝電氣德高變	揖斐川電氣	廣島瓦斯電軌	千田町變	二本松電氣	東邦電力	東邦電力	信濃川水系
常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常
500	1,500	1,500	9,100	1,600	500	1,000	1,900	1,500	1,500	1,000
馬淵川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系
馬淵川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系	阿武隈川水系
五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
木曾川水系	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路
木曾川水系	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路	長路
五・七	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六	八・六

第一編 電燈電力 第五節 昭和十年電氣事業異動 (水利使用許可報告)

水利使用許可報告
 (昭和十年中新に水利使用の許可報告ありたるもの)
 但し十馬力未満を除く

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣
天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣	天龍電氣
100	100	100	100	100	100	100	100	100

采良村、三納村
熊本縣阿蘇郡柏村、菅尾村
馬見原町、小峰村、上益城郡
白糸村

法規

- ▲發電用汽機汽罐取締規則 (昭和十年五月一日省令第十四號)
- ▲無線方位測定機及緊急自動受信機型式試驗規則 (昭和十年五月二十二日省令第十五號)
- ▲電氣用品取締規則ニ關スル件、逕信省令第三十號 (昭和十年九月三十日)
- ▲電氣工事人取締規則ニ關スル件、逕信省令第三十一號 (昭和十年九月三十日)

雜

- ▲矢作水力株式會社ヨリ一月二十九日附テ以テ電氣軌道事業廢止ノ届出アリタリ
- ▲八丈電氣株式會社ヨリ客年十二月二十八日附テ以テ北海道標津電氣株式會社事業ヲ競落セル旨届出アリタリ
- ▲古河石炭鑛業株式會社 (永松鑛業所) ハ三月一日附テ以テ電氣事業法第一條第三號ノ電氣事業廢止ノ許可ヲ受ケタリ
- ▲岐阜縣土岐郡電氣事業並實業學校組合ハ五月六日土岐郡電氣事業組合ト改稱セリ
- ▲小川水力電氣株式會社ニ對スル電氣事業經營ノ許可ハ會社解散ニ因リ本年五月四日附テ以テ失効セリ
- ▲黑瀬電燈株式會社ハ昭和九年十月二十日迄ニ工事施行認可申請ヲナサザリシ爲電氣事業經營許可失効セリ

第六節 資源局、商工省、逕信省調査發電電力量、發電電力量指數、工場鑛山使用電力量指數

資源局、商工省、逕信省共同調査による發電電力量、發電電力量指數、工場鑛山使用電力量指數

資源局、商工省、逕信省共同調査による發電電力量、發電電力量指數、工場鑛山使用電力量指數左の如し。尙この調査は電氣供給事業者、電氣鐵道及電氣供給業者並に官廳用電氣工作物施設者の主要なる九十六箇所よりの報告に基き作成されたるものにしてこの九十六箇所の發電量は我國總發電量の約九五%を占めてゐる。尙昭和九年以降の發電量はこれに一箇所を加へ九十七箇所の合計となつてゐる。

昭和八年	本州		昭和九年	北海道	
	水力	火力		水力	火力
一月	九七五、八〇四	四七九、七九八	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	
二月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
三月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
四月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
五月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
六月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
七月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
八月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
九月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
十月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
十一月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
十二月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
一年計	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	

昭和八年	本州		昭和九年	北海道	
	水力	火力		水力	火力
一月	九七五、八〇四	四七九、七九八	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	
二月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
三月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
四月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
五月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
六月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
七月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
八月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
九月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
十月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
十一月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
十二月	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	
一年計	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	一、〇〇六、九三九	

第一編 電燈電力 第六節 資源局、商工省、逕信省共同調査發電電力量、發電電力量指數、工場鑛山使用電力量指數

Table showing electricity generation statistics for 1935 (昭和十一年). It includes monthly data for water power (水力) and thermal power (火力), and a section for 'Index of Electricity Generation' (發電電力量指數) with monthly averages for 1935 and 1934 (昭和十一年平均) and 1935 (昭和十一年).

第七節 昭和十年電氣事業界年誌

Table listing various industries and their electricity consumption in 1935. Industries include silk rearing (製絲), paper (紙), chemicals (化學), and others. Each entry includes a numerical value representing electricity usage.

第一編 電燈電力 第七節 昭和十年電氣事業界年誌 (一月)

電力外債の買入償還に關し 大藏省は爲替安大藏省不許可方針を發表に依り外債元利拂の負擔増大を緩和するため電力會社に對して特にそれが買入銷却を認可して來たが、昭和十一年度に於ては東電約一千五百萬圓、東邦約三百萬圓を上半期分として買入償還の認可を大藏省の爲替管理部宛申請したが、大藏事務當局は協議の結果それを認可しない事の方針を決定した。その理由としては、一、昭和十一年度の國際收支は昭和十二年一月一日償還期限の到來する滿鐵外債約一億二千五百萬圓の現金償還、北鐵買収に伴ふ約三千萬圓の外債需要等相當の支拂超過を豫想され爲替上の軟材料が多く、この上電力外債の買入償還を認可すれば更に外債に對する需要が加はることとなり、爲替上の悪影響が豫想される。二、電力外債の最近の収益状態は東電の配當復活の如くよほど改善され、必ずしも外債の買入銷却を急がなくても不都合はなかつてゐる。といふのであつた。出雲電氣松江火力 逓信省は一月九日付を以發電所新設認可を豫て申請中の出雲電氣株式會社の松江火力發電所新設に關する件、

及び之に伴ふ送電線建設等を一括認可發令した。松江火力發電所は同社が松江一圓に於ける電力需要増加に對する供給用として新設せるものであるが、建設位置は使用水及び石炭運搬の關係から松江附近の島根縣八東郡津田村大字西津田字小澤に決定、發電出力は七千キロである。即ち常時出力五千三百一十キロ、補給用一千八百六十九キロで、建設總工費は七十七萬五千圓、一キロ當りの建設費百十圓強となる。なほ右のほか新設發電所と既設松江變電所とを連絡する三萬三千ワルト送電線三軒五の建設についても認可があつたが、この分の建設費用は一萬一千圓となつてゐる。

東邦日電の 東邦電力、日本電力兩社は飛騨水力連繫 川筋發電水系の連繫統制契約を締結した。即ち東邦は飛騨川上流益田川下原地點に於て出力二萬キロの水利開發權を得、同じく飛騨川上流の馬瀬川岩野附近から水を引いて該發電計畫を立ててゐたが、日本電力が馬瀬川岩野發電所特殊出力九千キロを一萬七千八百キロまで擴張するため、馬瀬川の水を下原より上の中原へ引いて發電することに計畫を變更することとなり、下流に地點を有する東邦側に諒解を求め、よつて東邦宮川常務、日電内藤副社長と折衝の結果

一、東邦の下原に於て既定計畫通り出力二萬キロを得るためには上流中原發電所を早く建設する必要がある、故に日電は昭和十二年までに右發電工事を竣工すること。
一、日電は東邦の下原發電所に對し既定計畫出力に支障なきやう代價的設備の責めに應ずること。
一、東邦は日電の發電所完成の翌年十三年に下原發電所を竣工する。
一、東邦は馬瀬川、和良川兩河川間の東山水力千六百キロを運轉休止するも、このため日電に代價を求めざることを。
高岡電燈下井澤水力 選信省は高岡電燈株式發電所新設認可せる 會社の認可申請せる神通川水系下井澤發電所の水利使用に對し一月十日附認可した。この發電所は富山縣婦負郡熊野村下井澤に建設するもので、發電出力は六百五十キロ中常時出力四百二十キロ、特殊二百三十キロとなつてゐる。尙この新設發電所建設は多年同地方住民との間に係争問題を生じてゐた牛ヶ首用水の湿地問題を解決する名目の下に地元で湿地對策用の寄附金を與へ發電と湿地の二問題を一緒に解決する結果となつた。
發電建設の内容は牛ヶ首用水路下流に前記容量の發電所を設置するものであるが、この總工費は連絡送電線工費を加へ三十三萬二千圓となつてゐるから、一キロ當りの建設費は約六百圓である。連絡送電線は既設四津發電所間に六萬六千ワルト架空線九百三十米を建設するものである。
宇部徳山間送電線擴張 内務、大藏兩省は山口に就き起債認可せる 縣申請の電氣事業設備に充實の二百四十萬圓の起債を許可した。これは山口縣下樞要區域の電力輸送設備たる宇部、徳山間送電線が電壓四千四百ワルトで

あるため岩國、徳山方面の電力需要増加に應じ難き情況に立ち至つたため、左の通り擴張工事を施行せんとするものであつた。
一、宇部第二新送電線増設
二、宇部、徳山間送電線新設
三、宇部第二發電所送電線引出工事
四、宇部發電所擴張工事
五、徳山發電所擴張工事
滿洲電業公司の 滿洲電業公司は昭和十一年電氣料下方針 度より全滿に於ける電力料金の低廉化並に合理的統一を行ふこととなり大體五ヶ年計畫を以てこれを實現することとなつた。而してこの電氣料金並に附帶料金の低下及び平衡方針は左の如き順序により改正をみることになつた。
一、新京、奉天、安東の各地方に於ては夫々その地方内に於て區劃を設け、差等の存する電氣供給規程を改正し、第一次均衡を昭和十年十二月末までに行ひ、爾後逐次改正を行ひ、康徳六年末に各地夫々料金額の平衡化を完了すること。
二、康徳二年末までに電氣供給規程改正の各地(營口、吉林、哈爾濱、齊齊哈爾)
三、康徳三年末までに改正の各地(北票、朝陽、承德、凌源、掖河、牡丹江、北安、洮南、通遼、三岔河、臨江、岫巖、清原)
四、左記各地は康徳六年末まで現行電氣供給規程を適用(イ)鞍山(ロ)海城、南臺(ハ)湯崗子(ニ)張臺子、煙臺、十里河、沙河(ホ)蘇家屯、渾河(ヘ)蛤蜊塔、五龍、湯山城、高麗門、鳳凰城、鶴冠山、

秋木莊、劉家河、通遼堡、草河口、下馬塘
文官屯、虎石臺、林家臺(ト)家范屯(チ)
大屯、孟家屯

電氣協會、發電水 我國水力電氣は過去三十力法の研究に着手 年の歴史をけみして驚異的發展をとげ、天然資源としては、世界的に優秀な存在となり、既に三百萬キロワットの開發が行はれてゐるが、更に將來八百萬キロワットの新規開發能力を有し資源に乏しい我國に於てかく豊富な水力を有利に開發することは頗る重視せられる。然し一度水力電氣を開發するとすれば、内務、逓信、農林三省から各種の命令を發せられその手續が簡單に行かぬ爲め水力開發の保護獎勵上法規の改正統一を要望される。然るに政府では水力開發取締の母法とも言ふべき河川法(明治二十九年制定)を改正することとなつてゐるので電氣協會はこの改正に際し民間電氣業者の希望要求を反映せしむべく、發電水方法規調査委員會を組織し、左記事項に付き専門的調査を行ふことになつた。而して一月十七日初委員會を開催した。その調査事項は次の通りである。

- 一、水利權の本質に關する事項
- 二、適用河川の定義範圍に關する事項
- 三、水の使用法に關する事項
- 四、灌溉、漁業、植林、治水に關する事項
- 五、發電事業相互間の協調統制に關する事項
- 六、命令書その他許可條件に關する事項
- 七、設計、工事その他工作物の取締に關する事項

する事項
八、使用料その他の負擔に關する事項
九、法令、監督等の法制體系に關する事項
中部電力、矢作水力兩社、對豐田 東邦電力 鐵機給電をめぐり再度の係争始る 系中部電力と大同電力系矢作水力との間には昭和九年對日清レヨン給電紛議解決の際、
中部、矢作兩社は今後料金金の競争を行はず相互に現在各供給中の需要家に對し争奪供給せざることを
の協約があるに拘らず、再び豐田紡績の傍系、豐田自動機製作所に對する供給電力をめぐり、大繋争を捲き起した。
事の起りは從來矢作水力から特殊電力二千キロを受電し愛知縣下刈屋(敷地五千坪)のみに工場を持つて居た豐田自動機製作所が、同縣下舉母に七十萬坪の大工場を分設するに當り、矢作では右新工場の所要電力七千キロを前記中部電力との協約を自社に都合よく解釋し、同じ經營主體の工場であるから新工場の所要電力も矢作に於いて特定供給の權利ありとの建前から豐田織機との間に七千キロの電力供給契約を締結したる後に於いて中部側に通告した。然るに舉母町は中部電力の一般供給區域で當然前記協定違反である、仍つて中部電力では直ちに矢作水力に對し
中部、矢作間の前記協約は重複供給區域並に當時に於ける特定供給地點に關する協約を指すものであつて、その趣旨も現に供給中の電力の切替へをなさざることにあるのであるから矢作の對豐田新工場契約は明ら

かに兩社協約に違反するものなるにつき速かに豐田新工場との需給契約を解除された
き旨
嚴重抗議を突き付けたが矢作側の承服なきため監督官廳たる逓信省の裁き待つこととなり、夫々の主張書を作成、當局に向つて裁斷の申請を行つた。
岩手縣電化計畫 東北振興計畫の一端として岩手縣土木課は將來に於て全縣下の大中小河川を利用して洪水調節の大貯水池を設置すると同時に大掛りな發電計畫を起し治水及利水相伴ふ劃時代的な事業を遂行し「岩手電化」を圖るべく昭和九年秋以來縣下四十五河川に就て發電能力を調査し、一月月上旬土木課長上京、内務省初め關係各省に同計畫を説明するところあつた。それによれば理論馬力は
△北上水系八萬九千六百十三馬力、五萬三千四百卅六キロ△馬淵川水系一千九百廿六馬力、一千九百七十七キロ△小本川水系三萬二千七百七十四馬力、一萬八千四百六十七キロ△開伊川水系三萬三千八百廿一馬力、三千四百七十七キロ△今泉川水系七千六百廿二馬力、四千二百卅七キロ△高家川九百七十七馬力、五百七十五キロ△安家川九千八百卅六馬力、五千五百八十八キロ△有家川一千四百廿六馬力、八百三十九キロ
合計十七萬八千四百十四馬力、十萬四千九百卅六キロワットの大能力を有し、これが實施に要する事業費は一キロ當り四百五十圓と見て八千十五萬一千三百圓と算定された。

大同電力の關西小 電力供給の獨占強化に伴
 賣進出阻止さる。ふ各社一齊電力料金値上
 げ氣構へにあるに乘じて大同電力は大坂電力
 を合併すると共に、關西小賣進出の大方針の
 下に大阪を中心に關西地方一帯に電力大口契
 約の奪取に乗り出した。即ち大同電力はまづ
 宇治川電氣の料金値上げに乘じて住友製鋼を
 奪取せんとしたが、宇治電側の上中止で住
 友との交渉不調に終つたので、更に中山製鋼
 との間に五千キロの送電交渉を進めた。従來
 中山製鋼に送電中の日本電力は僅か五千キロ
 の送電のため五十萬圓餘の固定設備費を投ず
 ることは採算上不可能であると樂觀しては
 りたが中山製鋼の所在する大阪市大正區附近は
 工場地帯の中心である關係上、料金の如何に
 よつては他工場への電力供給も考へられ、遞
 信省の認可あれば、大阪區域を中心とする大
 同對日電の電力小賣抗争は免れない情勢で關
 西電力界に新たな波紋を投じたのである。
 然るに大同電力より電力需給契約認可の申
 請に接した遞信省では大體左の如き意圖によ
 り大同の申請を不認可とする方針を決し、同
 社の關西小賣進出策は一頓挫した。即ち
 一昨年の大同對日電の電力係争を裁定した
 時には大同の小賣自制を條件としたもので
 當時と大した事情の變化がなく、中山製鋼
 の場合も日電との抗争はひいて關西方面一
 帯の電力料金を紊る懸念があり、電力統制
 上遺憾の點があると信ぜられるが故に電力
 聯盟に於て之を處理すべきものである。
 東邦電力の公稱資本金二億圓に増資 東邦電

力は昭和九年十一月の總會で資本金一億三千
 萬圓全額拂込済みに對し七千萬圓を増資して
 公稱資本金額を二億圓となす件を可決した
 が、右増資の實施期については取締役會に一
 任となつてゐたが、當務會の結果一月十七日、
 増資實施期を四月一日となすに決定、同日そ
 の第一回拂込金四分の一、千七百五十萬圓を
 徴收することゝなつた。
 而して右拂込金の用途は既發社債並に借入
 金等萬圓の一部整理資金に充當し、社債に於
 ては五大生保引受、三井銀行元利金取扱、利
 率年六分のぬ號債九百萬圓に對し現金償還を
 行ひ、借入金に於ては三井銀行よりの長期融
 資金總額六百五十萬圓全部の期限前償還に充
 當した。
大同電力職制變更 大同電力では一月十九日
 大阪支社で當務重役會を開き左の如く職制を
 變更し部長課長を任命發表した。
 ▲社長常務取締役輔佐役穴澤精一 ▲同谷内
 田幸一 ▲人事課長穴澤精一 ▲監査課長八田
 彌一郎
 ▲東京事務部 ▲部長佐藤得四郎
 ▲庶務部 ▲部長師尾誠治 ▲庶務課長宮崎林
 造 ▲地所課長相谷哲策 ▲勞働課長石川淳平
 ▲經濟部 ▲部長長木幸吉 ▲會計課長秋谷專
 太郎 ▲調度課長平逸平
 ▲營業部 ▲部長宮寺敏雄 ▲營業課長加藤保
 一 ▲電務課長佐藤太
 ▲營業所 ▲堺 山本三治郎 ▲河内 山崎三
 七介 ▲岸和田 木下米松
 ▲工務部 ▲部長有村慎之助 ▲工務課長高草

立夫△發變電課長正野潔△線路課長淺野猶
 龍△給電課長關龍一△土木課長石川榮次郎
東部電力送電 東部電力會社は同社送電系統
 網の整理完成 に大整理を行ひ、平、日立、
 郡新送電線の建設工事中であつたが、何れも
 完成し遞信省へ使用認可申請した。即ち左の
 通りである。
 一、平變電所新設 福島縣磐城郡飯納村に新
 設された三千KVAの變電所東部電力新
 連絡送電線の重要な基點を爲すものである
 二、平送電線新設 平町、小野新町間の新設
 送電線で五萬五千ワルト郡山、常磐地方
 へ夏井川水系發電力の送電を行ふ
 三、日立送電線新設 平變電所より平町日立
 開閉所に至る間の五萬五千ワルト送電線
 で主として日立鐵山への送電に使用する
 四、郡新送電線新設 郡山第二變電所より小
 野新町變電所に至る五萬五千ワルト既設
 送電線の一回線増設で連絡送電線に重きを
 加へるもの
 五、其他 龍平、小平、原町各送電線の一部
 支持鐵塔の位置變更並に修理
 以上の完成に依つて東部電力の送電網は殆ど
 完璧とも云ふべき連絡統制が完成した。
六地帯發電送電線 遞信省は一月廿一日午前
 定計畫審議可決 十時遞信官邸に電氣委員
 會を開催し
 一、昭和十年より十四年度に至る關東、中部
 及近畿地帯に關する發電及送電豫定計畫更
 新案
 二、昭和十年より同十四年度に至る中國、

四國及九州に關する右新計畫案
 を議案として審議の結果原案通り可決したが
 各地帯の需要増加電力豫想は左の通り
 ▲關東 昭和十年年度以降毎年七萬キロ
 ▲中部 十年年度以降毎年
 二萬キロ
 ▲近畿 十年年度七萬キロ、十一年度以降毎年
 五萬五千キロ
 ▲中國 十年年度二萬キロ、十一年度以降毎年
 一萬キロ
 ▲四國 十年年度一萬キロ、十一年度以降毎年
 八千キロ
 ▲九州 十年年度四萬五千キロ、十一年度以降
 毎年二萬キロ
九州共同火力發電 一月二十一日の電氣委員
 會社設立認可案 會に於て九州地帯發送電
 計畫が審議可決をみた結果、九州共同火力
 發電會社の設立が正式に承認を與へられた。
 即ち新設共同火力會社は三井鐵山三六%、熊
 本電氣二四%の他東邦電力、九州送電、九州
 電力、九州水電の四社が夫々一〇%投資し、
 三井鐵山會社の大牟田火力發電所が現物投
 資となり發電所一萬四千ワットに會社設
 立と同時に七千キロ發電機一臺を増設、更に
 引續いて二萬キロ一臺を設備し、認可出力四
 萬一千ワットとなり、これに豫備發電機
 二萬キロ一臺を加へ設備容量は六萬一千ワ
 ヲットとなる。
 右六萬一千ワットの設備は全部昭和十年中に
 完成、東邦電力へ四千キロ、熊本電氣へ三千
 キロ、三井鐵山へ二萬キロ、東洋高壓會社へ

一萬四千キロ各供給することとなつた。尙認
 可に際しては更に左の條件が附せられた。
 一、共同火力發電力は投資六社に限らず一般
 電氣事業者にも販賣する事
 二、賣電は全部發電所渡しとし東洋高壓會社供
 給用を除き送電線の新設を行はず關係各社
 間に於て送電線は連繫使用する事
 三、東洋高壓送電線新設に就いては東邦電力
 會社送電線を併用し、別個の併行送電線を
 設けざる事
 四、共同火力會社設立さるゝと雖も電力供給
 は依然水力中心たる事に變化なきにつき水
 力利用を閉却するが如きに陥らざる事
創立總會 九州共同火力發電會社では一月卅
 日午前十時日本橋三井鐵山本社で創立總會を
 開き、資本金一千五百萬圓(三十萬株、四分
 の一拂込)の各社割當は三井鐵山十萬八千株
 (三割六分) 熊本電氣七萬二千株(二割四分)
 東邦電力、九州水電、九州電力、九州送電各
 三萬株(各一割)を以て完了の旨報告、次い
 て役員を左の如く決定した。
 ▲取締役會長尾形次郎 ▲常務取締役古田正
 康 ▲取締役大原雅一、同上妻博、同川島三
 郎、同上坂巖、同増永元成、同宮川竹馬 ▲
 監査役乳井龍雄、同保田哲夫 ▲相談役牧田
 環、同上田萬平
屋久島調査隊 屋久島は鹿兒島縣下の島嶼
 地向け出發 として現在では住民も僅少
 であるが、大正十四年六月大東製糖發起人が
 同島に四箇地點の發電水利權を獲得し、更に
 屋久島水力電氣が同島内四箇電力の供給用と

して實際的に發電を開始して以來屋久島の名
 は一躍電力界に知られ、その發電推定が的中
 せるや否やに大きな疑問をかけるに至つたも
 のである。その間昭和九年夏京都帝大青柳榮
 司氏は同島に足を入れて水利地點の探査を續
 けたが氏もその豊富なる水量に一驚し、茲に
 屋久島の發電が實現性を確認されたが遞信省
 としてはこの謎の屋久島の水利權は前記の如
 く認可したもの、未だにその實際的な調査
 を行つた事なく、世上の屋久島熱に對し、遂
 に意を決して電氣局水力課後藤量介技師を隊
 長として以下青木技師等が一月二十四日東京
 を出發約一ヶ月の豫定で現地に向つた。
 即ちこの調査隊の一行は屋久島に於て雨量
 流量その他全島十河川に於ける諸般の調査を
 行ひ發電容量の學術的算定を行つた。
東電對八王子市 八王子市と東電の報償契約
 の報償契約成立 問題に關し兩者は昭和九年
 末來交渉を續け一月三十日の第三次會見で急
 轉直下
 一、東電は昭和十年より向ふ五ヶ年間毎年
 四千圓づゝを八王子市に寄付する
 一、東電は八王子市の財政状態に鑑み昭和
 十年度に限り特別寄付金として五千圓を
 市に寄付する
 といふ事に意見の一致を見、圓滿解決した。
 同日の會見は午後一時半から八王子市八日町
 東電八王子營業所樓上で行ひ
 市側から奎代市長、西原助役、交渉委員の
 太田、八木岡、森田、藤澤、小澤五市議、
 東電側から若杉所長出席

第二次會見で提示した一年間の寄附金四千圓の外に市當局の財政難に鑑み一時金として五千圓を出すことになり、市側でも最初の要求額たる一萬圓案を撤回して東電側の申出を承認會見十分にして圓滿に交渉成立するに至つたものである。

二月

放送電線の確保 非常時に際して放送事業は通立方を要求 信、報道の二大義務を有し社会的に重要性を帯びるが、肝腎の電力が送電不可能となつた場合はその機能を十分に發揮する事が出来ず、随つて放送事業と非常時電力問題が議論されるに至り、放送協會に於いてもこれには多額の設備費と維持費を必要とするために充分の施設を爲す事が出来ず、單なる對策案のみで終つてゐる現状にあつた。これに鑑みた逓信省は監督上放送電線の確立を行はせることに決定し、協會側首腦者を招き嚴重にこれが施設の實行を要求した。即ち左記案はいづれも自家発電機を常置するもので設備費約四十萬圓が必要となつてゐる。

放送事業電源確立案(逓信省要求)

一、東京大電力放送計畫に於ては自家発電機用發電機として五〇〇キロワット機三臺を設備すること、更に二重放送のうちの一つは常時發動にして運轉をなし、また他の一つは電力供給を受けて運轉するものとす
二、大阪、名古屋の各自家発電機にして二重放送のうち一臺づゝだけ動作し得るやう一〇〇キロワット各一基づゝを設備すること

三、右の外一〇キロ放送局に於いては各局に豫備發電機として一〇〇キロ發電機一基を設備すること
四、小規模の放送局は原則としてガソリン發電機を設備するものとす
五、右に要する經費は約四十萬圓程度の見込みなり

多摩川水力と東 多摩川水力電氣株式會社水電の需給契約

川發電所の受電契約を實施する事となつた東京電燈は三千九百九十キロワット(一キロ當年六十三圓)を昭和九年十一月早々より買電して東電冬季の電力急増對策用としてゐたが、その後東電の電力需要は急激に増加して最高容量九十三萬キロワットを示し、火力發電所運轉のセーブ方針から外部安價電力の受電容量増加に依つてこれに備へる事と決し、多摩川の氷川發電所もその中に加へられ、最初の契約電力たる三千九百九十キロワットを更に増加して一躍六千キロワットの買電を實施する事となり、而して東電はこの受電電力増加を契機として舊契約にかゝる電力料金その他ロードファクターの改訂を實施する爲多摩電首腦部と交渉協議の結果遂に、新六千キロ受電に關する契約の締結を見、氷川發電所は多摩電の直接供給用とする二百四十キロワットを残して發電所全出力を東電に賣電する事となつた。尙六千キロワット需給契約の内容を示せば
一、電力容量(六千キロワット)
一、電力料金(六千キロワットを通じ一キロワット當年五十五圓)

一、負荷率(冬季四ヶ月間を五十五%とし他は六十五%とする)
電力聯盟發電計 電力聯盟は二月七日、銀行畫を討議可決 集會所に於て定例委員會を開き昭和十年から十四年までの五ヶ年間に於ける五大電力とその傍系會社の發電計畫を討議可決した。即ち左の如し。

昭和十四年落成發電所建設豫定計畫案

- 一、大同電力會社
イ、木曾川水系 寢覺發電所 出力一萬六千キロワット
ロ、三浦貯水池
二、東邦電力會社
木曾川水系 益田川下原發電所 出力二萬キロワット
三、日本電力會社
黒部川水系 黒部川第三發電所(猿飛) 出力十萬六千四百七十七キロワット
四、東京電燈會社
イ、信濃川水系 信濃川發電所 出力八萬三千キロワット
ロ、吾妻川水系 川中發電所 出力一萬二千キロワット
五、宇治川電氣會社
熊野川水系 長殿發電所 出力二萬五千キロワット
右の中東京電燈會社の川中發電所一萬二千キロワットは群馬水電會社の水利地點であり、尙宇治川電氣會社長殿發電所は昭和十三年度落成豫定であるが既定出力一萬五千キロを二萬五千キロに計畫變更したのである

電力聯盟、南朝鮮電氣統制を

二月七日電力聯盟目論み炭礦開發に着手す 盟委員會は前記發電計畫を可決したるほか、内藤日電副社長松根電聯書記長が朝鮮を視察せし報告あり、これに基き朝鮮における發電會社創立及び火力發電用石炭購入の件につき協議した。朝鮮における電氣事業は京城を中心として北部は大體開發統制の緒に於てゐるが、中部、南部は未開發のもの多く、總督府が水利權を有する未開發のものは、漢江水系二十五萬キロ、洛東江水系三、四萬キロあり、總督府がこれら水系による電力事業の開發を希望してゐたところへ内藤日電副社長が電力聯盟の石炭共同購入の使命を帯びて渡鮮したので、右内藤氏と總督府との間には總督府所有の炭山から拂下を受けて朝鮮に火力發電所を起し、朝鮮の電氣事業開發に當ると同時に内地の火力發電用石炭の拂下をも受けんとする話が進展したもので、その計畫案は右の電聯委員會に上程され、大體加盟各社の賛成を得るに至つた。しかして計畫案によれば、電聯加盟の東電、東邦、大同、日電、宇治電五社が均分の共同出資の下に資本金一萬圓(四分の一拂込み)位の發電會社を朝鮮に創設し、先づ南朝鮮の寧越に出力三萬五千キロの火力發電所を設けんとするものであつた。

第一編 電氣電力

第七節 昭和十年電氣事業年誌 (二月)

濃川の各水系につき行ひ、之を參考資料に供する事とし書類を作成した。この各河川流量の調査は所謂發電水力の企畫設計に當り使用水量の決定が技術並に經濟的にも重要な役割を爲すものとして興味を有するものであるが、特にこの調査は逓信省が三百五十有餘の測水所に依る常置調査を除き、測水所の設計なき河川の調査を行ひ、常置測水所との比較對照用としてのものである。逓信省直轄臨時測水所は阿賀野川水系に於て野尻川、瀧谷川、新谷川、鮫川水系で入遠野川(福島縣)安倍川水系では安倍川、中河内川、礪科川(静岡縣)天龍川水系で黒川、本谷川、和合川、寶木川、遠山川、早木戸川(長野縣)木曾川水系では白川、赤川、弓掛川、和良川、上保川、吉田川、龜尾島川(岐阜縣)熊野川水系では舟川、川原樋川、旭川、神納川(奈良縣)等二十五河川に及びその調査内容は専門的に詳細を極め、右調査により阿賀野川外諸水系に屬する支流に於ける同年の冬季濁水が既住の冬季濁水と比較し如何なる程度であつたかを見ると利根川、阿賀野川及信濃川の各水系に屬する河川は大正十四年最も濁水し昭和四年に次ぎ昭和九年は第三に位し、天龍川、木曾川の流域に屬する中部地方の河川は同じく大正十四年に最大濁水發生し之に次ぐは昭和九年にして昭和四年は第三位にあり、又熊野川流域に於ては昭和九年冬季に最大濁水起り之に次ぐは昭和七、八年にて大正十四年も亦昭和七、八年に劣らざる濁水を生じた。季節別流量變化の狀況は普通

昭和八年十二月より流量漸減し、二月下旬より三月中旬迄の間に於て最大濁水を生ずるも同年は平年に比し氣温低く早天繼續日數の長かつた關係上最大濁水の時期稍遅れ木曾川水系一、二の河川を除いては三月初旬より中旬にかけて起つた處が多かつた。尙前記調査の河川に於て流域百萬軒當り、濁水季節流量の豊富なるは阿賀野川、天龍川及木曾川水系の流域に屬する河川で其の流量二立方米に達するものは阿賀野川水系で白川、新谷川、天龍川では黒川、松川の二川であり木曾川水系では上ノ保川、吉田川であつた。其他の河川にては一・四立方米乃至一・七立方米を普通とし流出量の最も少なきは天龍川水系の遠山川、石切川及び木曾川水系で白川、赤川の諸川で僅かに一・〇立方米となつてゐる。熊野川、安倍川及び鮫川水系に屬する河川の流出量は前記河川に比し僅少で安倍川は上流一・八立方米、他は一・〇立方米と成野川では天の川、舟の川で〇・四立方米となつてゐる。この外一日中に於ける河川の流量變化について見ると阿賀野川、鮫川、安倍川、及木曾川の各河川は變化尠く天龍川、熊野川では變調多し。東邦電力會社名古屋火力發電擴張工事完成 電所第一期増設工事は一月末完成、二月八日より逓信省電氣局技術課太田技師が出張、使用検査を施行したが成績極めて良好で十日使用認可となつた。該増設工事は既設三萬五千キロワット發電機タービン各二臺並にボイラー三臺にボイラ

一、一纏を据付けたもので、これに依り發電出力は五萬二千ワットから七萬一千ワットとなつた。東邦電力會社の第二期火力發電所三萬五千ワット發電機タービン各一臺、ボイラー一纏増設工事の前哨ともなるものである。

青森縣電氣局 青森縣電氣局は淺瀬石川發電の開發を決定し、逓信省宛開發に關する認可の申請に及んだが、更に右開發に伴ふ送電線の統制を計畫し、逓信省へ工事施行の認可申請書を提出し、二月十三日認可された。

即ち青森縣電氣局は昭和九年青森、八戸、弘前三電燈會社を買收併合經營してより其送電線系統に付いては舊態依然として何等施工するところなく三電送電線は區々として何等連繫するところなく、爲に舊三電區域内の送電線統制に依る電力流通さへ行ひ得ない實狀である爲、縣では可及的急速にこれが送電連絡を行ふべく計畫中であつたもので、認可された内容に依れば

一、大不動變電所(舊青森電燈)から吹上變電所(舊八戸電燈)に至る八〇軒間に三萬三千ワット送電線を敷設
二、大不動變電所より板留變電所、舊(弘前電燈)に至る二〇軒間に同様三三、〇〇〇ワット送電線を敷設する

これに依り舊三電區域は完全に一貫され電力融通が意の儘となるわけで淺瀬石川一、八〇〇ワットの發電力は板留より大不動を通じて吹上に送電され、此地に建設を豫想さ

れてゐる鐵興工場二、〇〇〇ワットの送電の一部にも充當される。尙舊三電區域中八戸のみは五〇サイクル他は六〇サイクルとなつてゐるので吹上變電所に變換機を置いて六〇サイクルを五十サイクルに變へる事となる。

宮城縣電力事業 北上川上流丹藤川の計畫は二百二十萬圓をもつてする初期計畫を放棄し、縣土木課で新設計を急ぎ設計の骨子が完成した。即ち丹藤川上流柴澤川に満水面積八千四百三十一萬六千三百二十三平方尺、有效容量五億二千七十六萬四千九百三十九立方尺といふ大規模な貯水池を設け、この貯水池を利用し下流に四箇所の發電所を建設するもので總額約六百萬圓と見込み東北振興二十年計畫とは別個に、短期年度計畫として十一年度より實現を計るべく運動を行ふ事となつた。右の貯水池利用によつて起し得る電力は初期計畫の八千馬力の約二倍一萬五千馬力と算定され、現在岩手縣における最大發電所たる盛岡金山發電所の五千馬力に對し三倍に達し岩手電化の計畫を實現せしむる大規模なものだが、總工費見込額六百萬圓中貯水池および水路關係は二百六十八萬九千圓と確定した。

堰堤二百萬圓、取入口六千圓、隧道三十四萬六千五百圓、吐土砂余水路二萬圓、水槽二萬五千圓、鐵管路十九萬五千圓、水車一萬五千圓、放水路一萬六千五百圓、土處埋費二萬五千圓、諸建築物費三萬圓、補償

た。即ち設計變更となつたものは日電現大阪變電所で十五萬四千ワットを七萬七千ワットに遞下したものを大阪府堺市に續ぐ送電線中舊申請では變電所を新庄に設ける事となつてゐたものが變更して、吹田に設ける事となり、吹田發電所は大阪市内各二次變電所並に鐵道省電車線に送電する事となるものである。

堺送電線は日本電力會社大阪市電力供給の主幹を爲すものであると共に、堺市に於ける大同電力會社との二重供給區域への送電にも容量ゆき舊線の面目を一新する事ともなり、日本電力會社の陣容に堅きを加へる結果となつた。

東信電氣、新郷第一 東信電氣株式會社は既設一發電開發に着手 十六萬二千六百ワットトの全出力を總動員しても尙電力の不足と云ふ活況に刺戟され、これが發電設備充實策としては既設の額、豐實兩發電所の使用水量増加に依る約四萬ワットの出力増加を初め新郷第一發電所三萬餘ワットの開發を實施する事として工事施行の認可申請を行ふと共に工事準備を調へた。この外出力の増加策として既設種發電所(長野縣南佐久郡穂積村)六千五百ワットに附屬調整池を新設して特殊出力の増加計畫をなし、又高瀬川筋和田川には六千ワットの發電所を建設する準備を急いだ。

阪神電鐵と神戸市 阪神電鐵の神戸地下乗入の報價契約成立 此問題は報價金百萬圓で

費一萬圓、建物建築費二萬五千圓、醫療機械購入一萬二千圓、器具什器三千五百圓は第一回拂込金及び三萬圓の借入金による。東北振興策に關し電氣 電氣協會東北支部は協會東北支部が陳情 二月十五日政府の諸問機關たる東北振興調査會に對し、電氣事業助成に關する二つの陳情を行つた。

その第一は、東北地方に資本金五千圓の電力會社を興し、約十萬キロの水力開發を行ひ國營或は半官半民の經營のもとに低廉なる電氣供給を行はんとするもので、既に東北方面の各電氣事業者はその計畫遂行に詳細な案を樹て、をり、三千萬圓を發電費用に、二十萬圓を送電費用に投せんとする豫定である。而して東北地方のキロ當り單價は非常に高價であるから、今回の新會社を創立して、これを農事電化或は農村工業に低廉に電氣供給を行へば、該地方振興には最上の策となるものであると強調されてゐる。

第二の陳情は、東北振興の應急對策の件で共同作業所用の電力工事費助成に關するものである。即ち、東北地方冷害凶作の救濟事業として、曩に三井、三菱が二百萬圓の寄附を行ひ、これに政府の昭和九年豫算五十萬圓を併せて、凶作激甚な地方に約五千箇所の共同作業所を施設せられるに當つてこの作業所を振興するには、極力電化するを最良の方法なりとし政府が長距離の配線路及び附屬工費全額を國庫補助せられる様との趣旨である。金約款無効確認され六 米國大審院に於ける大電力の不安解消す 金約款判決が私的債

圓滿解決を見、會社と神戸市との間に取交された妥協案の内容は次の通りであつた。

妥協案 一、報價金として會社は市に金百萬圓を昭和十三年度において提供すること(右金額は公會堂並に市廳會建設資金とす) 一、その外に金三十萬圓を公會堂資金として提供すること 一、元町三丁目終點附近に三、四百坪の廣場を設けること 一、將來元町停留場以西淡川終點まで軌道工事實施の場合は更に會社は市に相當の寄附をなす事 一、會社は瀧道以西に自動車による旅客輸送を經營せざること 一、勞働者は神戸市居住者を使役すること 一、停留場内およびその附近で日用品雜貨品店を經營せざること

尙ほ神戸市長は報告の内に灘區における電燈電力供給權の買収契約が近くできる見込であるから改めて市會に提案すると述べた。

四國新居濱を中心 四國に於ては伊豫鐵、四國新居濱を中心 四國中央、合同電氣、土佐電氣、高知縣營、四國水力の六社が送電連繫し圓滑な電力融通に成功してゐるが、愛媛縣新居濱には住友系の諸化學工場が増設擴張を重ね、莫大な電力消化を行ひ、其結果住友系たる四國中央電力會社のみ發電力では到底電力枯渴の現象は免れない爲、伊豫鐵からも該連繫送電線を利用して受電してゐるが、更に太平洋岸の電力を可及的瀬戸内海側たる新居濱

務に限り廢棄と有利な決定を見たので、私的債務に屬する我國公社債合計三億八千二百萬ドルに對する負擔増加問題が解消し、民間のみについても合計一億五千萬ドルの米貨社債を有する東電、日電、大同、東邦、宇治電、東電の六大電力が金約款條項に基く負擔増加は對米爲替を二十八弗半換算として未償還總額負擔増加二億五千四百萬圓、支拂負擔増加年額一千五百萬圓の計算となり、假令約款不履行の建前をとつても將來債權者との紛争は免れ難いがこれも一切解消となつた。

即ち五大電力並に臺灣電力は昭和九年十二月末日現在にて一億二千七百五十六萬六千ドルの米貨債を所有し、さきには對米爲替の低落により元利支拂に直接的重壓を受け電力各社に對する一般的財政不安の原因となり、財政再建を目的とする整理を促進したものである。かくて電力會社は外債償還方針の確立、内債借入金金の整理を斷行し、昭和九下期を以て東邦、日電は増配、東電は配當復活をなし、大同、宇治電は今期或は來期復配を行ふまで漕ぎつけた折柄、アフリカに於ける金約款問題の再現は電力會社に對する悲觀材料として取上げられてゐたが、大審院の判決に依つて無効の確認が與へられ不安が消滅した。

日本電力の堺送電線 日本電力會社は、大阪市の外輪を爲してゐる堺送電線が大阪市の膨脹につれ自然市街部内に介在するに至つてゐるので該送電線に代るべき大圏を爲す外線送電線の新設方を逓信省に申請したが、二月十八日これが施設許可並に工事施行認可となつ

に集中すべき大方針の下に以て高知縣に新設せらるべき渡川水力會社の佐賀渡電所出力約一萬キロワットを新居濱に送電すべく佐賀電所建設工事施行認可を渡川水力會社が逡信省へ申請すると共に、四國中央電力會社からは右出力の送電線の施設許可を申請した。

右送電線の設計計畫は渡川水系佐賀渡電所より四國中央電高敷發電所に至る間八五軒に六六、〇〇〇ヴォルトの送電線を建設せんとするもので高敷からは既設六六、〇〇〇ヴォルト送電線で新居濱に送られる。

三 二月 帝國電力の山形電 帝國電力(舊函館水電)氣合併に紛争起る は山形電氣を合併することとなり、三月二日の重役會において假調印を了し、五日大株主會に付議、二十六日の臨時株主總會の承認を求めるとなつた。

拂込千七百十二萬五千圓)は、山形電氣(資本金一千萬圓、内拂込六百七十五萬圓)を四對五の割合で合併の結果、八百萬圓を増加して資本金三千六百萬圓(内拂込二千二百五十二萬五千圓)となる。山形電氣の社債及び借入金七百三十萬圓は帝電で引受けることに決定。然るにこの報一度地元には傳はるや猛烈なる反對運動勃發し、遂に合併は不可能になり、兩社主腦間の商談は互解に歸した。

九二 火力發電用炭として電聯で共同購入を行ふ、第二期計畫 漢江、洛東江の水利權約三十萬キロの讓渡を受けて水力發電をも行ふこの時期は第一期計畫の火力發電に依る電力が大體昭和十五、六年まで需要を充たし得る見込あるのでその後になる。

川内電氣

この買收總額は二百八十三萬圓であるが、右四會社の帳簿價格總額より五萬圓安くこの點買收合併に據る水漲れを排斥する逡信當局の意圖にも副ひ、年度替りを前にして無事許可となつた譯である。尙同縣管電氣は第一期計畫に於て青森電燈、弘前電燈、八戸水力の三會社を買收して居るので、この第二期計畫の遂行に據り縣下電力會社の主要なるものは全部買收した事になる。尙第三期計畫として買收豫定のものに上北電氣、西海電氣、上磯電氣大湊水電の四會社を残すのみとなつた。

東部電力日橋川發電所

この讓受實現は一般需要家大衆への奉仕を不徹底化することとなるは必然でありこの際斷然反對す と申合せを行ふ一方千葉市會、千葉商工會議所も右の實現反對に猛運動を起すなど社會的問題となつてゐる實情に鑑み、省としても輕卒なる處理は慎まねばならないとして更に諸般の調査を行つた結果左記の如き不合理の點を發見するに及び、こゝに申請内容をその儘として兩社の讓渡事項を認可することは出来ないと云ひ渡した。即ち東京電燈、京成兩社の契約内容は千葉供給區域の帳簿價格一千六百萬圓を基準として交渉し、讓渡價格を三千三百六十萬圓と決定、昭和九年末兩社間に假調印を終了したものであるが、この三千三百六十萬圓が不當評價となつてゐる。

四月

東京電燈機轉 東京電燈は従来の營業、經更建設部を新設 理、總務、調査、工務の五部制に建設部を増置し六部制を設け同部長に三野熊雄氏(元東信電氣取締役土木部長)を任命した。建設部には業務、發電、計畫工事を設計の四課が設けられる。尙建設部陣容は左の通り編成をみた。

第一編 電燈電力

第七節 昭和十年電氣事業年誌 (四月)

引受シテケート團たる第一、安田、三菱、三和の各行及び三井住友の二信託會合し、發行限度並にその第一回發行條件に就き協議を行つた結果オーブン・エンド・モーゲーチ制に依り、總額二千五百萬圓中第一回分一千萬圓を左記條件に依り發行に決定した。

△發行總額二千五百萬圓中第一回分一千萬圓 △利率四分五厘 △期限十二年 △拂込五月十日 △引受三菱、安田、第一、三和、興銀、三井信託、住友信託 △受託興銀 △擔保工場財團

尼崎埋立地供給に關し かつて關東において日電、阪神電氣が鶴見、横濱を中心にして埋立地を築る電力供給權の競願が行はれたが關西でも同様の問題が起り即ち兵庫縣武庫郡大庄村の地先は尼崎埋立地として阪神間の工場地帯を約束され、電力需要も近く三萬キロワット居るが、これを狙つて大庄村に一般供給權を有する阪神電氣と同村に百馬力以上の動力供給權を有する日本電力が埋立地に對する供給權獲得に型通りの競願をなし遞信省の裁斷四月四日付で下された。裁斷内容左の如し。

岸魚業組合等に波瀾を起し雲行の急を示したが、右に關し矢作水力は社長福澤駒吉氏の名を以て遞信大臣、内務大臣、農林大臣宛左記内容の陳情書を提出し、問題の圓滿解決を講じた。

は大正九年の關東聯合電氣事業取締規則があつたが、その後急速な發達を遂げた該事業の現狀に照し、又滿洲國獨立に伴ふ新狀勢に鑑み事業の監督助長の目的からいつて十分でなかつたので内地における電氣事業法に範を取つて新に關東州電氣事業令を制定し四月十七日公布せられた。本令の要旨は左の諸點である。

萬キロ増設 二、新京發電所五千キロ増設 三、齊々哈爾發電所三千キロ増設 四、北滿並びに熱河方面直營箇所發電所増設 五、其他

▲變電所施設 二百萬圓 一、奉天變電所新設並に増設 二、鞍山各地工場新設による變電所増設 三、新京城内並に國都建設局管内變電所新設並に増設 四、哈爾濱變電所増設 五、北滿並に熱河方面直營箇所發電所増設 六、大連南關嶺、周水子沙河口神社裏變電所増設 七、大連管内昇壓に伴ふ各變電所の増設 八、其他

▲送電線施設百六十萬圓 一、錦州楊家杖子間送電線 二、鶴立崗連江口間送電線 三、洮南白城子間送電線 四、鞍山新設各工場間送電線 五、新京吉林間並に新京四平街間送電線改設 六、哈爾濱馬家溝埠頭區間送電線 七、其他

▲配電線施設二百萬圓 一、配電線擴張に對する新設 二、室内線擴張に對する新設、其他

第一編 電燈電力

第七節 昭和十年電氣事業年誌 (四月)

費一 一、隧道工費一三〇九△暗渠費三一二 △調整池一八四△カージタンの工事五二 △水壓鐵管管費二六八△發電所基礎工事一三一△餘水路工費四一△放水路費四六六△土捨場費七五△附帶工事一四△諸建物費一五〇△諸雜工費四八△電氣工事二〇〇△運搬費七五△測量設計費七五△豫備費一五五

電力との共同出資により資本金五百萬圓にて設立計畫の愛岐水力は木曾川と飛騨川の合流地點今渡附近の水利使用變更認可を申請し、四月廿六日附六月以内會社を創立するといふ條件付にて認可された。よつて兩社では計畫通り早急に會社創立に着手し同電力の發電所は出力一萬七千キロワット上流發電所を逆調整するものである。

か、はらず官廳の不鮮明な態度に自然に消滅する實例を擧げて當局の一考を促し、更に天然資源たる水利の開發はその使命が社會的國家的のものであり、事業者は小利を捨て官廳は法律的形式のみに拘泥せず、大所高所よりこれを處理すべきであると力説して先づ官廳側に注意を與へた。

五月

電氣協會、東北地帯發電所 電氣協會は五月送電線建設決定計畫を決定 九日理事會に於て發電水力調査委員會に於て調査完成した東北地帯發電所送電線建設決定計畫案を附議可決した。

計畫の要旨

- 一、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島の各縣並に新潟縣の一部(阿賀川以北)に於ける過去の電力需要の實績に依り將來需要電力の趨勢を考慮しこれに將來需要の確實性あること明かなる大口電力を加算して昭和十年より昭和二十八年に亘る各年の需要電力を想定しこれに適應する出力三、〇〇〇キロワット以上の主要水力發電所(但し同一水系を纏めてこの程度の出力に達し且つ經濟的に開發し得るものを含む)の建設を計畫したるものなり
- 二、需要電力としては各年の最高負荷期を十二月と假定し同月の平均最大電力を採用したり
- 三、需要電力と對應する開發發電所出力は貯水池又は調整池等の施設を有するものは常

時尖頭出力、之を有せざるものは常時出力を採り、總計を以てしたり。但し右常時尖頭出力は各發電所の總可能平均出力が負荷の平均電力を下らざる範圍に於て採用するものとす

- 四、火力發電所の建設は水力發電所の出力を有効に利用する目的にて其の特殊電力を常時化するため又は重負荷期尖頭負荷時に於ける供給電力の不足を補ふため必要な程度に行ふものとす
- 五、現在工事中にて來年中に完成すること確實なるものは本計畫中より削除せり
- 六、送電線路八六〇、〇〇〇ヴォルト以上のものに就てのみ計畫したり
- 七、將來の電力需要は勿論本計畫に於て假定したるが如く増加するや否やは疑問なると共に發電地點に於ても本件に著手後日淺きため其の調査に對する精練の程度一様ならざるが故に將來の實狀に應じ一年又は隔年毎に適宜訂正するものとす

發電所建設決定計畫

- 昭和十一年落成
 - 阿武隈川 横川第二、最大二千キロ
 - 阿武隈川 荒川同 三千キロ
 - 雄物川 成瀬川第一、同一千二百キロ
 - 火力 釜石第二、同五千キロ(補給用)
 - 火力 水戸、同八千キロ 補給用 水力ニテ代用ノ見込
 - 小計 一萬九千二百キロ
- 昭和十二年落成
 - 子吉川 鳥海第二、最大四千キロ

- 木戸川 木戸川、同八千キロ
- 新田川 新田川第二、同三千キロ
- 新田川 新田川第四、同二千三百キロ
- 阿武隈川 女沼、同一千九百キロ
- 阿武隈川 鹽川、同一千七百キロ
- 小計 同二萬一千キロ

- 昭和十三年落成
 - 岩木川 神浦堰堤、最大二千キロ
 - 新田川 新田川第一、同七百キロ
 - 新田川 新田川第三、同六千五百キロ
 - 阿武隈川 阿武隈川第一、同八千五百キロ
 - 小計 同一七千七百キロ
- 昭和十四年落成
 - 子吉川 鳥海第三、最大一千九百キロ
 - 雄物川 田澤第一、同七千キロ
 - 最上川 大鳥川、同三千五百キロ
 - 火力 鹽釜 最大八千キロ
 - 小計 同三千四百キロ

(詳細後節参照)
逓信省第三次水力調査 逓信省電氣局は第三次の豫算編成に着手 水力調査に關する豫算を通過せしむべく豫算請求の調査に着手したが、要求豫算額は前年同様大體左の通りであつた。
一、昭和十一年度より向ふ五ヶ年間に亘り調査を施行する爲に二百七十萬圓の臨時費を必要とする
二、逓信省内に發電調査局を新設し局長を次官、次長を電氣局長が兼攝し事務官一名、技師十一名、技手五十四名、屬五名を新採用し各逓信局中必要箇所約五支局を置き

他に約五出張所を設置する
以上に依つて昭和十一年度は電氣界の現狀に即し特に左の諸點に留意する
一、第三次水力調査は最近電氣事業界の急激な進展に伴ひ第一、二次とは全く其觀點を異にし全國水利地點につき逓信省獨特の立場より現狀に最も即した堰堤發電所の建設を主點とし顧慮した發電池點を調査する
二、河川の流量を厳密に調査の上豊水期に於て餘水を徒爾に放流する事なきを期し之が爲調整池貯水池地點の調査を行ひ新様式發電所としてパンピングアップ發電所等の利用をも充分調査する
第三次水力調査は以上諸點に力點を置いて爲され、逓信省は第二次調査終了以後十五年を経過してゐるので舊調査では最早や電氣事業界の現狀と相容れないので昭和十一年度より調査を絶對必要とした
新潟電力、伊南 新潟電力が昭和十四年以降川筋開發を開始の電源對策として十三年十月迄に福島縣伊南川筋に於て最大一萬八千キロの發電所を建設する事になり、五月十七日主務省に正式に認可を申請し、同時に右計畫案の内容を次の如く發表した。
△發電地點 伊南川水系 福島縣南會津郡小柳瀬村
△放水口 同縣同郡横多村
△水路延長 三百六十メートル
△有效落差 百二十八メートル
△使用水量 六百二十個
△理論水力 二千八百八十キロ

第一編 電燈電力

第七節

昭和十年電氣事業年誌 (五月)

- △出力最大 一八萬一千キロ
- 常時一萬四百五十キロ、特殊七千五百五十キロ
- △設備機械 八千九百KVA三臺(將來出力増大を見込む)
- △電壓 一萬一千ヴォルト
- △工事期間 三ヶ年
- △完成豫定 十三年十月
- 兵庫縣水利使 兵庫縣に於ては新たに水利使用料を新徴收 使用料徴收規程を制定し水利使用者に新税を課することになつた。同縣下に於ては從來全く水利使用料等徴收しなかつたのであるが、工業の急速な發達と共に工場用水に河川の流水を使用する者續出し、之が取締りのため四月一日内務省に右徴收許可を懇請し、内務省に於ても情狀調査の上左記三條件を附し之が許可指令を發するに至つた。
一、河川法に依り生ずる収入は府縣に屬せしむる趣旨に鑑み本件使用料収入も可及的河川の費用に充當すべし
二、使用料徴收納額告知書を發したるときは被徴收者側別納内課調べ發電所別に其徴收基礎を明記し毎期提出せしむ
三、本規程發布の上は其寫しを本省に提出せよ

右新徴收に依り同縣に於ける昭和十年度収入見込は十萬圓で内發電用水使収入が一千六百七十圓と計上され、之が徴收方法は左の如くである。
一、使用料徴收法
イ、常時理論馬力一馬力に付年額一圓
ロ、常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付五十錢
ハ、従前年五分以上の利益配當をなし使用料を徴收せられざる者はイ、ロの半額を徴收
二、使用料を徴收せぬ場合 イ、總理論馬力百馬力未満のもの ロ、利益配當率年平均五分未満又は利益配當を爲さざるもの
尙同一の起業者で使用せる水を同一目的で順次使用する場合は之を新なる水と見なす。
北海水力會社 北海水力會社の札幌市外豊蕨發電所認可 平川水系蕨發電所は札幌市から北海水力會社が水利權を移譲開發計畫中のものであつたが、五月二十二日嚴重な條件を附して認可された。最大出力は一萬一千二百キロである。
該水利地點の開發は北海水力會社が開發に當つて水利使用並に發電所施設及び工事實施の諸認可方を逓信省に提出してより滿三年を経過し、これが原因は北海水力會社が該蕨發電所水利地點を札幌市から讓受契約を結んだ際會社から市へ寄附金の名目で六十五萬圓を支拂つた件が電氣事業法に於て嚴に戒められてゐる水利權の賣買形式となるところから逓信省の疑義を買ひこれが認可は至難視され注目を集めた。其後該水利權の移譲が會社としても亦市側としても止むを得ざる事情判明すると共に逓信省に於ても諒解し、昭和九年秋先づ水利使用の認可を見たが該寄附金六十五萬圓をめぐる發電所の施設認可は保留となつてゐたのであつた。

京都電燈會社宮津 京都電燈山陰支社供給區 火力發電所建設 域の電力需要が著しく増

一、京電山陰支社に於ける將來五ヶ年間の電力需要豫想及び現設備の容量との對比

廣瀬川水利權 逓信省は五月二十九日付掛斐 揖斐電に認可 電氣株式會社の認可申請せる

口、常時尖頭一千六百五十キロワット、最大 出力二千九百五十キロワットとして開發する

日本拓業會社の電氣 日本拓業會社(資本金 事業經營許可さる 五百萬圓、社長加藤金

一、縣の合口事業に據り從來五月端かつた灌 溉用水問題を完全に一掃する事になり

猶且自己發電力を庄川に賣電すると言ふ一石 三鳥式の効果を得る事になり、特異なる電力

二、共同作業所中農林省が補助を與へてある 中樞作業所に限り逓信省からの補助は七割

電氣化學工業會社 電氣化學工業會社はコス の電力自給達成をト低下の爲め電力の自給

發電所が完成し同社の出力は五萬キロとな った

一、子會社の九州大淀川水力(拂込資本八百 七十五萬圓)は出力四萬五千キロ發電計畫

大同電力建設部長 大同電力は木曾川筋の發 電所を全能的に活動せしめ、之に據り八萬キロの發電力を増加さす

農林省農事電化 農村工業化の前提條件とし の具體策を講ず

農林省農事電化 農村工業化の前提條件とし の具體策を講ず

Table with columns for electricity usage (定額制, 畫夜間, 畫夜間) and costs (五錢, 四錢, 五錢).

Table listing utility companies (宇治電燈株式會社, 山陽電氣, 近江鐵道) and their financial details (總株數, 持株數, 割合%).

同 新 10,000
 神姫自動車 15,000
 新大阪ホテル 6,000
 電力聯盟石炭 五大電力會社並に關西共同
 共同購入量決定 火力が消費する火力發電用
 石炭の共同購入を行ふため電力聯盟は滿鐵側
 と交渉を續け、總數量は三十萬トン、價格は
 昭和九年に比してトン當り約十五錢の値上げ
 で契約が成立した、右三十萬トンの割當て數
 量は

宇治電八萬トン、日電六萬トン、大同六萬
 トン、東電四萬トン、東邦三萬トン、關共
 三萬トン 合計三十萬トン
 高瀬川發電問題 東京電燈、東信電氣の電力
 三社間に解決 需給契約のうち高瀬川三萬
 五千キロの分は昭和九年七月末日を以て契約
 の期限満了となつたが、これが更訂について
 は受電側の東京電燈が料金の値下げと買電容
 量の減少を主張し折衝の結果その最後案とし
 て

- 一、需給電力量 三萬五千キロを八千四百キ
 ロ減の二萬六千六百キロとする
 - 二、電氣料金 現在の發電所渡し年キロ六十
 圓七十五錢より十二圓二十五錢値下げの五
 十八圓五十錢とすること
 - 三、負荷率 渇水期にありては五〇%豊水期
 にありては七五%
 - 四、期間 十ヶ年間、料金は五ヶ年毎に改訂
 五、契約實施期 昭和九年八月一日以降
- を決定し兩社よりこの最後案を基調として遞
 信省宛申請したところ、遞信省はこの需給契

約を認めず、強硬なる態度を以てこの最後案
 なるもの、修正を命じた。即ち東信が東電よ
 り削減せられた電力容量を日本電氣工業に直
 接供給する件も加味され
 一、電力統制的見地から東信電氣が日本電工
 に直接供給を開始するは二重設備の弊を招
 致するものである
 二、右東信の日本電工への直接電力供給中止
 命令の反面、東電への命令としては舊契約
 量を買電せしめること
 三、料金その他は兩社の最終案に基準して認
 める

即ち遞信省としては東電東信の電力需給契約
 の改訂が東信にとつては不利な電力量の減少
 料金低下を伴つてゐるため東信が自衛上日本
 電工に直接供給の契約を爲すに至つたものと
 解釋し、これは二重設備となるから矢張り東
 電をして供給せしめるのが妥當なりと考へた
 のである。

然して契約改訂に關しては遞信省の態度に
 依り兩社間に協議が行はれ結局左の通り解決
 した。
 一、東京電燈は高瀬川發電所の出力全部を買
 電のこと
 一、東電は當時尖頭二萬六千六百キロの殘部
 電力を年額十五萬圓にて日本電工に賣電の
 こと
 一、日本電氣工業は東電より一萬三千二百五
 十キロ(最大)を買電して大町工場で消化
 する
 一、東電龍島一町の既設四萬四千ワット

送電線を當分日本電工への送電用に利用す
 る

京都市電氣局 京都市の電氣關係事務は水道
 職制變更さる と共に業務、工務の二局の下
 にそれ〴〵分屬してゐたが、之は電氣、水道、
 土木の三事業の運営上徒らに複雑多岐にわた
 るのみで能率を減殺する事甚だしいものあり
 とし、六月二十五日正式に職制變更を發表、
 七月一日から實施した。新職制は電氣、土木、
 水道の三局制を布き工務、業務の二局は廢止
 され約三年振りで市電氣局が復活した。これ
 に伴ふ電氣關係首腦部の異動次の如し。

- 電氣局長を命ず 祝 島男
- 下京庶務課長 久松 炳
- 電氣局庶務課長を命ず 渡邊 毅
- 技師長を命ず
- 工務局庶務課長 清水瑞一郎
- 電氣局電燈電力課勤務を命ず
- 東北振興調査會 東北振興調査會の第一乃至
 六委員長決定 第六各特別委員會委員長が
 決定した。各委員長協議の結果、特別委員會
 は毎週一回づゝ各特別委員會を開き、東北振
 興事務局において參考的に提出された新規材
 料につき各委員會毎にそれ〴〵審議方針を決
 定し、順次緊急を要するものよりこれが審議
 を開始することとなつた。

- △第一特別委員會(災害防除に關する事項)
 委員長 菅 原 通 敬
- △第二特別委員會(産業振興に關する事項)
 同伯爵 酒 井 忠 正
- △第三特別委員會(農村工業及び副業に關

する事項) 同子爵 大河内正敏
 △第四特別委員會(交通整備に關する事項)
 同 馬 場 鐵 一

△第五特別委員會(生活改善教化及び社會問
 題に關する事項)
 同男爵 松岡均平

△第六特別委員會(行財政整備に關する事項)
 同 馬 場 鐵 一

七月

二本松電氣小玉川 二本松電氣會社小玉川
 發電所出力増認可 電所の出力増加申請は七
 月六日正式認可となつた。同發電所は建設中
 のものであるが、建設當初の計畫による使用
 水量一〇〇個發電出力一、九二〇キロワット
 を使用水量一八〇個出力二、九二〇キロと一、
 〇〇〇キロを増加する事となつたわけである
 が、發電出力は全部平電力會社小玉川第一發
 電所を通じて日立電力會社夏井川送電線へ連
 繫し日立電力會社へ供給する事となつた。
 電力國策官廳會議 遞信省は内閣審議
 會を始め商工、農林兩省その他朝野各方面に
 おいて國家大衆の見地から電力問題再検討の
 機運が擡頭して來たのに鑑み、七月十五日午
 後二時から遞相官邸に電力關係の金融資本家
 電力業者、重工業、織維工業、化學工業、機
 械工業關係の産業資本家、農村關係者、電力
 事業の先覺者等各方面の代表者を招致し
 (一)電力統制問題 (二)電力料金値下問題
 (三)農村電化問題 (四)中小工業電力問題
 等につき懇談を遂げ國家産業振興の基本産業

たる電力國策の確立に資すべく官民懇談會を
 開催することとし民間側

【金融資本家】(興銀)結城豊太郎 (住友)
 八代則彦 【電力業者】(東電)小林一三
 (東邦)松永安左衛門 (大同)増田次郎
 (宇治電)林安繁 (日電)池尾芳藏 【産業
 資本家】(三菱重工業)斯波孝四郎 (三
 井礦山)牧田環 (芝浦製作所)平田篤次
 郎 【帝國農會】酒井忠正 【其他】 濫澤
 元治 福澤桃介、根津嘉一郎
 等諸氏に出席依頼状を發したが、懇談會開催
 日の前日床次遞相が急病に陥り無期延期され
 たが、遞相は遂に逝去されたため流會となつ
 た。

祖山發電所 大同電力は庄川筋の水利權に基
 づき祖山發電所(出力四萬五千キ
 ロ)を開發し子會社の昭和電力にその經營を
 委任してゐたが右水利權、發電所、及び送電
 線の一部を昭和電力に譲渡し名實ともに昭和
 電力の經營に移すべく遞信省へ所有權移轉に
 よる名義變更の認可申請し、七月十日認可さ
 れた。
 京濱、梓川兩電力會社間 京濱電力は梓川水
 調整池問題で紛糾する 系の同社奈川渡發
 電所がその上流にある梓川電力の霞澤發電所
 の調整池(上高地の大正池)を利用するに當
 つて、奈川渡發電所と何等協定せず放水する
 ので京濱は梓川に抗議を申込んだが、梓川は
 京濱の抗議を聞き容れず調整池を本社本位に
 利用したため、京濱は名古屋遞信當局に梓川

の調整池利用について考慮して貰ひたいと陳
 情するに至つた。然して京濱の陳情を放任し
 ておくことも出来ないもので、名遞當局は双方
 の意見を聴取し妥協工作を行ふこととなり、
 七月十三日名遞局に山田京濱技師長、竹内梓
 川技師長を招致し双方の言分を聴取しこれに
 基き妥協案を作成、此妥協案によつて京濱梓
 川兩電力の係争問題を解決すべく出馬した。
 東京電燈人事異動 東京電燈は七月十一日左
 の如く人事異動を行つた。

△命建設部業務課長朝倉丈夫△命調査部監
 査課長佐藤禮徳△命横濱支店長大石主計△
 命日本橋營業所長一杉榮
 姫川電力會社 姫川電力は姫川水系の新潟縣
 新發電所建設 西頸城郡今井村地内において
 姫川第七發電所を建設することとなり、これ
 が建設許可を名古屋遞信局經由主務省に申請
 した。
 發電所出力は尖頭當時二萬六千三百キロ、
 當時一萬三千五百キロ、これが建設費は六百
 五十七萬圓、右出力は同發電所より安藝電力
 の第二發電所まで延長二十五キロの送電線
 (電壓七萬七千ワット)を建設して日本電
 氣工業に送電する計畫である。
 石川電氣會社創立 矢作水力系石川電氣の創
 立總會は七月十二日午前十時から矢作水力本
 社樓上に於て開催、發起人總代杉山榮氏が創
 立に關する経過報告、續いて議長選舉の結果
 杉山氏推されて左の如き議案を附議した。
 一、創立に關する事項報告の件
 一、定款承認の件

一、昭和十年四月二十七日附石川縣知事の水
利使用許可命令書條項遵守の件
一、取締役並に監査役選舉の件
一、代表取締役一名選舉の件
一、商法第三百三十四條に依る調査及報告の件
一、取締役及監査役報酬決定の件
右議案審議の結果定款の一部を變更したのみ
で可決し、役員選舉の件は、
△取締役 杉山榮、小堀定信、櫻山壯次、藤
田惣三郎、小口高亭、門田秀の六氏
△監査役 成瀬正忠、久留島通彦、林吉次
△相談役 福澤駒吉
と決定した。次で重役會に移り取締役社長に
杉山榮氏、常務に小堀定信氏が當選した。同
社の資本金は五十萬圓四分の一拂込である。
魚沼水電、保倉川電、新潟縣十日町に本社を
氣兩會社合併申請 置く魚沼水力電氣(資
本金六十萬圓)對同縣大島村に本社を置く保
倉川電氣(資本金五十萬圓)の合併問題は多
年の懸案であつたが、合併條件及其具體的事
項が決定し仙臺通信局經由逓信省へ認可申請
した。同問題は逓信省の電力統制方針に準據
し兩者以外に東京電燈の供給區域即ち魚沼水
電の配電區域に隣接する同縣中魚沼郡南部方
面並に長野縣下水内郡の一部をも同時に買収
合併する計畫である。同合併が實現すれば中
心をなすものは魚沼水力電氣であるから社名
は魚沼水力電氣を繼承し、資本金は百五十萬
圓以上の大企業となり、供給區域の隣接關係
から送配電設備の連繫は容易に行はれ、經營
の合理化は必然で電力統制の實を擧げ得る。

大同三浦貯水池 大同電力は森忠藏氏を長野
建設部長就任 縣王瀧川上流に建設する三
浦貯水池(貯水容量二十億立方尺、建設費
一千萬圓)の建設部長に招聘就任せしむるこ
とに決定した。
電氣協會九州地帯發送電 電氣協會は七月十
建設豫定計畫を決定發表 一日定例理事會を
開催し、九州支部より申請の同地方發送電建
設豫定計畫案を審議の上、これを承認した。
この計畫案は昭和十年より同二十三年までの
電力需要を想定の結果算出したもので總出力
三十七萬七千餘キロに及んだ。尙ほ發電豫定
計畫表は次の通りである。(單位キロ)
昭和十年度落成
昭和十一年 七四、六六六
昭和十二年 六二、五二六
昭和十三年 五八、九八八
昭和十四年 三六、九二〇
昭和十五年 三六、九二〇
昭和十六年 三六、九二〇
昭和十七年 三六、九二〇
昭和十八年 三六、九二〇
昭和十九年 三六、九二〇
昭和二十年 三六、九二〇
昭和二十一年 三六、九二〇
昭和二十二年 三六、九二〇
昭和二十三年 三六、九二〇
計 三七一、六六六

狀況につき昭和十年四月一日現在をもつて
電動力各産業別調査を行つた。右によれば全
鮮の電力が營業用、自家用を合算し二十九萬
六千九百二十七キロワット、前年同期に比し
こゝ一年に二萬六千三百三十九キロワットの増
加を見てゐる。就中雜工業が大工業に吸収さ
れた爲め稍減少を見てゐるのみで紡績工業に
おける京城紡績の二、五〇〇キロ、機織器
具における京電供給の龍山工作所五〇〇キロ
等が著しき増加の筆頭を占めてゐる。右調査
に基き鮮内産業別電力需要狀況並に前年同期
比較の増加率は左の如くである。(△印は減)
電力増加率
化學工業 一五、四〇〇 二
食料品工業 三三、八二五 一四
織業 一〇、〇〇〇 一一
窯業 一八、六二七 二七
紡績工業 九、四四四 一四
金屬工業 九、三三〇 八
農業及水産業 五、〇二一 八
機械器具工業 三、六九二 二七
製材及木材品工業 三、二四四 一五
雜工業 八、九二九 一五
印刷及製本業 五、二 一五
其他 一八、九九五 一五
合計 元六、九二七 一七

電氣事業法の改正方志 昭和九年秋以來屢々
電氣協會當局に陳情 突發した風水害に鑑
みて電氣事業者は電氣施設に萬全を期するた
めに對策研究を行ひ一方被害を速急に復舊す

るには現行電氣事業法では不備とする點があ
り事業法の改正の必要が切實に感ぜられるに
至つた爲、電氣協會は事業者の要望に應へ、左
記の如く電氣事業法改正項目一件、追加項目
一件の實施につき七月十九日協會代表者は逓
信省に床次通相、青木、大橋兩次官、清水電氣
局長以下首腦者を訪ひ陳情するところあつた
第九條之二 (追加)
天災事變に際し送電の復舊を圖るため電線
路の應急施設を必要とする場合に於て電氣
事業者は第六條第一項、第七條第二項及び
前條第二項の規定に拘らず他人の土地に立
入り植物を伐採し若くは移植し又は土地を
使用することを得
前項の場合に於て電氣事業者はその範圍を
定め地方長官の許可を受けることを要す、
許可を受けたときは工事着手前にこの旨
を土地の所有者及び占有者又は植物の所有
者に通知すべし
第一項による土地の使用期間は六ヶ月を超
えることを得ず
第一條第二項 (改定)
第六條、第七條、第九條及び前條の場合に
於て現に生じたる損失は電氣事業者之を補
償すべし
三浦貯水池 大同電力は發電用水調整のため
建設認可 木曾川筋王瀧川上流に高さ二百
八十尺の高堰堤ダム三浦貯水池(貯水量二十
億立方尺)を建設すべく逓信省へ認可申請し
たが、建設主任技師問題が圓滿解決を告げた
ので七月十九日認可された。尙右貯水池は工

費一千百萬圓で三ヶ年計畫で完成される。
愛岐水力會 東邦、大同兩電力の共同出資に
社創立總會 より木曾川、飛騨川の合流點に
逆調整の發電所(出力一萬七千キロ)を建設
すべき愛岐水力(資本金五百萬圓、四分の一拂
込兩社折半出資)は四月二十六日逓信省から
設立認可を得て設立準備を進め、七月二十日
丸之内海上ビル大同本社で創立總會を開催、
定款決定の後役員の顔觸を左の如く兩社同數
選任した。
一、取締役六名 社長 松永安左衛門(東邦)
常務 田邊久萬三(東邦) 常務 粕谷哲策
(大同) 取締 増田次郎(大同) 藤波波(大
同) 吉原隆之介(東邦)
一、監査役四名 進藤甲兵(東邦) 宮川竹馬
(東邦) 永松利熊(大同) 淺野翁龍(大同)
同社社長は初代の松永東邦社長の後、増田
大同社長が就任する筈で本社は東京に置き
逓信省に工事施行認可の申請を行ひ昭和十
二年秋頃までに完成せしめる豫定である。
四國中央電力會社 四國中央電力が新居濱第
新居濱第二火力 二火力を二萬キロに擴大
し、當時二千キロ、補給一萬八千キロとすべ
く申請し、七月二十七日附を以つて右申請を
修正して當時二千キロ、補給一萬一千キロ、
豫備七千キロとなし認可指令を發した。
但し豫備機を据付ければ當時一萬六千キロ
補給四千キロの出力を認可する條件付きとな
つてゐるため、昭和十一年秋迄には豫備發電
機の設置を爲す意向である。
富山縣電和田川發電工事着手 堰堤築造費七

百萬圓、工事人員費八百萬圓、發電所建設費
九百萬圓、合計二千四百萬圓を投じて富山縣
當局が着手する和田川發電所の大工事は昭和
十一年度より五ヶ年計畫を以つて實施するこ
となつた。和田川に築造される堰堤は平均
一年八十六億箇の水を湛へるもので、その中
二十億箇の水を使用して、合計四萬五千二百
キロの發電をなさんとするものであるが、右
の一大堰堤築造とともに豊水季の水を貯藏す
ることによつて渴水季にこれを利用すること
となるから既設の各發電所と連絡することに
よつて渴水季に於て何れも全運轉が可能とな
りその竣工とともに中部日本に一大水電系統
の出現をみるものである。新設、既設の發電
所並にその出力を示すと次の通りである。
新設發電所 出力(KW)
和 田 川 一〇、〇〇〇
眞 川 第 二 一〇、〇〇〇
有 品 山 三、〇〇〇
大 品 山 三、〇〇〇
計 四、〇〇〇
既設發電所 出力(KW)
龜 谷 (日電) 九、九〇〇
眞 川 第 一 (日本海電氣) 三、〇〇〇
小 見 一五、〇〇〇
中 地 山 一、〇〇〇
松 木 五、五〇〇
上 瀧 七、七〇〇
鬼怒川水力電氣會 鬼怒川水力電氣は同社の
社營業繼續認可 營業期間が七月廿六日を
以て満了するので逓信當局に營業繼續認可申

請したが二十五日附を以て更に二十五ヶ年間
編纂の認可を見た。

長津江水電 發電能力三十二萬キロを指す
貯水開始 世界的水力電氣長津江水電第一
期工事は八年九月以來二千八百五十萬圓の巨
費を投じ進捗を急いでゐたが七月二十日大體
の工事を完成、二十一日午前十時工事中の樞
たる大貯水池の水門四を閉めきつて周圍三十
里、有效貯水量七億立方尺の池に貯水を開始
した。この貯水された水は長津江の河底深く
穿たれた六里のトンネルにより堡庄第一發電
所に導かれた。

東邦、中部兩社間 東邦電力と中部電力との
電力融通契約改訂 間には容量一萬キロの剩
餘電力の相互融通契約が締結されてゐたがさ
らに從來の一萬キロを一萬二千キロに増加し
昭和十年十一月一日より同二十年十月三十一
日までの十ヶ年間餘剩電力の相互融通契約を
締結した。

右電力の需給場所は從來の中電側の濱松松
生、依佐美、豊橋、越戸の各變電所の外に幸
田、玉川兩變電所となり、右電力は相互融通
となつてゐるが、中電は第二富士電力の出力
全部を昭和十年十一月より受電するため電力
の餘裕を生ずることになるから、東邦中電の
相互融通は結局主として東邦が中電より融通
をうけるものとなる。なほ相互融通電力料金
は餘剰は一キロ時八厘、餘剰以外は一錢三厘
である。

金澤市電七尾 逓信省は電力統制上重複供給
送電線導渡 區域の整理を電氣事業者に從

憑し實現しつゝあるが、石川縣七尾町地方一
圓に互る事業を單一化するために金澤市電氣
局が經營する七尾變電所より増設變電所への
送電設備及びこれに附隨する供給地域一切を
日本海電氣並に高岡電燈に譲渡を命ずるとこ
ろとなり北陸地方の事業界に相當の衝撃を與
へた。日本海電氣の譲受け區域は七尾變電所
及び七尾送電線の飯山分岐點までと、その間に
介在する中島、穴水、能登戸、酒井の各變電
所であり、また高岡電燈の分は飯山分岐點よ
り増設に至る送電線路並に各變電施設一切が
これに金澤市電が永年に互つて地盤を築き上
げた七尾送電系統が右二社の實權下に置かれ
るに至つたものである。

昭和肥料の五萬キ 東京電燈は餘剩電力消化
口東電電氣を中止 策として昭和肥料の川崎
工場に供給し不定時電力として法外の安値賣
却を行つて来たが、電力の需要漸次増加し餘
剩電力が減退したために昭和肥料に對して値
上げ方を折衝すると共に不定時電力として何
時にも供給を中止すべく交渉し、七月廿八
日に至り川崎工場へ供給してゐる八萬キロ中
五萬キロの送電を中止するに至つた。

中止の理由は値上げ交渉が決裂したため
は、単に單に漏水による電力不足を補ふためと
稱したが、事實は東電が日電と鐵道省に供給
してゐる約十萬キロの不定時の供給を中絶す
る前に料金の低廉な昭和肥料を中止したもの
である。

臺灣電力起債に際し興 起債健全化のため
銀社債淨化方針を示す 興業銀行は無擔保社

債の絶滅と減債基金制度の普及を提唱し自ら
範を示す意味において興業債券の發行には減
債基金制度を採用した程であるが他の有力銀
行は興業の主張に合流せず、臺灣電力社債借
換發行をめぐつて擔保付社債に關する興業と
他銀行との意見對立が表面化した。

即ち臺灣電力は證券團引受によつて八月廿
五日掛置期限到來の第九回社債八百五十萬圓
の無擔保借換發行を斷行したが低金利の趨勢
に乗じて、更に低利借換發行をなすべく、而し
て同社は無擔保發行を主張し、興業首脳部は
これに極力反對し、結局興業は臺灣電シンヂケ
イトから脱退を敢行起債界に波瀾を描いた。
水利使用稟伺手續 逓信省は水利使用の稟伺
の改正方を通牒 手續の改正に關し七月三
十日各地方長官宛依命通牒を發した。

八月

全滿電化五ヶ年 滿洲電業株式會社は東京で
計畫發表 一千萬圓の社債を發行、八
月一日を以て拂込済みとなつたが、右は同社
の全滿電化五ヶ年計畫の第一年度たる昭和十
年度の事業資金に充當するものなる旨發表し
た。この五ヶ年計畫によつて滿洲産業開發の
基礎となるべき電氣の普及にとつて同時に文
化の開發促進にも寄與せんとするものである
が、右事業資金の用途は發電設備、變電設備、
送電線路、配電線路、屋内設備、雜施設等で
昭和十年年度の收支豫想は收入二千五百五十
萬五千圓、支出一千七百八十二萬九千圓で差
引利益七百六十八萬六千圓、此利益と社債に

よつて十年年度の事業計畫を遂行する。
天龍川水系新水利 矢作水力株式會社と南信
矢作水力に認可 電化工業株式會社の競願
になつた天龍川水系和知野川並に賣木川發電
水利使用は長野縣知事より前者を適當と認め
て許可する方針の下に内務省に認可申請され
土木局河川課に於て審議、八月三日付左記條
件を附し認可指令が發せられた。

一、命令書案第二條第一項を左の通り變更す
る事

使用水量は毎秒和合川九十五立方尺、賣木
川七十一立方尺、鈴ヶ澤川十九立方尺以内
とす、内常時使用水量は毎秒九十七立方尺
以内とし尖頭負荷時に於ては調整内の利用
により下流灌溉其他既許可水利事業に支
障を及ぼさざる範圍内に於て發電所負荷の
状態に應じ毎秒百九十五立方尺迄増加使用す
ることを得

二、命令書案第六條第六號に規定せる流木路
及魚道は和合川及賣木川に設くる堰堤のみ
に設備せしむるものなる事を明記する事
三、理論馬力數並に發電力は許可せんとする
使用水量に據り算定せしめ右の結果(計算
書添附を要す)及前二項に依る更正命令書
を添附し報告する事

關西共火新發電七萬 關西共同火力發電尼崎
五千キロの各社割當 發電所に於ける増設四
五號機の落成に依る昭和十年十二月一日より
共同火力發電對大同、日電、宇治電、京電各
社間に増加需給されるべき電力量七萬五千キ
ロワットの四社配分が決定され、これが需給

に關する契約調印が行はれた。即ち四社が増
加受電することになつた電力量は
大同二萬キロワット、日電二萬二千キロワ
ット、宇治電二萬五千キロワット、京都電
燈七千五百キロワット
にて全體では大體に於いて約二十萬キロワッ
トの需給量となる。然して一、二、三號機の
運轉に依つて發電されてゐる十二萬五千キロ
ワット出力は
大同四萬五千キロワット、日電三萬六千キ
ロワット、宇治電三萬三千四百キロワット
京都電燈一萬キロワット
の需給となつてゐる。

神戸送電線 日電と宇治電が大阪神戸間送電
日電に認可 線を前者は改修、後者は新設で
建設認可を競願したが、八月五日逓信當局か
ら日電側の改修申請につき認可があつた。

右改修は電線を太くし碍子を取替ることに
より送電容量を増加せんとするもので日電は
十五萬四千ヴォルトの認可を得てゐるが取敢
へず七萬七千ヴォルトを設備してをり、神戸
へ五萬キロ送電してゐるのみであるがさらに
約三萬キロを送電するために改修を願出たも
ので他方宇治電は七萬七千ヴォルトを新設し
て神戸への送電を自社線で行はんとしたので
ある。

しかるに逓信省では電力統制の立場から日
電には十五萬四千ヴォルトの送電線建設認可
があるからそこに餘力があり、宇治電にも必
要あらば日電に託送すべしとの立前から一方
のみの認可を見たものである。
四分三厘社債に宇治電 ツブを切る 宇治電

シンヂケイトは八月七日幹事銀行たる興業に
集會し同社の新規事業用社債八百萬圓を左記
條件で發行することを決定した。
利率、年四分三厘▲價格、パ一▲期限、十
年▲償還、三年間掛置後毎年十五萬圓以
上償還▲擔保同社工場財團(オーブン・エン
ド・モーゲージによる四分回分)▲受託、興銀
▲引受、三菱、住友、三和各銀行および三
菱、住友各信託▲拂込、九月中旬
電力會社の社債で四分三厘ものは昭和十年一
月に發行して發行不振であつた大日本電力社
債、更に八月發行された臺灣電社債など前例は
あつたが、五大電力においてはこの宇治電債
をもつて嚆矢とした。

從來五大電力の金融團は巨額な五大電力債
の評価を考慮して會社側の社債利率引下げの
要望を抑へ、四分五厘に食ひとめてゐたもの
であるが、起債市場の大勢は社債の四分三厘
をもつて行過ぎとする意見が有力に唱へられ
てゐるにもかゝらず、四分三厘債が増加し、
五大電力は利率引下げに立遅れの形となつた
ので宇治電社債條件決定にあつたて金融團も
遂に發行會社の要求を抑へ得ず、四分三厘債
を成立せしめたものである。

東電鶴見火 東京電燈會社の鶴見火力發電所
力擴張認可 十萬キロ増設の認可は工事施行
認可前に工事を開始して當局の感情を害し、
且つ又近い將來に關東地方に共同火力創設の
可能性もあるもので、その成行は注目されたが
東電から一札を入れ、且つ神奈川、田島兩火
力發電所の老朽設備整理を條件として八月九

日付認可された。

認可條件

- 一、神奈川火力一萬八千キロワットはこれを廢止し速に銷却を行ふこと
- 二、田島火力一萬キロワットはこれを八千キロワットに出力減少すること
- 三、鶴見十萬キロワットに對する豫備出力は當面完成すべき五萬キロの豫備として千住火力發電所一萬五千キロを充當する

西部共同火力發電會 九州小倉を中心に各社設立計畫表面化するの火力發電計畫が續出し九州電軌の小倉火力五萬キロ、大門火力二萬五千キロを完備し、次いで九州水力の小倉平松火力二萬キロ、八幡製鐵の三萬二千キロ増備の計畫が立てられた。逓信省は之が認可を前にして先づ八幡製鐵に其の必要ありや否やを訊し、更に九州についても同様の質問を發したが、二社共必要の急なる實情にあることを報告し、また熊本逓信局に於ける調査報告も右と同様な意見であつた。逓信當局はこれを認可するところは火力濫設の弊害誘致の恐れがあるところから小倉を中心とした九州第二共同火力發電建設を行はず、案を擱て協議を開始した。初め逓信當局は第一九州共火の強大を計るために大牟田、小倉間に送電線を新設して小倉方面に電力を送る方針であつたが、これには餘分の資金と且つサイクルが異なるために實行困難と見て打ち切り、右の如く第二共同火力建設案を立つるに至つたものである。この共同火力は九州電軌の小倉火力を中心として九水、八幡製鐵の二社が参加す

るもので福岡縣南北兩端に二つの違つた系統の共同火力が出来上ることとなつた。高堰堤規則の主旨運用 發電用高堰堤規則の主旨並に運用に關し逓信省依命通牒 主旨並に運用に關し逓信省電氣局長は各逓信局長宛八月五日依命通牒した。

業第二五一六號依命通牒
昭和十年八月五日 電氣局長
逓信局長宛(各通)

發電用高堰堤規則に關する件

六月十五日逓信省令第十八號を以て發電用高堰堤規則制定施行相成候處、右は發電用高堰堤の設置漸く多きを加へたるに鑑み此の種堰堤に關し發電水力の利用を全からしめ併せて保安目的の確保を期せんとするものに有之、本規則の主旨並に運用に關しては左記に御了知相成度
追て電氣事業主任技術者と堰堤主任者とは常に緊密なる聯絡を保ち事業の運営に聊かも齟齬を來すが如きことなき様事業者をして特に留意せしめられ度尙貴局管内に於ける既設又は工事中の高堰堤は別表(後報)の通り有之候

記

一、堰堤工事に關する監督を周密ならしむる爲堰堤の構造、施工方法等に關し検査を爲し又は試験を行はしむることとし、必要に應じ監督命令をも發し得ることを規定上明に爲したること
二、堰堤毎に逓信大臣の技能認定を受けたる堰堤主任者を選定せしめ右主任者をして堰

堤の工事操作及保守に關する事項を擔任せしむることとし、爲したること
三、堰堤の保守に關しては滲水状況の報告及堰堤操作規程の届出を爲さしむるの外必要に應じ土砂堆積状況の報告、量水所の設置を命じ得ることとし、爲したること
四、本規則は國に於て設置する場合を除くの外一切の電氣事業及自家用の發電用高堰堤に對し適用せらるること
五、本規則は基礎地盤より堤頂迄の高さ十五米以上の堰堤に關し適用せらるるものなるも、高さ十五米未満の堰堤と雖も貯水容量の大なるものは從來通り嚴重に監督せらるべきものなること
六、堰堤の高さを決定すべき基礎地盤とは堤體を疊積すべき最深の地盤を指稱するものなるも、止水壁又は斷層に對する増充工事の爲にする最深部地盤は含まざること
堤頂とは堰堤の不溢流部に於ては堤體頂部とし波除壁其の他の工作物の頂上は含まざることにして、溢流部にては可動堰あるものは堰水設備の頂上を指稱するものなること

群水原町發電所 東電から建設認可申請の群水原町發電所 馬縣吾妻郡原町水力發電所は八月十九日逓信省から認可の指令があつたので、工事に着手したが同發電所は出力二萬二千八百キロ送電線四百米、工事費豫算六百萬圓、昭和十二年末竣工の豫定。

日本電力豫飛地點 日本電力會社は飛躍的電開發の認可申請 力需要増加の爲電源の新規開發計畫を樹て、傍系たる關西水力會社の

本會川水系間瀬川の瀬戸第二發電所を始め山陽水力會社常釋川水系蘆澤發電所も開發具體化を進め、更に黒部川水系鐘釣發電所も昭和十一年度には完成する事となつてゐるが、これらの開發を以てしても尙二、三年後に電力枯渴を見る事となるので富山縣黒部川水系黒部第三發電所(猿飛地點)の開發計畫を具體化し八月二十日逓信省へ黒部川第三發電所七萬四千キロワットの發電所並に送電線等の工事施行の認可を申請した。同發電所は昭和十四年落成計畫に依れば、常時出力を九萬九千九百八十キロワットとし、最大出力十萬六千四百七十七キロワットとする事となつてゐるものであるが、申請書はこれが計畫を變更して最大出力七萬五千キロワットとなり、一年繰上げて昭和十三年度落成となつてゐるが、出力を減じたに就いては上流未開發地點たる黒部川第四發電地點(劍川)出力増加に振り向ける事となるわけである。

東北電力、興業兩會社 東北振興調査會の特創立の具體案作成

別委員會は八月廿二日午前十時から首相官邸で開かれ、馬場委員長ほか各委員出席、東北電力會社案、東北興業會社案について検討の結果左の如く資本金各四千萬圓、東北六縣出資、その財源を低利資金の融資に求め、昭和十一年春より活動を開始することに決し、案文を決定の上同總會に附議することになつた。

東北電力會社、興業會社設立要綱

一、東北電力、同興業會社は株式組織としお互に持株を融通する姉妹會社とすること

一、資本金は兩會社共各四千萬圓程度とする
二、資本金出資の方法は政府出資案、東北六縣出資案の兩案中後者即ち低資融通による
三、東北六縣の出資とすること
四、兩會社設立の時期は明年度より活動を開始し得るやうその時期を選ぶこと

九月

日電宇治電相互 日電、宇治電兩社は電力一融通契約認可 萬キロの相互融通契約をなし逓信省に認可申請、九月六日正式に認可があつた。なほ日電神崎變電所(兵庫縣)と宇治電小田立花送電線との連絡送電線(二萬二千瓩)の架設も同時に認可された。

熊本電氣職制改革 熊本電氣は九月六日丸の内安田保善社で重役會を開き、社長上田萬平氏の逝去に伴ふ後任選挙につき協議を重ねた結果、新に會長制を設け、會長に取締役林市藏氏を推し、赤星典太氏を取締役に新選の上、社長に選挙することに決定、九月二十八日熊本本社に臨時株主總會を開き
一、會長制新設に伴ふ定款一部變更の件
一、取締役一名補缺選挙の件
を附議可決す。

東京電力島々、釜無川 東京電燈會社は自社第三發電所建設準備 に於て信濃川、小野川等の大規模な電源開發を行ふと共に、傍系各社に於ける水利地點中發電コスト低廉なもの順次開發せしむべき方針を執り、群馬水電會社の原町二萬四千キロ、川中一萬一千キロ

一、東信電氣會社の阿賀野川新郷二萬四千キロ、更に梓川電力會社の梓川水系澤渡四千キロ等がこれに數へられるが、更に京濱電力會社は梓川支流島々川の島々發電所を開發する事に就き東京電燈會社の諒解を得、また富士川上流釜無川に釜無川第三發電地點を開發すべく東京電燈會社との諒解を経て逓信省に計畫の概要を具申するところあり、兩發電地點を相前後して工事施行の認可申請書を正式に提出した。島々川發電所は梓川支流島々川の水八十個を落差四百九十尺で、二千六百キロワットの發電を行ふもので、更に釜無川第三發電所は既得水利計畫に依れば山梨縣北巨摩郡清野村から若神子村にかけて約七百五十間の水路により水量三百四十個、落差四十八尺で約八百キロワットの發電を行ふ事となつてゐるものを、計畫を變更して約千五百キロワット程度の發電とするものである。

富山縣電和田川 富山縣電氣局が和田川上流開發認可申請 有峰に東洋最大の貯水池を築造し、和田川に四ヶ所四萬六千餘キロの水

力發電所を建設し、更に既設發電所五ヶ所の出力三萬五千餘キロを増大せんと計畫した所謂和田川發電計畫案は縣會に於いて工事費二千四百萬圓起債を可決して工事資金の問題も解決されたので、九月十二日小西電氣局長以下關係者が上京し、正式に逓信省に認可申請の手續きを了した。

同計畫案によると有峰貯水池は堰堤の高さ三五〇尺、貯水量二七億立方尺に達し、これは文字通り東洋一であり、新設發電所は有峰

(三、六〇〇KW) 和田川(二四、〇〇〇KW) 大品山(六五〇KW) 眞川第二(一八、〇〇〇KW) の四ヶ所での総出力四六、二五〇キロとなつてゐる。完成は昭和十六年夏の豫定で六ヶ年繼續事業とされるものであるが發電所の完成豫定は有峰十二年春、和田川十三年春大品山十四年末、眞川第二は十六年夏とされてゐる。

新設發電所の出力並に既設發電の増加出力は共に、日本電力に供給する契約になつてゐる。

東電社債借替シ 東京電燈社債の大口借替シに關する。換計書に就き東電社債借替シの幹事の三井銀行は九月十一日同行に與銀(寶米)三菱(山室)第一(尾上)安田(齋藤)川百(河合)住友(野田)の各銀行、三井(色川)安田(石毛)二信託代表者の參集を求め、萬代三井銀行常務から東電最近の業績、社債の擔保となつてゐる財産評價等につき詳細説明の上

一、工場財團(谷村、濱松)を第三順位に新に一億七千萬圓を限度に第二回オープン・エンド・モーゲージ制社債を發行し、六分利附圓貨組社債現存高五千二百六十三萬六千圓及第一回オープン・エンド・モーゲージ債中五分利附附三萬圓、同者三萬三千二百五十萬圓、同は號四分八厘利附三萬圓を借換へたい。

二、第一回オープン・エンド・モーゲージ社債は未發行分九百五十萬圓を切棄て總額を一億六千五百萬圓に減額する。

三、第二回オープン・エンド・モーゲージ制社債は十二月十五日に第一回五千萬圓を發行し、圓貨組殘存額五千二百六十三萬六千圓中端数は現金償還し、五千萬圓をまづ借替へ、他は來年に入り市場の情勢を待つて順次借換を行ひ度い。

旨を述べ、第二回オープン・エンド・モーゲージ制社債は第一回同様三井(幹事)興銀、三菱、第一、安田、川百、住友七銀行、三井安田、兩信託を以てシンヂケイトを組織し度いとて參加を希望したところ、出席者一同異議なく同意したので、新シンヂケイトの結成なり、借換計畫は表面化するに至つた。尙幹事銀行は外債引受團たるロンドンラザート・ブラザース商會、ホワイト・ホール・トラスト會社、ニューヨークギヤラント・トラス・コンパニーに諒解を求め、直ちに第一回の起債條件を協議した。この結果六分利圓貨組甲號社債は十二月十五日全額償還される事となつた。

山陽水力発電 山陽水力は鳥取縣八頭郡智頭町大字安津(水利地點千代川水系北股川)に出力二萬七千キロ(常時九百キロ、特殊一千八百キロ)の安津水力發電所の新設並に大呂(安津間三・五キロ、一萬一千キロ)の送電線建設につき逓信省へ認可申請、九月十八日認可された。

土木會議開催 内務省は九月十六日午前十時より本省會議室に於て土木會議河川部會を開催、該河川部會は内務大臣諮問事項に關する討議が行はれた。

該土木會議河川部會に於て内務大臣の諮問すべき事項は左の通りであつた。

一、河川水害防備の強化擴充の件
近時各地に頻發する水害慘禍に鑑み其の原因を究明し防止輕減するの途を攻究して以て恒久的防備策を講ずるは急務なりと認む其方策如何

二、第三治水計畫追加の件
昭和九年風水害の實狀に鑑み昭和八年本會議に於て決議したる第三次治水計畫中砂防計畫に對し左記を追加しこれが施行を期する要あり、依つて其會の意見を諮問

記
國に於て直轄施行するもの
手取川、天神川
府縣に於て施行するもの
工費 一七、〇六〇、〇〇〇圓

三、河川法制定の整備に關する件
現行河川法は其制定の年既に古く之が施行の實績に徴し諸般の改正を要するものあり夙に調査攻究中のところ近時の災害の頻出並に河川利用の増加の趨勢に鑑み其の緊要なるを認むるを以て河川法制定を整備せんとす

イ、河川法適用範圍の擴張
ロ、治水事業の促進助成
ハ、水害防備の強化擴充
ニ、治水及利水の調和統制

自家發電申請激増 自家用火力發電施設の申請が依然著しく増加し、これは電力費の節約非常時における電源對策等いろ／＼な理由が

含まれてゐるが、しかし逓信省は申請を一々認可することは電氣事業者を脅かすばかりではなく二重施設が及ぼす國家的不經濟が大きいのでこれを考慮して處理を進めた。

昭和十年に入つて以來認可申請せる件数は左の通り多數に上つた。

會社名	發電所名	出力KW
東洋モスリン	靜岡工場	1,000
東洋モスリン	群馬工場	1,000
大和川染工所	大阪工場	1,200
倉敷毛織	三重工場	1,100
東洋モスリン	龜戸工場	1,000
日本電工	横濱工場	1,500
太陽レヨン	兵庫工場	5,000
聯合紙器	淀川工場	1,500
北越製紙	新潟工場	1,100
旭硝子	福岡工場	3,000
富士纖維	富士工場	1,000
東洋曹達	山口工場	1,500

庄川水利訴訟 先年庄川事件として天下の耳和解決問題たる利賀村が庄川水力電氣を相手に取つての所有權妨害排除請求事件は昭和七年以來富山地方裁判所高岡支部其他に於て頭強に争はれ、果ては國有財産拂下げに關し内務省(利賀村の主張を支持)と大藏省(會社側の主張を支持)との間に意見の對立を見

九月十四日利賀村の須河村長以下村會議員其他十九名上京、内幸町大阪ビル庄川水力電氣本社に六角事務と折衝の結果遂に和解契約書に調印、九月十八日附で右訴訟取下げの正式

決定を見、こゝに多年に亙る庄川問題の完全なる解決を見るに到つた。

電氣委員會東北振興電力 東北振興電力會社設立を審議可決す 設立を審議する電氣委員會は九月十八日午前十一時より逓信大臣官邸に於て開催、會長望月逓相を始め、丹羽内務次官、長瀬農林次官、吉野商工次官、喜安鐵道次官、澁澤元治、吉田茂、肥後八治、池田成彬、持田興の諸委員、清水電氣局長、藤井監理課長、田波検査課長、有田業務課長の各幹事出席、望月會長は左の議案を提示、委員會に附議した。

電氣委員會議案
東北振興電力會社設立に關する件
東北地方の振興に資せんが爲低廉豊富なる電氣の供給を目的とする特殊の電力會社設立の計畫に關し意見を求む
(理由) 最近東北振興調査會に於て東北地方の窮狀を打開し、其の經濟更生を圖る爲特殊の電力會社を設立すべしとの議あり、近く具體的計畫案を同調査會の總會に附議せらるゝ運に在る處、本件は低廉豊富なる電力の供給が産業振興の基調を爲すものたる事情に鑑み、又東北地方電氣事業の實狀に照し、適切なる企畫と認めらるゝも、電氣事業に關する重要事項なるに付特に本委員會の審議を求めんとす。

之に對し委員會は別項振興會原案につき東北地方振興のため特殊電力會社を設立する議は刻下の急務なるを認め、東北振興會總會に於て翌十九日可決せらるべき原案概ね妥當なる

を承認した。因て逓信省電氣局長右委員會の決議に基き、十九日總會後逓送を見る振興會案を基礎として一大半官半民會社の創立に一路邁進することとなり、東北問題の鍵は電氣行政官廳の手に完全に移つたのである。

東北振興調査會總會 東北振興調査會第七回三答申案を附議可決 總會は九月十九日午後一時半より首相官邸に開會、岡田、山崎正副會長以下全員出席

一、東北興業株式會社設立に關する件
二、東北振興電力株式會社設立に關する件
三、金融施設整備改善に關する件

の三件を一括議題に供し、酒井委員長より委員會の経過を報告し、終つて質疑に入り菅原委員より大體原案に賛成であるが
一、東北興業、電力兩會社の資本金が各々三千萬圓であることは餘り少額に過ぎるから將來これが増額を圖らるべし
二、東北地方振興上の最大欠陥は有力な金融機關を欠いてゐることである、本來ならば興業會社をして金融事業に従事させるのが宜しい、將來これを考慮されたい
三、肥料の製造が電力の關係上數年後に遅れるのは遺憾である、電力工業を急いで肥料の生産供給を早めて欲しい

等の希望意見を開陳した後、滿場異議なく左の如き答申案を可決して同二時半散會した。尙調査會の委員會は組織を變更し從來の六委員會を新たに一特別委員會として昭和十二年度以降の綜合計畫の審議を進める事となつた

一、東北興業株式會社 資本金三千萬圓をもつて肥料工業其他電氣化學工業、水産業、鑛業、農村工業その他東北振興上必要な事業を經營または助成する(イ)肥料工業としてはほかに計畫せられつゝある電力會社より一キロ五厘程度の低廉なる電力の供給を仰ぎ、石炭窒素および硫安の製造をなす、(ロ)水産業については漁船用發動機の製作大型漁船の貸附などをなす、(ハ)鑛業については金銀鑛の開発および肥料工業の原料たる硫黄、硫化鐵の採掘をなす、(ニ)農村工業については農村生産品の精製ならびに販賣斡旋などをなす、右東北興業株式會社設立に要する資金三千萬圓の一半は東北六縣において引受け、他の一半は一般の公募によることとなつた、しかして右六縣の引受の資金としては預金部の低利資金を融通し、政府においては將來十五ヶ年を限つて年六分の配當を補償するためにその範圍における補給をなすこととなつてゐる。

一、東北振興電力株式會社 資本金三千萬圓をもつて阿武隈川および川澤湖その他有利なる地點の水利を開發し、一面東北地方の石炭をもつて火力の發電をなし、東北興業株式會社に電力を供給するほか、既設電氣事業會社を通じて農村工業その他東北振興上必要な方面に相當低廉なる電力の供給をはかる、しかして資本金三千萬圓は東北興業株式會社が相當額を引受けるほかは既設電力事業會社および東北六縣市町村および東北住民に割りあてることとし、政府は

將來十年を限り資本金の十分四を超えざる範圍において年六分の配當を補償する。

一、東北地方の金融整備に關する件 差當つて特殊の金融機關として興業銀行支店(福島)および中央金庫支所(仙臺)を設置するほかは特別な機關を設けず、現存各種金融機關の活動を大藏省の監督指導によつて促す。

中小電力會社の 九月十日岩手縣の氣仙水電吸收合併續出 が三陸送電を吸收合併するにつき當局に認可申請、更に廿日も左の二會社が同傍系會社の對等吸收合併につき認可申請をなした。

一、中央電氣の魚沼水電合併
新潟縣中央電氣(資本金二千二百萬圓うち拂込一千二百廿五萬圓、社長今井五介)は同縣の傍系會社魚沼水電(資本金六十萬圓全額拂込済、代表取締役今井五介)を合併。

二、福島電燈の鹽那電氣合併
福島縣福島電燈(資本金一千九百九十三萬圓うち拂込一千七百七十四萬四千圓、社長西形吉次郎)は傍系の栃木縣鹽那電氣(資本金三百萬圓うち拂込百八十七萬五千圓、社長松本庸之助)を合併。

關西共火社長 關西共同火力發電株式會社は林安繁氏就任 九月二十八日午前十一時本社内に株主總會を開催、今期利益金處分案(七朱配當)を附議、原案通り可決、次いで監査役改選の件を附議し岸田、山崎、石川、宮寺四氏就任を承認、更に田中代表取締役及び社長辭任に伴ふ後任の件を附議、林安繁氏を承認し

最後に定款變更の件を附議原案通り可決した。遼信省水力課が河川 遼信省は豫て水力發電洪水量測定に着手 の中心問題となる貯水池の湛水能率、堰堤に於ける水流排除設備の設計上に最も關係深い洪水量の測定を計畫し電氣局水力課に於て準備を整へ、偶々九月廿四、五兩日に於ける關東一帯の洪水に逢着し、直ちに中井技師を主任とし、青木、鹿野、三浦三技手及び係員を以て調査隊を組織し、廿五、六、七の三日間に互り東京遼信局直轄調査河川に本邦最初の洪水量の實地測定を敢行した。調査實施河川は

一、多摩川の本流 熱海地點 二、水川水系 三、阿武隈川流域供中地點 四、利根川水系 關東水力會社取入口岩本地點の四ヶ所で實測による各地點の最高水位は熱海六米強、水川二米三〇、供中五米三〇、岩本水位は不明だが約七萬個の水量と云ふ想像以上の數字を示した。この洪水測量は從來の推定による圖上曲線の資料を根本的に訂正し今後の貯水池築造及ダム式設計に重要な資料を提供するものであつた。

十 月

中部電力天龍電力合併 中部電力(資本金四千三百八十五萬圓、拂込金二千七百九十四萬圓)は天龍電力(資本金百五十萬圓、拂込金九十萬圓)を合併すべく九月下旬頃より高石中電社長は榊原天龍社長と合併交渉を始め、中電は兩社とも投資額に對する収益率が相等しいところから、二對一の對等合併を主張し、こ

れに對し天龍は中電の配當は八朱なるも天龍は九朱の配當を行つてをり、その上に既設の氣多發電所(出力最大二千五百キロ)の外に未設の豐岡發電所(出力最大八千キロ)を有するところから、對等合併比率より天龍に幾分有利な條件を與へよと主張した爲交渉が行儀んでゐたが結局天龍が譲歩し對等合併に應ずることとなり、十月九日兩社當事者は合併假契約書を調印を行つた。

北鮮電力五社合併 朝鮮咸鏡南道地方の配電統制は元山水力電氣を主體としてこれに北鮮電力、咸南電氣及び北青電燈の四社間に合同の協議が進められ、十一月一日を期して合同に決定、新會社の名稱は咸南合同電氣會社といふ事になつた。右の合同は各社の設備を統制してその電源を赴戰江、長津江に存する豊富なる水力電源に統一して電力を道内普く配給し得る組織を實現するもので同地方の電氣統制はこれにより完成される譯である。

東北振興電力 東北振興調査會において設立の發電計畫 決定を見た東北振興電力會社案はその後當局の手で具體案作成され發表した。右によれば配當補給費三十萬圓及び少數經費を要求することとなつたが、發電計畫は左の如し。

【八久和川】 第一期一萬五千キロ、第二期五千キロ 【阿武隈川】 第一期三萬四千キロ、第二期六千九百キロ、第三期六千キロ 【宮古川】 第一期四千八百キロ、第二期六千三百キロ、第三期五千九百キロ 【奥入瀬川】 第一期七千キロ、第二期三千三百キロ

【田澤湖】 (玉川利用) 第一期一萬二千キロ、第二期二萬八千四百キロ、第三期一萬一千キロ、第四期七千八百キロ 【合計】 十四萬八千キロ

尙補給用として東プロック(宮城、福島、岩手)西プロック(秋田、青森、山形)に各一萬キロ火力發電所を設置する方針である。

二十二萬ウオル 東京、大阪兩市の電力需要に對して遼信省は將來此電力の需給を圓滑完全ならしめるため廿二萬ウオルの送電線路の施設について電氣通信技術委員會で研究中であるが、十月十九日の同委員會で大體成案を得た。即ち富山縣笹津方面より大阪へ向ふもの(卅萬キロワット)及び阿賀野川方面から東京へ向ふもの(四十四萬キロワット)で、この二線を目的として電氣的特性及鐵塔等の機械的技術的方面に就て今後研究を續けることになつた。

新潟電力伊南川 新潟電力が遼信省當局へ申發電所建設認可 請した伊南川發電所出力一八、〇〇〇KWは十月十九日當局より工事認可の正式指令が下附された。

當局としては電力資源の開發は從來とも經濟的な發電計畫には賛意し積極的に事業者を促進し伊南川開發による出力一八、〇〇〇KWの消化法其他種々の條件を慎重調査の上正式に指令が發せられたものである。他方新潟電力としては正式指令下附と共に工を急ぐこととなつたが、伊南川開發による一八、〇〇〇KWは新潟電力が今後の信越方面に於け

る電力需要の増加を見越し、發電所工事に六、一五二、一〇〇圓、送電線建設費には五七六、四七〇圓、計六、七二八、五七〇圓の巨費を投じ増加するべき需要に對處することとなるのである。

而して伊南川の使用水量は常時三六〇個、特殊二六〇個、有效落差四二五・五八尺出力一八、〇〇〇KWであり、送電線建設は伊南川發電所鹿瀬變電所間鐵塔二回線長三八・四六、六六、〇〇〇Vで伊南川送電線と稱する中的一部分を占むることとなる。

矢作水力發電認可 矢作水力が天龍の支流和合川に於て出力一萬三千キロ發電所(通稱豐發電所)を建設する事になり工事施行認可申請遼信省より認可があつた。

北海道共同火力 大日本電力會社が建設工事計畫表面化する 中の江別火力發電所一萬二千五百キロワットを中心とする北海道共同火力發電所建設の議が大日本電力會社及び三井鑛業砂川鑛山並に北海炭鑛汽船會社の三社間に起るところとなり、十月二十八日午後大日本電力會社取締役佐藤正太郎氏が遼信省に藤井監理課長を訪問交渉中の顛末を逐一報告するところあつた。これに依れば

一、資本金五百萬圓五割を大日本電力で殘餘を三井鑛山、北海炭鑛汽船の兩社に於て引受くる事となつてゐる

二、發電所は近く竣工の一萬二千五百キロワットから將來二萬五千キロワット位迄にする

三、石炭は三井の砂川鑛山並に北海炭鑛汽船

の夕張礦山から夫々屑炭を低廉に供給し出力は三社何れも受電する
三浦御料地御貸下 大同電力會社は三浦貯水池の帝室御料地九十三萬坪の御貸下げを諸願十月廿一日御貸下げ方認可となつたので廿四日正式に起工式を擧行した。而して帝室林野局と地上權設定の契約を結んだ

十一月

仙臺通信局が火災災害時に於て仙臺通信局はける電氣事業者の措置を規定 出火災害の際に於ける電氣事業者の措置を規定せる電氣事業法施行規則第七十一條の條文に關する電氣事業者の注意を喚起するため仙臺第二二九一號の通牒を東北六縣及び新潟縣の管内全電氣事業者並に警察部に對し發した該通牒の趣旨は配電線路の近傍に出火ありたる際電氣事業者は直ちに關係技術員を急派して電氣危害の豫防の措置を爲すべき旨なるも往々にして電氣事業者の措置が周到を缺き、爲めに引込線又は屋内線の充電せる中に作業する消防作業員が危害を受け年々犠牲者を生じ、更にこれがため消防作業員の志氣の沮喪を招きし消防作業を充分ならしめざる傾向顯著なるものあり、これが災害防止のため昭和九年十二月逕信省電氣局、東京逕信局電氣課、警視廳保安部、同消防部及び東京附近の電氣事業者が集會して打合せを開催して對策を考究したが同打合せにおける協議の結果を報告すると共に關係法規の周知方の注意を喚起したものであつて全文左の如し。

仙臺第二二九一號通牒

昭和十年十月三十一日

仙臺 逕 信 局

火災消防中の電氣事故豫防に關する件
配電線路の近傍に出火ありたる際電氣事業者は技術員を現場に派遣し消防中の電氣危害豫防の措置を爲すべきは電氣事業法施行規則第七十一條に規定する處なるが往々電氣技術員の到着が適當ならざる爲引込線又は屋内線の充電せる中に消防作業員が活動し年々犠牲者を生じ更に之が消防士の志氣を著しく沮喪せしめ、消防の敏活を害する傾向に鑑み之が災害防止の爲昨年十二月逕信省電氣局、東京逕信局電氣課、警視廳保安部、同消防部及び東京附近關係電氣事業者より成る打合せ致置せられ對策を考究の結果最近大略左記の如き申合をなしたる趣に付爲御參考及通知候、尙本問題研究續行中に於ても東京附近の電氣事業者側に於て事態の重大性に鑑み、出火出動規程等の内規を制定し、現場到着時間及其處置等著しく改善せられたるを以て其後消防士の電撃を受けたる例殆んど無く其の效果遺憾なく發揮せられたるものに有之候條貴 局に於ても右を參考とせられ感電防止に關し相當御配慮相煩度候

一、消防署よりの火災通知に關する事項
右の對策として緊要なるは消防本部より電氣事業者に可及的速に火災個所を通報することに在り、協議の結果右即報施設の改善

營業部能登支社管(主事)元主事

堀場喜太郎

電力聯盟が送電電 電力聯盟は十一月七日午所建設計畫を承認 前十時銀行クラブで定例委員會を開き大同、東邦兩社提出の左記送電變電所新設計書を承認した。
大同電力分 ▲大井、笠置、大山間送電線路新設(電壓)二五四、〇〇〇ヴォルト(互長)四六軒(工事着手)昭和十年十月▲松岡、武生間送電線路新設(電壓)七七〇〇ヴォルト(互長)二・三・一九軒(工事着手)十年十二月▲松岡變電所増設(容量)三、〇〇〇キロヴォルトアンペア(工事着手)十年十二月▲武生變電所増設(容量)二、二〇〇キロヴォルトアンペア(工事着手)十年十二月▲大垣一次變電所新設(容量)一三、〇〇〇キロヴォルトアンペア(工事着手)十年十一月▲加納送電線路新設(電壓)七七、〇〇〇ヴォルト(互長)一三・一軒(工事着手)十年十一月

き事なるも之が實施には相當研究を要するものあり、差當り消防上必要なる電氣に關する知識の普及に努め、漸次此の方向に進むこととなり、今秋より消防士の講習科目(五時間)に入ることとなりたり。
六、常設委員會設置に關する事項
本問題は將來共研究を繼續すべき重要問題なるも關係者の更迭其他の原因により次第に其の實效の薄らぐ虞あり、故に當に其の注意を怠らざる様相互に連絡擔當者を設け置くものとす。

日本海電氣株式會社は 日本海電氣株式會社は職制を改正し、營業、電氣、調査、經理の四部制を設けて新進氣鋭の人材を登庸した。

- 經理部長(理事)元事務長 藤井定治郎
- 電氣部長(理事)元技師長 城生長次郎
- 營業部長(理事)元主事 津名 義房
- 兼瓦斯課長
- 調査部長(理事)元技師 多田源二郎
- 調査課長兼監査課長 山本一之助
- 電氣部土木課長元技師 山 地 勇
- 電氣部庶務課長(主事) 安 森 亮吉
- 經理部會計課長(主事)元主事 安 森 亮吉
- 經理部庶務課長(主事)元主事 黒田 源吉
- 經理部調査課長(主事)元主事 波岡 政二
- 營業部電燈課長 元技師 吉田 豪去

第一編 電燈電力

第七節

昭和十年電氣事業界年誌 (十一月)

に關し具體案を作ることなれり。
二、電氣事業者派遣員の現場到着所要時間に關する事項
消防自動車の場合所要時間は場所により相違あるも火災發見後大體五分以内、注水開始は其の約一、二分後なるを以て電氣事業者派遣員も此の範圍内に到着する様努力するものとす。
三、非常線通過に關する事項
非常線を通過する爲には其の通過票を携行する要あるも實行に相當困難なる事情あるを以て一定様式の腕章を制定し毎年之を更新するものとす。
四、消防署員と電氣事業者派遣員の現場に於ける連絡に關する事項
現場に於ける電氣事業者派遣員の所在を明瞭に標識するため規則の定むる所に從ひ標旗及び標燈等を使用し各種報告は當該區域管轄の消防自動車附近に於ける消防司令に之を爲すものとす、尙連絡を一層緊密にする爲平素所轄消防署と電氣事業者關係者より成る懇談會等を催すこと有効なるべし、懇談會の開催に就ては既に實行せられつゝあるものあり、著しき効果を收めつゝあり。

五、火災現場に於ける處置に關する事項
電氣事業者派遣員の現場到着後の處置に就ては各事業者機宜の方法を講ずべきものにて特に申合をなす必要なきも之が到着の遅延する場合あるべきを考慮し、尠くとも火災家屋への電氣の供給を停止する處置を消防係員の手により行ふことは保安上望ま

發電計畫は昭和十年初頭より陸續として相次ぎ、逕信省宛正式に認可の申請を爲せるもの及び工事實施の意思を有するもの等左の如くであつた。

- 一、伊豫鐵道電氣株式會社は橋原川第二發電所六千キロワット(最大出力)の開發計畫を樹立し逕信省宛工事實施の認可を申請した。
- 二、四國中央電力の勢力下に置かれることとなつた渡川水力電氣株式會社は渡川水系仁井田川地點の開發を爲すこととし逕信省宛認可の手續を行つたが發電内容は當時四千三百八十キロ、特殊二千五百六十キロ、最大出力六千九百四十キロ(發電設備八千七百キロワット)で伊與木川への流域變更に伴ふ諸問題も解決、着工のこととなつた。
- この外四國中央の水力發電擴張その他伊豫鐵道の第二次計畫とする仁淀川第三發電地點の開發等同地一帯の發電計畫は目覺しいものがあつた。
- 小松電氣雄谷川 雄谷川電力株式會社(資本金百萬元、内拂込六十萬元)
水電を買収合併 金百萬元、内拂込六十萬元)は小松電氣と飛鳥組の共同出資の下に昭和八年石川縣手取川の支流雄谷川に於て最大三千キロの發電事業を開始し昭和十年七月工事完成、その發電力は總て小松電氣に於て購入消化しつゝあつたが、事業經營上の便宜から同社を全部小松電氣の經營下に置く事に飛鳥組と小松電氣の諒解成り、株數二萬株の中飛鳥組の有せる一萬一千五百株を小松電氣が買収し、雄谷川電力臨時總會を開き左の如く役員

の選任を行ひ、名實共に小松電氣の經營下に置き本社も同社内設ける事となつた。これにより小松電氣の發電力は四千八百キロとなり石川縣第三の發電會社となつた。その重役は次の如くである。

△社長山田昌作 △専務新田與一、取締役支配人谷和一郎、取締役城生長次郎 △監査役吉見靜一、同山本一之助

中東共火問題 日電の名古屋に對する火力進出は東邦の對抗的増設案及び逓信當局の共同火力新設案などにより紛糾し、電力聯盟は十一月十八日電本社で専門委員會を開き、その裁定基礎となるべき技術的問題につき協議の結果左の如き結論に到達した。なほ場所その他細部の問題については十二月の専門委員會に持ち越された。

一、昭和十五年まで今後五ヶ年間に對する方面における新規需要増加を見込めば東邦第四期増設三萬五千キロ及び新計畫の五萬キロ、並びに日電の計畫七萬キロ合計十五萬五千キロ程度の供給増加を絕對に必要とする。一、共同火力案は電力の國家統制の前提となる恐れあり、又關東に對する前例ともなるため原則としてこれを排する。

東邦、中部、伊那、三 東邦電力、中部電力、河四社の共同發電 伊那電鐵、三河水力の四社共同出資により資本金五百萬圓(四分の一拂込)の發電會社を創立することになり、同株式の引受者は三河水力三萬五千株、中部電力三萬五千株、伊那電鐵一萬五千株で一般公募は五千株、發電會社の社名は中央水力と

稱し、開發地點は伊那電が有する天龍川支流小澁川筋の二ヶ地點(出力合計一萬八千キロ)と阿知川筋の一ヶ地點(出力四千キロ)である。そしてこれが開發の衝に當るのは三河水力であるが右發電力は中央水力の配當が八朱出來得る程度の料金をもつて全部中電に賣電することに、中電と中央水力創立者との間に契約が成立した。

ち大日電十に對し、東部八の比率で合併することに決し、假調印を了し、逓信省に出願、諒解を求めた。合併の實施期日は昭和十一年五月一日である。なほ兩社の資産は大日電資本金八千四百萬圓(拂込六千二百四十七萬八千七百五十圓)東部資本金三千十萬圓(拂込二千三百三十三萬五千圓)で合併後は東部の資本金四百六十八萬圓切り捨て、結局資本金一億八百八十萬圓(拂込八千九百八十八萬六千七百五十圓)となり、かくて大日電は茨城縣下を中心としての關東進出の足場を獲得し、資本金額に於ては五大電力中の宇治電を凌駕することとなる。

九州發電原發電認可 住友吉左衛門男が所有する水利權を九州送電が代行して開發し、出力全部を九州水力に給電する目的を以つて建設することになつてゐる塚原發電の工事施行認可申請に對し、逓信省は十一月二十六日附を以つて認可を發した。同發電所建設内容は次の如くである。

一、位置 宮崎縣西臼杵郡塚原村
二、設備機 一萬六千KVA發電機常時運轉
四、水車出力 一萬四千九百キロ
三、使用水量 五・八立方メートル、但し當時使用水量は一秒時間一三・九立方メートル以内
四、有效落差 最大時一〇・六・三メートル、常時九〇・一四メートル
五、認可出力 常時一一・四〇〇キロ、特殊三六・九〇〇キロ、常時尖頭二八・〇〇〇キロ、最大出力四八・三〇〇キロ
六、工事費 一千二百五十萬圓
大日本電力、東部電力 大日電と東部電力は兩社合併案成立假調印 十一月廿九日午後三時半から重役會を開き兩社合併に關し協議した結果、大日電八株に對し東部電力株十株即

十二月

電力會社増設抑制風評起り業界衝動 逓信省

會長

逓信大臣 栗月 圭介
内務次官 赤木 朝治
大藏次官 津島 壽一
農林次官 長瀬 貞一
商工次官 吉野 信次
逓信政務次官 青木 精一
逓信次官 大橋 八郎
鐵道次官 喜安健次郎

幹事

逓信省電氣局長 持田 邦 興
逓信書記官 清水 順 治
逓信書記官 田波 芳 三
逓信技師 有田 喜 一
逓信技師 野口寅之助
逓信技師 森 秀
逓信技師 岩瀬 敏 治
逓信技師 川崎 勝 章
逓信技師 小原 清 司

書記

逓信技師 小原 清 司

の電氣行政は電力事業の公益性に鑑みて事業の統制並に電力料金の合理化に重點を置き、特に電氣事業法に基く料金認可の更改期を昭和十二年末に控へてゐる關係上料金認可の更改に當つて料金合理化計畫の遂行の圓滑に行ひ得ない様な事が發生することを恐れ、機會ある毎に電力業者に對し經營の堅實化を從進し來つた。

然るに昭和十年に入るや事業會社中には財界好轉の波に乗つて社内保留、原價償却による經營の堅實化並に需要者への利益均霑即ち電氣料金の引下等をおぼろげに示すものもあつた。かくては事業の内容を低下せしめ延いて料金合理化の遂行をも遲滞せしめるが如き事態を招來すること無きを保し難いとし、逓信省は指導監督の立場から斯る事態を未然に防止する目的で全國七ヶ所の逓信局に命じ、電氣會社に對して不眞面目なる經營方針たることなき様、殊に増配自製の懇談的警告となさしめることに方針を決定し、その旨通牒が發せられた。

中東共火問題 電力聯盟は十二月十一日午前十時銀行クラブに委員會を開き發電計畫專門委員會で決定せる新規發電所計畫案を付議した結果東邦電力の名古屋火力發電所計畫(竣工昭和十五年十月、最大出力五萬キロ)及び日本電力の名古屋火力發電所計畫(第一期三萬五千キロ、竣工十三年十月、

第二期三萬五千キロ、竣工十四年十月)はいづれも引つゞき研究することとして保留されその他の東電、大同、宇治電、共同火力等の分は決定を見るに至つた。その内容左の如し(出力單位はキロ)

東電信濃川第二期 (三、)五〇 十五年十月
東邦山室 元、〇〇〇 十四年十月
大同西野川 二、七〇〇 十四年十月
玉瀧第一 六、二〇〇 十五年十月
宇治電十津川第一 三、四〇〇 十二年十月
同第二 三、六〇〇 十三年十月
共同火力 七、〇〇〇 十二年十月

を想定されたのにより注意を促したるものとなつてゐる。

即ち十四事業者の検査成績に於て十八の缺點あることが判明し、検査規定に完全に合格した事業者は日本電力、日立電力の二社のみであつた。

電氣委員會東北信越方 逓信省は十二月十八日の發送電計畫可決 日午後一時逓相官邸に電氣委員會を開催、翌月逓相、大橋、青木兩次官及び民間側池田、各務等の各委員出席し

一、東北、北海道、北陸、信越四地方の今後五ヶ年間の發送電計畫案

を諮問し原案通り可決し午後三時散會した。而して右の四地方は初めて計畫が設定されたもので、その内容は今後五ヶ年、合計四地方の需要に應ずべき發電力は二十五萬キロである。而して地方別の事情は左の通りであつた。

東北地方 包蔵する發電力は約百四十萬キロであるが、この内關東地方計畫に入つてゐる阿賀野川水系を除けば未開地點約六十萬キロとなつてゐる。従つて發電原動力は水力を基準とし、送電線は五十、六十の兩サイクルに統一を目的としてゐる。北海道地方 包蔵力五十餘萬キロ内未開發四萬餘萬キロである。信越地方 包蔵力百八十萬キロ、未開發百四十萬キロであるが東北振興電氣會社の豫定計畫を加味餘分に需要電力を計上してある。

右の内今後五年間合計の發電計畫左の如し。(キロワット)

(イ) 東	五〇,〇〇〇
(ロ) 北	四五,〇〇〇
(ハ) 信	四五,〇〇〇
(ニ) 越	六〇,〇〇〇
(ホ) 北	六〇,〇〇〇
(ヘ) 陸	六〇,〇〇〇

西部共同火力設立に 九州共同火力(六十サ就き逓省指令す イタル)ほか北九州の各新申請火力發電所(五十サイクル)を一にして新共同火力を新設の運動は關係會社間に進められてゐるが、十二月十六日清水逓信省電氣局長は逓信省に九州水力、九州電軌、九州送電、九州共同火力の各代表者を招致し逓信省の既定方針たる「一逓信局一共同火力主義」を説明したのち右新共同火力の將來は既存の九州共同火力に合併の方針で計畫すべきことを勧説した。

右新會社運動は北九州に現存する九軌の小倉五萬キロ、大門二萬五千キロを基礎に日鐵が八幡に申請の三萬二千キロ、九水の平松に申請の二萬キロをこれに包含せんとするものである。秦皇堰堤切 矢作水力が建設中の秦皇堰堤の工事は豫定通りに進捗し、十二月十五日午後三時堰堤の締切りを行ひ成功した。東邦電力料金引下發表 電力界好調の波に乗つた東邦電力は需要家奉仕のため各電力會社に先んじて電燈電力料金の引下げのトップを切り名古屋市においては大岩市長の勸告により小口動力及電燈料金を引下げることとなり十二月廿七日正式に引下げを發表した。實施は昭和十一年四月一日よりの豫定である。

和十一年四月一日よりの豫定である。電力料金の引下率は昭和七年五月定額制を從量制に變更した際過渡期の一時的辦法として從量制として生活必需燈たる十六燭光料金を五十九錢を五十五錢に、廿四燭光の七十二錢を六十五錢に引下げたものを今度は永久的確定料金を改めるとともに、六十燭光の一圓二錢を一圓に、百五十燭光以上は一圓に五錢の引下を行ひ、なほ從來卅二燭光と卅六燭光の料金は八十一錢であるのを、今度は卅二燭光は廢止し、燭光の増量により引下を行ふことになつた。

なほ小口電力料最低料金の引下は從來小口電力の範圍たる五十馬力までの最低料金晝夜間は一馬力以上六圓七十五錢、晝間の最低料金は一馬力以上は四圓だつたのを、今度は使用量に制限せず、一律に最低料金を五圓とし、その上に從來メートル損料一圓であつたのを五十錢に引下げることもなつた。この引下を機會に小口電力の晝間制を廢止し、なほ郡部の電燈料も引下げ、器具損料を加へて門燈は四十錢、八燭光は五十五錢、十六燭光は七十錢、廿四燭光は八十五錢、卅六燭光は九十五錢、六十燭光は一圓廿錢、百燭光一圓八十五錢とした。また九州支店區域においても電燈料金の引下を行ひ、引下率は晝間電燈料金が從來に比し約五錢引下げ、從量燈には新に遞減率率制を設置した。

第八節 逓信省發電送電豫定計畫

逓信省は電氣事業統制の基礎方策として發電及び送電豫定計畫を設定し、電氣事業の根本的施設は總てこれに準據せしむることとし電氣事業法改正に當り電氣委員會官制を設け計畫を審議決定せしむることとした。依て爾來電氣委員會幹事の手許に於て計畫原案の作成を進め昭和九年一月二十二日逓相官邸に於て電氣委員會を開き、關東、中部、近畿の三地帯に就て計畫を樹立したが、更に昭和十年一月二十一日上記三地帯の計畫を刷新すると共に中國、四國、九州三地帯計畫を附加し、又同十二月十八日には東北、北海道、信越北陸四地帯計畫を加へ茲に全國十地帯の計畫が完成した。昭和九年一月の三地帯計畫の全文は本年報第十一編資料統計中に録録しあり。

關東中部近畿 發電及送電豫定計畫

(昭和十年一月二十一日) 電氣委員會可決

發電計畫は想定せる需要電力に對し本計畫期間中に増加せらるべき發電力の基礎たる計畫電力並に之に對應すべき水力發電所及火力發電所の豫定發電力を示すものとし、送電計畫は發電計畫に伴ふ送電幹線に對する計畫送

電容量並に其の豫定線路を示すものとする。

發電計畫

- 一、計畫電力
 1. 計畫電力の欄には各年度に充實することを要する供給力の概數を示すものとする
 2. 豫定供給力中昭和八年及九年は既定の供給力に依るものとする
 3. 想定需要電力中昭和八年は實績に依るものとする
 4. 數値は總て需要地換算に依り、單位はキロワットとする
- 二、豫定發電力
 1. 發電地點未定のものは適當と認むる候補地點中より選定するものとする
 2. 發電力特に其の水力の割合は水力地點の選定、發電所の設計等に依り相等變更を來すものなるを以て其の概數を示すものとする
 3. 發電力中には他地帯に供給する分を含むものとする
 4. 數値は發電地點に於ける最大出力(豫備出力を含まず)に依り、單位はキロワットとする
 5. 需要地換算合成電力が計畫電力と相違せるは他地帯との間に於ける豫定受給電力を加減したるに依るものとする

送電計畫

- 一、計畫送電容量
 1. 關東、中部及近畿の三地帯に在りては電壓十萬ヴォルト未満の送電幹線は

新に施設を要するものの外之を含まざるものとする

2. 送電容量は水力地點の選定、需要地との關係等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概數を示すものとする
3. 計畫送電容量は發電地より需要地に至る送電幹線の新設又は改造に依り新に増加せしむべき送電容量を示すものとする
4. 送電容量に×印を附したるものは發電地點の選定の如何に依り延期することあるべきものとする
5. 送電豫定電力は本計畫期間中に當該方面より新に送電せらるることあるべき電力の限度を示し、又之が通計は地帯全體としての概數を示すものとする
6. 單位はキロワットとする

關東 第一、發電計畫

- 一、計畫電力

年度	計畫電力	供給力	想定電力	需要電力
昭和八	1,000,000	1,000,000	800,000	800,000
昭和九	1,000,000	1,000,000	950,000	950,000
同 一〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同 一一	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同 一二	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同 一三	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同 一四	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計畫電力合計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

線路方向	計畫送電容量	既設線路餘裕	計畫送電容量	既設線路餘裕	電力概算
北陸方面—京阪神方面	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
信美方面—京阪神方面	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
通 計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

線路方向	電 壓	互 長	線路數	備 考
北陸方面—京阪神方面	150,000	150	1	新設
信美方面—京阪神方面	150,000	150	1	新設

線路方向	計畫送電容量	既設線路餘裕	計畫送電容量	既設線路餘裕	電力概算
北陸方面—京阪神方面	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
信美方面—京阪神方面	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
通 計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

發電所の豫定發電力を示すものとし、送電計畫は發電計畫に伴ふ送電幹線に對する計畫送電容量並に其の豫定線路を示すものとす。

第一、發電計畫

一、計畫電力

1 計畫電力の欄には各年度に充實することを要する供給力の概算を示すもの

2 送電容量は水力地點の選定需用地との關係等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概算を示すものとす

二、豫定發電力

1 發電地點未定のものは適當と認むる候補地點中より選定するものとす

2 發電力特に其の水火力の割合は水力地點の選定、發電所の設計等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概算を示すものとす

3 發電力中には他地帯に供給する分を含むものとす

4 數値は發電地點に於ける最大出力、(豫備出力を含まず)に依り、單位はキロワットとす

5 需用地換算合成電力が計畫電力と相違せるは他地帯との間に於ける豫定受給電力を加減したるに依るものとす

とす

1 豫定供給力中昭和八年及九年は既定の供給力に依るものとす

2 想定需用電力中昭和八年は實績に依るものとす

3 數値は總て需用地換算に依り、單位はキロワットとす

二、豫定發電力

1 發電地點未定のものは適當と認むる候補地點中より選定するものとす

2 發電力特に其の水火力の割合は水力地點の選定、發電所の設計等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概算を示すものとす

3 發電力中には他地帯に供給する分を含むものとす

4 數値は發電地點に於ける最大出力、(豫備出力を含まず)に依り、單位はキロワットとす

5 需用地換算合成電力が計畫電力と相違せるは他地帯との間に於ける豫定受給電力を加減したるに依るものとす

の想定、原動力、豫定發電力、送電電壓及豫定送電線路の決定等凡て發電及送電豫定計畫要綱に示す所に則りたるは勿論なるも、特に次に述ぶるが如き當該地帯固有の特殊事情を考慮したるものとす。

中

本地帯に於ける主たる需用地は大體、岡山廣島・吳、宇部・徳山、米子・松江の四地方に分散し、其の間充分なる送電の連絡を缺けり。本地帯の發電力は包蔵水力約四十萬キロワット中未開發のもの二十餘萬キロワットあり、將來の需用増進に對應し相當豐富なるが如きも、有利なる地點乏しく、而も其の有利なるものは多く廣島縣方面に偏在せる傾向ありて、之が利用の現状には遺憾なる點多しとせず。而して水力地點最も少き山口縣内は石炭資源相當豊富にして經濟上火力發電に依るを有利とするの状況に在り。然れば本地帯の發電原動力は斯の如き、特殊の事情ある地方を除き、原則として水力を基調とすべく、有利なる水力資源は單に其の所在地方の需用に應ずるに止めず、廣く之を利用せしむべきものとす、且本地帯内の水力は原則として本地帯内の需用に充てしむべきことを主眼とすべし。尙前記主要需用地相互間に於ける送電の連絡に關しても、將來之が完備を圖り以て電力融通を完からしむるの要あるものと認めらる。

四

本地帯に於ける主たる需用地は中國地帯に於けるが如く、新居濱、今治、松山、丸龜、

高松、徳島、高知の諸地方に分散せるも、之等需用地相互間には相當容量を有する連絡設備(四國統制線と稱す)ありて略々電力融通の圓滑を保てり。本地帯の發電力は包蔵水力三十餘萬キロワット中未開發のもの二十餘萬キロワットあり、相當將來の需用増進に應じ得べきも、之等水力の多くは高知縣内に存するが故に、今後一層其の全地帯の利用を圖るの要あるものと認めらる。而して火力發電所の需用の密度、石炭運搬の便否等の關係より寧ろ瀬戸内海沿岸に施設せらるるを適當とする事情に在り。然れば本地帯の發電原動力は原則として水力を基調として廣く之が利用を期すべく、又之に併用せらるべき火力發電は概ね瀬戸内海沿岸方面に施設せしむるの方針に出づるを適當とす。尙送電線路の施設に關しては四國統制線の活用を援け、支障を生ぜしめざるを要するものと認めらる。

九

本地帯に於ける主要なる需用地は門司・小倉、福岡、佐世保・長崎、久留米・大牟田、人吉・水俣等の諸地方にして、福岡を境とし東部は五十サイクル、西部は六十サイクルを採用せり。而して本地帯の發電力は包蔵水力約八十萬キロワット中未開發のもの三十餘萬キロワットあるも、其の大部分は需用地に遠き宮崎縣内に集注せるに反し、石炭資源は筑豊炭田を始めとし、三池、唐津、北松浦等寧ろ需用地に接近して所在に存するを以て、之等炭田地方に關しては發電經濟上火力の重視せらるべき事情あるものと謂ふべし。主要送

電幹線は、宮崎縣を起點として夫々筑豊方面(五十サイクル)及大牟田佐賀方面(六十サイクル)に及べるものありと雖も、兩サイクル系統間の連絡は將來に於ける水力の開發利用を考慮するときは未だ必ずしも充分なりとすべからず。然れば本地帯の發電原動力の決定に關しては、特に炭田地方に於ける火力發電の有利なる事情を考慮するの要あるも尙原則としては發電水力の開發利用を目的として之を爲すべく、又五十サイクル及六十サイクル兩系統間の連絡に關しても水力の開發を促進し併せて電力融通の圓滑を期するが爲、之を充分ならしむるの要あるものと認めらる。

需用電力想定

自昭和九年十二月 需用電力想定
至昭和十四年十二月

(關東、中部、近畿、中國、四國、九州)

Table with columns for year (昭和八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年, 十三年, 十四年) and electricity usage (需用電力, 增加電力, 需用電力指數). It shows a steady increase in electricity demand over the period.

1 昭和八年十二月は実績に依るものとす
2 數値は總て需用地換算に依り、單位はキロワットとす

とす
1 豫定供給力中昭和九年及十年は既定の供給力に依るものとす
2 信越及北陸地帯の供給力は豐水期に於けるものを示す
3 想定需用電力中昭和九年は実績に依るものとす
4 數値は總て需用地換算に依り單位はキロワットとす

二、豫定發電力
1 發電地點未定のものは適當と認むる候補地點中より選定するものとす
2 發電力は水力地點の選定、發電所の設計等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概數を示すものとす
3 發電力中には他地帯に供給する分を含むものとす
4 需用地換算合成電力が計畫電力と相違せるは他地帯との間に於ける豫定受給電力を加減したるに依るものとす
5 數値は發電地點に於ける最大出力(豫備出力を含まず)に依り、單位はキロワットとす

一、計畫送電容量
1 電壓四萬ヴォルト未満の送電幹線は新に施設を要するもの外之を含まざるものとす
2 送電容量は發電地點の選定、需用地との關係等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概數を示すものとす

Table showing electricity usage and demand for various regions (昭和中, 近畿, 關東, 關西, 四國) from 1935 to 1938. Columns include year, electricity usage, and demand index.

Table showing electricity usage and demand for the Kanto region (關東) from 1935 to 1938. Columns include year, electricity usage, and demand index.

發電及送電豫定計畫 (昭和十年十二月十八日) (電氣委員會可決)
發電計畫は想定せる需用電力に對し、本計畫期間中に増加せらるべき發電力の基礎たる計畫電力、並に之に對應すべき水力發電所及火力發電所の豫定發電力を示すものとし、送電計畫は發電計畫に伴ふ送電幹線に對する計畫送電容量、並に其の豫定線路を示すものとす。
一、計畫電力
1 計畫電力の欄には各年度に充實することを要する供給力の概數を示すものとす

同 一	10,000	35,000	250,000	未 定	水 力	約 50,000
同 二	10,000	12,000	200,000	未 定	火 力	約 85,000
同 三	10,000	25,000	230,000	未 定	火 力	約 10,000
計 畫 電 力 合 計	30,000			需 要 地 換 算 合 成 電 力		約 75,000

註 需用地換算合成電力が前表の計畫電力合計に比し、小なるは本計畫期間中に於て近畿地帯の發電力より補充せらるべきもの約一五、〇〇〇キロワットを控除したるに依るものとす

二、豫定發電力

發電地點

原動力 發電力 落成年度
 黒部川・愛本 水力 20,000 昭和二
 神通川・薄島 水力 10,000 同 三

第二、送電計畫

一、計畫送電容量

線 路 方 向	計畫送電容量	既設線路餘裕	計	送電豫定電力概數
黒部川方面—富山方面	10,000	10,000	10,000	10,000
常願寺川、神通川方面—富山、高岡方面	10,000	10,000	10,000	10,000
庄川方面—高岡方面	10,000	10,000	10,000	10,000
二、豫定送電幹線				
線 路 方 向	電 壓	互 長	線 路 數	備 考
神通川方面—高岡方面	六、〇〇〇	三〇	一	電壓變更に依る改造

發電及送電豫定計畫説明書

今回の計畫は、全國中未だ計畫の設定せられざる東北、北海道、信越及北陸の四地帯に對するものにして、之が樹立に關しては需用の想定、原動力、計畫電力、豫定發電力及豫定送電幹線の決定等總て發電及送電豫定計畫要綱に示す所に則りたるも、唯信越及北陸の兩地帯に在りては需用電力中特殊の需用(渇水等に依り、發電力の減退するに隨ひ供給制

限を爲すことを條件とし、低廉なる料金を以て供給せらるるもの)特に多く、而も其の需用の狀況を稽ふるに春秋の豐水期に於て、最高値に達するを常とし、全國他地帯に於けるが如く通常の需用が十二月に於て、最高値を生ずると事情を異にするものあるを以て、右兩地帯に限り計畫要綱に拘らず、特殊電力の需用をも適當に想定したる豐水期に於ける需給關係に就き審査することとせる外、尙次に述ぶるが如き、當該地帯固有の特殊事情を考

慮したるものとす。

東 北

東北地帯の包蔵する發電水力は、約百四十萬キロワットなるも、其の中本地帯内の需用に充つべきものは凡そ其の半にして、他は主として阿賀野川水系(猪苗代、楡原、小野川の諸湖を含む)に屬し他地帯の需用に充てらるべきものなり。而して本地帯の需用に充てらるべき主たる水力地點は阿武隈、北上、宮古、奥入瀬、雄物、最上等の諸川に屬し其の未開發水力約六十萬キロワットを算せり。斯くの如く水力地點の各地方に散在せる關係より一般に火力發電に依るもの尠く磐城炭田地方に於ても尙且水力の利用せらるる現狀に在り。本地帯に於ける主たる需用地は福島・若松、郡山・平、仙臺・石巻、釜石、青森・弘前、山形の諸地方に分散し、其の間の送電連絡不十分なるのみならず、周波數は五十サイクルの廣く採用せらるるに對し、郡山・平、盛岡、釜石、青森・弘前の諸地方には六十サイクルの存する爲兩者互に交錯し電力融通の圓滑を缺けり。

然れば本地帯の發電原動力は水力を基調とし、優秀なる地點は特に其の開発規模を大にして、單に其の所在地方の需用に應ずるに止めず、送電幹線の整備と相俟て廣く之を利用せしむべく、特に田澤湖は貯水池の利用に依り、水力發電の調節を行ふと共に補給用火力發電の機能をも發揮せしむるの要あり。而して水力の比較的豊富なるに鑑み、之が利用に關しては豐水期に於ける特殊電力の需用に對

欠

欠

今東京、大阪を中心とし各一五〇哩の圓を畫く時は其の内に含まるゝ水力は昭和五年末現在に於て全體にて四六五萬KW内發電開始のもの二九萬KW、未開發二三六萬KWで開始と未開始は約半分づゝになつて居る。右の内國立公園區域内のは許可出力一二〇萬KWにして設計變更等を考慮に入るゝ場合は一七〇萬乃至二〇〇萬KWとなる見込である而も右區域内には未開發の大水力地點が非常に多數存在することは注目すべきである。

國立公園が内務省に於て考慮せられし當初は時恰も不況時代にして日本國內の電力は全需要を滿し尙餘裕ある時代なりしにより發電問題に就ては寧ろ輕視せられたる傾ありしも其の當時吾人は電力の需要は過去に於て約五ヶ年に倍加の趨勢にあり、今多少の餘剰電力あらんも少しく景氣回復せば忽ちにして電力不足を告ぐるに至らんことを力説せり、果して最近不況時代に於ても約七ヶ年乃至八ヶ年に於て二倍となれるの状況にあり、現在我國に於て工事中に屬するもの水力四〇萬KW、火力二〇萬KW、合計六〇萬KWに達するの盛況を呈して居る。

技術上考慮すべき事項 國立公園區域内に於て水力發電所建設に當り技術上考慮すべき事項を擧ぐれば次の如くである。

- 一、堰堤、發電所等の手摺、照明等は附近の景色と調和する様充分考慮すること。
- 二、工事の爲め土砂を捨てたる場所には植林又は草を植えて之を陰蔽すること、適當なる樹種、草種に就ても研究すること

尙工事中と雖も風致上大切なる立木は保存に努め紊りに伐木せざること。

三、水壓鐵管は可及的隧道内に入れるか又は植林をなして他より見えざる如くなすこと。

四、發電所建物は可及的山蔭又は山を擁護して其の中に入れ建物の形、色、窓の配置等に就きては建築家、美術家等に相談し附近の景色と調和せしむること。

風致に關する設計は水力工事着手前相當早き期間より研究を開始し萬遺漏なきを期すること。

五、送電線、配電線、電話線等は可及的觀光路の側に建設し道路より可及的見えざる如くなすこと。

六、水路隧道も可及的觀光路と同じ側に設けること。

七、堰堤水門操作用電力線は可及的道路を避け見えざる位置に設置すること。

八、貯水池の水位は營業状態と密接の關係あるが觀光時期には可及的満水せしむる様努むること。

九、觀光時期には晝間命令に依る水量を堰堤より放流すること。

一〇、貯水池にはボート、養魚等の施設をなすこと。

一一、我國にては實現困難ならんも地勢上實施可能なものは發電所を堰堤内部に設けること。

一二、水路式發電の場合は水路は可及的隧道となすこと。

國立公園區域の指定 現在我國の國立公園候補地は十二ヶ所有り、其の内左記八ヶ所は既に内務省より指定せられたり。

九州——阿蘇、雲仙、霧島

本州、四國——瀬戸内海、日光、中部山岳

(日本アルプスのこと)

北海道——阿寒、大雪山

左記四ヶ所は近く指定せられんとして居る。

本州——十和田、富士、吉野及熊野、大山

前記既に指定せられたるものは普通區域の指定にして其の區域内の特別區域は今後更に指定せらるゝ管である、特別區域内に於ては建造物の新設、改築等は嚴重なる制限を受くるものなるにより其の指定に就ては當局者の深甚なる考慮を要するものである。

中部山岳國立公園、及日光國立公園區域内には黒部川と尾瀬ヶ原の大水力地點が含まれて居るも内務當局は發電水力と公園施設とは誠意を以て兩立せしむべきことを言明せるを以て遞信當局も右言明を信頼し、先般國立公園として指定を見た次第である。

上記國立公園に對する關係の外發電水力としては史蹟名勝天然記念物とも密接なる關係あり、主務官廳文部省は黒部川に對し名勝としての指定をなさんとするの意圖を有し居るも之亦兩者圓滿なる協調が保たれなければならぬ。

第十節 電氣公營問題

地方自治團體の電氣公營運動は昭和八年より九年にかけて愈々熾烈となり全國に亘り十數件の多きに上り、産業動力の大宗たる電力事業統制の國策上最早放任を許さない状態となつた。即ち左の如し。

- 一、名古屋市が東邦電力中京區域を買収して電氣市營に移さんとする計畫
- 一、静岡縣が東電静岡縣下事業區域を静岡縣營に移さんとする案
- 一、群馬縣が高崎市を中心とする東電營業區域を買収して縣營する案
- 一、千葉縣が千葉市を中心とする右と同様の案
- 一、甲府市が甲府電燈を買収して市營とする案
- 一、函館市が函館水電を買収して市營とする案
- 一、京都市が京都電燈を買収して市營とする案

その他秋田縣横手町、福島縣三春町、埼玉縣川口町等に公營運動が起り、自治團體側と會社側との間に憂慮すべき抗争の激化を招來しつつあつた。

電氣委員會公認方針を明かにすかゝる事態に當面した逓信省では現に運轉せられつつある電氣公營事業の成績が期待を裏切る

もの多く且つ事業公營は電力統制上適當ならざる場合多きため、昭和九年二月十九日青森縣營計畫の認可に際し、青森縣下電氣事業が特殊の事情にあつたことを理由とし、これのみは特に條件付で認可するが今後は原則として認可しないといふ方針を立て、同日の電氣委員會は左の附帯決議を審議可決した。

電氣事業の府縣營は事業の統制上適當ならざる場合多きが故に將來之が認否に關しては最も慎重に考慮せられんことを望む更にこの方針を全國に徹底せしむるため同二月二十六日付各地方長官に對し、清水電氣局長の名を以て向後地方自治團體のこの種計畫の處理方針につき左の通り通牒を發した。

公共團體の電氣事業經營に關する件
今般青森縣の電氣事業經營に關し、電氣委員會に附議せられ候處、同委員會に於ては曩に電氣事業統制の基礎となるべき發電及び送電豫定計畫樹立に關し之を議決したる次第も有之電氣事業の國家的統制實施に關する考慮に基き慎重審議の結果府縣營電氣事業は事業統制上適當ならざる場合多きが故に濫に之を容認すべからざる旨の決議有之たるに付ては此種計畫に對しては向後右の趣旨に依り處理可相成候此段依命及通牒候
追て市町村營計畫に關しても右と同様、爾今事業統制上何らの支障なきものに非ざれば餘議相成り難きものと被存候間、電氣事業法第二十九條に依る強制買収に關する限に於ては昭和七年十一月業第一二一六號通

しも熾烈を極めた公營運動もこれを轉期として遽に退潮し始めた觀があつた。
然るに其後電氣公營運動は表面上はかつての華々しさを失つたとはいへ、事實に於ては各地方團體中尙公營計畫を全然放棄するもの少く、その根強き運動は依然繼續せられつつあつたが、果然昭和十年五月七日より三日間横濱市に於て開催せられたる第三十五回全國市長會議に於て電氣公營問題が討議され、左の如き理由の下に電氣事業公營原則確立に關し内務、逓信兩大臣宛建議し、電氣事業界に時ならぬ一石を投じた。

電氣事業公營原則確立に關する件

電氣は市民日常生活に缺くべからざるものにして又一國産業發達の原動力を爲し一般大衆の生活と地方産業の隆替とに直接重大なる關係を有するに鑑み、之を専ら私利追求を目的とする民營會社の經營に委ねることなく、公營振張を責務とする公共團體をして經營せしむるに於ては地方産業の發展と住民の福祉増進とに寄與する虞甚大なりと信するに由り特に之が公共團體の經營たる可きことの原則確立方を建議す。

上 申 書

全國市長會は本年五月七日より三日間横濱市に於て第三十五回會議を開催し、從來の經驗と現在の運用を基礎とし市政各般の事項に付眞摯なる協議研鑽を遂げ都市發展繁榮を期する爲數多の事項を議決し曩に上申

謀に基き夫々示達のことと被存候も重ねて貴管下市町村に對し其の旨の垂示置相成度通牒中昭和七年十一月の通牒といふのは「公共團體ノ電氣事業買収」に關し電氣局長が矢張り地方長官宛發したものでその全文を參考のため左に掲ぐ。

近く實施の運に至るべき電氣事業法改正法律第二十九條に於て國又は公共團體の電氣事業買収に關する規定新設せられ候處本條制定の理由は電氣事業の公共性質に鑑み、時勢の進運と事業の發達に對し經營形態を順應せしめんとする用意に出づるものにして過去に於て極めて自然の進展に遵ひ來りたる本邦電氣事業の經營形態に對し今遽に變革を加へんとするが如き趣旨には無之、従つて公共團體に於て事業を買収せんとする場合の如きも將に公益上の必要に立脚するのみならず就中電氣事業の統制を紊ること無き場合にあらざれば到底其の企圖を許容すべからざる儀に有之候條貴管下市町村に對しても適宜其の趣旨を御示達の上濫に事端を惹起せざる様御配慮相成度依命及通牒候

公營運動次第に退潮 かくて公共團體の電氣事業計畫中、名古屋市、函館市、甲府市、静岡縣等に於ける計畫は財界のみならず社會的にも天下の視聽を集めた問題であつたが上記の通り逓信省の方針が決定した以上、たとへ電氣事業者との間に買収上の價格が折合ひ大敵、内務兩省の起債が見込まれてゐるものといへども實現は全く望み無きものとなり、さ

致し置き候處右は何れも都市の行政と重要な事項にして地方自治の進展向上を期するに緊切なるもののみ有之候得共特に電氣事業公營原則確立に關する件は最も緊要なる事項に付格別御檢閲を以て何卒速に實現相成候様御高配賜度此段重て上申候也
昭和十年十一月六日
全國市長會長 青 木 周 三

理 由 書

- 一、公私有の土地殊に道路を占用する事
 - 二、自然的獨占事業たる事
 - 三、市民生活の必要たる燈火熱力を供給し及産業の原動力を供給する基礎事業たる事
 - 四、河湖の水力が通常國有又は公有たる事
 - 五、電氣は水空氣等と同様自然の力なるが故に私有し難き事
- 等の特性を有す。而して斯る企業の特性に鑑み之は私人の經營に委する可きものに非ずして只管公利公營を以て事業經營の原則とする國又は地方公共團體の經營下にあらしむべきものなりとは從來の通説たり。諸國の法制が多く國又は公共團體が、電氣事業を私人に許可する場合に國又は地方公共團體が相當の報償を與へて何時たりとも、若しくは一定期間經過後之を買収せんとする時は、私營事業者は之を拒む事を得ずとなせるは、蓋しこの間の事情に據るものなる可し。翻つて我國私營電氣事業の現狀を觀るに、電氣事業法其の他

の法令に依りて政府の監督下に、各其の事業の經營を爲し居れりと雖も、未だ以て公益企業としての特性を十分發揮せるものありと云う事能はざるのみならず、種々の問題の存する有りてこれ等缺陷を匡救し、問題を解決するには只管公利公益を事業經營の根本方針とする公共團體の經營下にあらしむるを最上の策と感ぜずんばあらざるなり、即ち之を實際の事實に徴するに、例へば
(一) 電氣料金の決定に就ては最近認可制度の制定ありと雖も、結局該料金を支拂ふ者は政府にあらざりて市民なるを以て、若し市民に於て所謂消燈同盟を以て料金の決定に對抗するときは電氣事業者も政府も施す術もなからべく、斯くて又電氣事業者は市民の要求あらば其の事業設備と經營とを擧げて、市民の手に委譲するより他なからむ。
(二) 又大都市内の配電線路は出來得る限り速に地下線式となすの必要に迫られ居れ共、今日電氣事業者は收支上採算と經濟上の不安及其の他種々の事由に依りて當分斯の如き英斷には出で能はざるべく斯種問題も市町村自身に依りてのみ解決さるべきものと思料す。
(三) 又我が國電氣事業の資本に對する配當の相當高率なるに比し減損銷却率の低き事外國並に我が國他種事業にも類例少きところなり。而して斯る經營上の弊害を改むるに就ては、専ら經營主體を改むるより他なきこと、信す。
(四) 我國電氣事業は經營規模の大小ともに拘らず、何れも競争の激甚或は需要者よりの

不平若しくは他事業者よりの併呑、其の他に由りて経済的に妥協として營業をなしをるもの少き現状なり。業者が或る時は電氣事業の國營論を唱へ、或時は共營論を唱へ、又國營反對論を高唱し居るもの、實に斯る事情に胚胎せずんばあるべからず、而して斯る事態を見る時は益々公營の必要を痛感せざるを得ず。

(五) 又今日水利權獲得の爲に、時間と努力とが浪費される事も一通りならざるなり。由來我國の水力は總て國有に屬し居るを以て、之を國が利用するならば、多額の費用と時間と努力とを必要とせざるに、民營にせんとするが爲に、餘計な費用と時間と努力とを必要とするなり。

(六) 料金の不統一は或る程度までは止むを得ざる處なりとするも、今日我國都市の實情を見るに、實に高低著しきものあり。電力は産業の地方的分布を促し人口の都市集中を緩和する管なるに、今日の實際に於ては地方の料金著しく高きが爲に、産業の地方的分布は制限され居るの實情なり。尤も之は電氣事業法の趣旨が電力の経済的利用を期するにあらずして、公益を害する最高限を抑止せんとするに止まるが故なるも何等かの統一を希求せざるを得ざるなり。

之に由て之を觀るに以上の如き諸缺點を匡救し、諸問題を解決し、電氣事業の公益性を發揮し、能率を高めんとせば、結局國又は公共團體の經營に依るより他に途なきものと信ずるものなり。

而して電氣事業を公營と爲すべしとする主

張は、既に三十餘年の往時より學者並に識者に依りて、主張され居るに拘はらず、今も猶比較的旺んに民營論唱導され居れり。思ふに之には種々の理由ある可し。

其の一は前述の如き公益企業たる、電氣事業の特性に對する十分の認識を缺けるが爲と一は、過度的に電氣事業を民營として許可し居るの理由に基けるものなるも、一は、尙敢て非難する所存には非ざるも當局の電氣事業に對する方針の明瞭を缺くものあるに由れりと云はざるべからず。

而して最後の點に關しては嘗て政府は民間識者を多數加へて電氣委員會を設置し、其の決定に従ひ、地方長官に通牒せられて殆ど民營論に歸結せられたるに、或時の秋電燈の場合と云ひ、富山縣の問題と云ひ、最近に於ける青森縣營の場合と云ひ、公營說多ければ、忽ち市町村の主張に屈從するかに見え、又信濃川開發の如き幾度其の開發主體を變轉せしめんとせしか知らず、又競争事業の場合に當りては必ず料金値上げの制止と買收條件の附加とを忘れざるを例とせしめ、其の後之を看過し居る如き状態にして、今日程電氣事業の統制なる語が屢々用ひられたる時代なきに拘はらず、併も今日程其の統制の行はれざる時代なきの憾多きを感じざるを得ざるなり。或は又公營料金高しとの論存するも事實東京、大阪、神戸、京都、關岡の各市其の他を見るに一も斯る實例なく、却て東京、大阪各市の例に就て謂はば若し市營とせずして民營たりしならば、今日以上の高料金なりしを信ずる

ものなり。

或は又公營は非能率的なりとの非難あるも之は事業經營組織の改善と經營者宜しきを得ば解決し得る問題なりと信ず。電氣事業公營化の動機を按ずるに、固より之に依りて事業の公益性を進展すべしとすることを第一義とすべきも又之に依りて村の財政的收入を裨補する事を得ば、今日我國市町村が其の事業の山積にも拘はらず、之を賄ふ可き財源極めて乏しき現状に鑑み幸とする處なり。又今日利權問題の爲に市町村に於ける政派相反齒し、社會的に恐る可き害毒を流し居る事は最近著しき現象なれ共思ふにこれ市町村が道路其の他の管理權を有するに乘じ、民營業者が介在して收益を收めんとするより生ずる悲しむ可き出來事にして斯種企業の一たる電氣事業の如きも市自ら經營する事に依りて斯の如き不祥事を幾分にも防ぎ得べきものと思料す。

以上を以て觀るに電氣事業は一刻も早く事業本來の特性に鑑み、公營の原則に依らざる可からざるものなりと確信するものなり。

而して吾國に於ける電氣事業に關する法則と之が運用の實情を見るに昭和六年法律第六十一號を以て公布せられたる電氣事業法は同法第二十九條に於て國又は公共團體が電氣事業を買收する場合の規定を新に設けたり。斯る規程を設けたる所以のものは少くとも將來本法に依りて爲さる可き事業の買收あるべき事を政府に於て豫想したるが爲なる事は何人も推測し得る處にして、即ち電氣事業公營主義への第一歩なる可きを信じたり。然るに本法

律公布後、昭和七年十一月に至り逓信省電氣局長は業第一二一六號を以て各地方長官に對し、新事業法第二十九條は事業經營状態を今遽に變更せしめんとする趣旨にて設けられしものにあらずして、公共團體が事業を買收するは特に公益上の必要に立脚し、事業の統制を紊す事無き場合にあらざれば、到底事業の買收は認可されざる旨を示せる左記通牒を發せられたり。

業第一二一六號 昭和七年十一月依命通牒電氣局長府縣知事宛

公共團體の電氣事業買收に關する件

電氣事業法改正法律第二十九條に於て、國又は公共團體の電氣事業買收に關する規定新設せられ候處、本條制定の理由は電氣事業の公共的性質に鑑み、時勢の進運と事業の發達に對し、經營形態を順應せしめんとする用意に出づるものにして、過去に於て極めて自然の進展に違ひ來りたる、本邦電氣事業の經營形態に對し、今遽に變革を加へんとするが如き趣旨には無之、従つて公共團體に於て事業を買收せんとする場合のみならず、特に公益上の必要に立脚するのみならず、就中電氣事業の統制を紊すこと無き場合にあらざれば到底其の企圖を許容すべからざる義に有之候條、貴下市町村に對しても適宜趣旨を御示達の上濫に事端を惹起せざる様御配慮相成度依命及通牒候。

越えて昭和九年二月業第三七四號を以て逓信省電氣局長は更に地方長官に對し、府縣營電

氣事業は事業統制上適當ならざる場合多きが故に濫に之を容認すべからざる旨電氣委員會に於て決議されたるを以て其の趣旨に依り處理あり度き旨を示せる、左記通牒を發せられたり。

公共團體の電氣事業經營に關する件

業第三七四號依命通牒

昭和九年二月二十六日 各地方長官宛

逓信省電氣局長

公共團體の電氣事業經營に關する件

今般青森縣の電氣事業經營に關し、電氣委員會に附議せられ候處、同委員會に於ては曩に電氣事業統制の基礎となるべき發電及送電計畫樹立に關し、之を議決したる次第も有之電氣事業の國家的統制實施に關する考慮に基き慎重審議の結果、府縣營電氣事業は事業統制上適當ならざる場合多きが故に濫に之を容認すべからざる旨の決議有之たるに付ては、此の種計畫に對しては向後右の趣旨に依り處理可成相此段依命及通牒候。

追而市町村營計畫に關しても右と同様兩來事業統制上何等の支障なきものに非ざれば、詮議相成難きものと被存候間電氣事業法第二十九條に依る強制買收に關する限に於ては昭和七年十一月第一二一六號通牒に基き夫々御示達のこと、被存候も重ねて貴管下市町村に對し、其の旨垂示置相成度。

右に依る時は折角事業法第二十九條の設けあるに拘はらず、新に府縣及市町村營電氣事業を營む事は殆ど不可能と相成りたるものと

謂ひ得べし。然るに新事業法案が帝國議會に提出されたる時本會議及委員會に於て、政府當局の述べたる答辯速記録に依る時は公共團體が電氣事業を買收せんとする申出有る場合は既設會社に影響を及ぼさざる限り、又事業の採算が採り得るや否や、自治體の利益となるか否か等總ゆる事情を考慮の上、許可する方針にて之を應應する意無き事を明言し又公共團體の買收は事業統制を紊さざるやとの質問に對し「之を許可する場合は必ず統制を紊すとか、或は複雑なる事情を惹起する如き事の萬無き様注意し許可するを以て統制の邪魔に成る如き事無し」と明言し居れり。

之を要するに政府の方針は統制を紊さざる限り許可する方針なりし事は明かなり。

今觀て特に公共團體が營む事業なるが故に統制を紊す如き事有り得るや否やを吟味するに殆ど想像し得る事項無く、假に發電所施設或は送配電施設の重複を惹起する如き場合有りとするも之は獨り公共團體のみならず、私設電氣事業者間に於ても起り得る問題にして斯の如きは區域の整理、協定を行ひ統制を紊す可き部分あらば、其の部分の割讓等の事務的方法に依り處理し得る事にして、然も公共團體のみに生ずる事件に有らざること前記の如し。而して公共團體が、電氣事業を營む利點として擧ぐべきは、之自體が將來事業の國家經營を行ふ必要なきを以て、不合理なる料金制度を設くる處無く、又事業の經營上諸公課占用料を免ぜらるゝ便宜も有り、需要家

に對しては國、縣、市民自ら營む事業なる觀念を興へるを以て需給相互の關係圓滿となり、業務執行上の便益大なる事論を俟たずして明なり。

以上述ぶるが如く、現行電氣事業法は其の精神に於て既に公營主義を加味せるものと思料せらるゝに拘らず、政府當局の取扱は公營に對して、極めて制限的の方針を採られつゝあるものゝ如く、斯くては、冒頭に述べせる吾人の希望と相隔る事頗る遠きを遺憾とせざるを得ず、扱て政府當局に於ては現行法の運用の上に於て出來得る限り、公營方針を採用せらるゝは勿論、更に進んで電氣事業法に適當の改正を加へ、以て電氣事業は原則として公營たる可きことの方針を確立せられん事を切望に堪へざる次第なり。

第十一節 九州共同火力發電會社創立

北九州一帯は軍需並に輸出工業の活況と石炭山の増掘、金屬山の開發等に伴ひ電力需要は昭和八年以來上昇の一途を辿り、昭和九年に入るとその速度は一層昂まりこの對策としては、

- 一、九州共同火力の設立
 - 二、九送の水力を開發する
 - 三、九軌の火力を増設するか
- 右の三案以外に適當な方策が見當らず、また

一方東邦は自家の六萬一千キロ及び九電、熊電、九水、九送よりの受電三萬一千キロを殆んど賣切り、この對策としては昭和十年十月より共同火力から四千キロを受電し、十四年まで逐年四千キロを増すこととなつてゐるのでこれを實行した上自社火力によるか、あくまで共同火力の増設に頼るかを決定することとなる。

即ち何れにしても九州に於ける供給力對策の鍵は一にかゝつて新設九州共同火力に懸るといふ形勢にあつた。
昭和八年十月末、三井鑛山を中心に熊本電氣、九州水力、東邦電力、九州送電、九州電力の電氣事業五社が參加して資本金千五百萬圓(四分の一拂込)の共同火力會社を設立するといふ所謂九州共同火力發電會社の創立計畫は、その後滿一年間逡巡省に於て調査の結果昭和十年一月二十一日付認可され、同三十日東京市日本橋區三井鑛山會社本社に於て創立總會を開いた。

設立要綱
資本金 一千五百萬圓(三十萬株、四分の一拂込)
各社割當 三井鑛山十萬八千株(三割六分) 熊本電氣七萬二千株(二割四分)
東邦電力 九州水力 各三萬株(各一割) 九州送電
役員 取締役會長 尾形次郎
常務取締役 古田正康

然して創立總會は當初の計畫が三井鑛山と熊本電氣の二社で設立することになつてゐたため、まづこの二社を以て設立總會を開き同日他の四社に株式分讓の形式で參加せしめるといふ手續がとられた。
九州共同火力は西九州一帯の電力統制の役割を果すもので、共同火力としては既に關西共同火力が在るがこれは所謂尖頭電力に對する調節機關であるが、九州共同火力は常時電力の統制機關であるといふ點に於て我國最初のものである。
また三井鑛山の粗炭を使用する關係上發生源力コストはキロ時單價九厘五毛(年キロ四十二圓)で、従來の最低コストといはれた關西共同火力のキロ時一錢六厘五毛(年キロ七十二圓)に比し約四割強の低下である。

取締役 大原雅一、上妻博、川島三郎、上坂嚴、増永元成、宮川竹馬
監査役 乳井龍雄、保田哲夫
相談役 牧田環、上田萬平
本社 東京市日本橋區三井ビルディング
第一期計畫、大牟田市港發電所の七千キロ三臺を買収し、更に七千キロ一臺を増設、昭和十年四月に完成する。
第二期計畫、三萬キロ二基を増設し昭和十年秋までに完成する。
第三期計畫、更に昭和十一年六月頃までに出力十萬キロに擴張しまた將來總出力三十萬キロにまで擴張する。

第十二節 四國電力統制

四國地方に於ける電力需要増加とこれが供給策に就いては電氣委員會は發送電豫定計畫を以てその大綱を規定したが、更に高知縣電土佐電氣、合同電氣、四國水力電氣、四國中電電力、伊豫鐵道電氣等の組織する四國電氣事業統制協議會は四國電氣事業の實情に即した「四國地方電力需要豫想並に發電計畫」なるものを作製し十二月三日付を以て内務通信兩大臣に陳情した。即ち左の如し。

當四國地方に於ては、夙に四國電氣事業統制協議會の成立を見、設備の重複を避け電力の融通を計り、他地方に率先して所謂事業統制の實を擧げ來りたるものに御座候處、先般同協議會に於て、昭和十年末より昭和十二年末に亘る、全四國電力需要豫想並に之に對する發電力充實方針を具さに検討したる結果、左記の如く具體案を得たる次第に御座候

冬期最大五日平均發電負荷豫想

事業者名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
高知縣	七,000kW	九,000kW	一〇,五〇〇kW
土佐電氣	五,一〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇
合同電氣	一七,000	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
四國水力	一八,000	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
四國中電	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
伊豫鐵道	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇

第一編 電燈電力 第十一節

九州共同火力發電會社創立

第十二節 四國電力統制

一三五

合計 一三,五〇〇 一七,五〇〇 一五,六〇〇
(備考) 右は各社相互に授受せる電力を重
複せしめざる實際負荷に依る。

復せしめざる實際負荷に依る。

事業者名	昭和十年度	昭和十一年中増加	昭和十二年増加
高知縣	一三,〇〇〇kW	昭和一十一年中増加	昭和一十二年増加
土佐電氣	五,〇〇〇	豫定 同時又は	豫定 同時又は
合同電氣	一八,〇〇〇	出力	出力
四國水力	一〇,〇〇〇	火力 五,〇〇〇kW	未定
四國中電	三,〇〇〇	水力 二,〇〇〇	未定
伊豫鐵道	三,〇〇〇	受電(水力) 一,〇〇〇	受電(水力) 四,〇〇〇
合計	一七,五〇〇	受電(水力) 六,〇〇〇	受電(水力) 一,〇〇〇
湯水時最大尖頭出力合計	一七,五〇〇	受電(水力) 一五,〇〇〇	受電(水力) 一五,〇〇〇
(備考) 四國中電電力十年度湯水時可能最大尖頭出力中には未許可七、〇〇〇キロワットを含む			

事業者名	昭和十一年度	昭和十二年度	合計
高知縣	口數 最大電力	口數 最大電力	口數 最大電力
合同電氣	三 二,二〇〇kW	一 一,〇〇〇kW	四 三,二〇〇kW
四國水力	二 一,五〇〇	二 一,五〇〇	四 三,〇〇〇
四國中電	三 五,000	一 一,〇〇〇	四 六,000
伊豫鐵道	五 一五,000	五 一五,000	一〇 三〇,000

一三五

伊 疎 鐵 道 五 七,000
合 計 一、三三三,000

以上の如き急激なる需要増加に依り、四國地方に於ける電力供給豫想は大變化を來し、本年一月電氣委員會に於て御決定相成たる四國地方發電計畫と當協議會決定案とを比較するときは想定電力に左表の如く多大の軒輕を見るに至りたる次第に御座候も、之全く需要の急増に因るものにして事情止むを得ざるものと愚考仕候

年度 電氣委員會 協議會決定 差引不足
昭和十年 一一,000kw 一一,000kw 0kw
昭和十一年 一三,000kw 一七,000kw 一四,000kw
昭和十二年 一五,000kw 一八,000kw 一三,000kw
昭和十三年 一七,000kw 二一,000kw 一四,000kw
昭和十四年 一九,000kw 二四,000kw 一五,000kw
昭和十五年 二一,000kw 二七,000kw 一六,000kw
昭和十六年 二三,000kw 三〇,000kw 一七,000kw
昭和十七年 二五,000kw 三三,000kw 一八,000kw
昭和十八年 二七,000kw 三六,000kw 一九,000kw
昭和十九年 二九,000kw 三九,000kw 二〇,000kw
昭和二十年 三一,000kw 四二,000kw 二一,000kw
昭和二十一年 三三,000kw 四五,000kw 二二,000kw
昭和二十二年 三五,000kw 四八,000kw 二三,000kw
昭和二十三年 三七,000kw 五一,000kw 二四,000kw
昭和二十四年 三九,000kw 五四,000kw 二五,000kw
昭和二十五年 四一,000kw 五七,000kw 二六,000kw
昭和二十六年 四三,000kw 六〇,000kw 二七,000kw
昭和二十七年 四五,000kw 六三,000kw 二八,000kw
昭和二十八年 四七,000kw 六六,000kw 二九,000kw
昭和二十九年 四九,000kw 六九,000kw 三〇,000kw
昭和三十年 五一,000kw 七二,000kw 三一,000kw
昭和三十一年 五三,000kw 七五,000kw 三二,000kw
昭和三十二年 五五,000kw 七八,000kw 三三,000kw
昭和三十三年 五七,000kw 八一,000kw 三四,000kw
昭和三十四年 五九,000kw 八四,000kw 三五,000kw
昭和三十五年 六一,000kw 八七,000kw 三六,000kw
昭和三十六年 六三,000kw 九〇,000kw 三七,000kw
昭和三十七年 六五,000kw 九三,000kw 三八,000kw
昭和三十八年 六七,000kw 九六,000kw 三九,000kw
昭和三十九年 六九,000kw 九九,000kw 四〇,000kw
昭和四十年 七一,000kw 一〇二,000kw 四一,000kw
昭和四十一年 七三,000kw 一〇五,000kw 四二,000kw
昭和四十二年 七五,000kw 一〇八,000kw 四三,000kw
昭和四十三年 七七,000kw 一一一,000kw 四四,000kw
昭和四十四年 七九,000kw 一一四,000kw 四五,000kw
昭和四十五年 八一,000kw 一一七,000kw 四六,000kw
昭和四十六年 八三,000kw 一二〇,000kw 四七,000kw
昭和四十七年 八五,000kw 一二三,000kw 四八,000kw
昭和四十八年 八七,000kw 一二六,000kw 四九,000kw
昭和四十九年 八九,000kw 一二九,000kw 五〇,000kw
昭和五十年 九一,000kw 一三二,000kw 五一,000kw
昭和五十一年 九三,000kw 一三五,000kw 五二,000kw
昭和五十二年 九五,000kw 一三八,000kw 五三,000kw
昭和五十三年 九七,000kw 一四一,000kw 五四,000kw
昭和五十四年 九九,000kw 一四四,000kw 五五,000kw
昭和五十五年 一〇一,000kw 一四七,000kw 五六,000kw
昭和五十六年 一〇三,000kw 一五〇,000kw 五七,000kw
昭和五十七年 一〇五,000kw 一五三,000kw 五八,000kw
昭和五十八年 一〇七,000kw 一五六,000kw 五九,000kw
昭和五十九年 一〇九,000kw 一五九,000kw 六〇,000kw
昭和六十年 一一一,000kw 一六二,000kw 六一,000kw
昭和六十一年 一一三,000kw 一六五,000kw 六二,000kw
昭和六十二年 一一五,000kw 一六八,000kw 六三,000kw
昭和六十三年 一一七,000kw 一七一,000kw 六四,000kw
昭和六十四年 一一九,000kw 一七四,000kw 六五,000kw
昭和六十五年 一二一,000kw 一七七,000kw 六六,000kw
昭和六十六年 一二三,000kw 一八〇,000kw 六七,000kw
昭和六十七年 一二五,000kw 一八三,000kw 六八,000kw
昭和六十八年 一二七,000kw 一八六,000kw 六九,000kw
昭和六十九年 一二九,000kw 一八九,000kw 七〇,000kw
昭和七十年 一三一,000kw 一九二,000kw 七一,000kw
昭和七十一年 一三三,000kw 一九五,000kw 七二,000kw
昭和七十二年 一三五,000kw 一九八,000kw 七三,000kw
昭和七十三年 一三七,000kw 二〇一,000kw 七四,000kw
昭和七十四年 一三九,000kw 二〇四,000kw 七五,000kw
昭和七十五年 一四一,000kw 二〇七,000kw 七六,000kw
昭和七十六年 一四三,000kw 二一〇,000kw 七七,000kw
昭和七十七年 一四五,000kw 二一三,000kw 七八,000kw
昭和七十八年 一四七,000kw 二一六,000kw 七九,000kw
昭和七十九年 一四九,000kw 二一九,000kw 八〇,000kw
昭和八十年 一五一,000kw 二二二,000kw 八一,000kw
昭和八十一年 一五三,000kw 二二五,000kw 八二,000kw
昭和八十二年 一五五,000kw 二二八,000kw 八三,000kw
昭和八十三年 一五七,000kw 二三一,000kw 八四,000kw
昭和八十四年 一五九,000kw 二三四,000kw 八五,000kw
昭和八十五年 一六一,000kw 二三七,000kw 八六,000kw
昭和八十六年 一六三,000kw 二四〇,000kw 八七,000kw
昭和八十七年 一六五,000kw 二四三,000kw 八八,000kw
昭和八十八年 一六七,000kw 二四六,000kw 八九,000kw
昭和八十九年 一六九,000kw 二四九,000kw 九〇,000kw
昭和九十年 一七一,000kw 二五二,000kw 九一,000kw
昭和九十一年 一七三,000kw 二五五,000kw 九二,000kw
昭和九十二年 一七五,000kw 二五八,000kw 九三,000kw
昭和九十三年 一七七,000kw 二六一,000kw 九四,000kw
昭和九十四年 一七九,000kw 二六四,000kw 九五,000kw
昭和九十五年 一八一,000kw 二六七,000kw 九六,000kw
昭和九十六年 一八三,000kw 二七〇,000kw 九七,000kw
昭和九十七年 一八五,000kw 二七三,000kw 九八,000kw
昭和九十八年 一八七,000kw 二七六,000kw 九九,000kw
昭和九十九年 一八九,000kw 二七九,000kw 一〇〇,000kw
昭和百一年 一九一,000kw 二八二,000kw 一〇一,000kw
昭和百二年 一九三,000kw 二八五,000kw 一〇二,000kw
昭和百三年 一九五,000kw 二八八,000kw 一〇三,000kw
昭和百四年 一九七,000kw 二九一,000kw 一〇四,000kw
昭和百五年 一九九,000kw 二九四,000kw 一〇五,000kw
昭和百六年 二〇一,000kw 二九七,000kw 一〇六,000kw
昭和百七年 二〇三,000kw 三〇〇,000kw 一〇七,000kw
昭和百八年 二〇五,000kw 三〇三,000kw 一〇八,000kw
昭和百九年 二〇七,000kw 三〇六,000kw 一〇九,000kw
昭和百十年 二〇九,000kw 三〇九,000kw 一〇一〇,000kw

而して右協議會決定案は確實性ある需要のみを基礎としたるものにして、之等の他に突發的大口需要實現の可能性をも考慮に入らざる必要あり、又一面には昭和九年夏季の如き想像に絶したる大洪水の襲來も絶無とは稱し難く、加ふるに水力發電事業は其の開發に多大の年月を要し、且豫定計畫の遂行には幾多の困難を伴ふ從來の經驗に鑑みる時、各社は協力一致鋭意發電力の充實に努むるに非ずんば今後に於ける電力供給の圓滿を期し難く深憂に堪へざる情勢に御座候

尙電氣事業者としては相當供給餘力を有するに非ざれば、曷々たる現今の電力需要に應

じ得ざるは明白なるのみならず、尙四國地方は本土と全く離隔せる小電力プロックを形成し、現在本土と送電連絡絶無なる點は特に御熟考を煩はし度き特異性に御座候、況んや一發電所の使命を全うし得ざるのみならず、國家産業の見地よりするも一大損失なりと存候間、當四國地方に於ける電氣事業統制に關しては、是非共協議會に於て調査決定せる數字を御採擇相成り、各事業者より申請する發送電計畫に對しては實情に則し、速かに御許可を賜はり度く懇願に不堪る次第に御座候

昭和十三年度以降に於ける需要豫想及發送電計畫に就ても、不日具さに檢討を遂げ、成案を得御高覽に供し度き存念に御座候も、一先づ焦眉の急に迫れる昭和十二年末迄の需給に關し實情を開陳し御高覽を相仰ぎ度謹而此段陳情仕候

- 高知縣電氣局長 山脇國馬太
土佐電氣株式會社 取締役社長 宇田 耕一
合同電氣株式會社 取締役社長 太田 光熙
四國水力電氣株式會社 専務取締役 高橋 正忠
四國中央電氣株式會社 常務取締役 吉田 貞吉
伊豫鐵道電氣株式會社 取締役社長 太宰 孫九

逓信大臣 望月圭介殿
内務大臣 後藤文夫殿

第十三節 發電水力法 制定準備

現行内務省の河川法なるものが、實は電氣事業界にとつては、極枯以外の何ものでもないと屢々いはれる。發電水力に關する独自の法規を實現せよとの聲は、不合理煩雜にして水力發電事業の發達を壓迫する以外に能のない現行河川法からの解放の叫びであつた。そのも、内務省の河川法なるものは素より治水の觀點から生れたものであり、利水は第二義的である。然るに發電水力は利水事業の筆頭に位するものであり、茲に矛盾の生ずるは理の當然であつて怪むに足りない。河川行政をめぐる内務對逓信(發電水力)内務對農林(灌溉用水)間に展開された恒常的紛議に關しては改めて書くまでもない。

電氣事業調査委員會の決議 昭和五年四月電氣事業調査委員會は小泉會長司會の下に「發電水力に關する法律を制定すること」を可決したが爾來四年間逓信當局は發電水力法制定に關し、諸般の調査研究を進めてきた。電氣協會は更に「發電水力法」實施に一段と拍車をかけるため、また民間事業者の切實なる要望を新法規に反映せしむるために新たに昭和九年十二月上旬「發電水力法調査委員會」を

設置した。

電氣協會發電水力法調査委員會を設置すのいふところ廣く關係の法律命令に互り改正を要する事項を調査し、意見を當局に具申し以て電氣事業の發達國家經濟の進展に寄與せんといふのである。調査委員の額觸れは左の二十一名、何れも我國電氣事業界の第一線に立つ錚々たる人物ばかり、委員會の幹事は村尾栗氏である。

- 岡部榮一(東京電燈)、浦山助太郎(東信電氣)、内藤熊喜(日本電力)、藤波收(大同電力)、杉山榮(矢作水力)、影山鏡三郎(宇治川電氣)、八塚秀二郎(九州水力)、宮川竹馬(東邦電力)、田村順三(北海道電燈)、中野寅次郎(鬼怒川水力)、野村孝(關東水力)、清水收吉(合同電氣)、國友末藏(中央電氣)、上妻博(熊本電氣)、鈴川貫一(廣島電氣)、山縣一(新潟電力)、石川芳次郎(京都電燈)、速水太郎(山陽中央水電)、宮口竹雄(群馬水力)、高石辨治(中部電力)、井上要(伊豫鐵道電氣)

右委囑二十一名の委員に出した電氣協會の依頼狀をみるに委員會設置の動機、その目的がはつきり看取される。即ち左に掲ぐ。

拜啓 益々御清祥奉慶賀候、陳者御承知の通り資源に乏しき我國としては發電水力を有利に開發することは國家經濟上最も重要に有之候處治水灌溉漁業舟筏等との關係より重複せる監督と諸種の掣肘を受け其間煩瑣なる事務多額の費用を要するため一小發電所の建設維持と雖其不利不便洵に妙から

ず、之れが改善策に關して年來、電氣事業者の均しく要望する處に有之候幸に目下關係當局に於て河川法關係法令の改正統一に關し鋭意研究中の趣仄聞致候間此機に於て本會は水力發電に最も適當なる法制を確立する爲め特に發電水力法調査委員會を設け關係法規並取扱等の改正に付研究調査致す事に相成候に就ては貴臺を右委員に御委囑申上候間御繁用中誠に御迷惑の至りとは存じ候得共何卒斯界の爲に托けて御承引の上御盡力被下候様相願度此段御依頼旁得貴意候 敬具

- 調査進行の豫定は
一、専門委員會を設く
二、部門を設けて調査を分擔
三、改正すべき意見と實狀を調査
四、諸外國の實狀調査
五、新法規の内容を立案
六、法令監督權に關する體系を立案

- 主なる調査事項は
一、水利權の本質
二、適用河川の定義範圍
三、水の使用方法
四、灌溉漁業植林治水に關聯する事項
五、發電事業相互間の協調、統制
六、命令書其他許可條件
七、設計工事其他工作物の取締
八、使用料其他の負擔
九、法令、監督等の統制體系

逓信省、電氣事業調査委員會の決議に基き調査研究を進む

昭和四年一月十六日「逓信省の監督に關しその諮問に應じて電氣事業の統制に關する事項を調査審議する」目的を以て電氣事業調査委員會が設けられ、その後五年四月十八日の總會に於て發電水力法制定に關し討議が行はれ、左の如き決議がなされた。

- 決議
一、發電のため水力を使用せんとする者は主務大臣の許可を受けること
二、發電水力事業にはその遂行に必要な土地の收用又は使用の權利を認めること
三、發電水力使用に關する權利の貸付又は讓渡に付ては主務大臣の許可を受けること
四、主務大臣は公益上必要ありと認める時は發電水力事業者に對し水力使用方法の變更、水力工作物の共同施設、工事施行期間伸縮、その他適當なる措置を命じ得ること
五、その他發電水力使用に關する權利及義務を明確ならしむること
逓信省は曩に發電送電豫定計畫を立て、またこれと表裏する民間側の計畫としては電氣協會の發電所送電線建設豫定計畫があり、これらは何れも電氣事業者の發電水力開發及び電力輸送の計畫を立てたものであるが、肝腎

の逓信省が河川行政上頗る貧弱な権限しか持つてゐないとしたら、百の計畫を立てたとてそれを遂行することが出来ず無意味である。現在のやうに發電水力に關する河川行政が不統一なものでは手續上の煩雜はいふまでもなく、逓信省は遂に意を決して多年の懸案たる發電水力法制定に關する右記の決議を實行に移すこととなつたのである。

發電水力法規調査委員會の設置に就て

電氣協會

我國に於ける水力發電事業は過去三十年來實に驚異的大發展を爲したりと雖も、既開發水力は三百萬キロにして尙ほ將來に於て略々八百萬キロの開發を爲さざる可からず、資源に乏しき我國としては、之等水力を有利に開發すること實に國家經濟上、最も緊要のこととなり、従つて之が利用開發に對しては官民共に特に慎重なる研究考慮を要し、又其の實施及運用に對しては監督官廳は充分の便益を與へ保護獎勵に吝ならざるを要するものなるに拘り、其の實際に於ては工事の施行は固より其の維持繼續に關し多方面に亘り、種々の掣肘を受け單なる一小水力發電所の建設維持と雖も常に多大の困難を伴ひ、其の芟除と業

第十四節 朝鮮電力統制

朝鮮の電氣事業は、夙に一地域一事業の公的方針の下に供給區域の交錯、設備の重複等は、その當初から防止され極めて整然たる發達を遂げ今日に至つた。然し最近朝鮮産業の全面的發達に伴ひ、電力の需給連繫は相當に廣範圍に互ることが豫想され、従つて内地の場合の如く、經營の交錯、混亂を來す以前に電力統制方策を確立せしめる必要を生ずるに至つたので總督府當局は全朝鮮電氣事業大統制に乗り出し、即ち昭和六年電氣事業調査會に統制に關する根本方針を諮問しその答申

「發電計畫及び送電網計畫中原則として發電所は之を民營に依らしめ送電線は其の根幹を爲すものは之を國營とするを最も適當なりと認め其他の送電線は民營に依らしめ電力系統より見て發電、送電及配電を一體とし經營するを適當とするものによりては其の事業を合し之を民營によらしむるを適當と認む、尙電力統制の目的を達するためには配電事業の企業形態をも定むるの要ありと認めらるゝ處は配電事業を漸次地方的に統一して全鮮を數箇の區域に分割して之を民營によらしむるを適當と認む」

に、發電及び配電事業は民營を以て原則とし、配電事業に關しては電力系統、需要の分布及び經營規模等を考慮し、全鮮を數箇の配電區域に分割しこの區域内における配電事業を漸次統一することになつたのである。かくてこの趣旨を更に法制化するため昭和七年朝鮮電氣事業令を公布し、翌八年から實施した。

まづ西鮮部内の統制に着手 然して事業統制の第一工作は、西鮮部内であつた。炭都平壤を中心としての電氣事業は昭和七年始めに於て朝鮮電氣興業、朝鮮送電、鎮南浦電燈、西鮮電氣、安州電氣、海州電氣の六社及び沙里院、平壤、兼二浦に三公營あつて濫立状態にあつたが、配電統制の根本方針決定と共に朝鮮送電は安州電氣を買収、西鮮電氣は海州電氣を買収し、同じく沙里院電氣を買収、電氣興業は電炭分離を夫々八年三月までに完了した。残された有力四社、電工、西電、送電、南電間で問題の資本合同問題が進展し、逓信局の慎重なる裁定と業者の熱意によつて電氣興業を中心とする合併の根本方針を決定し、八年十一月西鮮部内統制は實現をみ、資本金一千萬圓の西鮮合同電氣株式會社は九年一月一日より統制の第一歩として生れ出したのである。一方新義州を中心とする平北には新義州電氣株式會社、滿鮮殖産電氣、定州電氣、宣川電氣の四事業があつたが、新義州電氣が主體となつて滿鮮殖産電氣を買収し、更に七年に入つて定州電氣と合併、ついで九年一月に入つて宣川電氣を十三萬圓で買収し平壤を中心とする西電統制と呼應し平北統制は完了し

た。北鮮の統制へ進む 西鮮を完了した資本統制は分野を徐々に北鮮に向け、朝審王國を擁し赴職江水電と長津江水電をもつ野口憲氏は咸北にまた雄基電氣を支配してゐた。雄基電氣は北鮮飛躍時代に際して出力四千キロ火力發電を八年十一月に建設し雄基、訓誠、羅津を統一に乘出し、同じく清津の朝鮮電氣は朝審より受電し、羅南清津を統一し、咸津吉州を送電區域とする咸津電氣間に合併交渉を進めた。かくして朝鮮電氣と雄基電氣、會寧電氣の四社によつて、咸北電氣統制はその全貌を明にしてきた。

さて南鮮統制及び湖南統制は頗る錯雜せる状態におかれるが設備統制は逓信局の指導方針にもとづいて着々進められ設備の統一を基として道單位別の合同買収は個別的に進み、江陵水力の開發で大合同の豫定である。また中鮮統制は京仁一帯を中心に京城電氣と金剛山電氣の合同を主に進められたが、この範圍は北は開城電氣、南は天安、鳥致院、大田を包括する豫定である。送電統制の國營原則 かくして全鮮的に呼應する發電計畫と配電統制は歩一步整備されたが、この二つを結ぶ連繫送電線は國營の原則確立してをり、昭和十五年を旨す第一期計畫では北鮮より西鮮に出で京仁への幹線、同じく東鮮より京仁へ、江陵中心に南鮮へ、湖南へ、中鮮への五幹線が十五萬ドルの送電線路として建設される筈であるが國營實施は財政的見地から相當困難のため國營代行の

特殊會社設立となつたのである。

送電幹線國營の原則を抛棄す 朝鮮に於ける電氣統制は別項の通り發電、配電は民營、送電幹線は國營の統制三大原則が出来上り、發電部門では朝鮮電氣の長津江水力發電計畫の認可、配電部門では先づ西鮮地方に於ける大合同成り、次いで平北、咸北等の局部統制が進められた。然るに長津江水電は昭和十年から發電を開始する段取であるにも拘らず長津江平壤間及び平壤京城間の送電幹線は容易に着工されず、財政難のため國營が行儀みに達着した。そこで送電幹線國營の原則は勢ひ抛棄せざるを得ず、逓信局は長津江水電、京城電氣、西鮮合同、金剛山、中央水力等の各首腦者と相談の結果、これらをメンバーとする一大送電會社の創立を決定し、昭和九年四月十一日の兩日に互つて創立準備委員會を開催同月三十日當局の正式認可を得、五月十五日創立總會を開き資本金千五百萬圓、拂込初年度三百七十五萬圓、次年度二百二十五萬圓の朝鮮送電會社が生れた。朝鮮送電會社の設立 朝鮮送電會社の創立により送電幹線國營の原則は解消した觀を呈したが、然し總督府當局がその根本方針を抛棄したわけではなかつた。即ち形式的には民營でも、實質的には國營と同様の効果を發揮し得るやうな企業組織を擇べばよい、といふのが當局の肚であつた。そこで考へ出された案が所謂ポールディング・カンパニイ案である。更に具體的に言ふならば、長津江、西鮮合同京電、東拓、金剛山電氣、中央水力企業組合

の直接利害關係者の中立的な第三者も加へて一種の持株會社としようとしたのである。元來朝鮮電氣事業調査會が送電幹線國營の原則を答申した理由は、發電部門と配電部門とは常に利害對立關係にあるので中間に立つ送電經營者は、絕對公正の立場にあつて兩者の調節を圖る事は是非とも必要と認められたからに外ならぬ。従つて上記のメンバーを網羅する持株會社立案において、その趣向を飽ますも保持するために深甚の考慮が拂はれ、それは當初の株式各社割當案を一目すれば、一切は明白である。即ち全株總數三十萬株を三等分し、發電會社たる長津江に十萬株、配電會社たる西鮮合同と京電に各五萬株、また中立的立場にある東拓に五萬株、金剛山及び中央水力の各々に對して二萬五千株宛の割當を行ふ豫定であつた(會社割當二十九萬株、各社重役割當一萬株であるため各社割當實數は多少違ふ筈)かくして東拓、金剛山及び中央水力の三社は全株式三分の一のキヤスティングポストを握れば、送電會社に對する發電部門の横暴も配電部門の我儘も充分牽制し得る。大體において正鵠を得た案であつた。

社全趣向は京城電氣の不參加聲明によつて歪曲されて仕舞つた。即ち當局の徳意にも拘らず、京電が送電會社參加を拒否した理由は送電會社の起算目論見によれば當分五分の配當であるが、か様に低率では京電株主に對して申譯がないといふにあつた。

右のうち平壤線は第一次事業に屬し、昭和十年十月までに、京城線は第二次事業に屬し、昭和三十二年十月までに完成する豫定である。而して送電線最大電壓十五萬四千ヴォルトは朝鮮電力統制十年計畫において内定された送電幹線のそれと一致する。

企業目論見の要綱 朝鮮送電會社の企業目論見要綱を左に掲ぐ。

- 一、總出力——當時出力受電十萬キロワット
二、受電設備——周波毎秒六〇サイクルを長津江第二發電所の地點に
三、送電設備——
1 平壤送電線——架空線一九五軒、電氣

線費八二、九〇〇圓 ▲平壤變電所費三四、八〇〇圓 ▲京城同上三四、八〇〇圓 ▲業務費一四、四〇〇圓 ▲減價銷却二六〇、〇〇〇圓 ▲總係費八〇、〇〇〇圓 (註) 借入金總額五、八六〇、〇〇〇圓に付六分の金利)

▲支拂利息三五四、〇〇〇圓 ▲その他五〇、〇〇〇圓 計二、四五九、四五九圓 即ち差引四十七萬三千九百五十圓となり、之を拂込資本六百萬圓と對比すればまさに七分九厘の収益率で優に六分の配當は可能といふ譯である。

取扱電力量豫定 次に送電會社の取扱電力量豫定は、京城地方及び平壤地方の右五ヶ年間に於ける總需要電力量を次の如く推定し、うち京城地方においては五千四萬キロワットだけを金剛山受電としてゐるから、その差額だけが長津江受電であり、他方送電會社の各年度取扱量と右京城地方の長津江受電量の差額だけが、各年度の平壤地方における長津江受電量である。

五年間需要趨勢 ▲京城地方 十一年一〇四萬キロワット 十二年一〇三萬一三九 十三年一二二萬四十四 十一年一〇三萬九千九百九十八 十二年九八八千三百一〇 十三年一〇七萬七千五百一十一

第一編 電燈電力 第十五節

然して朝鮮送電と長津江水電との間には次の如き覺書が交された。送電會社が電氣事業社會計規程により拂込資本金に對し六分の配當をなすに必要なる金額以上の利益を生じたる時はその剰餘金を長津江と折半す。但し右損益計算における興業鎖却金は年額二十六萬圓とす

第十五節 日月潭發電 第二期計畫

臺灣電力の日月潭水力發電工事は大正六年七月十八日起工以來、十六年の日子を費して漸く完工、五月末水路、隧道、貯水池、堰堤等工事を終り發電設備を完備したので、昭和九年六月十八日より徐々に通水を始め濁水溪の水を日月潭に二十尺の高さまでに貯水し得たので、同七月十八日午前十時から日月潭玉島神社前に於て工事を完了を祝する通水式が舉行された。松木社長、宇賀理事、佐々木通信部電氣課長等出席、現場建設部員、工事請負業者、地元民等參集し盛大に擧式された。

日月潭工事の全貌

日月潭工事は總工費六千八百餘萬圓、キロワット當り建設費四百八十圓(送電線變電所を除き)發電力最大十萬キロ、負荷率五八、八パーセント

日月潭發電第二期計畫

臺灣總督府は大正六年並七年の兩回、夫々四千三百五十萬圓及び四千八百萬圓の公債を財源とする、日月潭發電計畫を中央政府に進達したが、不幸にも當時の非募債主義の爲めに成案となるに至らなかつた。大正八年四月明石總督の時、律令第一號を以て臺灣電力株式會社令が發布され、茲に絕對的官營主義は清算され、代つて半官半民の臺灣電力株式會社が組織せらるゝこととなつた。會社は其資本三千萬圓及び社債三千萬圓計、六千萬圓を事業資金として日月潭計畫を達成し、之れに依つて急迫せる電源問題を解決すると共に電力統制の理想を全ふすべき使命を負ふものである。されば臺灣總督府は會社の設立強化に關する百方の盡力を惜まず、其の從來の電氣事業設備を以て一千二百萬圓の現物出資として同社に譲出し、且つ之れに賦與するに島内の大部分に亙る供給權を以てした。斯くて内臺を通ずる財界の白熱的歡迎と強大なる官民の支持によつて新會社は華々しく其の行進を起したのである。

難に陥り、遂に十一年一時工事を繰り延べる事となつた。然るに十二年初頭幸にも融資の機運萌し、工事持続の曙光を見たも、同年九月の關東大震災によつて此の光明も忽ち消滅し、引き續く財界不況には手の下し様もなく、遂に大正十五年二月本工事を一時打ち切り、枯渴したる電源の目前の應急策として適地に火力發電所を建設して一時を凌ぐ事となつた。

越えて昭和三年末、川村總督就任と共に資金は之れを外債に求め、政府に於て其元利支拂の保證をなす案を樹てられ、第五十六議會に提出して其の協賛を得、直ちに準備工事に着手したが、翌四年夏石塚總督により工事中止並に再調査の命を受け、爾來調査の歩を進め工事設計に多少の修正を加へて成案を提出し翌五年十月中止命令解除されたを以て米國と外債の交渉を開始し、六年六月之れが成立を見たを以て同年九月工事施行の認可を得昭和六年十一月一日を下して一齊に工事に着手したのである。

工事着手以來天候に恵まれ作業は極めて順調に進捗した。然るに途中對米爲替の暴落に遇ひ、建設利子の膨脹に脅威を感じたが、幸にも工事費に餘剰を生じて事なきを得工期を短縮する事三ヶ月、二年九ヶ月の日子を費し昭和十年六月竣工し、七月上旬公式試運転を了し同月末營業送電を開始したのである。

電力の需要は七萬キロの契約量を持つて居るが、臺灣が未だ電氣的には未普及状態にある

るだけ増加傾向は著しく、大正八年會社創立當時に比較すれば、左に示す通り十四年間に約六倍の増加を來した。

Table with 2 columns: Year (昭和九年六月末, 大正八年五月末) and various electricity metrics (電燈, 電扇, 電力, 熱, 計). Values range from 16,000 to 10,000.

右の需要に應ずる電源として從來使用して來たのは、水力發電電力 三、〇〇〇キロ、火力發電電力 三、〇〇〇キロ、購入電力 五、〇〇〇キロ、計 一、一〇〇馬力。

である。即ち契約七萬キロに對し發電電力五萬キロ以内(實際はピーク時約四五、〇〇〇キロにて足れり)にて足りるのであるから今度竣工した日月潭の十萬キロを合すれば、電源は水力だけで十二萬三千キロとなり、今將に七萬八千キロの餘剰電力を生ずるのであつて、自然増加が年七千キロ乃至八千キロあつても少くとも八、九年を要する勘定となるので、之を自然の推移に委する事は誠に不經濟な事であるので、會社では夙に此の餘剰電力を利用して積極的に電力の消化計畫を策し、奔走の結果最近の如き大口需要が具體化しつゝあり、二萬七千キロ 近く實現を見んとするアルミ工業需要

アルミ類似の電化工業にして引合中のもの前記工業の外將來臺灣産業の基礎工事となり得べき需要

此の需要が成立すれば一般需要と合し、此處兩三年中に十三萬乃至十四萬キロの需要となり、餘剰電力の如きは忽ちにして解消さるゝのみならず、寧ろ電源に不足を感じるを以て、會社は更に日月潭發電所の下流に於て、其放水を利用する第二發電所の建設に着手した。第二發電所の計畫は、日月潭發電所の放水を利用する外、支流丹大郡大の兩溪の流水を合せ利用する關係上、最大出力六萬キロ、負荷率九〇%を得る計算となり、第一水力と合せ使用せば極めて有利なるものとなり、然かも其の建設費はキロ當り約二百五十圓に過ぎぬと云ふ非常に格安な電氣計畫である。今本計畫を表示して見ると次の通りである。

Table with 2 columns: 一發電所, 二發電所, 計. Metrics include 最大出力(キロ), 發電量(キロ時), 負荷率(%), 山元建設費(千圓), 同キロ時單價(圓). Values range from 100,000 to 1,000.

ことに於ても極めて有利なものである。第二發電所建設後の需要豫想 臺灣電力は別項日月潭第二發電所建設のプランの下に、増資を敢行したが、一方これに對する需要増加の豫測については左の調査が成立してゐる。即ち電燈電力共に近年著しい需要増加を示し昭和八年四月末と七年六月末との比較に於て増加數

Table with 2 columns: Year (昭和八年四月末, 七年六月末) and electricity metrics (電燈, 電扇, 電力, 計). Values range from 17,820 to 14,000.

水火力の合計は十四萬四千五百キロとなるがこのうち火力設備を豫備とみれば、供給能力は十二萬三千五百キロとなる。これに對し實際の需要電力は五萬五千キロに止まるから五割五分の餘剰を來してゐる。然しながら今後年々の需要増加は一年八千キロと見込み、更に大口需要として

臺灣電化工業 一萬一千キロ、日本アルミニウム 二萬七千キロ、灰窒素事業に着手し、漸次合金事業に進出す

ることになつてゐる。また日本アルミニウム會社は資本金一千萬圓で、昭和十一年から營業を開始する。然してその需要増加の豫定左の如し。

第十六節 東北振興電力株式會社

即ち今後二年目に於て、需要電力は十萬九千キロ餘となる。即ち二年足らずして電力に不足を告ぐる結果となり、日月潭第二發電所の建設によりこれをカバーする、然して第二發電所は總工費八百二十萬圓を以て著工し遅く共昭和十二年春迄に完成する豫定である。

出され、昭和十年九月十九日振興會總會に附議可決した。即ち東北興業、東北電力兩會社設立案は第六十八議會に上程をみる筈であつたが、同議會解散となつたため昭和十一年特別議會に上程實施をみることにした。振興會總會に於て、討議可決をみた第二特別委員會の答申案全文左の如し。

答申案

- 一、東北興業株式會社設立に關する件
二、東北振興電力株式會社設立に關する件
三、金融施設の整備改善に關する件

東北地方の深刻なる窮乏の徹底的打開を期するが爲め、左の要綱に依り殖産興業を目的とする特殊の株式會社を組織し、各種産業に互に統一の方針の下に資源の開発と經濟の振興とを圖ること最も緊要なりと認む

東北興業會社要綱

- 一、事業組織
特殊の株式會社とす
二、事業目的
會社は左の事業の經營又は之に對する投資其の他の助成を爲すものとす
イ、肥料工業その他電氣化學工業
ロ、水産、鑛産等資源の開発
ハ、水面埋立事業
ニ、農村工業
ホ、其の他東北振興に關する諸事業

三、事業の資金

イ、會社の資本金は三千萬圓として第一回の拂込は資本總額の四分の一とす
ロ、會社の株式は其の一半は東北六縣に於て各平等額を引受け他の一半に付ては成るべく東北住民をして應募せしむるものとす
ハ、右六縣の株式引受資金として預金部の低利資金及簡易生命保險積立金の融通を受けるものとす

四、配當補給

會社の配當年六分 達せざるときは政府は創立初期より十五年を限り之に達せしむべき金額を補給するものとす、但し額は如何なる場合と雖も拂込資本金額の六分を超過せざるものとす、政府は必要なりと認むるときは更に十年を限り前項の期間を伸長することを得

五、社債の發行

會社は拂込資本金の五倍を限り社債を發行し得るものとす

六、役員

一、會社の取締役は三人乃至五人とす
二、會社の社長たる取締役は株主中より政府之を任命し其の任期を五年とす
三、其の他の取締役は株主中より株主總會に於て之を選挙し政府の認可を受けることとし其の任期を四年とす
四、監査役は二人以上とし、株主中より株主總會に於て之を選挙し其の任期を三年とす

七、監督

會社の業務は政府之を監督し、定款の設定變更、事業の計畫、社債の募集、利益金の處分、その他重要事項に付ては認可を受けしむるものとす、尙政府は本社振興上必要ありと認むるときは事業計畫及運営に關し特別の命令を與ふるものとす

八、設立準備

政府に於て設立委員を任命し、會社設立に關する一切の事務を處理せしむるものとす

答申案二

東北地方の産業の開發と經濟の振興とを圖らんがため、左の要綱に依り特殊の株式會社を組織し、有利なる水力地點を開發し、以て低廉にして豊富なる電力を供給すること極めて緊要なりと認む

東北振興電力要綱

一、事業組織

特殊の株式會社とす

二、事業目的

東北地方に於ける水力を開發して低廉なる電氣を供給するを目的とす

三、事業資金

資本金は三千萬圓とし、株式は之を一般より募集す、但し東北興業株式會社に對しては優先權に割當をなし、東北地方電氣事業者及東北住民に對しても之に準ぜしむるものとす
一、株金の拂込は工事計畫に従ひ數回に分ち之を徵收す

二、資金の一部は社債及借入金に依つものとす

四、配當補給

會社の配當年六分 (開業前は年四分) に達せざるときは政府は會社の創立初期より十年間を限り之に達せしむべき金額を補給するものとす、但し其の額は如何なる場合と雖も拂込資本金の四分を超過せざるものとす

五、役員

一、會社の取締役は三人乃至五人とす
二、會社の社長たる取締役は株主中より政府之を任命し其の任期を五年とす
三、其の他の取締役は株主中より株主總會に於て之を選挙し政府の認可を受けることとし其の任期を四年とす
四、監査役は二人以上とし株主中より株主總會に於て之を選挙し其の任期を三年とす

六、水利權の特許

東北地方の電氣需要に應ずる爲の同地方に於ける發電用水利權は將來原則として本會社に對して之を特許する方針とす

七、監督

會社の業務は政府之を監督し定款の設定變更、事業計畫、社債の募集、利益金の處分その他重要事項に付ては認可を受けしむるものとす、尙政府は東北振興上必要ありと認むるときは事業計畫及運営に關し特別の命令を與ふるものとす
八、工事計畫

本計畫は東北六縣に於て數箇所水力發電所出力合計約十五萬キロワットを開發し、同時に其の電力を供給するに必要なる送電線及變電所を建設するものにして發電所落成と共に逐次營業を開始するものとす、尙必要に應じ補給用火力發電所を施設し、水力の有効なる利用を圖るものとす

九、配電方法

發生電力の一部は電氣化學工業等に利用せしめ、其の他は本會社の施設する送電幹線に依り、既設電氣事業者に供給し、既設事業者をして之を共同作業場其他農村工業に供給 (格安なる配電の實費を含める原價に依る) せしむると共に東北一般の電氣料金其他供給條件の改善に資するものとす、尤も既設事業者を経て供給せしむることが、設備の關係上經濟となるが如き場合には本會社をして直接供給せしむるものとす

十、設立準備

政府に於て設立委員を任命し、會社設立に關する一切の事務を處理せしむるものとす

答申案三

金融施設の整備

東北地方に於ては特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、信託會社、信用組合等の各種金融機關の數相當多きに上り居れるも、同地方に於ける産業の狀況及累次の災害等特殊事情に因り、金融の疏通更角圓滑を缺き金利の低下も困難なる事情に在り、依つて現存金融機關をして各々其の使命に應じ一層其の機能の發

揮に努めしむると共に、必要に應じ特殊金融機關をして同地方に於ける店舗又は支所の増設等の新規施設を講ぜしめ、且つ各種金融機關相互の間に於ける連絡を緊密ならしめ、又預金部資金等政府資金の運用に付ても特別の考慮を拂ひ、以て資金の圓滑なる流通及金利の低下を圖り産業の振興に資すること最も緊要なりと認む

東北振興電力會社設立

東北振興電力會社設立を電氣委員會審議可決 立を審議する電氣委員會は、振興會總會の前日たる九月十八日午前十一時より逓信大臣官邸に於て開會、會長望月進相を始め、丹羽内務次官、長瀬農林次官、吉野商工次官、喜安鐵道次官、澁澤元治吉田茂、肥後八治、池田成彬、持田巽の諸委員、清水電氣局長、藤井監理課長、田波検査課長、有田業務課長の各幹事出席、望月會長は左の議案を提示、委員會に附議した

電氣委員會議案

東北振興電力會社設立に關する件

東北地方の振興に資せんが爲低廉豊富なる電氣の供給を目的とする特殊の電力會社設立の計畫に關し意見を求む

理由 最近東北振興調査會に於て東北地方の窮狀を打開し其の經濟更生を圖る爲特殊の電力會社を設立すべしとの議あり、近く具體的計畫案を同調査會の總會に附議せらるゝ運に在る處、本件は低廉豊富なる電力の供給が産業振興の基調を爲すものたる事情に鑑み、又東北地方電氣事業の實狀に照し適切なる企畫

と認めらるゝも電氣事業に關する重要事項なるに付特に本委員會の審議を求めんとす

之に對し委員會は別項振興會原案につき東北振興のため特殊電力會社を設立する議は刻下の急務なるを認め、東北振興會總會に於て翌十九日可決せらるべき原案概ね妥當なるを承認した。因て逓信省電氣局は右委員會の決議に基き、十九日總會後逓送を見る振興會案を基礎として一大半官半民會社の創立に一路邁進することとなり、東北問題の鍵は茲に電氣行政官廳の手に移つたのである

東北興業株式會社、東北振興電力株式會社設立の直接的契機をなした、電氣協會東北支部が昭和十年八月十日付東北振興調査會に提出した「東北振興發電株式會社」に關する陳情書全文左の如し

陳情書

東北振興ニ關スル發電計畫ニ就テハ度々陳情致置候處今般當支部ニ於テ要綱作成致候ニ付電力開發計畫ノ場合ハ左記事項ノ趣旨御採用願度重ネテ及陳情候也
昭和十年八月十日
電氣協會東北支部
支部長理事 加勢清雄

東北振興調査會

會長、副會長、幹事、委員其他宛(各通)

計畫要項

一、名稱 東北振興發電株式會社
二、組織 北官半民ノ特殊會社
三、目的
イ、東北振興ノ爲メ豊富且ツ經濟的電力ノ

開發

他ノ電氣事業者ニ送電ヲ委託シ又ハ其委託ニヨル電力輸送並ニ是等ニ關聯シテ必要ナル事業ヲ營ム

四、資本金 四千萬元

五、建設費概要

發 電 設 備 一、七、〇〇〇、〇〇〇圓

内 譯

水力發電所

開發地點 最大出力KW 工事費原價 發電所 建設原價

田澤湖 五〇、〇〇〇 三、五〇〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇、〇〇〇

阿武隈川 五〇、〇〇〇 三、五〇〇、〇〇〇 一三、七〇〇、〇〇〇

計 一、〇〇〇、〇〇〇 三、五〇〇、〇〇〇 二七、〇〇〇、〇〇〇

補給火力發電所

設置地點 最大出力KW 工事費原價 發電所 建設原價

夫定四ヶ 三〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇

送電設備 電壓六六KV 一回線 亘長 五〇〇料 一六、〇〇〇圓

變電設備 一、〇〇〇、〇〇〇圓

豫 備 費 一、三〇〇、〇〇〇圓

合 計 一、〇〇〇、〇〇〇圓

六、既設電氣事業者トノ關係

イ、株式ノ二分ノ一以上ヲ政府ノ出資トスルコト

ロ、其他ヲ東北六縣ニ於ケル縣並ニ事業者ニ優先的ニ株式ノ引受ヲ爲サシムルコト

ハ、電力ノ供給ハ既設事業者ヲ經由スルコト

ニ、政府ハ其持株ニ對シテ或期間全部又ハ一部ノ利益配當ヲ受ケサルコト

ホ、本開發ニヨル電力ハ農村工業、農事電化及工業ノ發展ニ資スル爲メ低廉ナル料金ヲ以テ供給スルコト

第十七節 東電千葉區域讓渡問題

東京電燈は豫て營業本據を東京、横濱に集中する方針をとり、遠隔區域の分離、營業の集中策を計り、その第一着手として同社千葉區域を京成電軌に讓渡するプランを立て、遂に兩社間に讓渡價格三千三百三十八萬圓で話が折合つたので、昭和九年十一月九日東電重役會に於て右を正式に承認、讓渡契約の調印を了し河西常務、後藤専務立會の下にこれを發表した。双方とも同十二月の總會に附議した上逡信省に申請し、昭和十年四月一日を期し讓渡實行の手續をととのへたが、これに對し千葉縣民の激烈なる讓渡反對運動が惹起し逡信省もまた電氣行政上の見地より右認可を抑制したため、昭和十年中は遂に讓渡實行に至らず、その間種々政治的暗躍さへ行はれ紛糾を重ねた。詳細は後述参照。

東京電燈と千葉區域 東電の現供給區域は左

の如き狀況にある。即ちその營業地盤は十二區域に分けられてゐるが、その内容は東京を中心に埼玉、神奈川、群馬、栃木、千葉、茨城、静岡、山梨、愛知、新潟、長野、福島、三重の十四府縣に跨り十九市一千四百六十七ヶ町村を含む龐大なものである。然してこの我國最大の供給區域を獲得するには明治二十三年の日本電燈から、昭和六年の東京電燈まで合計十八社の合併に至る間實に四十有三年に亘る長年月と努力を要した。勿論その間に資本金は明治十六年の僅か二十萬圓から、現在の四億二千九百五十六萬二千圓へと膨脹してゐる。即ち營業地盤の擴張には東電たるもの實に社運を賭して努力を續けてきたものである。然るに問題の千葉區域であるが、その電燈々數五十六萬六千燈、需要家數二十二萬千戸、電力小賣一萬五千キロ、その需要者數七千となつてをり、特に電燈供給區域としては東電の總區域中相當優良なものとなつてゐる。然しこの千葉區域は明治四十年帝國電燈の手で開業され、大正十五年東電に合併されたものであるから大部分の設備は既に二十五年位を經過してゐる。讓渡區域は現在の千葉區域(京成の區域たる千葉、東葛飾二郡の一部を除いた縣内全部と茨城東南部)から野田附近を除いた範圍である。

東電の營業策轉換 東電は從來同社を支配してゐた積極的擴張方針を棄て、小林社長就任以來緊縮的な集中方針に轉じたことに付ては既に述べた。既ち東京を中心とした神奈川、埼玉縣下の集約的開拓主義であつて、この立

て前からゆくと集約區域に於ける競争會社の併吞を目論むと同時に他面所謂邊境區域の整理が行はれなくてはならない。京成との交渉が纏つた根據は要するに茲にあつたのであるが、さて然らばこの讓渡によつて京成電軌の受ける利益はどんなところにあつたか。

千葉區域讓渡による京成の利益 京成電軌は周知の通り本來電鐵會社として發達してきたが、特に近年には成田線を完成し、また上野乗入れには成功し、東京郊外電鐵として牢固たる地盤を築き上げたのである。然しながらかゝる電鐵投資の激増は一面に於て事業の發展を意味するものであるが、然し電鐵投下資本の激増に對して利益率の向上は餘り思はずしいものではなかつた。京成の首腦部はたへずその對策に悩まされ續けてきたのであるがさてこれをカバーする方法として京成は副業たる電燈電力事業に力を入れた。その成績は頗る良好で電鐵經營者が副業として電燈電力を選びこれによつて利益率を維持しようといふことは極く普通のことであるが、京成の當局者は從來からも最もこの電燈電力事業の發達に努力してきた會社の一つで、東電の千葉區域讓渡問題も決して偶然的の事柄ではないのである。千葉區域は京成の電鐵沿線に隣接し地理的に緊密な關係にあり、これを掌中に収めることは經營上少からず利益がある。京成將來の局面打開策として、これ以外になしと考へたものに外ならない。經營に於ても萬事大マカな東電の經營に對し、細かく目の届く京成とでは經費の節約も相當期待され、いづ

れにせよ千葉區域獲得は京成にとつて相當有利なものであらうことは間違ひない。

京成の千葉區域經營策 東電千葉管下の經營が京成に讓渡されるとの報は特に千葉縣下居住者に多大の衝動を與へた。京成が讓渡後如何なる經營方針をとるか不明であるが、料金は據置くこと、従業員(五百五十名)は繼續勤務となること等に付ては、會社は言明した。また電氣經營が一段と積極的となること豫想され、特に懸案の成田香取線の敷設、縣下各電力會社の合併に乗りだすだらうと豫想される。即ち木更津電燈、千葉水電、兩總電氣、西畑水電、上總水電、山武電燈、山印電氣、栗山電燈、成田電軌、銚子鐵道、總武鐵道等は現在東電より供給を受けてゐる縣下の弱小電氣事業者であるが、京成は將來これら弱小會社を漸次買収併吞して南關東を完全に獨占制下に押へて仕舞ふだらうといはれてゐる。

さて千葉區域併吞後の京成電軌は、一體どんな會社になるか、まづ讓渡後の京成は燈數に換算して八十六萬個餘となり、電氣事業者の順位では一躍廣島電氣に次ぐ第八位のスケールを持つ大會社となる。即ち東電、東邦、京電、北電、九水、熊電、廣電、京成の順位となり、中部電力、新潟電力等を加へて十大電燈會社の資格を得ることとなる。

京成の讓渡資金調達 讓渡代金三千三百三十八萬圓を京成は如何にして調達するか。その調達方法は

一、二千萬圓は三井、三菱、住友、安田、

共同、鴻池の六次信託シンジケート團より借入。

二、三百萬圓は倍額増資(現在二千二十五萬圓全額拂込済)による新株拂込金、一株につき七圓五十錢徴收。

三、六百萬圓は社債發行、即ち現在社債發行餘力三百萬圓及び増資拂込金によつて生ずる發行餘力三百萬圓計六百萬圓。

四、百萬圓は手許調達。

五、殘額三百三十八萬圓は延拂として一年以内に手形で支拂ふ。

京成の新舊區域比較 曩に區域讓渡は京成にとつて經費節減の可能性があることが興味だといつたが、東電の收支計算を基礎としてこの事を具體的に示さう。

取付電燈一燈當り平均諸經費比較(圓)

讓受東電	京成	比較
千葉區域	京成	比較
送電費	〇・〇五	(一)〇・〇五
變電費	〇・〇七	(一)〇・〇七
配電費	〇・三七	(一)〇・三六
需要者屋内費	〇・三四	(一)〇・三三
業務費及總係費	〇・四九	(一)〇・四六
諸稅公納金	〇・〇〇	(一)〇・〇〇
購入電力料	三・四四	(一)〇・四一
計	四・九一	(一)〇・八六

即ち從來の經費比較では京成が二割二分も少ない。勿論讓受區域の營業では送電費其他を費さぬわけにはゆかぬから、これだけその儘節約が出来るといふのではないが、尠く共從來のルーズな經營方針が改められることは

確かである。同區域の特別事情を考慮しても、尙約一割の経費節減が出来るかと考へられるのである。

遷信省に認可申請 東京電燈と京成電軌との間に交渉が纏つた東電の千葉支社區域譲渡の件は正式調印を終へ、十二月二十四日の東電總會に附議可決、同二十六日遷信省に對し、東電よりは千葉支社事業區域譲渡の京成よりは右同譲受けの、各認可申請書を提出した。この申請趣意書概要を示せば左の通りである。

京成の主要事業區域は東電の千葉區域との間に介在せるため營業事項はその都度相互の協定に俟つもの多く營業上の不便利とせず、然るに今回京成が東電千葉支社區域を譲り受けることとなりたる以上、京成は自然本來の區域と相俟ち地理的統一を完成するに至り兩社協定の煩瑣を一掃し、營業の基礎鞏固を加ふるのみならず、同地方に於ける送、變、配電等の諸設備を統一して二重投資の不利を除去し、電力統制の國家的大方針に副ひ、依つて事業の合理化と料金の低下、サービスの改善等萬事需要家本位の電燈供給並に電氣軌道運輸に當らんことを所期するに在る、しかも京成は千葉、成田間幹線の他、千葉、東金間に乗合自動車兼營し別に姉妹會社たる成田鐵道及び八日市場を経て遠く銚子小見川方面に至る兼業乗合自動車業を有し羽翼を縦横に伸張して居り、更に近き將來に於いては千葉縣下乗合自動車全線を合併統一する方針の下

に目下著々交渉を進めつゝあるに徴し、各停車場停留所の従業員を總動員し縣下電燈電力普及に努めることはやがて同地方産業文化に貢獻する所以に他ならないのであつて、兩社間に本區域の譲渡、譲受けの契約を締結當局に認可を申請する次第である。

東電が千葉區域を京成電軌に譲渡するといふ計畫は先づ何よりも地元たる千葉縣民を痛く刺戟し千葉市會、千葉縣會等は此の問題につき特別委員會を開き討議する一方、大衆的反対運動は全縣下に喚起され、千葉市の如きは市會滿場一致の決議を以て床次遞相、石原千葉縣知事等に譲渡絶對反対の意見書を提出したが、更に昭和十年三月上旬千葉縣會議員伊藤博愛氏を代表責任者とする譲渡反対期成同盟會は左の反對聲明書を遷信大臣縣知事等に提出し、大いに反對の氣勢を煽つた。

京成電氣軌道會社對東電支社區域讓渡問題に對し當局に懇ふ千葉區域讓渡反對期成同盟會

本縣の電氣料は全國に於ても高價にして、商工業の不振も又た此れに因す、従つて縣民の電氣事業に對して最も翹望する所は料金の値下げにあり、吾人も又た此の點に留意して常に電氣業者に對し、値下げの實行を迫るを怠らず、東京電燈會社の經營に於て既に二回の値下げ實現を見たり、其後絶へず値下げ斷行を迫りたるも左記の理由に依り要求を容れられず、今日に及び、本縣は建設費の割合に需要數低く従つ

て利益少なきこと、全國的不況と爲替關係による利拂金激増のため無配當の狀態にある事、然るに今回の讓渡問題に於いて郷會長の説に依つて千葉支社區域に對する投資額は一千五百九十三萬圓、利益金約二百五十八萬圓即ち一分六厘の利益率なる事判明し(イ)の理由は全く其の意味なきこと明瞭となりたり、更に前期より四分配當を實現したるを以て(ロ)の理由も又解消したり、依つて此の機會に於て東電に對し二割程度の値下げ實行餘裕と理由を發見し、東電も又從來の言質上此の要求を容る可き義務ありと信ず、然るに今回の讓渡問題實現せんか、重大なる言質と好機を失ふのみならず、京成に於ては値下げ實現の望み殆んど不可能となれば、京成は實質千六百萬圓に過ぎざる區域を其の倍額に餘る三千三百三十八萬圓といふ法外の高價を以て買収するものにして、其の資金も又五分利付の社債及び借入金金を云ふ借金金を以てせんとするものである、此の如き無理なる方法を以てしては如何なる事業に於ても効果をあげる事至難なり、況んや電氣事業の如き公共的にして且つ最も堅實を要すべき非投機事業に於ておや。

今東電の固定資金を千五百九十三萬圓とし京成を三千三百三十八萬圓とし、料金を現在のまゝの場合の利益率をみると東電は一分六分二厘となり、京成は七分七厘なり、更に前記の如く二割値下げの場合に於ては

東電では九分八厘となるが、京成では四分七厘となるもので、斯くては借入金金の利息すら支拂ふ事能はず、之れ明かに値下げの餘地なきものといふべきである。

京成は其の株主總會に於て誇らかに述べて曰く、東電一燈當りの經費四圓七十二錢に對し、京成は三圓五十八錢即ち一圓十四錢の節約の餘地あり、隨つて讓渡後には莫大なる利益を擧げるの見込みあり、と問ふに落ちず語るに落つとは正に此の事なり、此の經費の節約は設備改善費、改修工事費等不要不可缺の費用と人件費及安價なる粗悪品購入に依る材料費の節約を意味するものにして、これ正に吾人電氣使用者への奉仕と福利を犠牲にするの意志を暗示するものなり、即ち改修改善費の節約に加ふるに粗悪なる材料の使用は故障の増加を招來し、人件費の節約は人手の不足を増し、斯くて類々たる故障に人手の不足となつては、需要家の蒙る不利益と迷惑とは實に料金以上の重大なる問題と云ふべきなり、之れ吾人が京成への讓渡を忌避する主なる理由の一つである。

京成は主なる事業は電車にして電燈は従たり、即ち前者に對する投資額は約三千六百七十萬圓にして後者は僅かにその七分一たる四百九十七萬圓に過ぎぬ、而も其の利廻りに至つては前者の三分に對し、後者は一割餘を擧ぐ、即ち京成の活路は電燈事業擴張の外無きを示すものにして之れ京成が如何なる犠牲を拂つても千葉區域を買収せん

とする所以にして、買収の目的が電車事業不振の穴埋めにある以上、値下げに關し考慮する餘地少なきは明かなり。

京成の電燈事業が現在の十六萬燈より約八十萬燈に増加するに當つて、最も懸念されるのは京成が一馬力の發電所すら有せざる事なり、即ち八十萬燈を擁する會社が自ら發電所を有せず、電力を全部他社より購入するの結果、やがて其の料金決定についても電力購入先の會社の掣肘を受ける虞れあり、従つて値下げの希望に對し、將來の不安を感ずると共に從來直接製造先より買入るものが今後は仲買人の手を経るの不利益なる立場に立つ事も明かなり、更に又經營方針より見たる東電は數期の無配當を斷行して、其の内容充實に専念するの堅實味あるに對し、京成はひたすら會社の信用と株價釣上げに汲々とし、内容充實を等閑に附し、不堅實なる一方針の下に經營せるは茲に改めて詳述する迄も無く、これ吾人が値下げ、設備改善等の將來に對し不安を感ずる一因である。

東電は東京、横濱、其他全國に互り、供給區域を有し、千葉區域は一小部分に過ぎず従つて千葉區域に於ける値下等依る収入減少は他の區域に於て補充するに易きも、京成に於ては千葉區域は重大部分を占むるを以て、此の區域に於ける収入減は營業成績に直接打撃を與へる、これ吾人が東電に對し値下げの希望を有するに反し、京成に其の望み薄く否殆んど不可能を叫ぶ所以で